

「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見募集に寄せられた意見

(個人)

No.	意見
1	<p>弁理士の増員は大歓迎ですが、増員された弁理士の殆どが大都市圏に集中しており、弁理士過疎地の問題への解消策としては有効に機能していないと感じています。</p> <p>司法制度改革の一つとして行われた「法テラス」のような機関が全国に開設される必要があると考えます。</p> <p>若しくは、弁理士が地方に開業するための支援策(助成金、公的な仕事の斡旋など)がなされるべきであると考えます。</p>
2	<p>「優先権およびグレースピリオドの制度設計に関する議論を進めていただきたい。」</p> <p>特許庁の柴田上席審査官及び井上審判官が、パテント誌に3回に亘って掲載(VOL60 No.11、12 及び VOL61 No.1)された「米国先願主義実現の鍵となるか? / 「傘理論」復活への期待」を拝読いたしました。</p> <p>両氏のご提言は、我が国の国益上、重要な意味を持つものと感じております。しかしながら、個人レベルではなく、国として議論を進めなければその実現を図ることは困難であると思料します。</p> <p>ご提言に沿った議論を進める作業部会を設置する等、国としての何らかの取り組みをお願いしたいと考えます。</p>
3	<p>児童ポルノ法を改正し、いたずらに創作表現の自由を侵すような規制を押し進める諸政策は、明らかに日本のコンテンツ産業を萎縮、後退させます。</p> <p>コンテンツ産業の未来のためにも、ヒステリックな改正を行うべきではありません。</p>
4	<p>児童ポルノの単純所持の規制には、反対です。理由は、以下の通りです。</p> <p>1.恣意的な運用が、可能であること。——誰が、児童ポルノであるかどうかを判断するのでしょうか? 警察ですか? 文科省ですか? どちらにしても、信用できかねます。ある日、自分の家に、誰であろうが、取締官が来て、自分の子供のころの写真を児童ポルノだといわれる・・・などという事態が起こらないという証拠が、あるのでしょうか? 痴漢事件などでの冤罪も多いと聞いています。そんな中、ともすれば、痴漢以上に、でっちあげが簡単な児童ポルノ所持などを禁止したら、国民の大半が、犯罪者などということに、なりかねないと感じます。</p> <p>2.18歳未満という年齢は、高すぎます。小学生ならともかく、高校生にもなって、自分の意志で自分の性的嗜好を他人に管理されたくはないはずです。確かに、強制されてのものならば、話は別です。しかし、その場合においても、高校生位になれば、自分で、警察に訴えるなり、児童相談所に行くなりできるはずですし、現行法でも、そういったことには、十分対応できるはずです。可能性だけで、規制をかけるべきでは、ありません。</p>
5	<p>著作権法非親告罪化 親告罪があるので必要ない 法律による有害情報規制 これは、登録した際に情報を悪徳業者にながされ詐欺に使われる可能性がある 危険、さらに知る権利を侵害している 「児童ポルノ」「準児童ポルノ」及び偽計により本人の意志に反して譲り受けた際の 保護規定が無いままの単純所持禁止するのは危険「準児童ポルノ」においては実際の被害者が いないうえ表現の自由に反するものである。</p>
6	<p>はじめまして。</p> <p>児童ポルノ禁止法についてこれも漫画絶滅法案です。</p> <p>性犯罪を逆に助長します。</p>

	架空描写でも単純所持でもお縄頂戴なんてお話になりません。
7	<p>①著作権法の非親告罪化へ反対します。</p> <p>特に、一般のアニメファン、漫画ファン、芸能ファンなど、インターネット上での全く罪の無いファン活動が全て通報対象となり、ファン活動・創作活動が壊滅します。</p> <p>お子さんがドラえものの絵描き歌をブログに描いただけで、クレマーの変人が通報するような事態を招く訳ですから。</p> <p>②ダウンロード違法化・課金義務化に反対します。</p> <p>天下り利権団体の温床にしかありません。国家的・世界的な著作権保護が目的なら、一部の団体だけにお金が出るような仕組みなんて許しませんよ。</p> <p>③児童ポルノ禁止法の単純所持処罰化、漫画アニメゲーム二次創作表現対象化に、断固反対。</p> <p>単なる写真や画像やCD-ROMを麻薬や拳銃と同じ扱いにする!?しかもそれがポルノか否かの勝手な判断は誰がどうやってするの? 反対!</p> <p>漫画・アニメ・ゲームへの弾圧はもはや論外です。いつから日本は漫画1冊読んで逮捕されるような国になったんですか。完全な違憲法案です。絶対反対!</p>
8	<p>1・アニメや漫画、ゲームなどで児童を性的に描いたものを「準児童ポルノ」として違法化することに反対します。</p> <p>これは表現の自由の弾圧であり、アニメ、漫画産業は確実に衰退します。</p> <p>アニメや漫画は日本が世界に誇る強力な文化コンテンツであり、国益にも反します。</p> <p>2・アニメを支えているアニメーターの待遇の改善、支援等を積極的にすべきです。</p> <p>日本芸能実演家団体協議会によれば、所得は年300万円以上35%、未滿65%。100万円未滿も27%を占めたようです。</p> <p>時給が150円で働いているアニメーターもいます。</p> <p>このままの待遇では若手アニメーターは定着せず、深刻な人材不足になります。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
9	<p>現在日本ユニセフが推進しており各党で話し合いが進められている「準児童ポルノ法」が可決されてしまえば、アニメ・ゲーム・漫画など日本を支えていくべきあらゆるコンテンツ産業が壊滅的な打撃を受けてしまいます。それは、大きな知的財産の損害です。</p> <p>「準児童ポルノ法」に断固反対致します。</p>
10	<p>準児童ポルノ法は、不明瞭な点が多いため被害者のいない案件に対しても犯罪を立件することができます。</p> <p>準児童ポルノ法は、児童ポルノを取り締まることも可能ですが、その一方で日本の文化産業を圧迫し、思想弾圧をすることも可能な諸刃の剣です。</p> <p>日本のコンテンツ産業と思想文化を衰退させ、基本的人権を侵害する準児童ポルノ法に反対します。</p>
11	<p>アニメや漫画など、日本が世界に配信できるようなコンテンツの法的保護をして頂きたいです。</p> <p>最近の凶悪犯罪を、メディアではさもアニメや漫画が原因のように報道している状況に、非常に心を痛めています。創作物に罪は無く、犯罪との因果関係も医学的な根拠は存在していません。</p> <p>知的財産だけでなく、文化そのものを守るためにも、謂われ無き批判から保護してほしいです。</p> <p>また、最近話題になっている「児童ポルノ禁止法」の単純所持罰則化についても、知的財産や創作物の市場に大きく打撃を与える危険性があります。創作物など被写体が存在しない物について規制をした場合、新たに違反となった品物の処理・管理費用、規制によって失われた市場のコンテンツや、それを製作してきたクリエイター・企業など、経済的損失は計り知れません。</p> <p>一部の有志による計算では、処理・管理などの費用だけで5兆円を超える税金と、32年近くの歳</p>

	<p>月がかかるということです。これに市場の衰退や企業の倒産、失業者の増加などを含めると、その損失は莫大なものになるでしょう。</p> <p>これから発展・展望を望めるコンテンツと市場を守るためにも、知的財産の方面からの反対をお願いしたいです。</p>																																
12	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対 アニメなどを「準児童ポルノ」と認定すると仰せられますが ではどこからが準児童ポルノなのでしょう 児童ポルノの問題点は 被写体の人権なのではないでしょうか？ その辺をよく考えましょう</p>																																
13	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対 私の立場を先に明言すると、実在の被害者のいる実写ポルノの規制は必要であるが下記日本のサブカルチャーを規制に含めることは断固反対する。</p> <p>先日より日本ユニセフ協会を中心にアニメ・漫画・ゲームなどの日本のサブカルチャーも児童ポルノ法改正において準児童ポルノとして定めようという動きがある。</p> <p>しかし、これは表現の自由の侵害や、上記コンテンツの経済を悪化させるなどの悪影響が多くある。</p> <p>さらに、問題なのは上記コンテンツには実在の人物がいない、つまりは被害者のいないものである。実在しない人物にまでに法の規制に含めることは実におかしなことである。</p> <p>最後に、私も子供を持つ身として一番危惧していることがある。</p> <p>G8 の 1999 年ないし 2000 年の強姦(件/10 万人)</p> <table border="0"> <tr> <td>カナダ</td> <td>78.08 件</td> <td>単純所持禁止</td> <td>二次元禁止</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>32.05 件</td> <td>単純所持禁止</td> <td>二次元禁止(ただし違憲で無効)</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>16.23 件</td> <td>14 歳未満:単純所持禁止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>14.36 件</td> <td>15 歳未満:単純所持禁止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>9.12 件</td> <td>14 歳未満:単純所持禁止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロシア...</td> <td>4.78 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>4.05 件</td> <td>14 歳未満:単純所持禁止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>1.78 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>18 歳未満:描写・内容に関係なく単純所持禁止(予定)</p> <p>上記はインターネット上で入手したものである。</p> <p>ここから分かる事は決して今現在の日本の強姦件数は多いものではない。にも関わらずサブカルチャーまで規制をしてしまうといことは、カナダと同様の結果に近づいてしまうことは容易に想像できる。</p> <p>これでは日本ユニセフ協会などが本来目的とする児童を守る筈が、まったく逆で今以上に児童を危険に晒されてしまう。本末転倒も極まりない。</p> <p>私は自身の子供だけでなく全ての子供の安全を守るためにも、この規制をなんとしても阻止する必要があると強く意見する。</p>	カナダ	78.08 件	単純所持禁止	二次元禁止	アメリカ	32.05 件	単純所持禁止	二次元禁止(ただし違憲で無効)	イギリス	16.23 件	14 歳未満:単純所持禁止		フランス	14.36 件	15 歳未満:単純所持禁止		ドイツ	9.12 件	14 歳未満:単純所持禁止		ロシア...	4.78 件			イタリア	4.05 件	14 歳未満:単純所持禁止		日本	1.78 件		
カナダ	78.08 件	単純所持禁止	二次元禁止																														
アメリカ	32.05 件	単純所持禁止	二次元禁止(ただし違憲で無効)																														
イギリス	16.23 件	14 歳未満:単純所持禁止																															
フランス	14.36 件	15 歳未満:単純所持禁止																															
ドイツ	9.12 件	14 歳未満:単純所持禁止																															
ロシア...	4.78 件																																
イタリア	4.05 件	14 歳未満:単純所持禁止																															
日本	1.78 件																																
14	<p>===== 知的財産推進計画改訂パブコメに「準児童ポルノ法反対」の意見 ===== ===== 準児童ポルノ法は自分たちの欲を満足するための道具にしか見られない 安心してコンテンツを利用する取り組みを今まで行っているのに</p>																																

この準児童ポルノ法は日本が世界に誇れる知的財産を失おうとしている
・表現の規制・十八歳以上でもキャラクターが18歳以下に見える場合
・18歳以上が子供のフリをしてもアウト
・アニメ・マンガ・ゲームと児童への性的虐待の因果関係があやふや
・子供ポルノの単純所持を禁止・処罰の対象にする
・マンガ、ゲーム、アニメに18歳以下に見える画像等を単純所持は犯罪者予備軍
これにより知的財産を失い・罪を犯したわけでもない国民・罪を知らない国民が、
冤罪にも関わらず犯罪者使いとされ、冤罪にも関わらず、人権、職場地位を失い、犯罪者になっ
てしまった・・・

この人はこの先、貧困生活なんです！

安心して生活するべきなのに

国や委員会が救済処置を行なうといわれても人権、職場地位、犯罪者になった経緯は冤罪とな
ってしまった人にとっては大きな汚点であります。周りからはなに言われるかわからない。
冤罪の救済措置(この場合準児童ポルノ法が廃案になること)だけど冤罪になった人の心には精
神的なキズが癒されないままでしょう。

それで、あるコミュニティでアニメ・マンガ・ゲームなど廃棄する額が計算されていました。
計算された額が約5兆925億円とでました。実際にはこれを上回る膨大な金額になるでしょう
この膨大な金額を無駄づかいするつもりでしょうか？

廃棄することで大気汚染の拡大にも繫がります。

深ダンプカーの膨大な数、ガードマンの派遣コスト

膨大なガソリン消費、1台＝684年 10台＝68年 100台＝6年9ヶ月という膨大な日数

すべて処分する為には約25万日かかり

環境問題に対しても、もっと議論して見るべきです！

日本ユニセフ協会は子供の人権ばかり意識しすぎて、国民や環境問題、金額のどこ、描画の表
現のこと・・・

この法案はこれからの世界市場に傷を入れ衰退の要因になりうるのではなりでしょうか？

イベント系 規模が縮小しコスプレイヤーが減少

衣料関係の市場衰退

夏・冬コミといわれるイベントの同人誌への

打撃、製紙・印刷業界への影響

夏・冬コミといわれるイベントで各県からの集客に打撃

CD・DVD・BD製造業の衰退

パソコンでも使われるCD・DVD・BD製造業の衰退への影響

製紙業界 紙が余ってしまう影響

印刷業界 同人誌への衰退が起こり、値上がりへの影響

紙の印刷料金が上がるのではないかな？

ゲーム業界 描画の表現・ゲームの所持の規制にゲーム業界は衰退、

消滅があるのでは？

街にあるゲームセンターの集客低下現象が起こり

アルバイト・正社員が雇えなくなるのではないかな？

この法が可決してしまうと今の秋葉原は今の状態ではなく、子供たちの有害な町
麻薬などの売人の町、スラム街になってしまうでしょう。

知的財産。日本の文化を守り抜きましょう！

=====

(1)児童ポルノの単純所持規制と(2)アニメ・漫画・ゲームなど架空の表現への規制対象の拡大であるが、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制賛成派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

また、規制賛成派の中の、さらに虚構・現実混同派は、児童保護と児童ポルノ規制と架空表現の規制を意図的に混同し、印象操作を用いた思考停止を強いており、これはいやしくも文化と表現を語る者は、絶対にしてはならないことである。

(1)児童ポルノの単純所持規制について

児童ポルノの単純所持規制の追加であるが、ネット上で閲覧とダウンロードと所持の区別がつかない以上、単なるポルノサイトの閲覧だけでも逮捕の可能性が出てくるこのような法制は、インターネットが普及している今、非常に危険極まりないものである。

また、単純所持規制を、積極的かつ継続的に所持している場合に限る等と考えているようだが、これも、ダウンロード違法化における「情を知って」と同じく、全く抗弁の役に立たない曖昧かつ恣意的な限定である。

ダウンロード違法化で、主に規制主体となると考えられるのは著作権団体だったが、今度は警察であるだけにさらにタチが悪い。サイトの摘発によって得られるであろうアクセス履歴などでそれなりの疑いを抱くに至れば、何ら現実の被害が発生していなくとも、警察はプライバシーを蹂躪し、家宅捜索や身柄の拘束や証拠の押収をしてくるであろうし、1枚でもそれらしい写真なりがアルバムにでもPCにでも携帯電話にでも保存されていれば、法律を盾に被疑者に犯罪者のレッテルを貼り、一罰百戒を狙って立件を目指してくる事になる。

ネットワークでは良くあるケースだと思うが、いろいろなサイトを見回る内にポルノサイトへのリンクを多く踏んでしまっていたとか、ポットに引っかかったのだとか、メールボックスは放置してしまっていたとかの抗弁が、今回の規制を正義と考える者達の耳に届くとは到底思えない。

現に、出会い系サイト規制のパブリックコメントを募集したあげく、その結果を公表もせず閣議決定を行うほど、警察庁は国民の安全と安心より天下り先確保を優先しており、現場は恐らく点数主義で摘発件数を競っているだろうという状況では、警察に抑制は全く期待できない。つい先日のビデオ倫理機構幹部の逮捕も実にきなくさいし、アニメ画像1枚の著作権侵害でウィルス作成者を別件逮捕するなど、警察は全く信用できない。

インターネット上での公開は海外からでも閲覧できるため、日本からの画像流出が問題視されているだとか、インターネットなどを通じて児童ポルノ事件の被害者が急増しているだとか言う意見もあるようだが、インターネットにおける児童ポルノの提供あるいは提供のための所持又は製造は、既に現行法である「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の第7条で規制の対象になっており、そこに法的な穴など空いていない。

児童ポルノ提供と児童売春は別物であるが、児童売春についても当然のことながら第4～6条で既に規制されており、法的な穴は空いていない。このような、インターネットに対する漠然とした不安に基づいた印象批評など、法改正の根拠たり得ない。

国際的に遅れているという意見についても、情報に関する限り、西洋主要国の法制は、ダウンロード違法化も含め正しいとは思われない場合が多くある。このようなモラルに関することで、そもそも道徳としてキリスト教道徳が今なお厳然として存在し、児童ポルノを思想犯として取り締まっても平然としていられる西洋主要国の法制を日本に導入しなければならない理由は何一つない。インターネットの普及によって、情報へアクセス機会が爆発的に増えた今、単純所持規制による危険はより高まっており、これを規制しない理由はかえって増えていると私は考えているくらいである。

情報そのものの価値判断・道徳判断は常に相対的なものであって、それは児童ポルノであっても変わりはない。お前は児童ポルノを所持しているのか、児童ポルノが好きなのかという姑息な

質問に対しては、好きであろうが嫌いであろうが、そんなことは国民の個人的な情報アクセスを危険たらしめる理由には全くならないと私は答える。個人的な情報アクセスによる被害は存在しない。国民には、インターネットであれ、どこであれ、児童ポルノも含めてあらゆる公開情報へ常に安心安全に個人的にアクセスする権利がある。

(2)アニメ・漫画・ゲームなど架空の表現への規制対象の拡大について

また、アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとは全く思えない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くならない。

虚構と現実を常に混同し、自らの価値判断・道徳判断のみを絶対として規制を主張するよう者に、文化や表現の自由に関わる問題を軽々しく語ってもらいたくはない。児童への被害が存在しているのならば取り締まりも是認されるかも知れないが、規制賛成派は、わざわざ「準児童ポルノ」などという卑怯な造語を作り出して、印象操作のみによって法規制を正当化しようとしている時点で、そこに児童被害など存在していないということを、自ら規制を是認するに足る保護法益がないと告白しているに等しい。世の中に規制されるべき「準児童ポルノ」など存在していないと私は断言する。

規制を写実的なものに限り、少し漫画で子どもの裸を描いたからといって規制はありえないなどと言ったところで、どこまでを写実とし、どこからを写実ではないとするのか。また、児童の半裸像あるいは裸体画のような、写実的な美術作品は、どこの美術館にも飾られており、街角にも立っているし、それこそ有名な画家や作家の作品群をいくらでも列挙することもできるが、これをどうするのか、芸術であれば卑猥な感情や羞恥心を刺激しないから良いとでも言うのか。保護法益もない中で、芸術か児童ポルノかというバカバカしさ極まる法廷論争をまた最高裁まで繰り広げたいとでも言うのか。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。そして、もはや架空の表現については実質的に取り締まるべきとするモラルがほとんど無くなっている以上、これら架空の表現に対する一般的かつ網羅的な規制はほとんど何によっても是認され得ないと私は考えている。(各地のポルノショップにしたところで、売場は必ず18歳未満立ち入り禁止にしているだろうし、青少年保護ということではそれで十分である。)

このところ良く持ち出される内閣府の「有害情報に関する特別世論」調査にしても、何の予備情報も与えずに、最初から「児童ポルノは害である」という事が前提のもとに規制すべきか否かと直接面談で聞くというひどいものである。害を取り締まる事に「いいえ」と答えるバカがいるだろうか！？ このような、世論調査どころか世論操作といった方が良い結果に基づいて言えることは何一つない。

この表現規制が刑事罰をとまなう極めて執行力の強いものである以上、その文化と表現に対する影響は、ダウンロード違法化よりも甚大なものとなるだろう。自民党・公明党・民主党などの政党は全て、コンテンツ立国だの、コンテンツ振興だのと口では言いながら、その規制推進派がこのような規制強化策を打ち出してくる時点で、アニメ・漫画・ゲームのようなサブカルチャーに対する軽視を、その文化と表現に対する完全な無理解を露呈したのだ。もし、これが成立すれば出版社や放送局が壊滅して日本のコンテンツ産業が再起不能な致命的大打撃を確実に受ける滅茶苦茶な悪法案だという事を自認し、自らの矛盾と無知を猛省するべきである。

架空の表現において、年齢の区別などは意味をなさない。このような規制強化は、アニメ・漫画・ゲームにおけるポルノ的な表現そのものの過剰規制として機能するのだ。

	<p>どんな文化であれ、表現が人間精神の発露である以上、必ず陰の部分も存在する。今の日本のアニメ・漫画・ゲームなどのサブカルチャーの隆盛と、そのポルノ的な表現の隆盛が軌を一にしていることを忘れ、一方的に陰の部分否定することは、文化の文化たる所以を否定することに等しい。このような表現規制は、今の日本のアニメ・漫画・ゲームなどに注がれる活力を削ぎ、これらのジャンルにおける文化と経済の衰退・全体的な地盤沈下を招くことだろう。</p> <p>このような動きに対して私は心からの憤りを禁じ得ない。規制と天下りと補助金・献金で腐敗のトライアングルを構成している政官業に巣くう寄生虫どもは、その現実における無意味な規制強化によって官製不況をあらゆるところに撒き散らすだけでは飽きたらず、国民から無害かつささやかな趣味までも奪おうとしている。</p> <p>ごく一部の人間の単なる不快感によって表現の自由と個人のプライバシーが蹂躪されることなど到底許されてはならない。</p>
16	<p>自民党の皆様お疲れ様です。</p> <p>人権保護法について、再三再四、お便りさせていただきます。</p> <p>昨日来法案を拝見しましたところ、人権擁護法には罰則が定められているようですが、これについても私は反対致します。</p> <p>いかなる法でもそうですが、罰則を定めれば適用されるのは当然のこと、そしてなし崩しに「効果がない、次はより実効性を持つ罰則を」ということになるのが目に見えているからです。</p> <p>法を定めたとしても、確固たる信念を持つ保守系の論客が処罰によって自説を曲げるとは思えず、結果本来存在すべきでない刑罰の厳罰化を招き、国を憂える発言をする者が全て長期の投獄や財産没収によって潰される事態を招来すると思われます。</p> <p>そうした面からも人権擁護法には賛成できません。</p> <p>将来的な世論、国論形成にも非常に有害です。</p> <p>既存マスコミと違い、自分の意見が部分的に削除など歪曲されず、情報伝達の点で即時性を持ち、若い世代に浸透しているネットの存在は国益にとっても非常に有益です。</p> <p>そのネットで国民でなく、不当に特権を享受している外国人を批判しただけで「差別ニダ！」と攻撃を受け、処罰の脅威さえあるとなったなら、一般国民層は意見を口にすることを恐れ、わが国は二度と正常な国論を形成できなくなるでしょう。</p> <p>最悪の事態です。</p> <p>この件に関しては拉致問題・家族会の問題もあります。</p> <p>総連は拉致問題は差別と言っており、この法律が施行された場合家族会が不当に差別者として逮捕・処罰されることも十分に考えられます。</p> <p>このように我々一国民が列挙するだけでも無数の問題点を有する悪法、国会提出などとてもないことです。</p> <p>何卒お止めください。</p> <p>もし提出されるおつもりであるのなら、私はもう自民党には投票しません。</p> <p>ご考慮を願います。</p>
17	<p>自分は準児童ポルノ法に反対です。</p> <p>もちろん、今世の中には人々に悪影響を与えるアダルトビデオなどが蔓延っておりますし、性犯罪は可能な限り防止できるよう、努力を怠ってはなりません。</p>

	<p>しかし、企業や個人の創作物(漫画やアニメ、ゲーム)まで取り締まってしまう、というのは日本国憲法に記載されている「表現の自由」、場合によっては「言論の自由」に著しく反しているのではないだろうか。</p> <p>作者がこれは 18 歳以上のキャラクターとして描いたものでも、役人側の判断で「これは児童ポルノだ」と決め付けてしまうような事があるかもしれません。創作物は人によってその作品への個性の現れ方が大きく変わります。基準は一体誰が決めるのでしょうか。責任は誰がとるのでしょうか。もし上の例に挙げたようなことがあれば、それはその作者に対する立派な人権侵害です。</p> <p>また、この準児童法ポルノは日本の誇れる漫画文化、アニメ文化を衰退させることに繋がる危険性も孕んでいます。</p> <p>明らかな憲法違反。さらに日本経済の衰退も予想させます。以上の理由から、自分はこの準児童ポルノ法に反対させていただきます。</p>
18	<p>著作権法の非親告罪化に反対します。</p> <p>著作権が侵害されたかどうかを判断するのは司法であるべきで、警察当局が勝手に類似作品を著作権侵害と判断し、摘発することは公権力による恣意的な運用の可能性をめぐいきれず、結果として表現の自由、言論の自由を国民から奪いコンテンツ産業そのものを衰退させる危険な法改正と認識しております。</p> <p>コンテンツ産業を育成するならば、できうる限り規制を撤廃し自由に創作活動をさせるべきです。現在はユーザーすらも著作物に刺激され新しいクリエイターとして作り手になっている傾向にあります。それらユーザーを「著作権侵害の潜在的犯罪者」とする非親告化は、新しいクリエイターの登場を否定していることになり、必ず日本のコンテンツ産業の競争力を奪うことに繋がります。</p> <p>国による規制は産業の未来を奪います。ゲームや漫画の分野では、一部の国会議員などが児童ポルノ禁止法を過度に改正させ、著しい表現規制を行おうとしています。これらの動きと著作権法の非親告罪化は本質的に非常に似通っており、決して認められるべきものではありません。</p> <p>以上のことから、著作権法の非親告罪化に反対いたします。</p>
19	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
20	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
21	<p>知的財産推進計画についてご意見させていただきます。</p> <p>日本はすでに知的財産における大国としての地位を保有しています。その理由は、これまで日本においては憲法に定められる表現の自由が保障されており、さまざまな創作活動を多くのコンテンツ製作者が自由に行うことができ、その中から競争原理に基づいて優れたコンテンツが選出されてきたためと考えています。</p> <p>たとえば、日本産のコンテンツが世界を席巻している分野であるコミック・アニメーション、小説などにおいては、数多くの製作者が自由にコンテンツを製作し、雑誌メディアや同人誌即売会などにおいて自由に発表され、それを読み手が評価して人気が出たものが TV メディアに展開され、やがては海外へ輸出されるという流れが存在しています。</p> <p>つまり、国内で自由な創作による数多くの作品が激しい競争にさらされ、それを勝ち抜いていくプロセスにおいて「世界中で通用するコンテンツ」としての品質が磨かれていることが、日本発コンテンツのグローバル市場における強さの根源であると考えています。</p> <p>このプロセスを保持し、よりいっそう日本の知的財産における競争力を高めていくためには、なによりも「自由な創作」と「数多くのクリエイター」、そして「自由に発表できる場」この三つが守られる必要があると考えられます。</p> <p>しかし、昨今の報道によれば「児童保護のために絵画・コミック等を規制すべきである」という一</p>

	<p>部団体の主張が存在しています。児童の保護は重要なことではありますが、絵画・コミックを規制することとは著しく目的と手段が隔たっており、規制によって児童の保護にはなんらつながらないばかりか、先ほど述べた「自由な創作」「数多くのクリエイター」「自由な発表」という日本の知的財産における競争力を著しく減退させる可能性が高いものと言わざるを得ません。</p> <p>日経 BP 社から出版された「中国動漫新人類」という書籍にも記されていますが、中国において中国産のコンテンツは国家権力の厳格な規制下にあり、そうしたコンテンツに対して中国の若者たちがなんら魅力を感じないために、中国のコンテンツ市場は自由に創作された日本発のコンテンツが制覇しています。</p> <p>もし日本において「創作・表現の自由」を規制するような法律が作られれば、そもそも憲法に違反するばかりか、日本の知的財産市場における国際競争力が失われる危険性が極めて高いと考えられます。</p> <p>日本の知的財産における競争力の強さは、経済において有益であるばかりでなく、国民が良質のコンテンツをいち早く享受できるという、経済・文化両面において国民の福祉に大きく貢献しています。こうした状態を失わせるようなことは、あらゆる国民にとって不幸な結末を招くものと考えます。</p> <p>乱文乱筆失礼いたしました。</p>
22	<p>私は児童ポルノ法改正に反対致します。</p> <p>子供をそうした被害から守るのは大切ですが、現在自民党内で議論されている「漫画やアニメやゲーム」を規制することに断固反対致します。</p> <p>理由と致しましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法で保障されている「表現・精神の自由」の侵害に該当する。 ・日本のアニメ・ゲーム市場の経済効果は大きいため、規制により市場を萎縮させる恐れがあり、経済的にも大きな損失をこうむる可能性がある。 ・実際の児童ポルノとは違い、漫画やアニメやゲームには被害者が存在しない。 <p>以上の理由から私は児童ポルノ法改正に断固反対致します。</p>
23	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対します。</p> <p>また民間のコンテンツ推進を支援すること、コンテンツを生み出す同人活動などの法的解釈を希望します。</p>
24	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対</p> <p>実写のポルノと 絵(アニメ、漫画、ゲーム)はまったくの別物です</p> <p>同じように規制するのは間違いです</p>
25	<p>なぜ、日本は表現の自由が認められているのに、アニメやゲームマンガを規制しようとするのですか？アニメやマンガやゲームは、日本が世界における文化であり、経済を支えています。すべてを規制したら憲法で保障されている第 21 条に違反しています。日本は民主主義なのに、戦前の思想統制にするつもりですか？私たち国民の人権が完全に侵害されます。私は、児童ポルノのアニメやマンガやゲーム等にも入れることと、著作権の非親告化に断固反対です。さっきも述べましたが、日本国憲法に明らかに違反しています。</p>
26	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対</p>
27	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対。</p> <p>言論の自由、表現の自由に対する挑戦である。ユニセフの名を語り正義を振りかざす似非団体の言い成りになるとは日本を警察国家にするつもりか。</p>
28	<p>準児童ポルノ法反対です。アニメや漫画などの日本を代表する文化が規制されるというのはとても許しがたいものです</p>
29	<p>「日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対」</p>

30	<p>人権擁護法や準児童ポルノ法反対！</p> <p>一般国民の大多数を冤罪被害者に仕立て上げて本来の目的である人権の保護や性犯罪の抑止には全く役に立たない滅茶苦茶な悪法ではないでしょうか？魔女狩りにも似た世界に日本を連れていくつもりでしょうか？その後の責任は取れるのでしょうか？</p> <p>それから漫画やアニメなどの表現にも規制が入るとしたら日本が推し進めているコンテンツ立国は不可能になるでしょう。当たり障りのない表現しか出来ないのであれば真に価値ある作品は生まれません。大量の屑を切り捨てる代わりに真に価値あるものまで切り捨てるおつもりでしょうか？コンテンツ産業を柱にするしか日本の道はないと思われませんがそれを潰すつもりですか？</p> <p>「地獄は善意によって舗装される」といいます。</p> <p>どうか止めて頂きたい。</p>
31	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対</p> <p>児童ポルノの単純所持が禁止され、またイラストもそれ含まれる事になれば表現の自由が侵され日本の重要な文化・産業であるアニメ・漫画が衰退してしまう。</p> <p>児童ポルノの規制を強化すべきではない。</p>
32	<p>【児童ポルノ禁止法改正による単純所持違法化、および準児童ポルノ規制強化に対する意見】</p> <p>・単純所持違法化の問題点</p> <p>合法時代の物まで取り締まり対象にすることは、憲法の第三十九条(一事不再理、法の不遡及)に反するものである</p> <p>取り締まりの方法が明確でないこと、収集が目的であるということを明確に実証することが困難であり、延いては捜査機関による重大な人権侵害に繋がる虞がある</p> <p>日本という国の一般的モラルを考慮した場合、たとえ収集目的でないことの実証がなされた場合でも、「児童ポルノを所持していた為に捜査機関の捜査を受けた」という事実がもたらす風評被害は、対象者の人権を著しく侵害する危険性がある</p> <p>また、単純所持を取り締まることにより、個人が自ら創作した絵画・彫刻等をそのまま所持することや、児童へのモラルの啓蒙・性教育目的での収集・所持も取締りの対象となり、著作活動や家庭内の道徳教育が著しく妨げられ、結果として日本の産業・文化の発展を著しく阻害する虞がある</p> <p>加えて、すべての家宅を搜索する事は困難であり、あくまで他の案件の付則的、別件的に適応せざるをえないため、所謂児童ポルノ規正法が本来目的とするところの、児童の権利侵害、児童虐待に対する抑止効果は極めて低い</p> <p>すべての国民の基本的な人権は憲法第十一条により保護されている</p> <p>・「児童」の定義の曖昧さ</p> <p>不必要なまでに広範囲を対象とする案件を法律とするのは如何なものか</p> <p>何を以て児童とするか、その定義が確たるものではなく、捜査者・判定者の主観によって判断されることから、現在過去の物を問わず家族等の幼少時代の写真所持による違反の急増が予想される</p> <p>またそれらの写真等を行政により破棄されることによる精神的苦痛を生み出しかねない</p> <p>・準児童ポルノの定義の曖昧さ</p> <p>本件に関し日本ユニセフなる団体より提出された要望書においては、「被写体が存在するか否かを問わず、児童の性的な姿態や虐待などを写實的に描写したもの」と定義されている</p> <p>これは既に規制対象となっている児童ポルノが、被写体が存在する児童であることに限定されていたのに対し、アニメーション作品やコミック、小説、ゲーム等の創作物に登場する、所謂架空の児童が被写体となるコンテンツにおける性的な描写について「準児童ポルノ」と定義づけ、従来</p>

の児童ポルノと同等に規制対象とすることを主眼としていられる
しかし「児童」の定義、「性的な姿態」「写實的に描写したもの」「性的な描写」がどのようなものを指すか等、その定義はきわめて曖昧であると言わざるを得ない

そのため、捜査官や判定者の主観により判断・決定されるようなものであり、国民が不当に不利益を蒙る虞がある

また実在の児童を用いた児童ポルノに比べ、人権の被害を受ける児童が存在しないのにも拘らずこれを規制するということは、判断する側の恣意的判断によってあらゆる表現が規制されてしまう虞がある

・単純所持規制、準児童ポルノ規制を導入している諸外国の例

既に日本より先に、単純所持規制や準児童ポルノに対する処罰を取り入れているカナダのレイプ発生件数は、日本と比較して実に約40倍以上にのぼるという報告がある

(人口10万人あたりの発生件数でカナダ／約78件、日本／約1.8件)

更に単純所持規制に基づく強制捜査により、自殺の発生件数も増大しているという報告もある

また、児童ポルノの単純所持規制を日本に対して要求してきたアメリカにおいては、絵画・映像の児童ポルノ、すなわち所謂準児童ポルノに対する規制は、最高裁において違憲判決が確定している

・ポルノグラフィの規制強化と性犯罪発生率の因果関係

上記カナダの例の他、日本より厳しい規定を設けている諸外国におけるレイプ発生件数は、いずれも日本に数倍～10数倍することから、規制の強化は性犯罪を抑制するより、むしろ促進する可能性がある

・日本国憲法第19条(思想・良心の自由)、第21条(表現の自由)の侵害

現在絵画・彫刻の仕事に就いている方、文章を書く仕事についている方など、物を表現する立場にある者が、国内において表現する自由を著しく侵害される懸念がある

児童ポルノや準児童ポルノの定義が曖昧なため、その適応範囲は予想を遥かに上回るほど大きく、表現活動が何一つ行えないような世の中になってしまいかねない

・日本社会に与える経済的衝撃

上記のような曖昧な定義のままこの法律が施行されてしまえば、日本の産業である漫画、アニメ、ゲーム、映像産業はもちろんのこと、それに付随する多くの業界が蒙る経済的損失は極めて大きなものとなり得る

児童の定義が曖昧なまま単純所持が違法化され、さらに準児童ポルノが成立すれば、現在あるありとあらゆる漫画、アニメ、ゲームが違法となり、過去から現在にかけて所持していたものすべてを廃棄、または押収されなければならない、また新しいものを作り出す際にも検閲など、今まで以上に踏むべき手順が増え、これらを生産する業界団体に大きな負担を強いることになるため、企業の自粛による経済の萎縮や倒産による失業者問題など、社会的な問題を引き起こしかねない

日本はコミックやアニメを海外に輸出しており、これらの貿易にも影響が生じ、経済的に大きな影響をあたえる結果になり得る

ポルノ作品の規制は、現行法で十分対応できるわけであり、またレーティング、販売・流通箇所ゾーニングなども確立されている昨今、なぜこのような改正が求められるのか

また上記のとおり、これらの定義は捜査員や判定者の判断に一任されるため、法が人を取り締まらず、人が人を取り締まるという社会形態が出来上がってしまうことも懸念される

・現行法

現行法ではすでに児童ポルノの製造、譲渡、及び譲渡目的での所持は禁止されている

流通を抑えられないのは立法上の不具合ではなく、運用によって解決すべき問題である

製造・譲渡の抑制は、児童ポルノの製造者・販売者に対する罰則の強化によって、製造・販売に

	関わる者に対するリスクを高めることで、十分に達成可能である
33	<p>初めに、私は法律家でも政治関係者でもありませんので、専門的知識は一般の人を同等で緯度ですので、文面が要点を成してない場合がありますが、それでも意見たくメールいたします。ご了承ください。</p> <p>「準児童ポルノ」と言う単語をつかい、漫画、アニメ、ゲームなどに含まれる児童ポルノに類似した絵画、つまり作者やクリエイターが描写した想像の産物を違法化しようとする動きがあるようです。</p> <p>写真や実写動画ならまだしも、元々が二次元の絵に対してそのような規制を掛け、大衆の目から遠ざけようとする事は知的財産の構築すらも許さないと言う、更にいうなれば日本国憲法が保証する表現の自由すらも犯す事になるのではないのでしょうか？</p> <p>漫画やゲームの規制が児童を守る事に繋がるとは思えませんし、日本の漫画文化、今後も多く生まれるであろう有能な作家の財産を奪うだけとしか思えません。また今後の日本が誇る漫画、アニメ、ゲーム文化の衰退すらももたらす事になるでしょう。</p> <p>私は「準児童ポルノ」と言う、意味のない規制に大反対です。</p>
34	<p>オタク文化は日本の産業の一つですよ？</p> <p>2次元のアニメやゲームも児童ポルノに適用したらオタク文化という日本の産業は一気に衰退へ向かうのではないですか？</p> <p>というかアニメやゲームを規制するのって表現の自由の侵害というか憲法違反では？</p> <p>日本ってそんなに独裁主義国家でしたっけ？</p> <p>というか自民党は馬鹿ですか？</p> <p>普通なら産業は自分で消すのではなくて育てていくものですよ？</p> <p>それを自らの法律で消してどうするんですか？</p> <p>もし規制したら減るところか犯罪は急増すると思いますよー</p>
35	<p>現在進められている、マンガやゲーム、アニメまでも規制の対象とする児童ポルノ禁止法案改革は、度を越していると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンガやアニメなどが児童の被害への誘因となることが解明されていないこと ・性を扱った作品にも啓蒙的な優れた作品が多くあること ・単純所持を規制の対象としてしまうと、冤罪が簡単に成立してしまう可能性が大きいこと ・表現の自由を大きく妨げ、コンテンツ産業の発展を著しく妨げる危険性が大きいこと <p>上記が主な理由です。</p> <p>そもそも人間と性が切り離せないものである以上、人間を取り扱う作品に性描写が少なからず出てくることは当然のことです。</p> <p>私は大学で国文学を専門として学びましたが、純文学作品の中にもペドフィリアに繋がる作品は多く見られます。</p> <p>また、キッズポルノとしか思えないような官能小説も多く出版されているのが現状です。</p> <p>その中で、マンガ、ゲーム、アニメは作品性も考えず取り締まれてしまい、悪書と言っていい官能小説は野放しにするようなこの法案は整合性を欠いていると思います。</p> <p>勿論、規制した方がいい作品もあることは確かです。</p> <p>しかし、そう言ったものは販売制限を設けたり、購入制限を設けるなどの方法で規制していくべきであり、日本の世界に誇る文化であるコンテンツ産業を徒に押しとどめる方向で規制するべきではないと思います。</p> <p>もしも規制をするのでしたら、明確なボーダーラインの明文化、審査委員会の設立、十分な審議運営が可能でしょうか？</p> <p>単純所持が自らの意思によるものか、捜査が完全に可能でしょうか？</p>

	<p>こうした問題が解決されない限り、改悪としか言えないと思います。</p> <p>野放しを望んでいるわけではありません。</p> <p>濫用をできる形での法改定は、日本と言う国の品位を下げる行為だと思います。</p> <p>そうしたことを加味した上で、法案の修正を考慮してはいただけないでしょうか？</p> <p>基準を明確にしないままの規制は良識を振りかざした感情論であり、理論的なものではありません。</p> <p>逆に、明確で適正な基準があるのでしたら、規制は歓迎するべきだと考えております。</p>
36	<p>準児童ポルノ法について意見がございます。</p> <p>この準児童ポルノ法は、「アニメ・ゲーム・漫画」などの二次元的なものも規制の対象にしています。</p> <p>しかし、上記3点には被害者は存在しません。</p> <p>さらに、これらが犯罪と結びついているという科学的根拠、データが存在しないまま、何の説明もなく突然規制の対象にするという流れになっております。</p> <p>私は、子どもは守られるべきであると考えており、児童ポルノ規制には賛成です。</p> <p>しかし、今回の準児童ポルノ法は完全に的をはずしております。</p> <p>そして「準児童ポルノ」の定義が非常に曖昧です。</p> <p>このままでは、表現・精神の自由、知的財産権が完全に侵害されてしまいます。</p> <p>さらに、このような傍若無人の規制を行えば、世界に向けて躍進している日本のコンテンツが大打撃を受け、失業者も増えるでしょう。</p> <p>そうなれば経済的にも非常に悪影響を及ぼすことになります。</p> <p>以上のことから考えても、準児童ポルノ法は知的財産権の侵害にも当たります。</p> <p>この法案を放っておくわけにはいかないと思います。</p>
37	<p>知的財産権の根底にあるものは表現の自由だと思います。表現の自由がなければ知的財産は存在しませんから。</p> <p>表現の自由は憲法に定められているように、基本的人権であり、他の権利よりも優先されるべき権利です。しかしながら現在の日本にはその表現の自由を踏みにじる法案、改正案が作られ、いつ可決されるかもわからない状況にあるのです。</p> <p>今回はそのうちの一つである児童ポルノ法改正案について意見させていただきたい。</p> <p>児童ポルノ法改正案と言えどことなく良いものと感ぜられるでしょう。しかしそれは大きな間違いです。</p> <p>確かに児童の保護のため児童ポルノは規制されるべきでしょう。しかしながらこの改正案は漫画、ゲーム等の架空の児童を対象とした虐待、性行為、その他性欲をかき立てるものを準ポルノとして規制しようというのです。</p> <p>これは恐ろしい事態です。準ポルノの規準が曖昧ですから多くの漫画が取り締まられてしまいます。例として、ドラゴンボールやキューティーハニー、スタジオジブリの映画、エヴァンゲリオン、クレヨンしんちゃん、ドラえもん等の有名作品さえ規制できます。さらに極端な例を出せば源氏物語さえも規制可能なのです。</p> <p>また、アダルト漫画は新人漫画家の修行の場として利用されることが多く、そこを規制しては知的財産を生み出す者さえいなくなる可能性があるのです。</p> <p>しかも準ポルノ規制の理由が「実在の児童への被害を助長する可能性がある」というもので科学的根拠がまったくありません。それどころか準ポルノを規制した国よりしていない国の方が児童強姦率が高らかに低いというデータさえあるのです。</p> <p>このような不明瞭にして曖昧な理由で上記のような問題点のある改正案を通す訳にはいきません。</p> <p>しかしながら、現状としては多くの人々が名称に騙され、その危険性が広まらないで状況にあり</p>

	<p>ます。これでは知的財産は推進どころか衰退してしまうと思います。</p> <p>ですので、まずはこの法案の問題点を徹底議論すべきだと思います。</p>
38	<p>準児童ポルノ法に反対です。</p> <p>絵にまで制限を付けるというのはあまりにも非現実的です。</p> <p>曖昧な基準で国民に愛される作品が奪われていくようなことがあれば、国民は納得できないでしょう。</p> <p>勝手な判断でポルノのレッテルを貼るということは、作者に対する侮辱でもあります。</p>
39	<p>準児童ポルノ法改正の件について。</p> <p>本来ならば、「性的被害にあった児童を保護・児童に被害を与えた側への処罰」をより強化するためのものが、いつの間にか「(取り締まる側の一存で)所持しているだけで警察に連行できる」という内容にすりかわっています。</p> <p>なぜ、「実際に被害にあった児童へのケアの具体策」より、このような、「取り締まる側独自の判断でわいせつと判断された二次元作品」に関する論議が先行しているのか？</p> <p>これが一定の線引きがなされない上で施行された場合、最悪、憲法における「表現の自由」の侵害に当たるのでは？と思います。</p> <p>今のままで施行されますと、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔の写真(家族でとった、子どもが全員すっぽんぽんの水浴び写真とかおしめ一枚のときでとった赤ちゃんの写真)。 ・あまた多くの童話・民話を含む、文学作品(王子や王女が、迫害を受けるところから物語が始まるところは、万国共通。) ・未成年の登場人物が着替えているところが掲載されている漫画、小説。 ・水着姿の、自分の子ども(18歳未満)の「ケータイの壁紙」。 <p>などを「所持」しているだけで、「逮捕」される、ということになります。</p> <p>これだと、国民のほとんどが「冤罪被害」を被ることになるのではないのでしょうか？</p> <p>また、これらの作品が、国内外に及ぼす経済効果や、文化の伝達などが、一切無くなるという、国にとっては、最悪の事態になりかねないことになります。</p> <p>(しかも、肝心の性犯罪の取り締まりは厳罰に処されないままで。)</p> <p>もし、この件を扱うのであれば、くれぐれも、「児童福祉に主眼をおき、憲法に保障された『表現の自由』を侵さない」ようお願いしたいと思います。</p>
40	<p>3月10日すぎから、児童ポルノ規制法の改正にて「アニメ・ゲーム・漫画等も含めること」についての議論がなされています。</p> <p>規制の理由は「子どもの人権侵害につながるから」とされていますが、漫画などのキャラクターに人権があるのでしょうか？</p> <p>モデルになった人物もおらず、ただ空想によってのみ生み出されたものを「犯罪」と認定するのは、表現規制・思想統制にほかならないと考えられます。</p> <p>これは憲法で保証されている「表現の自由」「思想の自由」に反する、由々しき事態です。</p> <p>また、この条項については明確な基準が示されておらず、どれだけでも主観的判断による拡大解釈が可能となっており、世界に誇る日本漫画文化全体さえも法律違反と認定できるようになる可能性があります。</p> <p>あいまいさを排除できない、危険性の高い法律を作ることは、日本サブカルチャー全体への悪影響を否めません。</p>

	文化としての漫画を守るためにも、このような法律が成立しないよう、よろしくお願いたします。
41	<p>簡潔に意見を述べさせてもらう。</p> <p>まず最初に考慮されるべきは知的“財産”でなく、言論の自由という権利のほうだ。</p> <p>民主主義社会の自由はまずもって言論権として解釈されなければならない。</p> <p>言論権とは他者に向かって意見をいう権利(若しくは義務)のことだ。如何なる言論も他者との社会的共有なくして”言論”とはいえない。そしてこのことを認めれば他者が自由に既にある既存の言論を使用する権利(二次創作の権利)も同時に認めざる得ないことに繋がる。</p> <p>言論は全て生まれた時点から普遍性を指す志向性がある。ある特定の人に伝わる権利を妨害できないということだ。ある他者に伝わるのは良くても別な他者に伝わるのは良くない。そういう差別は出来ない。(人の口に扉は立てられない)勿論、社会の発展のためには情報は正しくあるべきだ。だから引用には元の創作者への敬意が払うべきことを要請されるし、情報は事実によって確認されるべきだろう。(今時流行の解釈の自由を私は唱えているのではない。)だが、そのことによって自由な引用と応用が防がれるべきではない。引用と応用は人間の文化そのものだからだ。</p> <p>この世の中に引用と応用を伴わないオリジナルな創作など一つもない。著作権の延長と強化を訴える人物並びに業者の多くが自己の主張する著作物が過去の創作から如何に多くを負っているのか忘却しているか忘れたふりをしている。ディズニーの会長がグリム兄弟の遺族に著作権料を払ったとは聞いたことがないし松本零士氏が宮沢賢治の遺族に名称使用権を払っているわけでもない。</p> <p>もし過去に現代と同様な著作権保護の考えがあったなら多くの優れた著作物は生まれてこれなかっただろう。『ロミオとジュリエット』はシェークスピアのオリジナルでないし、バルザックの『人間喜劇』には種となる物語が無数にあった。ベートーベンが『田園交響曲』を作るうえでビバルディの『四季』から旋律を盗んでいる。しかしそれでもこれらの作品が生み出されたことを私は讃えたい。</p>
42	<p>本能的な衝動・欲求をテーマとする作品の閲覧・描写をすることは決して悪い事ではないはずです。</p> <p>仮に単純所持や閲覧によって全ての人々が犯罪を起こすような図書類やメディアならば、例え模倣犯による事件が起こらなかったとしても未然に自主回収や発禁などの対応が取られているはずで。</p> <p>また、家庭環境・生活環境などのストレス等や知的・精神的に障害を抱えている何かに不満を抱え犯行を企てている等の何らかの外因や虚構と現実を区別できない等の閲覧者の状態とどのように内容を捉え、どのような対応を取り、行動するかが鍵になると思います。</p> <p>最近のアニメ等に関連する事件について、真に危惧すべきことは、寧ろ、“フィクションが模倣されることで実際に暴力行為や性的行為の被害者が現れること”です。</p> <p>性的・暴力的フィクションの模倣犯や計画犯に対して薬物関連法違反や銃刀法違反相当以上の罰を科すか追徴することと検察側、弁護側共に、著作・販売・委託・頒布・管理に携わる個人・法人に対して幫助罪では起訴をすることは出来ないものとし</p> <p>犯罪を計画または実行した者及びグループが個として全責任を負うことを定めて対応しその代わりに単純所持についてはこれまで通りに認める方向で解決することが最善ではないでしょうか。</p> <p>所持を規制する事には抑止力が存在するとは限らないので、例えば飲酒や喫煙等の影響についての科学的根拠のような明確な事由がない限り安易に規制</p>

	すべきではないと私は考えます。
43	<p>(1)児童ポルノの単純所持禁止にアニメ・マンガ・ゲームなどを含めるべきではない。アニメ・マンガ・ゲームなどの画像を規制することによって保護される人権が明確でない。むしろ、ポルノアニメ等の制作者や消費者の精神の自由が損なわれる。</p> <p>さらに、実写と違いアニメの場合は児童ポルノの判定が困難であるため、制作者が萎縮してしまい表現の自由が損なわれる。</p> <p>また、ポルノアニメ等と性犯罪の因果関係が不明瞭であり、日本ほどアニメ等が発達していない国でも多くの性犯罪が行われている。</p> <p>(2)児童ポルノ単純処置を所持の対象にするべきではない。</p> <p>インターネットを観ていると、URL のみが表示されていて、そのリンクから偶然児童ポルノ画像を観てしまうことがある。するとPC内に児童ポルノを所持してしまうことになり、犯罪になる。これはインターネット上で横行するワンクリック詐欺を助長することになる。すなわち、「当局に通報されたくなければ示談金を振り込め」というメッセージを表示することによる詐欺である。しかも、この場合、ワンクリック詐欺を仕掛けられた一般市民が示談金に応じなければ、ワンクリック詐欺を仕掛けた犯罪者が当局に通報することにより一般市民が犯罪者になってしまう。</p>
44	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対 これを施行して失業する人とかのことも考えてください。</p>
45	<p><準児童ポルノ法反対></p> <p>アニメや漫画・ゲームなどを児童ポルノの規制の対象とすることなどに断固反対します。</p> <p>被害者のいない“架空のフィクション”までも児童ポルノとして取り締まることは、表現の多様性を著しく拘束する、“すべての表現者に対する卑劣な恫喝行為”です。</p> <p>「内容が残酷」などの作品批判を根拠に規制を進めようとする勢力があるようですが、それはすでに「児童ポルノ法」などではなく「道徳的検閲法」です。</p> <p>創作の世界で「悪の勝利」や「理不尽な悲劇」「虐待などの不条理」が描けないような検閲が実施されれば、日本のコンテンツは国際競争力を失います。なぜなら日本の作品が海外で高い評価を受けたのは、アニメ・漫画・ゲームなどを「子供だましの娯楽」から「あらゆるストーリーを表現できる手法」にまで昇華させたからです。奥の深い(時にはタブーに踏み込むような)テーマを内在した作品を発信し続けることこそ、ハリウッドなどの巨大資本に抗い日本発コンテンツが生き残る唯一の道なのです。</p> <p>えせモラリストや利権に汚れた抗議団体の感情的な論理に流されて、安易に表現の自由を束縛してはなりません。世界もうらやむようなコンテンツの充実こそ、地財立国たる日本に課せられた早急な使命です。度を越えた作品に対する対応ならば、既存のわいせつ物規制で十分なのですから。</p>
46	<p>私は漫画・アニメ・ゲームの規制については反対です。</p> <p>(実在の子供が映っているアダルト DVD は除きます。)</p> <p>何故なら、規制する必要が無いと思うからです。</p> <p>当然ですが漫画・アニメ・ゲームはフィクションです。</p> <p>傷ついている子供、演じている子供は「実在していないからです」</p> <p>表現としてあってよいと思うのです。</p> <p>私は小さい頃から絵を描いておりますので、描く側の気持ちも見る側の気持ちも分かります。</p> <p>人に絵を見せた時、誰もが「これは絵だ。」と認識できています。</p> <p>漫画・アニメ・ゲームにも同じ事が言えると思います。</p> <p>もし「真似をするのでは」と危惧されてもそれは、親や学校の個人レベルで教育すべき。</p> <p>国をあげて、すべてを規制する事ではないと思います。</p>

	<p>それでは憲法の表現の自由を国が侵害する事になりますよね。 憲法違反だと思います。</p> <p>あと二点。もし漫画・アニメ・ゲームなどを規制すれば、大量の失業者がでます。 受け皿はあるのでしょうか？自殺者が出るようなことはないでしょうか？ 最後。規制により闇ルートが出来てしまうと思うのですが。 (今より深刻な児童が出る事も懸念されます。)</p> <p>私もアダルトな物は苦手です。でも、現在の漫画・アニメ・ゲームの存在はなんら問題は、 無いと思います。なので私は漫画・アニメ・ゲームの規制には反対致します。 長文乱文失礼致しました。</p>
47	<p>ダウンロードそのものを禁止する事で不透明化する恐れがあります。 海賊版防止を中心に据えた法として再検討すべきである。</p> <p>まずは、海賊版の根本的な流出元を調べる事が重要ではないでしょうか。</p> <p><著作権関連諸法について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国向けのメディア商品市場の強化 ・放送局や製作会社で合併の会社を作り、 プロバイダや回線の種類に関わらず、インターネット上で 安心してテレビ番組を視聴できるシステムを作る (B-CAS カードとチューナー内蔵の LAN コネクタを利用して 地元エリアのみならず他のエリアの番組を視聴可能に、 ニコニコ動画からリアルタイムコメント機能などのノウハウを得る代わりに CM やプロモ、CD アルバム・ドラマ CD 等の全曲クロスフェードデモ等を提供…等) ・電通や JASRAC 等を非営利の法人として再編する。 ・公式サイトでのデータファイルとしての販売や、DVD・CD 等の通信販売、 一日単位、一ヶ月単位、一番組単位などで 一般のメディアプレイヤーでも再生、バックアップの出来る ライセンスを購入可能なシステムを作る。
48	<p>準児童ポルノ法反対</p> <p>子どもが大人の食べ物になるのは到底ゆるされることはありません。 まずは実写の規制を希望します。</p> <p>海外サイトでも日本語だったり、日本人とおもしき出演は罰するべき。 同時にアダルト出演者は俳優登録させることも希望します。</p> <p>男女の絡みのあるものも売春とみなして(ギャラが発生するので)禁止するのが当然と思います。 ただアニメなどは、日本昔話のうちの子供の例やサザエさんのワカメちゃんなど、 規制していいものか迷う部分が多いので、これらは規制されるべきではないと思います。ディズ ニー作品も作品によっては怪しくなってしまう(リトルマーメイドなど)</p> <p>日本は古より子どもを大切にしてきました。 これができてしまうと、子どもと気軽に接することができなくなる可能性が高くなりますので、風営 法で規制を強めるだけでいいと思います。 アダルトで日本女性が食べ物にされない規制を進めることを切望します。</p>
49	<p>知的財産の保護・育成の問題を考える際に現在争点になっている問題は大きく分けて2つと考 えます。いずれも現在政府が推し進めている諸政策は表現の自由を侵し、クリエイターを萎縮さ せ、裾の広い日本の消費者を遠ざけ、結果政府の意図に反し、日本のソフトパワーを弱めるもの と考えられます。以下理由を述べます。</p>

	<p>一点目は著作権をどこまで保護するかという問題です。</p> <p>現在、アメリカでの流れを受けて著作権をより強固に(罰則、取締りの強化、保護年数の延長など)する方向で進んでおりますが、そもそも文化とは模倣に始まります。それは比較文化の問題として民話・神話の諸要素が似通ってくるといった次元から、純粋に技術的な問題として作画・演出技法など優れたものを貪欲に消化していくことまで含まれます。現在、JASRACなどにみられる著作権の名の下に模倣活動そのものを規制、統制するやり方では文化の発展がそこで止まり、新たな人材が育たないものと考えます。著作権については現在のクリエイターの権利を守るという現在のみに囚われるのではなく、文化を発展させる土壌を守るという未来への視点からあまり保護が行き過ぎないように政府はむしろ規制を緩和することが必要です。</p> <p>二点目は表現規制の問題です。</p> <p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の改正について、議員の中から二次元表現の規制、単純所持の処罰を求める声が聞こえます。しかし、児童ポルノ処罰の趣旨は第一条に書かれていますとおり、性的搾取にあう現実の具体的な児童の保護が目的であったはずで、ここに単なる思想・信条的な性的潔白さを求める声を反映させると、日本の知的財産たるオタク文化は死にます。それは故手塚治虫氏の諸作テーマから、宮崎駿氏作品に至るまで性と暴力は必ず表現に含まれるからです。また、それはオタク文化に限られた問題でもなく古くは源氏物語から現代小説までおよそ性と暴力から目を逸らした作品などむしろ少数であることがわかります。</p> <p>表現の自由を一度規制すると萎縮効果が働くことは、米国マンガ業界が壊滅したことからも明らかです。個人がどのような思想・信条を抱こうが保護する姿勢をむしろ強調すること、憲法尊重義務に従った表現の自由の絶対的な擁護を貫き通すことが今政府に求められていることではないでしょうか。</p> <p>以上、両点ともに知的財産を生み出す土壌を守るための現状維持、規制緩和までいかずとも規制強化への反対を求めるものであります。よろしく願いいたします。</p>
50	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
51	<p>準児童は何なのでしょう？</p> <p>実際に存在しない児童を守るということの意義とは何なのでしょう？</p> <p>強引な弾圧を行う前に自分達が何をしようとしているのかかんがえたことはありますか？</p>
52	私はアニメや漫画・ゲームなどを児童ポルノの規制の対象とする「準児童ポルノ法」の制定に強く憤りを感じます。これは明らかな表現の自由に対する挑戦であり、違憲です。そもそも児童を守ることと二次元制作物への規制の間には何らかの関係性があると立証されているのですか？なおかつ漫画、ゲームなどは国民それぞれが所有する財産であるにも関わらず、それを取り上げるような真似をするのですか？そしてこれが一番重要なことですが、そんな言論統制に近いことをするような党が支持を受けられると思っているのですか？
53	児童ポルノでアニメ・ゲーム・マンガの規制断固反対です。これは表現の自由を侵害するものです。アニメ・ゲーム・マンガは人々の夢です。それを規制するというのですか。アメリカではアニメ・ゲーム・マンガの規制は違憲になったのです。あなた方は強行採決ですか。独裁行為ですよ。こんなの許されません。人々から娯楽を奪う。あなた方は何様ですか。自分の気に入らないものは何でも規制する。明らかに違憲です。あなた方はまた過去の過ちを繰り返したいというのですか。そんなのは絶対に認めません。私だって好きなものがあるのです。それを規制するのははっきり認めません。明らかに侵害に過ぎません。現実と空想を区別してください。児童ポルノにアニメ・ゲーム・マンガとは全く関係ありません。
54	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対 確かに三次元の規制は必要だと思いますが、二次元の規制は憲法第21条で保障された「表現

	<p>の自由」憲法第19条で保障された「思想および良心の自由の侵害に当たります。単純所持処罰についても同じことが言えます。憲法第29条で保障された「財産権の保護」、憲法第39条で保障された「遡及処罰の禁止」に当たりすべてにおいて違憲になります。架空の物まで規制するのはおかしいですし、漫画・ゲームの規制にまで範囲を拡大する事で実際に被害を受けている子供に対する救済処置が遅れるということになりかねません。人権擁護法も表現の自由、思想および良心の自由の侵害に当たります。民主主義を根底から揺るがしかねないこれらの悪法の制定には断固反対です。</p>
55	<p>「児童ポルノ禁止法」改悪に反対します</p> <p>貴方がたが今可決しようとしている法案には、何個もの法的欠陥があります。</p> <p>まず、単純所持は事前の証拠無しに逮捕できます。これは国民の権利を不当に侵害してることになるのではないのでしょうか？</p> <p>つぎに、判断基準があいまいなこと。今のままでは、市場に出回っているほぼすべての漫画やアニメが規制の対象とし、廃棄せねばなりません。さらに、それらが違法になったことによって警察の恣意的運用が可能になってしまいます。</p> <p>アニメ・漫画の業界は5兆円規模の市場をもつ市場です。国民総生産でも、かなりの数値をたたき出しているはずで。</p> <p>それらを規制することは、日本の国力を損なうことになるのではないのでしょうか？</p> <p>重ねて言いますが私は「児童ポルノ禁止法」改悪に反対します</p>
56	<p>私は「準児童ポルノ」指定による漫画・アニメ・ゲーム作品の規制に反対します</p> <p>実在の児童に対する保護法は必要だとは思いますが（それも単純所持で違法行為になるのは問題だと思いますが）</p> <p>しかし、まず規制ありきの考え方では日本が誇ることができる数少ない文化の漫画・アニメが衰退するのではないのでしょうか？</p> <p>しかも賛同している企業が日本の企業でないのは日本の法律を定めるには不適當だとも思われます。</p> <p>最後に、表現の自由を少しは考えてはいかがでしょうか？</p>
57	<p>児童ポルノの単純所持規制が日本の経済界に与える経済損失効果について検討していただくことを要望します。</p> <p>この規制では18歳未満のわいせつとされる画像を所持するだけで逮捕される可能性が出てきます。</p> <p>極端な話をすれば、漫画雑誌の水着グラビアでも規制の対象になります。</p> <p>一方で、2004年度の野村総研の調査調査によりますが、アニメ、アイドル、コミック、ゲームの産業全体の市場規模は約2兆3,000億円です。規制を受ければ、これらの産業は大ダメージを受けることでしょう。</p> <p>マニア消費層はアニメ・コミックなど主要5分野で2,900億円市場</p> <p>～「オタク層」の市場規模推計と実態に関する調査～</p> <p>2004年8月24日 株式会社野村総合研究所</p> <p>参照Url http://www.nri.co.jp/news/2004/040824.html</p> <p>この記事から一部を引用します。</p> <p>ー以下引用ー</p> <p>>主要5分野(アニメ、コミック、ゲーム、アイドル、組立PC)について行いました。今回の推計で、5分野全体におけるマニア消費層の消費規模は約2,900億に達することがわかりました。コンテンツに関連する4分野(アニメ、アイドル、コミック、ゲーム)の産業全体の市場規模は約2兆3,000億円</p>

ー引用終わりー

また、経済的に停滞している日本で、アニメは唯一、その存在感を示せるジャンルです。先日来日した中東のファンド運営者も、日本で投資したい業種を問われ、即座に「自動車」とならび、「娯楽産業(=すなわちこれはアニメを意味する)」と答えている。秋葉原には、「オタク産業」の観光を目当てにした外国人が多数訪れています。ともかくアニメが親日家、日本語学習者を急増させており、日本のイメージ、ブランド力向上にはかりしれない貢献をしている。今後国の外交や安全保障、通商に多大な恩恵をもたらすことになるでしょう。その価値はとて金額に換算できるものではない。「アニメ産業を潰すのは、一国の自動車産業を潰すに等しい」とも言えるのです。さらに、上記の4産業以外のコンテンツ産業としても、過去の写真集や漫画本、中古ゲームなどの取引に対する経済ダメージは、相当な規模になるのではないかと思います。各種のニーズに対応するため18歳未満の人物が登場しないコンテンツは、ほぼ皆無かと思われれます。それが、例えば本なら一冊が丸ごと違法になるわけです。本屋さんとか流通業者が「安全圏がはっきり分かるまで静観したい」となったらコンテンツ産業にとてつもない滞りが出ると思われれます。いままで必死に知的財産法を整備してコンテンツ立国を目指してきた努力が台無しになります。そのようなことのないよう、このような馬鹿げた規制は完全に廃案として頂けるよう意見いたします。

- 58 準児童ポルノ保護法は青少年、少女を性犯罪の魔の手から守ろうというもっともらしい建前を傘に着た、その実、たいした犯罪抑止力能力があるわけでもなく、実際は表現の自由を著しく侵害しかねない悪法です。過去に制定された性犯罪防止の法律である、児童ポルノ保護法をとっても、効果が目に見えるほどあったわけではなく、むしろ犯罪を助長しているとの統計結果も出ているほどです。それ以前にも性の表現に関しては様々な規制が設けられてきたにも関わらず、その効果は先と同じで性犯罪を助長すらしているともとれるもので、そもそも規制することに意味があるのかという疑問を感じざるを得ません。そのような規制そのものの犯罪抑止力に疑問が残るといえる一方、今回の法案を通そうとすれば、今回の法案の目的は性犯罪の防止などといったものではなく、何か別の秘匿権益が絡んでいるのではないのかという推測が自ずとなされてしまいます。また、表現の規制に関してですが、作家というものは物語の中で人間というものを描いています。そして、真剣に人間というものを描こうとしたとき、性表現は切っても切り離せません。これは私の持論ですが、本来人間はいい部分も悪い部分も持っています。人間は美しいものを愛でる一方で、美しいものを破壊したい、という衝動にもかられます。人間というのはそういう意味で、本来犯罪を犯してしまうような衝動をうちに秘めうる生き物なのです。しかし、人間には相手を思いやる心があります。現実存在する相手を自分と重ね合わせて、「このようなことをされれば嬉しいだろうな」、「こんなことをされたら悲しむだろうな」と相手の気持ちを慮ることができます。性犯罪の対象にされて喜ぶ人がいるか、考えればわかります。だから私達は現実そのような行為をしないのです。しかし、私達が人間である限りその衝動を放棄することはできません。それは、決して美しいものではないでしょう。むしろ、忌み嫌われ、蔑まれるべきものだとも思います。しかし、それは何も隠し立てしない剥き出しの人間本来の姿です。文学の最大の価値ははそのような人間本来の姿、心の告白にこそあるのです。それを、法律を作って一律に規制し、犯罪者として社会的に抹殺して良いのでしょうか。それは過去の偉大な文学者並びに芸術家の功績に泥を塗るような行為で

	<p>はないのでしょうか。</p> <p>もし、性犯罪の抑止を本気で考えるなら、児ポ法のようなうわべだけの対策ではなく、道徳教育にこそ力を入れてほしいものです。本当に相手を思いやることのできる人間こそが犯罪のない、心から美しいと思える日本をつくってってくれるのではないのでしょうか。</p>
59	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
60	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
61	<p>「児童ポルノ規制法案」に反対します</p> <p>今、国会で「児童ポルノ規制法案」が審議されておりますが、これが通った場合、ほぼ全てのメディアが規制される事態となりえます。勿論、新聞、雑誌のみならず、TV等も大きな規制を受けるでしょう。さらに、法案には「単純所持の規制」が盛り込まれていますので、自分の子供の頃のネガやフィルムが残っていただけで規制対象となります。また、絵などの完全な創作物までもが規制される可能性も法案を読む限りでは否定出来ません。</p> <p>仮にそこまで規制対象が広がった場合、アニメや漫画、ゲーム等も大幅な打撃を受けます。所謂サブカルチャー関連には小さな会社や個人が経営しているところも多く、その為失業者も大幅に増えるでしょう。</p> <p>このように危険な法案が審議されている事を知り、怖くなりました、日本から言論の自由が無くなるような法案を通さないように、何卒宜しくお願い致します。</p>
62	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
63	<p>いわゆる児童ポルノ規制についての意見です。</p> <p>児童の人権を保護するために現在施行されている児童ポルノ禁止法の内容には大賛成でございますが、児童ポルノの定義を広めようという動きがあるようで、それに対して大変危惧している次第であります。</p> <p>アニメやマンガ・ゲームというのは、守るべき大切な文化でありまして、それを不当に規制しようという動きが理解できません。「ポルノ」定義があやふやな上に広いため、監視する側が好き勝手に嫌なものを規制できる状態に陥ってしまうといえます。</p> <p>本来の目的は児童の人権保護であって、表現の自由の侵害ではないはず。</p> <p>大切な文化としてのアニメ・ゲーム・マンガでの少女等の表現は守るべきものでしょう。</p>
64	<p>著作権の非親告罪とするのに反対する。</p> <p>理由として、本人以外が親告できるとなると、他人が自分の著作権について起訴できるというのは、自分の利益になりやすい著作権であることを考えても不当であると考えられるから。</p> <p>また、ダウンロード違法化にも反対する。</p> <p>これは、まだまだ様々な問題が残っており、前回のパブリックコメントでも反対多数であるにもかかわらず、無理矢理通そうとしていることにも問題があるからである。</p>
65	<p>日本ユニセフらの推進している「児童ポルノ規制」ですが、</p> <p>作品のゾーニング等の試みを見捨て、表現そのものを規制するという短絡的かつ思慮の無い案は大変危険です</p> <p>そもそも国の文化に関わる事を国民に相談する事も無く</p> <p>まるで多くの総意があったかのような様子で案を進める行為は見逃せません</p> <p>民主主義の国家として、この規制法案の撤廃を要請します</p>
66	<p>こんにちは。●●に住む男性です。パブリックコメントを読んでまとめている官僚の皆様におかれましては、日々、お仕事お疲れ様でございます。このパブリックコメント募集はネット上で広く知られるに至っており、中には非常に乱雑な意見、失礼に当たるような意見もあるかもしれません。し</p>

かし、どんなに稚拙な文章でも、彼らの気持ちだけは本物であるということは確かだと思います。どうか寛大な目で見守って下さいますよう、お願い申し上げます。

さて、今回は児童ポルノ法の改正について意見させていただきたいと思います。

日本は、アニメ、マンガ大国と言われている、輸出のコンテンツとして、マンガやアニメは非常に優秀なものであるといえるでしょう。しかし、今回の児童ポルノ法改正の中に、マンガ、アニメに登場する実在しない児童の性表現を規制しようという動きがあります。この動きが実行に移されればマンガ、アニメ文化の発展に悪影響が出ると懸念いたしまして、このパブリックコメントを書かせていただこうと思いついたわけです。以下、マンガ、アニメの性表現規制が、どうしてマンガ、アニメ文化の発展に悪影響をもたらすと懸念されるのか、その理由を書いていきたいと思っています。巨匠、手塚治虫氏のマンガ『ふしぎなメルモ』には、児童が裸になっている描写が存在します。国際的にも評価の高い宮崎駿監督のアニメ『紅の豚』『となりのトトロ』にも児童が裸になっている描写が存在します。2002年度に手塚治虫賞を受賞し、国際的にも評価の高いマンガ『バガボンド』『ベルセルク』には児童のセックス描写が存在しています。

今回の児童ポルノ法改正により、アニメ、マンガに登場する実在しない児童の性表現が規制されれば、これらの名作が児童ポルノとして認定され、世の中から葬り去られてしまうかもしれません。これは非常に大きな文化的損失です。そして、仮にこれらの名作が、高度な芸術性を有する作品として児童ポルノの認定から除外されたとしても、将来においてこれらの名作に続く名作が生まれる可能性が奪われてしまうのです。多様な表現を認めてこそ、多様な作品が生まれ、その中から幾多の名作が生まれてきたのです。それを規制することは、アニメ、マンガ文化の発展を阻害するものだと考えます。

また、性表現をふんだんに盛り込んだアダルトコミックにしても、一般の漫画家を育てるための土壌として機能している面があります。アダルトコミック作家を経て、一般の漫画家になられた方も大勢おられるのです。児童ポルノ法の改正により、アニメ、マンガなどに登場する実在しない児童の性表現が規制されれば、アダルトコミック産業も大打撃を受けることになるでしょう。そして、漫画家を育てるための土壌の一つが失われ、これによっても将来の名作が生まれる可能性が奪われてしまうのです。

そもそも、児童ポルノ法は実在する児童の権利を守るための法律です。アニメやマンガに登場する実在しない児童の性表現によって、権利を侵害される実在の児童は存在しません。アニメ、マンガを児童ポルノの定義に含めてしまうことにより、児童ポルノ法の目的が揺らぎ、かえって児童の権利保護が疎かになる危険性があります。

知的財産、という論点からは少し外れてしまうかもしれませんが、今回の改正で盛り込まれようとしている、児童ポルノの単純所持規制の問題点についても、簡潔に述べさせていただきます。例えば、自分の子供が入浴している場面を撮影しても単純所持で逮捕される懸念があります。また、インターネット上で誤って児童ポルノ画像を閲覧してしまい、キャッシュとしてキャッシュとしてパソコンの中に残ってしまったら、同じく逮捕されてしまう懸念があります。そして、児童ポルノ画像はインターネット上で容易に手に入れることができます。手に入れた児童ポルノを誰かの家に置いてきて、警察に通報すれば、その人を罪に陥れることも可能でしょう。このように、児童ポルノの単純所持規制は、冤罪の可能性を増大させ、また、警察の捜査権を増大させる危険なものであると考えます。

児童の権利を侵害する児童ポルノは厳しく取り締まるべきでしょう。しかし、児童の権利を守るために必要な施策は『アニメやマンガに登場する児童の性表現規制』や『単純所持規制』ではないと考えます。

児童ポルノ法は所轄の官庁が決まっておらず、よって法律を積極的に運用する官僚機構も、予算も付いていないのが現状です。児童ポルノの取り締まりは、警察内部で他から予算を回して行っているのが実態です。

	<p>まずは、このような運用の不備を正すことが、児童の権利を守るために本当に必要な施策であると考えます。</p> <p>意見は以上です。長々と失礼いたしました。</p>
67	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
68	<p>「準児童ポルノ」認定による、規制・検閲に反対する。</p> <p>児童ポルノ禁止法の本質は、「実在の」児童の人権保護であります。</p> <p>ですから、被害者の居ない漫画やアニメをその対象とすること、単純所持の禁止はおかしい事です。間違っています。</p> <p>アニメや漫画、ゲーム、ビデオなどの創作物を、児童ポルノ禁止法の規制対象とすることには断固として反対する！</p> <p>しかも、その判断基準である「18歳以下に見えるか」なんてものは、判断する人間によって如何様にも変わる。</p> <p>そんな曖昧な基準で色々な創作物や文化が禁止される・・・こんな事が許されるのは間違っている！</p> <p>これは個人の思想や創作の場への、国家の介入そして思想・言論統制ではないのか！</p> <p>日本国憲法により保障されている、表現の自由を脅かす事であり、憲法違反である！</p> <p>そして、単純所持禁止。</p> <p>これも明らかな憲法違反である！</p> <p>単純所持を禁止すると云う事は、我が子や自分自身の、裸や下着姿での写真を所持しているだけで逮捕される国家になる事である！（法務省の見解より）</p> <p>普通に生活をしていても逮捕される国は誰も望まない。</p> <p>与党である自民党には、人権を守るのは勿論の事、憲法で保障されている表現の自由、思想の自由を尊重して貰いたい。</p> <p>自国の憲法を守る、それすらも出来ない政党に国は到底任せられない！</p> <p>自民党が日本国憲法を破ると云うのなら、私と私の親戚一同、自民党には二度と投票しない！</p>
69	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法に反対です。</p> <p>ポルノの定義が曖昧で、自分の娘の写真ですら危ういと聞きました。</p> <p>いくらなんでも、それは酷すぎます。</p> <p>可決云々の前に定義をはっきりさせるべきでは？</p>
70	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
71	<p>まず、拙い文章になる事をお詫び致します。</p> <p>さっそくではありますが、</p> <p>現在、経済、衆参議院のねじれが叫ばれる中、通常の国会運営を行えるよう努力すべき今国会において、</p> <p>特に与党各党による、大変多くの規制法案の乱立、特にその規制案に多く含まれる人権を侵害するような案件について意見を送らせて頂きます。</p> <p>ただ、あまりに問題点を含む法案が多く、今回の意見募集には例年以上の意見が送られている事とご想像します。</p> <p>この事を踏まえ、私の意見は「人権擁護法案」と「児童ポルノ禁止法改正案」、「著作権侵害の非親告化」の三点とさせていただきます。</p> <p>まず、人権擁護法案ですが、</p> <p>この法案は、「密室にて人権を侵害できる行為を、法律を適さず決定できる」といった、民主主義国家であり、法治国家の日本において、絶対にあってはならない法律です。</p>

この法案が成立する事になれば、私個人の見解として民主主義の排除が行われると確信に近いものがあります。

そして、児童ポルノ法改正案ですが、

与党各党では、「単純所持禁止」「準児童ポルノ法」の成立を模索されるそうですが、

まず、「準児童ポルノ法」には断固反対させていただきます。

これは表現の自由、思想の自由を直接侵害するものであり、大変遺憾に感じます。

ましてや、架空の人物に人権を与えるとお考えであるならば、法改正以前の問題だといえます。

そして単純所持の禁止についてですが、

私は、児童ポルノの撲滅、この理念については賛同しております。

ただ、国民調査のあり方等を見させて頂いたところ、

もしこれが裁判で提出された証拠であるならば、明らかに証拠能力の無いような調査方法であり（個別面接、改正案の問題点の説明がほぼなされていない等）、

また、これを国民の意見として進めていく、というお話を耳にしました。

この事から、単純所持禁止が実際に施行された時、多くの人権問題、捜査権の拡大解釈が叫ばれる当法案において、とても正当な捜査、処罰が行われるとは考えられず、

単純所持禁止の法案成立に反対させるおえません。

尚、「人権擁護法案」と「準児童ポルノ法」については、名称から、先入観で法案の中身を想像してしまう方が多く、国民に分かりやすい政治とはかけ離れた呼称である為、これの変更を強くお願い致します。

最後に「著作権侵害の非親告化」ですが、

これは半分賛成しております、が

著作権についての国民の知識は、犯罪として扱うにはあまりに難しく、

それよりも以前に、著作権に対する教育や、既に義務教育を終えた人に対するキャンペーンの展開を行う方が、将来の日本、権利者、使用者共に有意義であると考えます。

まだまだ、各法案ともに書き足りない部分もありますが、あまり長文になり過ぎても意見として意味が薄れてしまいますので、ここで終わりとさせていただきます。

ほんの少しでも、この意見が日本がより健全な国になる為、生かされる事をお願い致します。

また、私自身こちらへ意見を送るのが初めてですので、文章上において至らぬ部分があることをご容赦ください。

72 アニメ・マンガ・ゲームに対する規制に反対します

すべて匿名にしたのは万が一可決されたとき不当な捜査をこれを元に受けないためです
怖すぎます

日本のコンテンツ産業を衰退させる児童ポルノ法改正に反対です

理由は児童ポルノ法をたてにした不当な表現の自由への干渉と侵害だからです。

これが通ると次はなにでしょうか？

それを考えるとこの第一歩は絶対踏ませるわけにはいかないと考えます。

現実の子供に対するものなら反対はしませんが

架空の創作物にまで規制をしるのはいきすぎな気がします。

犯罪を誘発する可能性がある だけで表現の自由への侵害や

規制をされたのではたまりません。

それをいうのならば規制を違法に広げる可能性があるこの法案こそ

廃案すべきと考えます。

日本が勝ち取ったすばらしい自由への憲法への違法行為である法案には反対します。

日本の未来のためにこの法案はやめてください。

一度通ればあとは利用される可能性が高い危険な法案です

73	<p>多く、私と同意見で 実証データや情報ソースを盛り込んだ意見をお受けしていると 思いますので割愛しますが 私の意見・新たに盛り込むべき政策事項は 「違法」の定義があいまいな以下の各法案の完全廃案です。 日本人の人権を蹂躪する人権擁護法案。 「児童を守る」ことにまったくつながらない うえに 表現の自由・個人の内心の自由を奪う つまり「違憲でしかない」 2次元作品をポルノ指定、単純所持違法化とする、 準児童ポルノ法。 (主に推進を進める、日本ユニセフなる団体の存在の怪しさが気になります) 創造性や発想の展開・発展を拒む 著作権法違反の非親告罪化 これは 「メタ」によって発展・派生する 日本人特有の創造性を違法とすること。 つまり日本のコンテンツの衰退、人材育成に重大な悪影響を与え、 日本経済にとってマイナス作用しか与えないので これらを廃案にするべきではないか。 というものです。 「「違法」の定義があいまい」という状態は 「すべてが違法」という心理状態や空気を生み出します。 内心を国が監視するこれらの法案によって いつ、だれに、自分が犯罪者にされてしまうのか？という 疑心暗鬼や猜疑心が国民全体に広まります。 プライバシーの無いストレスの中、 娯楽や知る権利が奪われれば ただでさえ食料自給率の低すぎる我が日本国の労働意欲の低下とストレスからくる自殺と過労 死の増加。→若年労働者の減少、国内総生産の更なる低下、社会不安からくる更なる少子化、 税金未納者増加。生活保護者増加。 一般人の冤罪・誤認逮捕などで 本来取り締まられるべき本当の違法を取り締まれなくなり、 目に見えない凶悪犯罪や 暴力団からの脱法のための政治家への闇献金が増えると考えられます。 つまり、 禁酒法と同じ状態を生むのは火を見るより明らかです。 この状態を「近代国家」といえるでしょうか？ 私はこれらの法案がとおれば 日本経済が確実に衰退すると考えていますので断固反対です。</p>
74	<p>「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある 経済社会を実現」とありますが、実際には著作権者の権利の保護ばかりで、消費者の権利が無視 されていると感じます。結局は知的財産をもれなく換金したいだけの計画策定と見受けられま す。</p>

消費者として以下を要望します。

1.法制化による規制を行わない

著作権法の非親告罪化、ダウンロード違法化など、運用面でいかに配慮しようと「消費者は悪であり取り締まらなければなにをするかわからん的な発想」である限り、市場は萎縮していくでしょう。また個人的な著作物利用を制限し、模倣やパロディ、コラージュなど新たな創造を生み出すための余地もありません。統制と創造はかなり相反するものだと思います。

3.社団法人日本音楽著作権協会の解体

著作権管理による利権団体であるというのはいずれに周知の事実で、著作権の保護という名目を逸脱し、協会の恣意的な活動が目立っています。また利権拡大のため著作権管理の範囲を広げようという欲深さも見せています。これこそ分割または廃止すべき法人ではないでしょうか？著作権の保護と著作者への利益の還元は一元化すべきではないと思います。

2.フェアユースの導入

柔軟性を欠き、あつというまに時流にあわなくなる著作権などの法的対応では変化のスピードについていけないだけでなく、それが妨げとなって利益の損失(これが一番避けたい事でしょ？この計画では)にもなっています。多数の消費者は別に違法コピーをいっぱい作って売りたいとか、みんなにばら撒きたいと思っているわけではなく、個人で楽しむために不便を感じるのがいやだ、と思っているだけです。コピーして売って不当な利益を得ている人がいたら、その人を捕まえてください。

フェアユースを導入し、コピーワンスや著作権保護といった無駄なツケを消費者に払わせないでください。

75	<p>アニメなどによる規制による弾圧に反対します。</p> <p>児童ポルノ改正(改悪)によりアニメなどへの規制をしることへ反対します、理由は簡単です。</p> <p>あまりにも理由や考えが浅はかですと言わざるを得ないからです。</p> <p>法案を出そうとしている人はあまり深く考えずにもしくはそれら等のコンテンツに対してただならぬ憎しみ、嫌悪、偏見、をお持ちになる方ではないでしょうか？非常に感情的な見方をなさり先すら目的すら見失ってる様に見受けられます。</p> <p>児童による犯罪を誘発を招く子供のことばかりことなどをおっしゃってらっしゃるようですが、ではこれらに規制したあとのことを考えてらっしゃるのでしょうか？</p> <p>それはあまりにも膨大なリスクを日本に残すことになるのは目に見えています。</p> <p>第一の可能性 これらを禁止したことによる流通経済への悪化</p> <p>第二の可能性 これらの創作物また出版を仕事にしていた人たちの失業</p> <p>第三の可能性 これらの創作物を所持していた人への偏見や差別の増大</p> <p>第四の可能性 アニメなどによるコンテンツの衰退</p> <p>第五の可能性 子供たちが大人になるつれにくる性衝動へのはけ口が実在の人に</p> <p>第六の可能性 思想の弾圧、表現の自由への弾圧をされた国民の反政府感情</p> <p>第七の可能性 これらをしたことになった対象への憎しみの国民感情</p> <p>第八の可能性 これらをしたことによる政府へ対象へのテロまがいの行為</p> <p>第九の可能性 冤罪</p> <p>第十の可能性 捜査の混乱</p> <p>第十一の可能性 法案の基準があまりにも広範囲による独断と偏見による逮捕</p> <p>第十二の可能性 創作活動分野への政府の干渉による作家の意欲低迷</p> <p>第十三の可能性 宗教、カルトまがいな法案である可能性</p> <p>第十四の可能性 コンテンツを愛好していた人の弾圧、偏見、差別による自殺</p>
----	---

第十五の可能性 この法案自体それら実在しないものへの愛好家への弾圧である可能性
 第十六の可能性 国民の基本的人権を侵す可能性
 第十七の可能性 規制ばかりを強化した犯罪大国になる可能性
 第十八の可能性 表現の自由 思想の自由 個人のプライバシーを侵す可能性
 第十九の可能性 法案立案者の偏見 差別 嫌悪 不愉快だからによる勝手な見方による個人的な感情で人を巻き込み団体を利用して、無理矢理出そうとしている官僚議員達による横暴暴走である可能性
 第二十の可能性 日本文化衰退 管理社会 治安維持法 禁酒法など国民の自由を奪う愚かな歴史の一つの引き金になる可能性
 第二十一の可能性 規制多可による文化は犯罪文化の発展になる可能性
 第二十二の可能性 規制多可にたより国民の自己判断能力が育たない可能性
 第二十三の可能性 某国のような犯罪をしても他人やモノに責任を擦り付ける文化になる可能性
 第二十四の可能性 犯罪大国のマネをして犯罪が世界的にも少ない日本を犯罪大国にしようとする可能性
 第二十五の可能性 外資系や宗教からの日本コンテンツの衰退への攻撃である可能性
 第二十六の可能性 日本の創作物、コンテンツ、文化への発展の妨げになる可能性
 などなど数多くあげられあまりにもリスクが多いものではないでしょうか？
 本当に子供のためでしょうか？
 本当に目指すべきは「規制の少ない安全で自由な社会」ではないでしょうか
 現実に存在する被害者への法案には賛成しますが
 創作物に及ぶと話が違ふと思われます。
 日本を「規制の多い危険で不自由な社会」への足がかりをつくらぬ様
 良識ある議員様お願いいたします。
 歴史上まれにみる法案立案者個人的感情が滲み出ている悪法案だと思います。

76 政界で改正案を提出し進められている
 児童ポルノ法の改正ですが、核心から行きますが準児童ポルノの制定というものは表現の自由などを著しく侵害するのではないのでしょうか。表現の自由というものは憲法で保障されている権利の一つ。小学生ですら習うような内容です。これを無視し、感情論で絵が性的な感情を起こさせるといい法律を作るなど言語道断、許される行為ではないと思われます。また、単純所持の禁止はそういったものに興味のない本来守られなければならない人にまで大きな影響を及ぼすのではないのでしょうか。
 私も当然子供の性が乱されることは反対です。ただ、やらなければならないことはこういった単純規制よりももっと根本的な解決だと思います。親が子供のポルノビデオを作製し販売するなどモラルの低下というものが最も見直していかなければならないところなのではないのでしょうか。
 こういった話をすると周囲からはあまりいい目で見られないのでなかなか話せませんが、性欲というものは法で縛ってどうなるものではないと思われます。むしろ映像などの媒体で満足していた人を社会へ野放しにするという状況になりかねません。また、特殊とはいえこれを否定することは彼らの人格否定にはならないのですか。欧米などの実施状況と犯罪率などのデータを閲覧しましたが、日本の現状と比べ本法案を通すことによって現状の打開が見られる可能性は少ないと思われます。むしろこれから法がエスカレートし自由が限りなく侵食されていくことが恐怖です。
 古人は疑わしきは罰せずで世の中をうまく回してきました。しかし、この法案は見る限りでは疑わ

	<p>しきは罰するという方針に見えます。確かに、オタクといわれる方々は一般の人の概念から言えば普通ではないかもしれませんが理解がしづらいというものわかります。しかし、彼らがそういった漫画を持っているから、読んだことがあるからといって必ずしもそういった行動に出るとは思えませんし、もしそうだったらずでに日本は世界で第一の風俗国になっているのではないでしょう</p> <p>か。世界的に見ても支持されている日本の新しい文化とも言えるオタク文化を軽々しく破壊することは日本経済に相当のダメージを与えることと思われま</p> <p>す。また、現在の風潮で声優や漫画家などとしてやっと花を咲かせた方々も多いと思われま</p> <p>すが、彼らの生活はどのようになるのでしょうか。さらにこの法案では準児童ポルノの規定で人間の身体的特徴まで法律で規制するというように見て取れます。こういった差別のようなこと、果ては言論統制のようなことを行ってよいのでしょうか。そのような状況にならないように、正しい見解を持ち正しい判断をして間違っ</p>
77	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
78	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対です。</p> <p>この法案では漫画などの表現に伝も厳しく規制されるとの事を聞きました。</p> <p>コンテンツ産業を推進するとのことですが、この法案が通りますと面白みのないもののみが作られ、ひいては競争力の衰退につながります。</p>
79	<p>アニメやマンガなどに対する児童ポルノを利用した規制に反対します</p> <p>警察の不当逮捕 冤罪 その後の被害者(冤罪者)の人生を台無しにする可能性が高すぎるからです。</p> <p>不当な差別を受ける人が膨大になるでしょう。</p> <p>平成の新しい差別と世界的に歴史的に日本の汚点となることは明らかだからです。</p> <p>不当な法案により逮捕されてしまう人のことを考えてあげてください。</p> <p>国民に警察への恐怖心を植えつけないでください。</p> <p>規制をしけば一時的な安心を得られるだけでその後その手の犯罪は爆発的に上がる可能性が高いと思います。</p> <p>警察が国民の恐怖と畏怖の存在になり国家権力をかさに国民の自由を弾圧する時代がきてはいけないと思います。</p> <p>おそれながらこの法案はその始まりになってしまう可能性が非常に高いです。</p> <p>犯罪を誘発する可能性があるというバカらしい理由のために</p> <p>人の尊厳と自由と表現、思想を弾圧してはなりません。</p> <p>犯罪を誘発する可能性があるというだけの理由でこの法案を出そうとする議員にはまったく失望です。</p> <p>そんなことを一度でもしてしまえば次から次があるのです。</p> <p>わかりますか？ 可能性で人を犯罪者呼ばわりするのはそれは差別と偏見でありただの個人的な嫌悪に他ならない。</p> <p>その可能性のために国民全体に規制をしなどもってのほかである。</p> <p>どんな大義名分を今出そうとも、のちの歴史できつと愚かな法案と証明されるでしょう</p> <p>日本のために百害あって一利なしの法案であり完全な主観での法案であると考えます。</p> <p>日本の国民のために過去のような過ちを犯さないことを切に願います。</p>
80	<p>(営利を目的としない上演等)</p> <p>第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。</p>

	<p>ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク上を舞台とした上演等についても、著作権法第38条第1項と同等の取扱いとすべき。 ・営利を目的としないアマチュア実演家でも、少しでも多くのお客さんに見てもらいたい気持ちは同じです。ネットワーク上ならば、お金(会場費や宣伝費)をかけずに多くのお客さんに見てもらえるので、アマチュア実演家の舞台としては最適と言えます。 ・アマチュア実演家の活動は、直接的には経済成長や国際競争力にはつながりませんが、国民が豊かな心(ゆとり)を持たない国が経済だけ発展させてもアンバランスです。ぜひアマチュア実演家を応援して下さい。 ・アマチュア実演家が増え、自分が著作権者となることで逆に相手の著作権を尊重することにもつながる・・・かもしれません。
81	<p>1. 立案側及び政府側の意向や主観、絵や写真の見た目で判断されるというのは、表現及び思想・言論の自由に反する。</p> <p>この時点で、家庭や教育の現場で求められている「児ポ法」とはかけ離れた悪法である。婚姻年齢以上の未成年同士の性行為を含む、未成年者の双方同意の上での性行為についても違法とされるのか。</p> <p>また、家族及び親族、友人の家族等の児童との思い出や自分の思い出の写真でも裸もしくは下着・水着など薄着の場合は破棄せねばなくなるのか。</p> <p>規制されるべきなのは、</p> <p>実写作品で、実在の人物が盗撮被害及び輪姦、強姦を受ける作品と各種フィクションの内容による着想を発端とした性的・暴力的行為などの犯罪行為であるべきだ。</p> <p>2.</p> <p>(1)援助交際及び売春行為に関わる者、実写・ノンフィクションの有害図書類に出演している者は報酬として現金等を受け取っているという事実があるか、現金等を目的としているのならば被害者ではなく</p> <p>例え児童であっても共犯とされるべきで、被害者としてマスメディア等で取り上げられるのも、統計の中で被害者として加算されるのもおかしい。</p> <p>(2)漫画、アニメ、ゲームはあくまでもフィクションの中の1ジャンルであり、そのストーリー上の性描写、暴力的描写、グロテスク描写により着想された、もしくはそれらを模倣した誘拐、殺人等犯罪行為及び未遂行為がされない限り被害者は実在しない。</p> <p>有害図書類についても、単純保持者や著作者、販売など流通に関わる者も現在の関連法等に反しない限り無罪であるべきだ。</p> <p>いわゆるエロゲー・エロ漫画・エロアニメ等のフィクションでは内容に関わらず、それらに由来する着想の犯行がなされない限りは同様に被害者は実在しない</p> <p>実写及びノンフィクションの場合は出演者が成年の演じる架空の児童、実在の児童に関わらず報酬を受け取り、あるいは報酬目的の時点で既に被害者ではないからだ。</p> <p>(3)真に危惧すべきは、それらにより着想された犯行、それらのフィクションの模倣犯であり、犯行に及んだ者や企て、未遂に至った者はその作品の所持非所持に関わらず厳罰を追徴されるべきである。</p> <p>3. その他の問題点</p> <p>児童保護が主目的であることがあやふやである。</p>

	盗撮・輪姦・強姦などの性的被害に遭っている児童 教師や両親、見知らぬ人物からセクハラ等の性的被害に遭っている児童らを助ける事こそ主目的ではないのか。
82	<p><1>フィクションの内容から着想された事件などから 作品と著作者・嗜好者の人権を保護する法律の作成 <具体案></p> <p>1. フィクションの定義 ・実在しない登場人物と彼らの織り成す物語を描いた、歴史書・自伝・伝記を除く創作物 (漫画・同人・アニメ・ゲーム等の他、時代劇、推理小説、サスペンス等も含む)</p> <p>2. 目的 ・描写された物事が模倣されることで健全な国民の生活及び公共の福祉が 性的または暴力的に脅かされないようにすると共に 恣意的な犯罪から表現・思想の自由を保護する。</p> <p>3. 罰則 該当する罪に対する罰の他に、 実行犯に薬物違反・銃刀法違反と同等以上、 計画及び未遂について酒気帯び危険運転と同等以上の罰を追徴する。</p> <p>4. 備考</p> <p>1. 単純保持、流通・販売等についてはそれを規制しない。</p> <p>2. 有害図書類についても現行の該当する法に反しない限り規制しない。</p> <p>3. 全ての文化的作品の模倣犯への起訴の際は、検察側、弁護側共に 著作・販売・委託・頒布・管理に携わる個人・法人に対して 幫助罪では起訴をすることは出来ないものとし、 犯罪を計画または実行した者及びグループがその全責任を負うものとする。</p>
83	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
84	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法に反対です。
85	<p>(1)子どもポルノの単純所持を禁止し、処罰の対象とする (2)アニメ、漫画、ゲームソフトなども規制の対象とする (3)18歳以上が子どものふりをしたものも規制する</p> <p>1は厳しすぎる上に現実味がありません 2のアニメ 漫画 ゲームソフトを規制して児童が守られると思えないし 3にいたっては何が言いたいのかさっぱりわかりません ただ子供を守るのは大切だとは思いますが もうちょっとしっかりした法案にしてほしいと思います 児童を本当に守れる法案にしてほしいと思います</p>
86	<p>二次元(アニメ、漫画)などを準児童ポルノに含むこと、及び著作権の非親告化に断固反対します！ 二次元を規制するのは表現の自由に違憲しているし、著作権の非親告化は冤罪だらけになります。 断固反対します！</p>
87	<p>「知財の保護期間延長について」 医学の発展により寿命は年々伸び続けているのですから、そういう目で見ても保護期間延長は仕方のないことです。 しかし単純に保護期間を延長するだけでは、知財の過剰保護となり、文化の発展の妨げになり</p>

かねません。
 そこで文化の発展を妨げずに知財所有者の権利を保護する方法として段階的に収入率を減少させるという方法、つまり、

- ・保護期間は延長するが、
- ・保護期間中得られる収入は満額ではなく、1年目は100%、2年目は98%、3年目は96.04%、4年目は94.12%と、今年度比率＝前年度比率×0.98とする。
- ・また、差額分は税として徴収した後、教育機関へ投入するなどして、直接的ないしは間接的に文化の発展に貢献させる。

というものが考えられると思います。
 (仮にこの例を適応した場合、期待できる効果としては、

- ・保護期間は延長するので、知財保有者にとっては実質的な収入増が見込める。
- ・一方で収入の減少を確実なものとするにより、知財保有者を刺激し、創作意欲を煽ることができる。
- ・税収の拡大が期待できる。

などが挙げられます。)

88

* 前文

私は、常々、知的財産、主に著作権関係のニュースを見て思っていました。
 著作権関係は、著作者の望む方向にどんどん強化されているように見えます。
 ですが、その方向性に公平性や、正確性というものが全くかけている、と感じたからです。
 たとえば、欧米の保護期間が日本より長いと、新聞や、政府広報の意見はこうです。
 「現在、日本は欧米と比べて保護期間が短いです。著作者を軽んじています。
 もっと、保護期間を延長しましょう。」
 こんな感じです。多くの国が、日本よりも短い保護期間なのにもかかわらずです。
 国の数で言ったら、日本は国際基準よりも長いはずですが、
 また、日本が他の国と違った状況にあるときは、
 「日本は、他国に先駆けて、この方向性で行きます」という感じです。
 国際基準に従いたいのか、欧米に従いたいのか、それとも、その他の別の道を行くのか。
 その時々で言っていることが違うのです。
 そして、どの状況を見ても、著作権者の方しか向いてないのです。
 こんなことは、全くナンセンスです。死蔵コンテンツをこれ以上増やしてどうするのですか？
 また、アメリカでも著作権関係は、ミッキーマウス保護法と呼ばれています。
 明らかに、圧力をかけているアメリカですら、おかしい状況になっていると感じます。
 大企業のキャラクターだけを守ることだけが、著作権の仕事ではないはずですが。

* 目標1

日本がやらなければならないことは決まっているはずですが。
 他国に先駆けて、著作権の保護機関を短くすることです。
 それも、公表後30年とか、死後14年とかにすべきです。
 私が感じていることは、「文化の発展に寄与する」はずの著作権をうるさく言ってきた
 音楽、映画、はいつになったら世界を席卷することができるのでしょうか？
 日本の音楽、映画が世界一になる日は、一体いつになるのでしょうか？
 はっきり言って、もう結果は出ている。と思います。
 私はもう待てません。
 著作権関係の分科会から、音楽、映画関係者は出入り禁止にすべきです。
 結果がすべてです。彼らは無能者です。
 これだけ、保護されていながら、あれだけのことしかできない、

音楽、映画関係者にうんざりしています。

世界中を席卷している、漫画と比べると、著作権関係が癌になっているのは、火を見るよりも明らかです。

MIDIを禁止してから、作曲の世界に入ってくる人たちのレベルが、ガクッと落ちた。

MIDIソフトの売り上げがはっきり落ちた。

これは、現場の人なら肌で実感できるはずですが。

驚くべきなのは、数年でこのようになってしまったということです。

もちろん、著作権をなくせ、などとは言いませんが、もっと、実社会に即したやり方があるはずですが。

検索エンジンのサーバーの様に、著作権のおかげで、その分野が荒廃する、などということはあってはならない事です。

* 目標2

経済学的な視点の欠如の解決

著作権関係の議論で、どの期間が、経済効率が最高だ。などという議論は、

アメリカの経済学の論文以外に聞いたことがありません。(2007年に、14年が最適という

経済学の論文は出ていたはずですが、アメリカの経済学の雑誌に載ったはずですが。

著作権の保護期間を経済的な観点から見た論文は、それが最初で最後です。

いかに、軽視されているかお分かりでしょうか。)

保護期間延長論には、合理的な理由が必要にもかかわらず、

そういった視点で語られることは、まずありません。

それは、そういった主張をする人たちが、

保護期間を延長する理由に合理的な理由が無い、

重要だとも思っていない、

という事を示しています。

ですが、実社会において、それが重要だということは、明らかです。

* 目標3

著作者が死んだ後のシステムについて

個人的には、子供が100歳(30歳で子供を生み、80歳で死亡する場合)になるまで、

子供に著作権料を渡す必要のある現在のシステムは、明らかにおかしいように思います。

事故などはあるでしょうが、それは著作権者に限った話ではないので、

理由にはなりません。

また、子供が適切に親の著作権を管理できるとも思えないのに、

強制的に、管理権限が子供や、妻にわたるのは危険です。

著作権は、天才の権利という側面が過去ありました。

しかし、子供や妻は天才ではないのです。本人ではないのです。

家族ではあるかもしれませんが、残念ながら、本人ではないのです。

管理の権限が移らなくて当然ですし、適切な管理ができなくて当然です。

過去には、適切に管理がなされてないと思われる例が沢山見つかると思います。

(ホルスト、チェリビダツケ等)

それを、法律で押し付けて良いものなのでしょうか？

自分の顔もしらない孫に面倒な著作権の管理などを任せるのは、やはり制度としてダメでしょう。

祖父の著作、それも、120年前に発表されたものことなど、孫やひ孫がわかるはずもないですし、

かと言って、管理の手間を省くように、管理の仕方を書いておくにも、死後50年後の未来のことなど

誰もわからないのです。しかし、テクノロジーは進歩してゆきます。

1950年に、インターネットや、携帯電話、シンセサイザーの存在を予測できた人がどれだけいたのでしょうか？いなかったでしょう。

ですから、ホルストの時でさえ、もめたのです。

後見人制度で、著作権料自体は遺族に行くなど、より良い制度の方が望ましいと思います。

* 目標4

新しい形の著作権の取り扱いへの対応

現在、クリエイティブコモンズ、GNU/GPL (GPLライセンス)、修正BSDライセンス、MITライセンスなど、フリーソフトウェアライセンスと呼ばれるものがあります。

これらは、インターネットや、ハッカー文化の影響を濃く受けたライセンスです。

普通、ソースコードやソフトウェアのライセンスですが、文章にも適応される場合が多いですし、クリエイティブコモンズは、文章や、画像、音楽についてのライセンスです。

これら、新しい著作権といってもいいものが出てきましたが、従来の著作権とは相性がわるいのです。

著作権の譲渡が認められないなどの点がそうです。

ですが、インターネットの世界では、とりまわしが楽である、という理由や、現実在即している、などという理由で使われる場合が多いです。

ちなみに、wikipedia の文章は GNU/GPL ライセンスです。

これらの取り扱いを、著作権法上で明示して欲しいのです。

なぜなら、そのように著作物を取り扱った方が楽な場合があるにもかかわらず、著作権は、文章やプログラムを書けば、自動的に、

その支配下に置かれます。そのような状況は望ましくないと感じます。

別個に法律を作るなり、例外規定に書くなり、その様なライセンスでもきちんと管理できるようにして欲しいのです。

* 目標5

知的財産管理を専門とした裁判所、または専門の機関の創設

現在でさえ、日本は著作権法のおかげで、非常にインターネットサービスの面で他国に遅れを取っています。

それは、事業を開始する前に、合法か、違法かを判断できないからです。

コンピュータの世界は、進歩が早いので、数日の遅れが後になって重大な意味を持つことになったりします。

にもかかわらず、サービス開始後でしか、判断できないなんて、日本のインターネットサービスの会社に死ねと言ってるようなものです。

そんな社会では、そういう会社に投資できません。新しいサービスが全く出てきていません。出てくるサービスはいつもアメリカの後追いです。

google や youtube なんて日本ではまず無理だったでしょう。

現在も、検索エンジンのサーバーは海外にありますし、現在だって、政府や、新聞社が google や yahoo を訴えて勝てる状況はおかしいです。

これは、著作権法によって、時価総額で 10 兆円以上を失ったと言っても過言ではありません。

しかも、戦わずして負けたのです。こんなに悔しいことはありませんか。

google も初期は技術自体は大したことは無かったのです。元々院生が始めた会社ですしね。

しかし、著作権がネックになって日本では研究、研究結果の公開、ができなかったのです。

あの時代、同じような研究をしていた研究室は結構あったと思いますよ。

しかし、戦わずして負けた、以外に当てはまる言葉が見つかりません。

10 兆円失った、今現在でさえ、違法です。こんな議論は 10 年前に終わっておくべきです。

第二の google は、youtube でしたね、第 3 の google を生み出してはいけません。
はっきり言って、自分には、著作権法をそこまで厳しくする必要はあるのか疑問です。
分科会に呼ばれてる人たちの、音楽、映画、演劇など、全ての経済規模をあわせても 10 兆円行かないでしょう。

つまり、今度から、分科会に呼ぶ人は、もう少し考えた方がいいですね。

作る方じゃなくて、使う方を呼ぶ方が良いと思います。それも、めちゃくちゃ高頻度に使う人たちを呼んだほうがいいでしょう。

たとえば、会社の知財対策の人、著作権ものの弁護士、学識経験者なんかが良いと思います。

はっきり言って、分科会に呼ばれてる人の経歴は浮世離れしすぎてて、付いていけません。

論理も飛躍してて、はっきり言って、

音楽以外は全くダメ、映画以外は全くダメ。

著作権の同一性の保持とか、この例でそれはねーだろ。この人全然わかってないなーって状況が多く見られました。

こんなことではダメです。

著作権は大切に、ビジネスでも深くかかわってくるのに、

音楽しかやったことなく、日常的に契約書を読まないような生活をしてる人が

適当に決めた決まりなど、うまくいなくて当然です。

著作権者が蚊帳の外で不自然かもしれませんが、著作を見たり、使ったりする人の方が多いわけですから当然です。

今は、分科会なんかでは、作る人の方が多いですが、それは不自然です。

今年、やっと使う人が、分科会に一人、二人出てたような気がします。20 人の中で、一人二人ですから。

使う機会が、作る機会より圧倒的に多いのなら、使う側が主導で決まりを決めないと不自然です。

公開するための決まりだし、いやなら公開しないでしょうから。

* 目標6

分科会の議事録を公開する

現在は公開されてないが、公平性、透明性確保のため、原則、公開にして欲しい

今や、著作権は、作曲家、作家など、一部の人が主要なユーザーではなく、

一般の人が、主要なユーザーです。その主要なユーザーが議論を追えない、

議事録を見れない、なんてことがあってはいけませんと思いますので。

* 最後に

アメリカの統計で、コンピュータを使って、何らかの創造的な作業をしている人は

インターネットユーザの 4 割程度だそうです。

日本の同じようなものでしょう。

これは、著作権法のユーザーが質的に変わったことを意味します。

自宅のノートではなくインターネットを使うことで公開しているのですから。

ですから、そういう人たちでも使いやすい、親しみやすい著作権法を目指してもらいたいです。

作家や、音楽家だけでなくね。

89 文化をたいせつにしましょう
ほんとうに

90 ダウンロード違法化: 反対
法制化した際に白黒付けられるよう細部まで明文化は難しいです。
現場の裁量で犯罪者にされる可能性がある。
またアップロード取り締まりの怠慢をすり替えているだけ、

	<p>ダウンロードよりもアップロードを取り締まる方が技術的に容易なのにダウンロードを取り締まるわけがない。</p> <p>法制化しても形骸化するだけ。</p> <p>保護期間延長: 反対</p> <p>現在の 50 年は配偶者の保護には十二分です。</p> <p>子は自分で所得を得るべきです。</p> <p>非親告罪化: 反対</p> <p>告知がないので錯誤の場合には即、犯罪者になってしまいます。</p> <p>保証金問題: 反対</p> <p>2 重、3 重にお金を払う事になり、消費者だけが不利益です。</p>
91	<p>■海賊版・模倣版を同一視して取り締まることへは、反対。</p> <p>“模倣”という言葉の判断基準は伸縮自在。権力者側の恣意的判断で、違法性の薄い、きちんと商品価値のあるエピソード作品、トリビュート作品も違法扱いされる恐れあり。</p> <p>■海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について、断固として反対。</p> <p>プライベートの侵害である。明らかな違憲行為であり、悪意の無いユーザーまで取り締まりを受ける恐れ有り。海賊版は売る側を取り締まるべきで、消費者の権利を剥奪してはならない。</p> <p>■著作権法の非親告罪化は、決然と、絶対的に反対！</p> <p>罪の無い芸能、アニメ、スポーツ等のファンサイト及びファン活動が、際限なく通報される。もちろん恣意的判断で違法扱いされる可能性大。絶対に反対。何度でもいってるだろうが。</p> <p>■このような、模倣品だの海賊版だの、偉そうに強権ふるってアレコレ勝手に違法品指定できる天下り・血税浪費団体の設立は、断じて許さない。</p> <p>以上。</p>
92	<p>著作権の非親告罪化に反対です。</p> <p>もし適用するならば潜在的に国民の半数以上は犯罪者となり得ます。</p> <p>つまり別件での捜査など警察当局の権力濫用に利用されかねない事に強く危機を覚えます。</p> <p>さらに著作権者の意志とは無関係に権力行使される事は不可解に思います。</p> <p>著作権物ダウンロード違法化に関してもそもそもの運用から疑問があります。</p> <p>如何に通信の秘密を守りつつ捜査をするのかであったり、こちらも濫用が懸念されます。</p> <p>そもそもダウンロードしない限りそれが著作権物かどうかを判断する方法はありません。</p> <p>ましてや、HDD には様々な形態でファイルは残るので適法なものだけをふるいにかけることは不可能です。</p> <p>自由なインターネット環境の発展の為にも害が大きすぎるのではと思います。</p> <p>著作権のフェアユース規定も無い現状ではあらゆるものに著作権侵害を問う事は可能です。</p> <p>そんな著作権法の現状にて斯様な規制をすることには甚だ疑問を禁じ得ません。</p> <p>保護期間の延長に関しても知的財産の発展という観点に立てば害が大きすぎると思われまます。</p> <p>あらゆる著作物は過去の著作物からの影響を排除できるものではなく、その全てに配慮を行っていは活発な創作活動は難しいと思われまます。</p> <p>非親告罪化によって創作活動に深刻な打撃を与えるものと存じますので今一度強固に反対いたします。</p>
93	<p>【児童ポルノ法改正案(単純所持禁止などによる表現の自由侵害)に反対します】</p> <p>児童ポルノ法の改正に反対します、以下に私なりに理由を述べています。</p> <p>例えば漫画が規制されると、大半が児童ポルノと言えます。</p> <p>例: ベルセルクやあずみ、デビルマン、銀河鉄道 999 等。</p> <p>これを『実際に逮捕するか』は、問題ではありません。</p>

『やろうとすれば逮捕出来る』という事が問題であり、基準があやふやですから取り扱い書店では、それが児童ポルノに当たるかどうか判断がつかない為『取りあえずそれ系が1カットでもあれば撤去』という、神田での自主撤去事件が全国規模で拡がると考えられます。

そうなれば、雑誌等は薄利多売で規模が無いと維持出来ないのに(※本という文化がこれほど機能しているのは日本だけで、書店が無い国はさらに有る)扱いがされなければ出版社の存続危機であり、出版社が危機になれば、印刷紙業も仕事が減り、同人誌などでどうにかしている企業も倒産してしまうでしょう

印刷紙業が衰退すれば、コスト高を招いて、国民はネットでしか本に触れる時代になるかも知れません。

そのネットですら、ネット規制法案などによって自由に触れる事も出来なくなるかもしれない異常事態です。

また、出版社が弱くなる事で中古書店も本の確保が困難になり新品・中古ともに本が国民から離れてしまいます。

目に見える損失も甚大ですが、識字率などにも影響し、知識の低下は犯罪のリスクを考えたりする知恵の低下＝自制心を下げます。

そして知識低下は格差を生み、格差対立による犯罪の誘発、社会不安も増大するでしょう。

また、単純所持禁止等の行き過ぎた児童ポルノ規制は、既に単純所持規制をしている海外を見ればわかるように、逆に事件の深刻化・凶悪化を招きます。

規制推進派の方々はそうした事実を無視されているように見えますが、単純所持規制をしているのにも関わらず、外国の犯罪率は日本より低水準ですか？

犯罪抑止が機能しておらず、逆に犯罪は増大している事が現実でありデータでも明白です。

抑止が期待出来ないのに対し、抑圧による爆発や暴発は増えます。

何故なら、児童ポルノが社会から消えても、実在する児童は今だに街中を短いスカートで歩き、男を挑発しているからです。

中には金欲しさに児童から誘惑する現状では、減少はあまり期待出来ません。

性欲は論理では無く、本能だからです。

食事を減らす事は出来たとしても、食べないではいられません。

規制推進派の方々は、日本のアニメコンテンツが海外でどれだけの高い評価と経済的利益を得ているのか考えて、このような規制をだしておられるのでしょうか？

無から外貨を得られる、資源貧国日本が、数少ない財産である漫画やアニメを自分から潰せば日本の損失は計り知れないのです。

このような規制規制規制、とおっしゃられるよりはもっと基本的な教育をしっかりしていかなければならないはずです。

それをせずただ全てを規制するのでは、本末転倒も甚だしいです。

【規制されることにより予想される損失・被害】

アイドル、グラビア、ジャニーズ関連

・肌の露出の規制。表現に制限がかかる。

TV 関連

・1992年にバルセロナオリンピックで金メダルを取った、当時14才の岩崎恭子の映像を流しにくくなる

・2年間、浅田真央(フィギュアスケート)を流せなくなる

・ハプニング特集にて、子供が映っている風呂場、プールの映像を流せなくなる

・中川翔子逮捕(自分の乳幼児の頃の全裸写真所持)

・該当するTVを録画した場合、視聴者逮捕 アニメ、漫画関連

・ドラゴンボール、ドラえもん、ワンピース等、有名タイトルを所持する1000万人以上の人々逮捕

- ・過去の雑誌を持っている場合、巻頭に18歳未満のグラビアが高確率で入っている為逮捕
- ・登場キャラであるワカメのパンチラにより、サザエさんを何らかの形で所持する者は逮捕

【児童ポルノ法案の問題点要約】

1、表現の自由の規制

二次元を準ポルノとして規制しているが、準ポルノの定義が曖昧すぎるため、「ドラゴンボール」「ジブリ映画」「ドラえもん」「クレヨンしんちゃん」等他多数の有名漫画も規制可能である。

極端な例では「源氏物語」も規制可・廃棄等を求める事もできる。

これにより市場の漫画はほとんどアウト、経済的損失は莫大である。

成人用同人ゲームや同人誌もアウトとされてしまう。同人漫画は多くの漫画家の修行の場となるため、そこを規制されてしまうと一般漫画の質の低下につながり、結果的に経済的損失が大きい。

・根本的な部分で、表現の自由に反する。実際アメリカの最高裁は二次元規制を違憲判決にした実例がある。

準ポルノが実在の児童への被害を助長するという科学的根拠は皆無であり、論拠にすらならない。

むしろ規制した国よりしていない国の方が児童強姦率は低いという現実のデータも出ている。

2、三次元ポルノの単純所持罰則

・定義が非常に曖昧、曲解や恣意的運用が容易。

結果、既に施行されている外国では娘の水浴び写真を所持していた母親を逮捕する事例まで発生してしまっている。

極端に言えば、小学校の卒業アルバムでプールの授業が映っていれば逮捕の可能性もある。

また、電子メールを利用したポルノ画像のばら撒き等で犯罪者として逮捕する事もできてしまう（これによる冤罪や犯罪が横行する危険）

・それをいうとネットの規制を叫ぶやからもいるが、ネット規制は論外（情報封鎖になり、現実社会になおさら欲求のはけ口を求める危険が大きい）

乱文雑文ですが、これは表現の自由に大きく抵触する重大な危険を含んだ、感情論で決めたと思えない欠陥法案です。

外国からの圧力によって、日本の産業や良識を壊すような馬鹿な真似だけは謹んで欲しいです。

意見として真摯に受け止めてほしいと思い、送らせていただきます。

94

現実の児童虐待をほっぽらかしの児童ポルノ法改悪に反対します。

アニメとかゲームから幼い少女キャラをなくせば

現実での児童虐待、少女への性犯罪がなくなると本気で思っているのでしょうか。

アニメやゲームから少女の水着や、成人向けゲームから幼く見えるキャラクターをなくしても、厳然として現実世界の児童は虐待されています。

宮崎事件での犯人の部屋は半分捏造でしたし、児童を虐待する親、

援助交際の少女に手を出す人々は幼い見かけの少女が出る成人向けゲームなどほぼ持っていないのが現状です。

少女への性犯罪って援助交際がほとんどです。

そしてそういう少女を、幼い見かけの少女がでてくるゲームのユーザーは嫌います。

売るほうも「オタクキモイ」と相手にしません。

少女向け雑誌の性の氾濫はいいのでしょうか？

ただ、オタクが理解不能で気持ちが悪いから叩いているだけに思えます。

幼い少女キャラがなくなれば大人の女を好きになると思っていたら大間違いです。

この法案改悪に断固反対いたします。

95 プライバシーの為、仮名にさせていただきます。
もう何もかも信じられない世間なので。
先に記しておきますが、パブリックコメントを無視しないでください。
文化庁の前例があるので、一応。
ダウンロード違法化違法化の件についてですが、私はこれに反対します。
著作権法に引っかかった、違法にアップロードされた動画若しくは音楽をダウンロードすれば違法とのことですが、私には違法にする意味がよく判りません。
ダウンロードを違法にしたところで、アップロードが減るとは考えにくいからです。破裂した水道管を放っておいて、水浸しの床をひたすら拭くような行為です。
著作物を違法にアップロードした者を検挙すればいいわけで、ダウンロードする者を検挙したところでアップロードが減るとは到底思えません。
無意味な行為に税金を費やすのは反対です。税金が国民に還元されるような仕組みになっていません。
需要が減れば、供給も減るでしょうか。供給者側はそもそも利益目的でのその行為では在りません。
床を水浸しにしたいくなければ、水道管から直してください。
文化庁はこの法案を通したい理由に、海外の動向を見てもすべきである、というものが在りました。
私はアメリカの例しか知らないのですが、その例はどう穿った見方でも「すべき」ものではないと感じました。
アメリカのレコード協会である RIAA の、ダウンロード違法化を利用した大量訴訟行為が在りました。
約2万件の大学生に対する訴訟。無論無実の人も含まれていました。
身体障害者の人や、音楽に興味のない老人にも無実の罪をなすりつけ、賠償金を払うように要求しました。
さて、日本が敬愛しているアメリカがダウンロード違法化の結果、このような大規模な詐欺が発生しました。
どこを見てダウンロード違法化「すべき」と思ったのでしょうか。
大量訴訟は日本では起きないでしょうか。訴訟大国だから起こりうる問題だったと。
絶対に起きない保証も根拠もありません。ダウンロードが違法化されたら、これに似た詐欺が多いに増えるでしょう。
さて、適法マークというのを実施したらいいですね。
適法マークのついたサイトからはダウンロードしてもいいと。
適法マークとは画像ファイルでしょうか。
単なる画像ファイルなら簡単にコピー出来てしまうので意味が在りません。簡単に使い回されてしまいます。
また、国がこのマークを売ることもできますね。
さらに全てのサイトを見ることはできず、例え違法でなくても適法マークを付けることが出来ないサイトが多く出るはずで。そういう状況である以上、どのサイトが違法で適法なのかは個人の判断になってしまいます。
これで悪意かどうか判断出来るのでしょうか。いくらでも言い訳が効きそうです。
国に利益の出るサイトには適法マークを付け、目障り・害なサイトには付けないという情報操作も出来てしまいます。もはや言論弾圧のレベルです。
全くもって税金の無駄遣いなので止めていただきたい。
まだ少し意見は在りますが、長過ぎるようであり、しかもまとめられないので以上です。

	<p>恐らく反対意見の殆どは私と同じ意見プラスαだと思われます。</p> <p>国民に還元出来ない税金の無駄遣いはカット。</p> <p>ネットそのものの破壊に繋がる。</p> <p>大量に詐欺が発生する。しかも詐欺をするのが某利権団体の可能性が高い。</p> <p>要約するとこのような感じですよ。</p> <p>私も、著作者に利益が出ない現状のままでいいとは思っていません。</p> <p>しかしダウンロード違法化で改善されるかという、ほぼ改善されることはないでしょう。</p> <p>規制ではなく、それをどう利用するかを考えてください。</p> <p>文化を破壊するのではなく、文化を利用してください。</p> <p>私ではすぐに答えは出せません。普通の国民より自称、頭がいい政治家の皆様税金を使わずに考えてください。</p> <p>私はビジネスモデルを変えた方がいいとしか言えません。</p> <p>CDの売り上げでしか利益を得られない著作者というのはあまりにも単純すぎます。</p>
96	<p>準児童ポルノ法。これに国民として意見を示すため、メールを送らせて頂きました。</p> <p>まず、この法案には断固として反対です。</p> <p>確かに児童の保護は大切でしょう。</p> <p>しかしこの法案には問題点が数多くあります。また、現時点で児童を守る法案は存在します。これで十分と考えます。</p> <p>まず「単純所持」が違法。</p> <p>これは他人が自分の部屋に写真などを持ち込んだり、職場の机などに入れられたりされ、通報された場合、無実の人が逮捕されるという危険性が十分あります。</p> <p>さらに、(水着姿などの)自分の子供の写真、18歳に達していないアイドルの画像などを持っているだけで違法というのはいかがなものでしょうか。また、そのような内容のあるドラマなどにも打撃となるでしょう。ドラマのDVDやビデオも違法になってしまいます。事実、アメリカで自分の子供の写真を持っていて逮捕された例があります。このような法案が国民に支持されるとは思えません。</p> <p>次に、漫画、アニメ、ゲーム規制など、いわゆる「二次元(絵)」の規制検討していることについて。</p> <p>これについては、定義が曖昧なうえ、犯罪との因果関係について疑問な点があります。</p> <p>また、ほぼすべての漫画、アニメ、ゲームが規制対象となってしまいます。なぜなら、規制対象にあるような要素がないものはつまらないからです。つまらないものは作られません。</p> <p>今や「二次元」業界は日本の文化です。若い世代はすべての人がなにかしらの漫画、アニメを見たことがあり、ゲームをやったことがあるでしょう。また、「二次元」は国際的にも高い評価を得ています。</p> <p>この法案はそんな日本の文化を破壊するものだと思います。</p> <p>犯罪に繋がる可能性があるから何でも規制するのではなく、「影響を受けない人間を育てられる」「子供が犯罪に巻き込まれない」社会作りが必要なのではないでしょうか。親が子供とコミュニケーションをとり、また地域住民でネットワークがあれば子供をいつも見守る社会に近づけるんだと思います。</p> <p>また、親が、先生が、インターネットやメールの怖さを教え、犯罪者との接点をなくすことも重要と考えます。</p> <p>この法案改正は、国民の表現の自由を著しく侵害する悪法であり、日本が情報統制国家となる第一歩と思えます。国民として、現状維持を強く望みます。</p> <p>最後に、稚拙で不躱な文章、失礼しました。意見が反映されることを心より願っております。</p>
97	<p>児童ポルノ改正の件についての意見をここに書きます。</p>

	<p>「単純所持の規制」と「アニメ・マンガ・ゲームへの児童ポルノの適応(準児童ポルノ法)」の両方に対し反対です。</p> <p>・「単純所持の規制」に反対の理由</p> <p>インターネットで児童ポルノにあたる画像などを開いてしまった場合、郵便やメールなどでそれらが間違い(又は故意)で送られてきた場合など、本人の気づかぬうちに児童ポルノを持ってしまっている可能性があります。</p> <p>ですので私は単純所持の規制を行なった場合、冤罪の被害が増加してしまうと考えます。</p> <p>よって「単純所持の規制」に反対です。</p> <p>・「アニメ・マンガ・ゲームへの児童ポルノの適応(準児童ポルノ法)」に反対の理由</p> <p>1. 「絵」は見る人によってその人の主観の影響を大きく受けます。</p> <p>そこに曖昧な線引きをした場合、何がよくて、何が駄目なのかが誰にもわからなくなってしまうと思います。</p> <p>それによってクリエイターが表現したい事を十分に表現できなくなることが考えられます。</p> <p>また、それらを購入する消費者は買うのを控えるようになると思います。</p> <p>よって、私はアニメ・マンガ・ゲームの市場が急激に小さくなってしまおうと考えます。</p> <p>2. 日本でアニメ・マンガ・ゲームのどれか、又は複数を所持していることは珍しいことでは無いです。</p> <p>単純所持の規制と絵の曖昧さによる判断の不透明さによって、マンガなどを所持している多くの方が不安を抱くと思います。</p> <p>3. 児童ポルノのものに限らず、成人向けのビデオやマンガ・ゲームは人の性欲を収める一つの手段であると考えます。</p> <p>もちろん現実の児童ポルノのように製作過程で児童が被害にあうものを認めるわけではありません。</p> <p>アニメ・マンガ・ゲームにも規制ができたとしても、今までそれらで収めていた人たちの性欲が無くなるはずはありません。</p> <p>ですのでこの規制は逆に性犯罪が増加する危険性もあると考えます。</p> <p>よって私はこの2つの改正の件について反対の意見を示します。</p>
98	<p>著作権法の非親告罪化反対</p> <p>私は著作業を生業としていますが、著者が申告していない著作物をも違法化してしまうことこそ、著作権の侵害にあたると思います。</p> <p>昨今インターネットなどで著者の許諾を得ずに、画像及び映像の掲示する行為が頻発していますが、場合によってはそれが大きな宣伝効果を発揮します。</p> <p>角川デジックス福田正社長も、「好意を持っていてわざわざ宣伝してくれる。そんなファンをないがしろにして著作違反だとやっていたら、ファンなんかなくなります」(http://techon.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20080307/148638/)と述べています。</p> <p>この発言に私も同意致します。</p> <p>著作者の権利を守るため、著作者の意思を含まない「著作権の非親告罪化」には反対します。</p>
99	<p>ダウンロード違法化、著作権法の非親告罪化及び著作権・隣接権の延長を盛り込んだこの計画に反対します。</p> <p>この計画で推進されるべき「コンテンツをいかした文化創造国家づくり」の要であるコンテンツ(サブカルチャーや娯楽の類)は基本的に非常に自由な環境で無いと発展せず、法で固めてしまえば発展しない事を理解する必要があります。</p> <p>政府や国家による管理の元で発達したサブカルチャーや娯楽があるのでしょうか。</p> <p>かつての共産圏のような情報管理国家に外国に売れるような娯楽コンテンツがあったのでしょうか。</p>

	<p>多くの人々が様々な形で自由にコンテンツに触れることができるようにすべきです。またそれに触れたことが刺激となり、広がるコンテンツ(オマージュやパロディ等の二次創作物)が作成されるのを規制すべきではないのです。</p> <p>つまり、ダウンロード違法化、著作権法の非親告罪化、著作権・隣接権の延長はコンテンツをいかすどころか殺してしまうことになるのです。</p> <p>尚且つネット社会は“個”が中心であり、ネット文化の締め付けは、即ち個人の言論統制に直結します。</p> <p>同様の理由でネットにおける有害情報の規定を政府が行うことにも反対です。</p> <p>よって、いかすべきコンテンツを殺し、個人の言論統制を行う、この計画は発動されて良いことは何一つ無いと考え、この計画に反対いたします。</p>
100	<p>・違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題について</p> <p>違法著作物のダウンロードを私的複製の外に置くことについて、反対します。</p> <p>私の意見は、「インターネット先進ユーザーの会(MiAU)」が文化庁に提出したものとほぼ同意見です。</p> <p>http://miau.jp/1194583961.phtml</p> <p>特に、冤罪、便乗詐欺が発生する危険が極めて高いものを法律化すべきではないと考えます。</p> <p>例えば、掲示板などに悪意を持ったものが小細工をした場合、掲示板を見た不特定多数の人間が「違法ファイルをダウンロードした」というログをサーバに残すことができます。</p> <p>また、冤罪について、権利者から疑いをかけられた場合、一般人は権利者への対抗手段はなく、言いなりになるしかありません。実際、アメリカでは冤罪で権利者に訴えられたケースもあります。</p> <p>ネットに接続するだけで容易に犯罪者扱いされるという状況を法律化すべきではないと考えます。</p> <p>・著作物の保護期間の延長について</p> <p>著作物の保護期間を延長することについて、反対します。</p> <p>保護期間を20年延長したからといって、創作者のモチベーションが上がるとは考えられません。寧ろ、死蔵されるコンテンツが増えることが問題だと考えます。</p> <p>保護期間を欧米諸国と同レベルに、というのであれば欧米に対し「ミッキーマウス保護法」と揶揄された保護期間延長の取り消しを求めるべきと考えます。</p>
101	<p>海賊版・模倣版を同一視して取り締まることへは、反対。</p> <p>“模倣”という言葉の判断基準は伸縮自在。権力者側の恣意的判断で、きちんと商品価値のあるエピソード作品、トリビュート作品も違法扱いされる恐れあり。</p> <p>海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について、断固として反対。</p> <p>プライベートの侵害である。明らかな違憲行為であり、悪意の無いユーザーまで取り締まりを受ける恐れ有り。海賊版は売る側を取り締まるべきで、消費者の権利を剥奪してはならない。</p> <p>著作権法の非親告罪化は、決然と、絶対的に反対</p> <p>罪の無い芸能、アニメ、スポーツ等のファンサイト及びファン活動が、クレマーによって際限なく通報される。もちろん恣意的判断で違法扱いされる可能性大。断固として絶対に反対</p> <p>このような、模倣品だの海賊版だの、偉そうに強権ふるってアレコレ勝手に違法品指定できる天下り・血税浪費団体の設立は、国民は断じて許さない。</p>
102	<p>私は「知的財産推進化計画」の一部見直しを提案いたします。</p> <p>私が問題があると思うのは、『著作権の非親告化』と『有害情報規制』の項目です。</p>

まず、『著作権の非親告化』の項目では、現在多数行われている二次創作に関する事柄がほぼすべて規制されてしまう可能性があるからです。

現在の著作権に関する法律では、権利の侵害を提訴できるのは著作権を持っている本人だけ、となっていると思います。もしこのまま計画が推進されてしまうと、二次創作に関して、本人以外の作品に関係が無いような方々から、多数のクレームが提出されてしまうと考えるからです。

次に、『有害情報規制』に関してですが、これは今現在インターネット上で話題となっている『準児童ポルノの早期規制』に関係してしまうと考えます。

内容は変わりますが、私は『準児童ポルノの早期規制』には反対の立場をとっています。規制が始まってしまうと、日本におけるメディア文化(アニメ、漫画など)が根絶されてしまうと考えるからです。この規制は対象の定義が曖昧なため、明らかに『準児童ポルノ』に当てはまらないようなメディア作品でさえ対象になってしまうからです。

例えば、国民的アニメと言っても過言ではない『ドラえもん』ですら、この規制の対象になってしまう可能性があります。理由は、主要登場人物の「しずかちゃん(小学生)」などの未成年女性のシャワーシーンや水浴びの場面がテレビ、劇場版ともに見受けられるからです。また、内容の記述が曖昧で水着などを規制の対象に含むとも取れてしまいます。その観点からしても『ドラえもん』は規制の対象になってしまいます。それだけでなく、海やプールに関する場面が存在する作品すべてが対象になってしまうからです。

また、メディア文化に留まらず、現実でも問題があると考えます。

記述が曖昧なため、「父親が娘の写真を持ち歩いている」「幼い少女から父大家、親族の男性のほほへのキス」なども取締りの対象になってしまいます。

このような「準児童ポルノの早期規制」を推進させてしまう可能性があるからです。

半分以上が別の法案に関する事柄になってしまったことを謝罪いたします。

しかし、上記のような意見によって、私は「知的財産推進計画2007」の見直しを提案いたします。

ここから先は私の私的な意見になってしまいます。ですが、政治家の皆様が真に国民のことを考えてくださるならば、私の考えを真摯に受け止めてくださることを期待します。

私は21歳の大学生です。インターネットの閲覧が趣味で、アニメや漫画などに興味を持っている、いわゆる「オタク」と呼ばれても差支えが無いと考えています。

私たちにとって、アニメや漫画、小説、二次創作、同人などは、色鮮やかな生活を送るのに欠かせないものです。興味のある作品を見て、共通の趣味を持つ友人たちと現実やネットで語り、それらの二次創作を作成、鑑賞する。それらは、今の私の生活には無くてはならないことです。

どうか、私たちから、それらの生活を支えるものを奪わないでください。

規制が始まってしまうと、私たちのような人々が暴動を起こすでしょう。私たちにとって、メディア文化は無くてはならないものなのです。

この「知的財産推進計画2007」や上記の意見で記した「準児童ポルノの早期規制」が実現してしまうと、アニメや漫画、二次創作などが壊滅してしまいます。そんな社会、私たちのようなものにとっては、絶対に耐えられない、地獄のような社会です。

また、アニメや漫画、小説などが規制されてしまうと、日本国自体が多大な影響を受けると予想できます。

文化庁がアニメや漫画、ゲームなどを「メディア芸術」と名づけたように、これらは既に日本が世界に誇れる文化のひとつです。日本のアニメや漫画、ゲームがアメリカやヨーロッパ、中国などの外国では高い評価をうけています。中には、海外でイベントが行われているものもあります。それに付随する二次創作やコスプレなどには、世界規模で行われているものもあるのです。

そんな、日本にとって重大な文化を、これらの法律は滅ぼしてしまうかもしれないのです。

それだけではありません。アニメや漫画、ゲームの規制は、経済的にも大きな被害を日本にもた

らします。

今の日本には、出版社やゲームの制作会社などが多数存在します。ですが、法律が制定されてしまうと、青年向けの雑誌だけでなく「週刊少年ジャンプ」と言った少年誌までが規制の対象になって消えていってしまうことが大いにありえます。これらの事態によって、出版社などが軒並み倒産の危機を迎えてしまうと予想できます。テレビでは毎日のようにアニメを放映していますし、深夜に放送されるアニメも増えてきています。それらの政策や放映に関わった集団が、軒並み解体されてしまうでしょう。

もちろん、それらの危機を潜り抜ける会社も出てくるでしょう。ですが、倒産する企業は必ず出てくるはずで。そうでなくても、リストラなどで職を失った人々が大勢生まれるでしょう。出版社、ゲーム制作会社、アニメの制作会社、テレビ局、漫画などを各道具を販売する商店、雑誌を主にする書店など、多種多様な方面で、大規模な危機が発生します。

景気がさらに下がり、日本経済は決して立ち直れない打撃を受けると容易に予想できるはずで

す。
また、主題とは関係なくなってしまうますが、上記に記した「準児童ポルノの早期規制」は逆効果になるのではないかと考えます。

そういった書物が児童を対象とした犯罪のきっかけになっていることも皆無は言い切れないでしょう。ですが、それは極少数ではないでしょうか。

逆に、そういった書物などによって、自身の中にある欲望を発散し、表面に出して実行しないようにしている人物がほとんどではないでしょうか。

そんな中、それらの媒体を規制してしまうと、かえって欲望が発散されず、犯罪に走るものが増えてくるのではないのでしょうか。

私たち「オタク」にだって、ルールや常識、道徳観念はあります。私たちのほとんどはそれらに従って生きています。私たちすべてが、媒体に触発されて犯罪に走る人種だ、と決め付けるのはやめてください。

長々と、主題から外れたことを失礼いたしました。社会にも出ていない小僧が、と思われるかもしれませんが。

ですが、これらが私の真摯な気持ちです。私のような意見を持っている人物が多数存在することは確かなことです。

政治家の皆様も、どうかもっとじっくりと考えてみてください。上記に記したような危機を、楽観的に捉えるのではなく、深刻に受け止めてください。

皆様が真に私たち国民のことを考えてくださると切に願っております。

最後に、私はアニメが好きです。漫画が好きです。ゲームが好きです。二次創作も同人も好きです。

私たちから、『私が好きなもの』を奪わないでください。

103 有害情報規制は次世代コンテンツとして目的としているものまで規制され、そのコンテンツの衰退を促す可能性が高い。

104 家族が著作権者なので、私は、この問題にとっても関心が深いです。
(何冊か本を出版したりゲーム制作等に関わっています)
私はダウンロード違法化が国益を侵害すると思っていますので、慎重意見を持っております。
ダウンロード違法化は、産業の空洞化をますます加速させる危惧を強く抱いております。
確かにダウンロード違法化は規制推進派が言うように、市場規模の維持には役立つ可能性があります。
しかし一方で、ダウンロード違法化は、制作者の卵達が自由に勉強や研究できる環境を著しく侵害します。
ダウンロードして勉強する人達の中から、これからのコンテンツ産業を担う人達が生まれてくるの

	<p>です。</p> <p>彼らは情報泥棒であり、これからのコンテンツ産業を担う人達でもあります。</p> <p>若手クリエイター達は、お金がなく、勉強するためにはダウンロードせざるを得ません。</p> <p>ダウンロード違法化は、制作者の卵達が自由に勉強や研究できる環境を著しく侵害します。</p> <p>ダウンロード違法化により、優秀な日本人が育たなくなれば、グローバル化の社会ですから、おとずと外国に発注したり、外国人を雇用が進みます。つまり、産業の空洞化が発生します。</p> <p>芸術の都、フランスなどでは、ダウンロードは合法とされています。</p> <p>フランスの政策を真似て、</p> <p>日本人の手によって、日本のコンテンツ文化は発展していくべきだと思います。</p>
105	<p>著作権の非親告化</p> <p>非親告化により、誰でも訴えることが出来るので捜査権の拡大に繋がる</p> <p>有害情報規制</p> <p>次世代コンテンツとして目的としているものまで規制され、</p> <p>そのコンテンツの衰退を促す可能性が高い</p> <p>上記の理由により反対</p>
106	<p>前置きとして、アニメ・マンガを「ポルノ法規制対象」にするべきではない理由をあげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レイティング制度やマークの表示だけで、十分利用者に配慮されているから ・アニメ・マンガが児童に悪影響を与える証拠や実例がない ・実際のアニメ・マンガのほとんどは、子供や利用者に夢や希望を与える作品が多い ・ドラえもん、サザエさんなどの国民的アニメだけでなく、その他日本から発信している全てのアニメが日本経済を支えている <p>そして今後の対策を提案させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①暴力表現、性的表現のあるアニメは引き続き深夜放送にする ②単純所持の時点で処罰するのではなく、ネットへの投稿が完全にできないような強化フィルタリングを設置する ③暴力表現、性表現のあるゲームは、購入の際に学生証や身分証明書等を提示し、18歳未満は購入できない仕組みにする <p>何もかも法律を作って強く規制するのではなく、それらに見合った対策・心がけで対処できる日本こそが素晴らしいと思いますし、一人一人が悪循環を作らないように心がけて行動すれば、きっと今以上に日本は恵まれると確信しております。</p>
107	<p>このたびは、児童ポルノ禁止法の改正について、意見を述べたく、連絡させていただきました。</p> <p>本来、児童ポルノ禁止法は「児童の性的虐待を禁止する」「被害児童の人権を守る」ための法律ですよね。</p> <p>とするならば、これは個人法益保護法になると思います。</p> <p>そうすると、一部の議員さんが進めている「創作物(漫画、ゲームなど)への規制」は、個人法益保護の対象である被害者が居ない事にはならないでしょうか。</p> <p>逆に社会法益保護法としてしまうと、対象は「児童ポルノを見て不愉快になった人」となり、児童は保護されなくなってしまいます。</p> <p>むしろ、不愉快にさせた加害者側としてとらえられかねません。</p> <p>そもそも、「児童ポルノ(特に今回検討されている準児童ポルノ)を見て不愉快になった人」を保護するのであれば、ポルノ作品の取締りなので刑法 175 条(わいせつ物等頒布罪)で対処されるべきなのではないでしょうか。</p> <p>個人法益保護法とするなら、保護すべきは被害児童です。</p> <p>現行法の第 15 条(心身に有害な影響を受けた児童の保護)と 16 条(心身に有害な影響を受け</p>

	<p>た児童の保護のための体制の整備)に、被害児童をケアするための内容がありますね。 しかし、これはほぼ運用されていないと言うではないですか。 ならば真っ先に取り組むべきは 15 条、16 条の実践のために必要な具体的法文の追加です。 児童の保護につながる「取締りの範囲の拡大」をしている場合ではありません。 本当に児童の人権を考えていただけるなら、全力で保護体制を整えていただきたい。 また単純所持規制に関しては、現在の定義が「性欲を興奮させ又は刺激するもの」という曖昧な 定義のため、たとえば子供のころの水浴びや、上着を脱ぎ捨て元気に駆け回る姿を撮った写真 なども、規制の対象になりかねません。 常識的に考えれば、そんなことは無いとわかっています。 しかし、冤罪事件等の警察の不祥事を見るに、ありえないこととは言い切れません。 そしてそれらが児童ポルノと認定された段階で、公開する事ができない物となり、冤罪を証明す ることも、社会的地位の回復も望めなくなってしまいます。 そういった危険を無くすため、「児童ポルノ」の明確な線引きをすすめていただきたい。 具体的には「被写体になった児童の人権が侵害されているか、否か」という点です。 虐待や暴行が行われているなら、児童の人権が侵害されているのは明らかですから、当然取り 締まるべきです。 これは児童相手でもなくても犯罪ですし、現在の法律で取り締まれると思います。 そして虐待等を映したものでなくとも、許可なく公の場に公開されれば、それは人権侵害といえる でしょう。 こちらは、公の場に公開することを禁じればいいので、現行の児童ポルノ禁止法によって取り締 まることのできるものです。 やむなく単純所持罰を盛り込むにしても、警察・裁判官の職権乱用などへの対策、また、冤罪な どに対する救済策も同時に盛り込む形でお願いします。 それでは、失礼いたしました。</p>
108	<p>準児童ポルノ法はとんでもない悪法です。 この法律は日本のコンテンツ産業を衰退させるだけでなく多くの人の生活に多大なダメージを与 えます。</p>
109	<p>アニメ・漫画・ゲームも「準児童ポルノ」として違法化に反対 日本のアニメは世界に通用する産業になっている。 それを禁止したら、日本経済に大打撃を与えることになる。 3月21日放送のテレビ東京放送のWBSでも特集をしたほどだ。 あくまでも処罰すべきは被害者が発生する実写の児童ポルノであり、それ以外のアニメやマン ガ、ゲームなどがそういった児童ポルノを誘発するかどうかというのはまず綿密で客観的な調査 を行ってからでないと因果関係が証明できない以上、単なる「表現の自由の侵害」にしか過ぎな いというわけです。 それに今、専門学校で勉強している学生の夢や仕事がなくなり、なおかつ失業者がでるかのせ いがある。 アニメ・漫画・ゲームも「準児童ポルノ」として違法化に反対する</p>
110	<p>準児童ポルノ法に反対します。 人権擁護法案と同じ聞こえは良い法案ですが、どちらも「思想信条の自由」を侵す法案です。 民主主義の敵です。 規制・監視すればなんとかなるという考えはいい加減に捨ててもらいたい！ いまや日本の漫画アニメゲームは、国が全く支援援助しないにも関わらず、独自の文化として発 展しました。</p>

「日本は嫌いだけど漫画とアニメは好き」と”反日民族”にも言われているのですよ。ここまで文化として築いてきたものを崩壊させる権利があなたがたにあるんですか？こんな改正をすれば確実に不況が来ます。

最後に、日本の強姦率が「減少」している事実が警察発表により出ている事。所持規制・二次元規制している国の強姦率のとんでもない現状をお伝えします。規制が全く意味を持たない事を禁酒法で学ばなかった愚かな国です。もし改正し、私の肉親が被害にあつたら私はあなた方を絶対に許しません。

犯罪率統計-国連調査(2000年)

<http://ms-t.jp/Statistics/Data/Crimerate2.html>

G8の1999年ないし2000年の強姦(件/10万人)

カナダ	78.08 件	単純所持禁止	二次元禁止
アメリカ	32.05 件	単純所持禁止	二次元禁止(ただし違憲で無効)
イギリス	16.23 件	単純所持禁止	
フランス	14.36 件	単純所持禁止	
ドイツ	9.12 件	単純所持禁止	
ロシア...	4.78 件		
イタリア	4.05 件	単純所持禁止	
日本	1.78 件		

111 著作権の保護期間延長に反対します。50年でも長いくらいなのに70年としては、長すぎます。作品等を生み出した本人に与えられるべき著作物による利益が、遺族や権利団体などに流れるのはおかしい。50年だから創作意欲が沸かない、70年なら創作意欲が沸くなんてひとは、もう筆を折るべきでしょう。ありえないです。

著作権の非親告化についても大反対です。アニメ、漫画、ゲームなどにおいて、今の社会では、ネットなどでファンが宣伝することによって知名度が上がりその後の利益が上がる事が多々あることはもはや常識です。実際、海外では全く宣伝をしなかったアニメのDVDが、動画投稿サイトの宣伝効果のおかげで、日本と同じくらい売れる大ヒットとなったケースもあり、販売会社もそれを認めています。たしかに、行き過ぎたものは管理されるべきでしょうが、それを非親告化するのはどう考えてもおかしいです。著作権を持つ人が不快に思う、不利益を被ると思ったときに初めて動くべきです。親告罪で充分です。第三者である警察が判断することではありません。そんなことをすれば、創作活動は萎縮し、日本からクリエイターと呼ばれる人はいなくなってしまうでしょう。海賊版の取締りを大義名分にしているようですが、それで創作活動を萎縮させては本末転倒でしょう。そうしないと取り締まれないと言うのなら、それは警察が自らを無能と認めることになるのではないのでしょうか。そんなことはないと思いたいです。

ダウンロード違法化も反対です。これにいたっては、ネットやダウンロードの仕組みを知らない人が考えたとか思えません。クリックだけで違法になる(可能性があるだけだとしても)と思えば、何もできなくなります。実際は違うと言っても、多くの国民はそう思うでしょう。そして架空請求のような詐欺が横行することになると思います。被害を受けるのは老人や子供たちです。

著作権保護期間の延長、著作権の非親告化、ダウンロード違法化、すべて著作権や創作物を護るという考えの下行われているようですが、全く逆効果になる事は明白です。潤うのは創作活動をした本人ではなく、一部の権利団体だけでしょう。ジャスラックがどれだけ世間で嫌われているかを知らないわけではないと思います。むしろ見直すならあの団体でしょう。

また、これらはインターネットの発展をも阻害すると思われまます。どうやら色々とネットを規制したいと言う考えもあるようですが、この情報化社会にネット規制をされていてどうなるのかと思いません。

また、前回の知的財産推進計画の時にも多くの反対コメントが届いたのに、それをほぼ黙殺した

	<p>形になったのはもはや有名な話です。それはそれとして、などと、意見を送ってくれた多くの人に失礼だと思えます。</p> <p>今回も多くのコメントが届くと思いますが、決して蔑ろにせずに検討される事を望みます。</p>																				
112	<p>私は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正案に「実写以外の規制」「単純所持の処罰」を盛り込むことに反対します。</p> <p>ただし現行法を維持することは、これを全面的に支持します。</p> <p>私がこれら規制に反対する理由ですが、まずこれら規制が重大な憲法違反であり、憲法19条「思想および良心の自由」、憲法21条「表現の自由」、憲法第29条「財産権の保護」、憲法第39条「遡及処罰の禁止」に反しているからです。当然それ以外にも反対する理由はありますが、長くなるので以下は分けて書きます。</p> <p>まず実写以外の規制について。</p> <p>人権を侵害されている児童の救済のためにはこうした自由もある程度制限されるべき、という意見があるとしても、絵の人物が架空のものであれば、そこには実際の被害者が存在しない事。児童の人権侵害を救済することを目的とした法律であるのに絵に描かれた架空の人物の人権までも保護する法律になってしまう点は、人権保護という観点から見て違和感を感じ、論点を人権保護から風紀是正に安直にすりかえている印象を受ける。</p> <p>絵の人物の年齢をどうやって18歳未満と特定するのかという疑問がある事。</p> <p>見る者の判断基準により違法か否か判断が揺れ動く法律というものは危険である。</p> <p>漫画を例えに、描き手の癖や画風のわずかな差異でさえ判断によっては違法と取る事も可能であるから。</p> <p>この法律を運用し判断するのは警察であり、今回の改訂の推進派では無い点(当然といえば当然ですが)。</p> <p>推進派の方々が「常識的に見てもポルノではない」としても、実際に判断するのは警察である。昨今の不祥事続きで警察が信用できないのもあるが、警察怖さに「常識的に許容される範囲内」の表現でさえ自衛のために過剰反応してしまうのではないかということ。</p> <p>漫画や週刊誌の出版社が自粛に走れば、それら売りに頼る小規模な書店は致命傷を受け、表現活動全体や市場全体の萎縮、経済的な打撃にさえつながる恐れが非常に高いこと。</p> <p>知的財産推進計画2007にもあるとおり、漫画といえば日本発祥の表現方式のひとつであり世界に誇れるものである。</p> <p>そういったものを国際的に浸透させると豪語しておきながら根本の首を絞めるとはどういった見か。</p> <p>現行法に「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの」とあるが、何を基準に性欲を興奮させ又は刺激のかの基準が全く定まっておらず、いくらでも拡大解釈が可能である事。</p> <p>突っ込んで言えば、そもそも「そういった絵を見た＝犯罪に走る」という事は科学的に見ても無関係であるにもかかわらず、何故規制するのかという事。</p> <p>少々古いデータで申し訳ないが、国連調査のものにこのようなものがあります。</p> <p>犯罪率統計-国連調査(2000年)</p> <p>G8の1999年ないし2000年の強姦(件/10万人)</p> <table border="1"> <tr> <td>カナダ</td> <td>78.08 件</td> <td>単純所持禁止</td> <td>二次元禁止</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>32.05 件</td> <td>単純所持禁止</td> <td>二次元禁止(ただし違憲で無効)</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>16.23 件</td> <td>単純所持禁止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>14.36 件</td> <td>単純所持禁止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>9.12 件</td> <td>単純所持禁止</td> <td></td> </tr> </table>	カナダ	78.08 件	単純所持禁止	二次元禁止	アメリカ	32.05 件	単純所持禁止	二次元禁止(ただし違憲で無効)	イギリス	16.23 件	単純所持禁止		フランス	14.36 件	単純所持禁止		ドイツ	9.12 件	単純所持禁止	
カナダ	78.08 件	単純所持禁止	二次元禁止																		
アメリカ	32.05 件	単純所持禁止	二次元禁止(ただし違憲で無効)																		
イギリス	16.23 件	単純所持禁止																			
フランス	14.36 件	単純所持禁止																			
ドイツ	9.12 件	単純所持禁止																			

ロシア 4.78 件

日本 1.78 件

もし反論があるなら、「何故規制を行っている国程こうも犯罪件数が多いのか」についての説明をいただきたいものです。

あと引用ですが、現行法制定時に

「実在の人物を描写した」絵やコミックについては、枝野幸男議員（民主党）が

「実在する人物を描写した『絵』は『その他の物』に含まれるとされるが、

顔が実在の人物であっても身体が絵の場合はどうなるのか」と質問し、

大森礼子氏は法案提出者として「その場合は実在する人物ではあっても、

実際に存在する姿態ではないので含まれない」と答弁しました。

枝野氏はなおも「ここは表現の自由に絡む問題なので、明確に確認してほしい」とし、

法務省刑事局長と警察庁生活安全局長にも念押し of 答弁を求め、

双方から「そのように運用する」との答弁を引き出しました。

これによって、かつて野田聖子・現郵政相が処罰対象になると述べた

「実在のアイドルをモデルとしたポルノコミック」は、「児童ポルノ」に含まれず、

今回の法律では処罰対象に含まれないことが確定しました。

と結論が出ているにもかかわらず、漫画や絵という「実在しない姿態」を規制する改正案が出てくる意義が理解できません。

次に単純所持の処罰に対する反対理由について。

児童ポルノの定義が曖昧でそれを規制する内容については更に曖昧というのは、別件逮捕の材料に乱用される危険が非常に高いから。

猥褻とまで言い難い程度の漫画や写真の所持だけで、逮捕の理由とする事が可能である事。

性欲を刺激するか否かにかかわらず子供の裸だけでも児童ポルノと見る事も可能である事。

たとえば裸で水浴びをするわが子の写真を撮ったり所持しているだけでも逮捕が可能ということになります。

水浴びする我が子の裸を取った写真など、どここの親のアルバムにもありますし、色気を感じさせる女の子を描いた漫画など、どここの家の物置にも眠っているものです。

警察が点数稼ぎにとがこれを口実とした別件逮捕が可能であることは否定できない上に、昨今の不祥事続きの様相を見ていれば警察の持つ「常識」に信用は置けません。

これもまたひとつの例えとして

裸で水浴びする我が子の写真が2枚あり、それぞれ父親と母親が持っています。

母親はそれを思い出としてアルバムに貼っていました。

父親はそれをポルノ雑誌に投稿し逮捕されました。

親といえど許されない行為ですから、これは当然です。

ところが単純所持が違法である場合、逮捕された時点でその写真はポルノと決定された事になるため、同じ写真を持っている母親も逮捕される可能性があることになります。

警察にとっては絶好の別件逮捕の材料となってしまいます。

というものがあります。

「常識的」に考えれば理不尽かつ不条理極まりないのは明白です。

逮捕の可能性があるのは父親だけではないでしょうか？

無闇に単純所持を禁じればこのような不条理が生じます。それよりも現行法のままのほうがこのような不条理を生じることも無く児童ポルノを規制できると思いますか？

そしてもし、こうした不条理な単純所持で逮捕されてしまうと、自分の潔白を世間に主張し、逮捕の不当を糾弾することも事実上不可能になる事。

逮捕された際、何が写っていたか、何が描かれていたかを知っているのは、警察と自分自身だ

	<p>け。</p> <p>自身の潔白を証明するには、逮捕の要因となったものを世間に公表して認めてもらうしかありません。</p> <p>しかし、「児童ポルノ禁止法」で逮捕された時点でその漫画や写真がポルノである可能性が生じ、</p> <p>反論のためそれを公開する行為自体も「児童ポルノ禁止法」に違反する事になるのです。</p> <p>まだまだ他にもありますが、これ以上書いてもただ長々となるだけです。以上を理由として改めて、</p> <p>私は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正案に「実写以外の規制」「単純所持の処罰」を盛り込むことに反対します。</p> <p>ただし現行法を維持することは、これを全面的に支持します。</p>
113	<p>児童ポルノ法改正は必要無いと思います</p> <p>実際の被害者のいる児童ポルノは規制されて当然ですが、実際の被害者のいない表現物の規制まで行おうとするのはやりすぎだと考えます</p> <p>ある意味表現の自由を規制することにもなりかねません</p> <p>児童ポルノ法の改正には絶対反対です！</p>
114	<p>親告罪の範囲の見直しについて</p> <p>非親告罪化に反対する。</p> <p>現在の著作権法では著作権者が「権利が侵害された」と認識した場合に民事裁判・刑事告訴で裁判を起こすものだが、非親告罪化された場合「警察や司法が侵害行為と見なした者を逮捕出来る」ことになる。</p> <p>恣意的な運用・本来の法制度の目的を逸脱した運用が可能であり、自由な著作を阻害しうる。</p> <p>これは著作権法の目的である文化の発展に寄与しない。</p> <p>第30条の適用範囲からの除外(ダウンロード違法化)について同じく反対する。</p> <p>ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。</p> <p>そうすると、Web サービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい日本の IT 開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。</p> <p>「合法マーク」が無いだけで違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら合法マークには競争を阻害する目的しかないことになる。</p> <p>インターネットというものはそもそもグローバルなものであり日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。</p> <p>海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。</p> <p>ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。</p> <p>権利者がこれまで違法アップローダに対し十分な法的対策を取っていないのが悪い。</p> <p>さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。</p> <p>一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。</p>

	これは詐欺師を後押しする法改正案だ。 以上
115	著作権の非親告化について反対します。 理由は、非親告化により、誰でも訴えることが出来るので捜査権の拡大に繋がるため。 有害情報規制について反対します。 理由は、次世代コンテンツとして目的としているものまで規制され、そのコンテンツの衰退を促す可能性が高いため。
116	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ規制に反対
117	自分も、今回の改正には断固反対です。 今回の法案は、ぶっちゃけてしまえば 「子供たちを見たらダウト、可愛いと思ったらダウト」 と言ってるのと同じだと思います。 そう思う一番の要因は、今で言う「モンスターペアレント」等の存在です。 流れで言うと 1「あの人うちの子見てる」 ↓ 2「怪しいわ、警察に捕まえて貰いましょう」 ↓ 3 逮捕、刑務所へ となります。 自分は、これを大袈裟ではないと言い切れません。 こういった「一部をあたかも全体のように言う習わし」は、そろそろ捨て去らないと危険だと常々思っています。 よくある表現で「理解できるが共感出来ない」というのがあります。 共感どころか理解しない、したくないでは、正当な判断すら出来ないはず。 何か案を言うのであれば、まず少しでも知る事から始めて欲しいと、今回の立案者達に声を大に言いたいです。
118	先ほど資料を読み終わったので意見を送りたいと思います まず言いたい事は単純所持はどういったメリットが存在するかと言うことです。単純所持が今のネット普及率から考えても危険なことは承知の上でなら何も言いません 本件は漫画・アニメ等の方の規制で、こちらを規制することデメリットの方が多大なような気がするのですが気のせいでしょうか？ 私は単純所持、アニメ・漫画の準児童ポルノ法適用に関しては反対です 漫画・アニメ・エロゲーといったメディアと児童ポルノ法との関係が濃いというのでしたら考え直してください、マスゴミや各メディアが煽っているだけと言うのが妥当かもしれませんよ？ こういった方法で規制してしまえば児童ポルノ系の犯罪は消えると考えておられるのでしたら、随分と甘い考えかと思えます。これで消えるどころか増えたらこういった形で謝罪するのでしょうか 気になるところです。 現状で児童ポルノ法には穴はありません、あるとしたら現行法での匙加減でしょうね。 単純所持の規定によって自殺に陥る人がいるかもしれませんよ？現実には出来ないから虚偽(漫画・アニメ)で我慢している人も居るのかもしれませんが？そっち方面の仕事の人は無職になれと言っているようなものですね、娯楽の一つ、稼ぎの一つを自分たちで潰してしまう訳ですね 以上のようなデメリットも考えた上で、単純所持を加えると言うのでしたらご自由にどうぞ。何時かの楽器の時みたいな有害無益の騒動が起こらないと良いのですが、起こってしまうでしょう

	<p>ね それから中国との話し合いは止めましょうよ、海賊版はあそこの方が多く取り扱っているじゃないですか。アニメからゲームからガレキ、フィギュアまで・・・お隣の国は海賊版が沢山あると思ったのですけど違いますか？</p>
119	<p>「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」の「Ⅰ. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する」について序文の問題設定が間違っている。</p> <p>P.89</p> <p>>「ユーザー」、「クリエイター」、「ビジネス」のすべてがWin-Winの関係となる世界最先端のコンテンツ大国を目指す。</p> <p>文化発展のために「ユーザ」「クリエイター」は不可欠で、対等の関係で Win-Win となるべき施策を検討すべきである。しかし「ビジネス」は文化発展を図るための重要な要素ではあるが、方法の一つに過ぎず並列に並べるものではない。個別の問題に対してビジネススキームを用いるか、国家的施策を実施するか、他の方法を用いるかは是々非々で対応すべきである。</p> <p>上記の新しい問題設定を前提に個別の施策の改善を提案する。</p> <p>1)コンテンツ専門調査会のメンバーについて コンテンツ専門調査会のメンバーがクリエイター、ビジネスの代表者のみで、ユーザの代表者が存在しない。 先の前提に照らし合わせば、ユーザおよびクリエイターの代表者をメインとし、ビジネス関係者はサブメンバーとして位置づけるべきである。</p> <p>2)施策のプライオリティについて 具体策の記載順序が「ビジネス」「クリエイター」「ユーザ」の順になっているのはおかしい。「ユーザ」「クリエイター」にプライオリティを置くべきである。各施策に矛盾する内容がある場合には「ユーザ」「クリエイター」の利益を優先すべきである。</p> <p>3)個別の施策の問題点について</p> <p>P.90</p> <p>>(3)違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する ユーザ、および、クリエイターの利益を考えれば、私的複製範囲の除外範囲を広げるべきではない。</p> <p>P.91</p> <p>>(6)私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る ユーザ、および、クリエイターの利益を考えれば私的複製の範囲を法的な文面として明確にするべきではない。</p> <p>P.92</p> <p>>(2)クリエイターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める クリエイターへの報酬は暗に金銭的な報酬を伴うビジネススキームを前提にしている。名声などが報酬になる場合も検討すべきである。</p> <p>P.94</p> <p>>iii)著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2007年度中に一定の結論を得る。 ユーザ、および、クリエイター本人の利益を著作物の保護期間は延長するべきではない。著作権者の遺族への補償を考慮するのは過剰である。</p> <p>P.94</p> <p>>(1)ネット検索サービス等に係る課題を解決する ネット検索サービスに関わらず、コンピュータシステムでのコンテンツの複製や変更の取り扱いは物権法的な概念では多くの矛盾が生じる。これにより技術的な進歩が著作権法上のリスクに</p>

より阻害される場合が多い。既存の枠組みに囚われず法整備を進めるべきである。

P.95

> ii) 2008年中にNHKアーカイブスのネット配信サービスが行えるよう、必要な法整備を進めるとともに、関係者間の合意や過去の放送番組の二次利用に関する権利処理に係る取組を促し、民間放送事業者や放送番組センターの保有する番組を含め放送番組アーカイブの円滑な利用を促進する。

アーカイブスの公開に関して、ユーザやクリエイターへの利益を考えれば、受信料支払いなどを条件とすべきではない。また海外への文化的影響力の増大のために、日本国内に限定もしないほうが良い。

P.95

> iv) 2007年度も引き続き、国立国会図書館において行われている貴重な図書等のデジタル化やインターネット情報資源等を収集保存し、ネット上で一般ユーザーの利用に供する取組について、その促進が図られるよう一層の連携を進める。

インターネット上のコンテンツのアーカイブに関して www.archive.org などのアーカイブサービスや Google などの検索大手サービスのキャッシュなど、海外のサービスに依存しているのが現状である。これは過去の日本のインターネットコンテンツの流通について、国内からは影響力を行使できないということである。インターネットアーカイブサービスを国内で提供するべきである。

P.95

> (3) インターネット上でのコンテンツの新たな創作・発信を促す

著作者の意思表示に対して独自の仕組みを作るのではなく、Creative Commons や GFDL などの国際的な仕組みを利用すべきである。またその成果はオープンに公開されるべきである。

P.96

> ii) インターネット上の違法・有害情報の増大に対処するため、2007年度も引き続き、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよう、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組を支援する。

昨今、レーティングにとどまらず、フィルタリングを強制する動きがある。あくまでもレーティングの支援にとどめフィルタリングは利用者の自主性にまかせるべきである。

P.96

> iii) 権利者団体や通信キャリア事業者等によるモバイル向け著作権侵害コンテンツ配信の根絶に向けた取組を奨励する。

特定の問題を特別視せず、違法行為に対しては法的手続きに沿って処理をすべきである。

P.105

> (2) コンテンツビジネスに係るインフラ整備を促進する

地上デジタル放送は放送コンテンツの流通経路の一つにすぎず、デジタルコンテンツ流通の基盤ではない。基盤とするのであれば、放送事業者のみでなく広く他事業者にインフラを開放するべきである。

4) 公開文章のフォーマットについて

公開の文書ではさまざまな環境での利用や複製しての再利用を考慮して、丸数字やローマ数字などの特殊文字を使うべきではない。パブリックコメントの意見募集要項では特殊文字の指定を禁じているが、公開文書自体に特殊文字を利用しているのは矛盾である。

120 ネット上で、児童ポルノ法について知ったのですが、源氏物語が違法になってしまうというのは本当なのですか？

18 才以下のみだらな絵、表現を違法にするということのようですが、そうすると、ドラえもんや、チビまるこちゃん、Dr.スランプアラレちゃん等など、しずかちゃん、丸子ちゃん、あられちゃんガッツちゃん等の入浴シーンが入ってしまっている回が放送禁止、そのシーンの削除になってしまうので

	<p>すか？</p> <p>絵においても、ヴィーナス誕生、彫刻のミロのビーナス等も違法になってしまうのでしょうか？</p> <p>18 才以下の女子がいけないなら、18 才以下の男子もいけないことにこれからの議論しだいではなるのでしょうか？女子はいけなく男子はよいということにしっかりとした論が見つかりません。（幼い男の子を狙った犯罪があり、それは女の子をねらった犯罪と同じ問題です）そうなり、18 才以下の男子のみだらな絵、表現というものがいけないということは、鉄腕アトムから始まり、ドラゴンボール、特にスポーツもののアニメまでいままで放送されてきたものもほとんどが違法になる流れになるのでしょうか？</p> <p>上記の中で、Dr.スランプアラレちゃん、鉄腕アトムの主人公は、人間ではありません機械（アンドロイド？）です。ドラゴンボールの主人公は異星人です。さらに古事記やギリシャ神話の登場人物は神です。</p> <p>このような人間以外が登場人物の場合の扱いはどうなるのですか？</p> <p>Dr.スランプアラレちゃん、鉄腕アトムでは、主人公の見た目の年齢は小学生ですが、実年齢は 1 歳以下です。このように見た目と実年齢が違うときの問題はどうなるのでしょうか。</p> <p>例えば、アラレちゃんが 20 年生きたとしても、人間ではなく機械なので、体は成長、変化しません。このとき、見た目は小学生、実年齢 20 才ということになってしまいます。</p> <p>または、アラレちゃんの体を造り替え 20 才にすると、見た目 20 才、実年齢 1 才ということになってしまいます。</p> <p>絵、文章において、どのようにして 18 才以下と決めるのでしょうか？</p> <p>作者の決めた実年齢に沿うのでしょうか。このときは上記のような見た目は小学生、実年齢 20 才のようなものでもよしとしてしまうのでしょうか。</p> <p>見た目で決めるのでしょうか。これはどのようなものがいけないのか明確な基準などどうやって決めるのでしょうか（そのようなこと無理だと思うのですが）。絵、文章を 1 つ 1 つ見て判断する審査組織でも作るのでしょうか？（世に出るものは膨大なので絵、文章を審査に出しても 1 年は待たされそうです）</p> <p>はっきりと申し上げたいのですが、法案としてできても抽象てきな表現が多く、どうとでもとれることとなる文章になって意味がないでしょう。</p> <p>これまで放送、出版された多くの人が知っているであろうアニメ、漫画、絵、物語でどれが出たら違法とするのか示して下さい。</p> <p>源氏物語、古事記やギリシャ神話、ヴィーナス誕生、ミロのビーナスはどうなるのでしょうか。</p> <p>この児童ポルノ法には反対です。</p>
121	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
122	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
123	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
124	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
125	別紙
126	<p>有害情報規制について、一つの独立機関が、有害情報と決めて規制するのは非常に危険が多くいと考えられ、また天下り機関の設立と見られても仕方ないため。また、一つの独立機関では、他者からみれば、有害でない情報までも規制される恐れがあるため反対である。</p>
127	<p>コミック、漫画、ゲーム、CG、イラストなどの法律による規制は全面的に反対です</p> <p>特に児童ポルノ法の改正によるフィクション作品・表現物の規制には全面的に反対です</p> <p>現時点では表現の自由を犠牲にしてまで守るべき保護法益・公共の福祉は今の日本にありません。</p> <p>児童ポルノ禁止法の保護法益は、実在の児童の人権保護であり、またそのための手段に過ぎな</p>

いことを考えれば、被害者の居ない漫画やアニメはそれの対象にはならないはずで
す。また芸術性の高いコミックやイラスト、小説と、規制すべきとするポルノコミックとの線引きは結局規制する側の主観でしか線引きが出来ずいたずらに表現の自由を侵害する危険があります。表現物やフィクション作品を「児童ポルノ」(もしくは児童ポルノ法改正での基準であれば「準児童ポルノ」として規制することは強く反対いたします。また現状において、定義が曖昧なこと法律施行以前に発表された作品の取り扱いがどうなるのかが不透明であることなど単純所持の規制も範囲が広くなりすぎ、恣意的運用がなされる恐れがあるためこちらでも反対です。例えば、これを写実的な絵などに絞ったりしても芸術性の高い絵画などが優先して児童ポルノとされてしまうのではないのでしょうかかといって、漫画のようなデフォルメされた絵では何を以て判断するかなどという基準が、ますます不透明になるでしょう。そもそも、児童ポルノ法自体が今の日本の実情および、児童の性的虐待の現状とかみ合っていないのではないのでしょうか今の日本で問題となっている児童ポルノは高校生の援助交際関連のもので、援助交際、つまりは売春の問題と性的虐待などの児童の人権保護問題を混在させた結果おきている、混乱であると思います。もし児童ポルノ法を改正するのであれば、まず児童ポルノの定義などから見直し、根底から実情にあった法律を作り直すべきです。少なくとも、売春問題と児童虐待の二つの法律に分けなければ、効果的な運用は期待できないし、今後も一言二言児童ポルノに触れるだけで大騒ぎになる、といったことが繰り返されるでしょう。その際、最初の法律制定時に売春取り締まりと児童保護を混在させた方々はきちんと非を認めて責任も取るべきだと思います。

128 暴力表現・性表現などを有害情報として規制することに反対します
暴力・性表現が犯罪行為を誘発する・結びつくといった科学的根拠はありません。ゆえにこれらを口実に、ゲーム、アニメ漫画などの表現物やフィクション作品を規制することには強く反対いたします。また、性表現のみですが、わいせつ性は実写のものより低いという裁判所の判例も過去に出ています。現時点でもゾーニング。レーティングなどでそもそも見せることを想定していないような児童には販売したり見せないようにといった配慮はなされています。それらゾーニングを無視したものがいたとして、なぜ真っ先に作品そのものが批判されなければいけないのでしょうか。年齢制限などを無視した行為などがまずは批判されるべきでしょう。今の各種販売。広報の形式に問題があるというのなら、作ることそのものを禁止する前に、まずはそういった販売やゾーニングの見直しからはじめるべき。それさえも許さないのは、表現の自由のみならず、有害情報は日本存在してはならないというある種「思想」の押し付けであり思想信条の自由・言論の自由に反する。現状、公共の利益と二言目に言えば憲法を軽んじてよいというような風潮自体も含めて安易に

	法律で規制しようという姿勢自体ももっと問題視されるべきです。
129	<p>著作権の非親告罪化について反対です 著作権侵害の定義が曖昧なままでは反対です 今のままでは適用できる範囲が広すぎるからです。 著作権は、他の人と自分の著作物に関して「交渉できる権利」であり 方々で使用されている著作物にどう対処するかは、権利者の判断にまず委ねられるべきだからです。</p> <p>ここを「非親告罪」とすることは、むしろ著作者の権利を侵害するといえます。 たとえば、漫画家などは自分の管理する全ての作品にいちいち問い合わせを受けて許可を発行しなければならないのでしょうか？ 今までならば、侵害された時のみ黙っていけばすんだものを？ このような手間を取らせるのはやはり権利の侵害だと思われ 少なくとも、いわゆる同人誌などのファン行為やパロディ作品、明らか一から描き直したと思われる模倣模写 似てる・似てないと言ったレベルで議論がなされるような別個の作品同士の類似性に関しては適用させるべきではありません これは営利・非営利やその規模にかかわらずです。 コピーDVDなどの『海賊版→著作権侵害→犯罪組織の資金源』の流れで議論したいのであれば誤解や法律の恣意的運用がないよう、対象となる「海賊行為」を明確にしておくべき 海賊版の取締りが目的であれば、DVDを丸まるコピーするなど 著作者がすでに禁止行為としてあらかじめ作品の冒頭・末尾などに明記しているものに限るべき もっとも、厳密をそれをやるのであれば著作権法ではなく海賊版取締りに限定した法律として作り直す必要があると思います。 そして最後に、現状の著作権問題のほとんどは、少なくとも日本国内においては親告罪のままで対処可能であると思われ</p>
130	<p>知財知財と謳いながら、実態は権利者のコントロール権だけを増長させ、消費者を常に悪者として監視する社会を築くための改悪ばかり感じる。 前回ダウンロード違法化の際は実際に会議の場にて意見ばかり述べる権利者の発言のみが採用され、パブリックコメントは官僚を始めとした場を仕切るものに黙殺された事を忘れる事はしません、国民の意見より権力を持つものの意見しか受け入れる事しかできないのであれば、パブリックコメントは有名無実の「とりあえず意見は聞いておきました、ただそれだけ」という形式だけの行為は廃止すべきである。 国民をなめるのもいい加減にしていだきたい、権利者の「私も国民で、著作権法の利用者」という詭弁も全く聞く余地の無い愚かな行為と知るべし。</p>
131	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる児童ポルノ法改正と著作権の被親告罪化に反対 もとより児童の保護を目的とせず利権団体を新たにつくろうという目的でこの法律を作ろうというのはいかがなものかと思ひます</p>
132	<p>準児童ポルノ法&人権擁護法案断固反対！ ポルノはドラエもんやサザエさんが消滅、人権は人の権利そのものを否定しています。子供の夢や未来を潰す気か！断固反対！</p>
133	<p>児童ポルノ法に関する事で反対意見を出します。 既に児童ポルノの単純製造・譲渡は禁止になっていて、未だ流通しているのは法の不具合ではないと感じます。規制推進理由の「画像の拡散」も、今のままでも取り締まれます。 現行法で対処できる事なのに、改正案に「単純所持禁止」「アニメ・ゲームなどの二次元規制」を</p>

	<p>盛り込むことは賛成できません。曖昧な定義で罰則が広範囲で適用されるリスクの方が大きいと思いますし、二次元に至っては表現の自由に反する上、日本の文化が損なわれてしまう危険があります。これはネット上であれ同じことです。18禁コンテンツを会員制にすれば、個人情報の流出の可能性も増えてしまうことでしょう。</p> <p>以上から、児童ポルノ法改正に反対いたします。</p>
134	<p>著作権の非親告罪化に反対します。</p> <p>そもそもの著作権という権利の考え方に反している方策と思われ、発想の仕方が馬鹿げている。一部利権団体のためだけの法律にしかならない。</p> <p>政治家諸氏はもっと法律が世間に与える影響というものを真摯に考えた方がよい。</p>
135	<p>著作権の非親告化は非親告化により、誰でも訴えることが出来るので捜査権の拡大に繋がるため反対である。</p> <p>有害情報規制は次世代コンテンツとして目的としているものまで規制され、そのコンテンツの衰退を促す可能性が高いため反対である。</p>
136	
137	<p>ゲーム、マンガ等の架空の人物の出来事に対してまでの規制に反対します。</p> <p>表現の自由に干渉する前に、現実にいる人間(児童)に対しての保護をお願いします。</p> <p>定義の曖昧な法律は危険です。(そもそも何が基準となるのかも不明)</p> <p>アニメや漫画、ゲームなどで児童を性的に描いたものも「準児童ポルノ」とするのは創作者に対する人権侵害です。</p> <p>現実の児童ポルノと漫画やアニメの因果関係も不明です。</p>
138	<p>児童ポルノ禁止法の改正案に反対します。理由は私達のサブカルチャーである漫画やアニメ、テレビゲーム等が何の罪もなく禁止されるからです。児童ポルノ禁止法は本来、児童に対する性的虐待や暴力の描写表現等を取り締まるものであって、被害者の発生しない上記のサブカルチャーを取り締まるものではないはずです。児童ポルノの発生と上記のサブカルチャーの因果関係も不明のまま、児童ポルノ禁止法改正案を通す事は思想と表現の自由を侵害していると思います。良く考え直してください。</p>
139	<p>児童ポルノ法の見直しに、創作表現の漫画・アニメ・ゲームを法規制の対象にする法案が、審議入りされようとしてますが、この件について御意見させていただきます。</p> <p>己の像悪感情で、創作表現の漫画・アニメ・ゲームを、曖昧な考えにより、児童ポルノだと決め付けるような法案を作る事は表現弾圧の何者でもありません！</p> <p>あくまでも、漫画・アニメ・ゲームは架空の表現であるので、性犯罪との因果関係を裏付けるデータがありません！</p> <p>実在の児童を守ることを隠れ蓑にして迄、自分が気に食わない創作表現物に「児童ポルノ」というネガティブなラベリングをかけ規制するようなやり方は、全く非民主的です。</p> <p>漫画・アニメ・ゲームファン全員に、変態と虞犯のレッテルを貼って迄、児童ポルノ単純所持処罰化という、罪の無い国民がたくさん逮捕されるような凶暴な法案を通す事は本当に許せません。</p> <p>何の根拠も無く、創作表現である漫画・アニメ・ゲームを、児童ポルノとして法規制する事は、個人の趣味・生きる意欲を</p>

	奪う人権侵害になりかねませんので、児童ポルノ法の改正に、漫画・アニメ・ゲームを対象にする法案に断固反対致します。
140	「知的財産推進計画2007」の見直しに関して意見させていただきます。 今回の件は表現の自由を侵しています。 18才未満に見えるといった各人の主観によってどうとでもなる判断方法も間違っていると言わざるをえません。 二次創作物について残念ながら現在政界に就いている方々が理解をしていない事は明らかです。 そうした人に合わせて処理しようとするれば考え方の偏りによる問題が起こる事は明らかです。 さらに、幼い被害者を減らそうという理念のもと、諸先進国にならっての改正という事ですが各国のデータの見て性犯罪の低下という目的を果たせているとは言えない状態です。 無意味な法律のために個人の表現の自由を侵そうとしている事をよく考えて下さい。
141	現在、自民党と公明党で検討されている児童ポルノ改正について 1、実在しない児童の画像及び映像の規制案に反対します。 理由:18才未満に見えるか見えないかで恣意的に処罰される可能性があり警察権の乱用を招く恐れがあるからです。 2、児童ポルノの単純所持罰則化に反対します。 理由:今だ児童ポルノの定義がはっきりしておらず(服の1部を身に着けない等)やはり主観により警察権の乱用を招き冤罪も多く生まれる危険があるからです。
142	当方は技術移転、特に大学や研究機関の特許、技術シーズを中小企業に移転することを業務としてしています。文部科学省のデータ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakub/07083106.htm)によると国立大学法人の民間企業との共同研究において中小企業との共同研究は件数では増加していますが、比率では、ここ4年間継続して減少しています。この理由として、根本には中小企業のポテンシャルが低いことがあるでしょうが、大学の移転機関の方向が大企業に向いていること(金額が大きい、相手が把握し易い、交渉し易い、対応がしっかりしている、移転機関の業務がやり易い等)があるのではないのでしょうか。この傾向によって大学の知の中で中小企業向けの知が外部に現れる前に捨てられることを心配します。中小企業を活性化させるには色々な壁がありますが、シーズがマッチングされる前に選別され、消えて行かないように、目標値としても良いのでしょうか、せめて、共同研究の中小企業比率を一つの指標として努力するところを表彰することを進めてはどうでしょうか。ご存知のようにSBIRも国の研究予算の中で中小企業比率を上げることを狙いました。私立大学や公立大学で中小企業比率が下がる傾向が出ていないのに国立大学でこの傾向はおかしいのではないのでしょうか。
143	児童ポルノ法反対です。この法案はかなり危険な法案です。児童ポルノ法はアニメ・マンガ・ゲームの規制や単純所持禁止も含めるのです。日本が世界からポルノ大国だといえ荒れていますが実際にそうではありません。。外国の法がもっと多いのです。単純所持禁止で自分の幼い頃の写真も規制は反対です。また新たな冤罪を生み出したくないのです。財産の所持にも侵害しています。
144	別紙
145	○インターネット上の違法・有害情報の増大に対処するため、2007年度も引き続き、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよう、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組を支援する。(総務省) これについては強い危惧を感じます。

行政機関の指導で「お墨付き」のようなマークを付けるよう推し進めた場合、事実上の検閲行為になるのではないのでしょうか。

事情を知らぬ者にとって知る権利を大きく阻害されることにもなるでしょう。

○著作権法の非親告罪化

これにも大きな問題があります。

もしも非親告罪化してしまった場合、創作文化における、その作り手の卵たちのための練習の場が失われることとなります。

未来の作り手たちのためにも、表現の自由を縛り上げるのは問題であると考えています。

ここは、現状通り、著作権保有者ごとの個々の判断に任せるべきではないのでしょうか。

事実、多くのコンテンツが生み出されたその要因の一つとして、ある程度の自由が残されている現在の法体制が関係していると思うのです。

○最後に、準児童ポルノ法について

現実には、小説や漫画、アニメーション、ゲームなどが犯罪の要因になっているという科学的証明は全く出ていません。

近年、感情論のみでこれらを有害なものとして規制しようとする動きが出ておりますが、関連性の証明もなくこれらの創作物に対して著しく表現の幅を縛り上げるような規制をかける法案には強く反対します。

- 146 ■ダウンロード違法化について
- ダウンロード違法化については、個人の著作物の利用を過度に萎縮させないように留意しながら検討を進める等、非常に多く寄せられた反対意見に対して一定の配慮が見られます。
- しかし、既存制度の有効活用など目を向けるべき場所があり、具体的な弊害防止策が提示されていないなど、問題はまだまだ多いように思えます。
- 現状では、ダウンロード違法化には完全に反対と言わざるをえません。
- 著作権法の非親告罪化
- 非親告罪化の適用範囲が具体的ではなく、非常に悪質な事案にだけ対処する、では判断する人間の恣意的な判断が入る余地が存在します。
- 著作権を侵害されたか否かを判断するのは権利者であるべきですし、非親告罪化する事によって権利者は侵害されたと思っていない事案までも『著作権侵害』となる危険性があります。
- よって、こちらにもはっきりと反対の意思を示させていただきます。
- 保護期間延長問題について
- はっきりと反対します。
- 現状の50年で問題があるのでしょうか。
- 著作権は護られるべき権利である事に間違いはありませんが、同時に先人の齎した古い知識、智恵が広く配布される事は非常に素晴らしい事であり、新たな創作物、著作物の誕生を促進する物です。
- 『保護』と『過保護』は違います。
- 悪戯に保護期間を延長することによって、古い知的財産が忘れ去られる事を促進しかねません。
- フィルタリングについて
- 不要でしょう。
- ひた隠しにして眼に触れさせないと言う手法を取ると、何らかの手段を用いて隠蔽を暴こうとする人間が必ず多数出てくる物です。
- そして『隠す』と言う安易な手段を用いた際、本来真っ先に行っておかなければならない、適切な事前知識を配布する事によるモラルの向上が軽視されがちです。
- よく言われる有害サイト、などと言う言葉ですが。

	<p>インターネットに存在する無数の情報や、コミュニケーションの場は単なる『道具』であり、それらを利用する人間のモラルの欠如が最も問題視されるべきではないでしょうか。</p> <p>第三者から見れば『有害』なサイトでも、よく見て見れば違法性はなく、利用する人間にとって有益な情報に満ちている、などと言う事はよくある事です。</p> <p>今行うべきは『隠す』事ではなく、適切に『教える』事により、個人個人がモラルの欠如した人間にならぬよう配慮する事だと思います。</p> <p>以上。私自身が気にかかった点について、意見を提出させていただきます。</p> <p>ご参考にして頂ければ幸いです。</p>
147	<p>児ポ法による二次元規制についてですが、反対意見を送付します。</p> <p>現実の児童ポルノについては厳罰をもって処するべきとは思いますが、二次元まで規制する必要はないように考えます。アニメ・ゲームは世界に誇るべき日本の文化であり、規制することにより製作者が逮捕などに萎縮してしまい、今後日本からはよい作品が生まれなくなる恐れがあります。</p> <p>18歳未満閲覧負荷の作品においてもその作品のせいで犯罪が発生したという明確な証拠もないのに規制するのは一部の人間の考えで日本が動いてしまうことになり、権力の乱用にほかならないと考えます。よって私は製作者の表現方法を規制することは絶対に反対します。</p> <p>ダウンロード違法化についてですが、権利者の判断でなくまったく違う機関が違法か否かを判断することを委任してしまうというのはいかがなものかと思えます。</p> <p>明らかな違法については刑事責任は仕方ないと思いますが、故意でない場合もあるのですから、違法化をしてしまうと日々怯えて生活しなくてはいけないのではないかと考えてしまいます。</p> <p>法を遵守することは生活にとって当たり前と思いますが、あまりにも行き過ぎた法で人の生活を縛りつけることは、今後の日本にとっても恥ずべきものとなると私は考えます。</p> <p>以上</p>
148	別紙
149	<p>ダウンロード違法化について</p> <p>インターネット上の違法送信の定義や、事後の確認をすることはほぼ不可能であると考えられる。</p> <p>ゆえに、ダウンロード自体を違法化することは弊害が多く、事実上不可能である。</p> <p>むしろ、アップロードに関する法改正をする方が現実的であると考えます。</p> <p>例えば、アップロードする著作物には著作者を断定できる情報を付加することを義務化する、など。</p> <p>学校における知的財産教育について</p> <p>パソコンや携帯電話の普及に伴って、小学生もインターネットを頻繁に利用するようになっている。</p> <p>ゆえに、小学校からパソコンや携帯電話、メールやインターネットの利用についての教育や、知的財産についての教育を行うべきであると考えます。</p> <p>著作権法の非親告罪化について</p> <p>著作物の違法使用については著作者が判断するべきであり、著作者のみが判断できるものと考えます。</p> <p>以上</p>
150	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる児童ポルノ法改正案に反対します。</p> <p>この改正案でアニメ・マンガ・ゲームにおける性的表現が事実上制限されれば、文化の多様性が失われ、最終的には日本製コンテンツの魅力が失われます。</p>

	海外にも日本のコンテンツを愛するファンがいる中で、これは日本という国にとって、非常に大きなダメージとなります。
151	<p>ダウンロード違法化: 反対。</p> <p>意識せずネット利用しているだけで犯罪者となり得る。</p> <p>また、冤罪、別件逮捕など行政側の悪用がいくらでもできる。</p> <p>たとえ、条件つきとしても、</p> <p>第二時大戦末期の官憲による弾圧と同じような運用が可能である。</p> <p>保護期間延長: 反対。</p> <p>ご存じの通り、研究でメリットよりデメリットを上回することは自明。</p> <p>一部の既得権者『の親族』に利する状態にして故人の功績にあぐらをかく、不労働利益を守るより、新たな創造的行為や創造者に報いるべき。</p> <p>道徳的にも健全でない利権の囲い込みとなるだけだ。</p> <p>非親告罪化: 反対。</p> <p>ダウンロード違法化と同じで、国民に対して悪法である。</p> <p>また、知的財産の権利者がコントロールすべきこと。</p> <p>著作者、またはの著作の管理依託会社が対応するのが筋。</p> <p>関係者より早く官憲がかかわるのは、</p> <p>国家の統制行為意外なにもでもない。</p> <p>補償金問題: 現状、反対。継続審議必要。</p> <p>とれるところから、徴収する発想が不健全で、</p> <p>国民の文化的行為を阻害する要因。</p> <p>そもそも、既に報道されている通り、</p> <p>著作権利者側が望むは金額と範囲であって、</p> <p>補償金搾取の方法論は、</p> <p>一介の不透明な民間会社が国民の理解を得ていない状態で、</p> <p>進めており、現状では納得できない。</p> <p>つまるところ、</p> <p>著作管理会社への不信感が払しょくされない限り</p> <p>議論は不毛。</p> <p>JASRAC の解体、透明化後に議論すべき。</p> <p>(B-CAS などもそうであるが、</p> <p>民間会社を隠れ美濃に実質行政権を握っている組織は</p> <p>独禁法で調査すべき)</p>
152	<p>知財における特許調査は非常に重要でありまう。特許調査に関する専門的な知識はグローバル化しつつ、また、そのスキルアップには長年の経験と同業者との情報交換、さらに多大なコストをかけて自助努力が必要であるにもかかわらず、社会的にも十分な評価を受けていないのが実情であるように考えます。つきましては、先進国に先んじて、特許調査員の資格制度・検定制度など、国の施策として考えていただければと思う幸いです。</p>
153	<p>知的財産推進計画2007を拝見して感じるのですが、コンテンツ問題と知的財産人材育成問題、特許調査に関する問題をみた場合、これらの分野のプロを認定するための国家資格がないことを残念に思います。</p> <p>弁理士試験においても、著作権法、不正競争防止法がありますが、これは短答式試験のごく一部でしかありません。弁理士試験の受験生も捨て問として考えています。</p> <p>したがって、弁理士は依然として、産業財産権法に限定された専門家を認定する資格にとどまっ</p>

	<p>ています。知的財産法全体を網羅した国家試験という観点では、これからできる、「知的財産管理技能検定」の方がより実務向きで有効です。産業財産権法に加えて、著作権法、不正競争防止法、独占禁止法、民法の総論・総則、物権法、債権法も含まれているからです。</p> <p>著作権法のための試験では、民間資格のビジネス著作権検定(初級、上級)しかありません。また、知的財産情報の試験としては、情報科学技術協会の実施する、情報検索応用能力試験(1級、2級)しかありません。</p> <p>著作権法、知的財産情報の専門家を認定するための新しい国家試験をつくることを要望します。新しくできないなら、せめて、既存の「ビジネス著作権検定」、「情報検索応用能力試験」を国家試験として認定してください。</p> <p>私自身の印象では、著作権法、サイバー法の専門家として認めてもらうためには、現状では、著作権法、情報法で修士又は博士(法学、学術、技術経営)になることしかないように思えます。同じく、知的財産情報の専門家として認めてもらうためには、修士又は博士(情報学、学術、技術経営)になることしかない、と考えています。</p>
154	<p>『著作権の非親告化』反対</p> <p>理由 誰でも訴えることができるので、捜査権の拡大に繋がる 著作者が認めていても、捜査対象になるケースが出てくる 一握りの人によって著作権の侵害が判断される</p> <p>『有害情報規制』反対</p> <p>理由 次世代コンテンツとして目的としているものまで規制され、そのコンテンツの衰 を促す可能性が高い</p>
155	<p>【ダビング 10 の仕様変更について】</p> <p>現行のダビング 10 には大反対です。</p> <p>「9 回コピーできれば充分」と判断された理由がまったく理解できません。</p> <p>例えば、自分の子供が甲子園出場を果たした場合、試合の放送を録画・DVD コピーして親戚や知人(9 人どころじゃありません)に配りたい、と思うのはごく普通の感情ではないでしょうか。</p> <p>また、いわゆる「孫コピー」もできないのですから、今後次世代メディアが出てきても HDD から削除してしまった映像は新しいメディアに移すことはできませんし、ムーブした DVD が劣化して読取不可になりそうな場合も、ただ諦めるしかありません(新しい DVD に焼き直しできない)。</p> <p>いずれブルーレイを購入予定ではあるものの、いまはまだ DVD を利用しているという家庭の場合、後々ブルーレイに焼きたい番組は HDD から削除することもできず無駄に容量を圧迫してしまいます。</p> <p>メディアに移してしまった番組は PSP などのモバイルで持ち出しできない、というのも時代に逆行しています。</p> <p>私的利用を制限してまで、なぜデジタル放送に移行するのでしょうか。</p> <p>こんなことなら、アナログ放送のままのほうがよっぽどいいです。</p> <p>【報道について】</p> <p>コピーワンスにしてもダビング 10 にしても、国民全体に影響がある問題にも関わらず全くといっていいほどテレビで報道されず、いつの間にか水面下で何もかもが決まっている印象を受けます。</p> <p>ネットを利用しない人たちは、おそらく CM でやっている「2011 年アナログ放送停波」という以外の情報は知らないのではないのでしょうか。</p> <p>ニュース番組や討論番組で様々なコメンテーターによる活発な議論がなされ、視聴者からの意見も出され揉まれてこそ、制度の認知度も高まるし納得も</p>

	<p>得られるのではありませんか？</p> <p>テレビ局は当事者として、むしろ今回の「意見募集」の告知を CM などで行っても良いくらいだと思います。</p> <p>いくらテレビ局が規制側の立場だからといって、公共放送が担うべき「伝える」という義務すら果たさないのは甚だ疑問です。</p> <p>もっとも、テレビ局に睨まれると仕事がなくなる、という出演者の思惑から肯定的な意見しか交わされない討論であれば、見る価値もありませんが……。</p> <p>【その他】</p> <p>以下、ネット上で見かけた文章です。私の気持ちも全く同じです。</p> <p>****</p> <p>私達が求めているのは利用の自由です</p> <p>例えば一部分を抜き出して引用する</p> <p>携帯型のプレーヤー用に変換する</p> <p>大好きなシーンを抜き出してベスト版を編集する</p> <p>そんなことです</p>
156	<p>コピーさせたくなかったら、世界一高い著作物やAV機器を何とかしろ。</p> <p>何でCDが 3000 円もするのだ？</p> <p>そしてレンタル店がなぜ日本だけ普及しているのか。</p> <p>海賊版が出回るのは、消費者のせいではなく、天下りが、著作物を高騰させているから。</p> <p>天下りが著作権料を取り、自由な価格競争をさせていないから、著作物の高止まりが生じている。</p>
157	<p>コピープロテクトや、B-CAS カードは、視聴者全員が著作権法違反を行う恐れがあるという前提に基づいているのだと思います。</p> <p>要するに、外国人押捺問題や、外国人登録カードなどと同様、人間全員、犯罪を犯すものだという思想に基づいているのだと思います。</p> <p>海賊版作成犯罪者取締りのために、多くの人々の利便性を損い、コピープロテクトや、B-CAS カードの存在があるために、むしろプロテクト解除が進み、海賊版作成犯罪者の増加、および海賊版購入者を増やす結果になると思います。</p> <p>B-CAS カードの費用については、著作権利権者が負担すべきもの。</p>
158	<p>日本のコンテンツ産業の振興にあたって、現在国会で審議されている改定児童ポルノ規制法が確実に妨げになると思われますので、意見を送らせていただきます。</p> <p>改定児童ポルノ規制法は思想・表現の自由を侵害するもので、重大な憲法違反であることは明白ですが、推進団体は自分達の利権の為に押し通すつもりようです。</p> <p>この法律改定案が成立した場合、日本のコンテンツ産業は深刻な悪影響を受けることとなります。</p> <p>「18 歳未満に『見える』人物の性表現は絵画であっても単純所持をも規制する」というこの法律は、恣意的な運用が容易であり、また、それが目的としか考えられません。</p> <p>そういった状況で出版社や作家が自由な表現活動を行うことは不可能であり、自由な表現を強みにしていた日本のコンテンツ産業が国際市場で見放される結果になっていくのは間違いないと思われます。</p> <p>例えばアメリカでは 1957 年に「コミック・コード」が制定され、漫画に対して厳しい規制がしかれましたが、これによってアメリカンコミックの黄金時代は終わったと言われています。改定児童ポルノ規制法が可決された場合、日本でも同じ事が起こるでしょう。</p>

また、この法案にはメリットがありません。

性犯罪と創作物の因果関係は明らかになっておらず、実際の性犯罪件数で言えばむしろ規制が厳しい国の方が多いようです。

また、いかに性的・暴力的な表現がなされていようと、絵画には被害者がおらず、児童の権利を侵害などしていませんし、創作する側としてもそのような意図はありません。

もしそうなら実際に犯罪を犯せばいいだけのことで、それをしないで創作物を作るということは創作意欲があるからであり、それを規制するなど文化国家の法律とは考えられません。

性欲の無い人間はほとんどいませんので、創作意欲が性欲に基づくことも当然ありえます。そして性表現はあらゆるコンテンツ産業において普遍的な要素であり、それ自体をタブー視することは不自然であるばかりか、才能の芽を摘み取ることにもなります。

青少年への悪影響を心配するならば、購入の際に身分証を提示させる、罰則を強化する、など、現行法の範囲内で取れる効果的な措置がいくらでもあります。

規制対象を広げることには全く意味がありません。

現状で日本のコンテンツ産業は国際市場で独特の地位を築いており、他の追随を許していません。長い目で見れば日本の基幹産業にもなり得ると考えられます。

その要因としては当然、日本に創作物への規制がほとんど無いことが挙げられるでしょう。

しかし日本のコンテンツの国際的評価の高さは、性的・暴力的表現がもてはやされているからでは決してありません。それらの要素が人間の営みから絶対に排除できない普遍的なテーマだからです。

法律によってそれらを描くことが規制されるのであれば、人間の本質を問うような深い作品が生まれることもなくなります。

以上の理由から、この法案の否決なくして日本のコンテンツ産業の明日は無いと考えます。

また、人権擁護法案、著作権法違反の非親告罪化も可決された場合、日本のコンテンツ産業に同じような打撃を与えられそうです。

人権擁護法案の問題点は改定児童ポルノ規制法の問題点とほとんど同じです。

明らかに違憲立法であり、特定の団体が利権の為に制定しようとしていると思われる点も同じです。

選定の基準も不透明な人権委員会の検閲がありうる社会では、自由な表現などできようはずもありません。コンテンツ産業の発展に重大な悪影響を与えることは明白です。

著作権法違反の非親告罪化は、明らかな海賊版を取り締まるだけなら良いかもしれませんが、著作権そのものが曖昧な概念であり、やはり運用によっては思想・表現の自由を侵害する結果につながります。

また、模倣をしたことのない作家はいないといっても過言ではありませんので、解釈によっては才能の芽を摘み取ることになると思われます。

また、ある作品のファンがその作品を模倣したオリジナル作品(いわゆる2次創作)を作って流通させることによる宣伝効果が市場によっては極めて重要である点も見逃せません。

知的財産保護のための法律が、逆に市場の縮小を招く結果になると思われますので、この法案にも反対いたします。

長くなってしまいましたが、参考になれば幸いです。

159

前略

■ダウンロード違法化について(90 ページ)

>3.違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する

とありますが、「違法にアップロードされた著作物のダウンロードの違法化」に強く反対します。

コンテンツが合法的なものであるか違法なものであるかを判断することは困難です。これに対し、サイトに合法マークを貼る案が出ているようですが、サイトは日々刻々と変化する性質を持つ

で、一時期の状態では合法と判断するのは無意味です。変化に対応するために、毎日のチェックが欠かせないものとなりますが、現実的ではありません。また、合法マークに関する手続きは、簡潔で無料でなければなりません。さもなければ、自作コンテンツを配布している個人の弱小サイトは対応できず違法となり、資金力や管理時間のある大手ビジネスサイトばかりが合法となるなどの、アンバランスが生じます。

また、複製の意思の有無に関わらず、サイトへのアクセスがあれば、サイトの内容が少なからずメモリ上又はハードディスク上に自動複製されます。このようなものも物理的にはダウンロードされたものと何ら変わりありません。そのため、インターネットを利用すること自体を違法化することになりかねません。この点において、冤罪の多発が予想されます。

以上のような理由から、「違法にアップロードされた著作物のダウンロードの違法化」は適切ではなく、送信可能化権による解決(違法アップロードの対策強化)が妥当であると考えます。

■私的録音録画補償金問題について(91 ページ)

>6.私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る

とありますが、これの抜本的見直し又は廃止を望みます。

私的録音録画補償金は、一部の組織及びその関係者のみに還元され、著作者にほとんど還元されていない実態があります。例えば、私が自作曲をネットで配信した場合、私は私的録音録画補償金を含む機材やメディアを買ってそれを作ったにもかかわらず、著作者である私には1円の還元もされません。一部の組織に属するものだけが著作者なのではなく、すべての国民が著作者となり得ることを前提に、補償金の分配ができるしくみが必要です。それが難しいのであれば、私的録音録画補償金制度を廃止することが、すべての著作者に対して平等であると考えます。

どうか、一部の組織や著作者が声高に著作権を主張するための制度ではなく、すべての国民が平等に、著作物を安心して製作・公表・利用できるような制度に変革させていただきたいと強く願います。

草々

160 違法であるとして、違法複製物又は違法配信から録音録画する場合を著作権法第三十条の適用範囲外にするという案について

著作権法が親告罪適用法である以上、「違法性の可能性がある」コンテンツと「違法コンテンツ」の違いはひとえに著作権者側の対応によって区別することになり、「絶対的な合法性」を、末端の利用者が検証するのは不可能に近い状態があります。また、PC等コンピューターが自動的に行う各種コンテンツのダウンロードに関しては、全く区別が付くものではありません。こうした中で非営利的な録音や録画を違法化することには、高度に発達し、文化的醸成を果たしつつあるネット文化を萎縮させることを意味しており、IT革命によって人類にもたらされた、情報の共有化という素晴らしい流れを食い止めてしまうこととなります。また、合法と認められたサイトに「適法マーク」を認定機関が授与するという流れは、他の分野でも広く見られる「格付け機関の権威化と情報の差別化」を、ネット社会にも持ち込みかねない動きだと考えられるために反対です。

いわゆる「有害情報」規制について

近年、違法性はないものの、様々な観点から青少年に有害な情報を規制しようとする動きが活発化していますが、そうした場で示される「有害」には、青少年の犯罪に関する因果関係は証明されておりません。違法ではなく、犯罪に繋がる因果関係も存在しない以上、情報を規制する必然性はどこにもないということになります。こうした「有害」情報に対する規制は、合法的な情報に対する統制、検閲としての色彩を持つばかりか、企業活動という観点からも過度のフィルタリングがマイナスになりかねません。前述の「適法マーク」と併せて考えると、適法・ノーマル・有害と、合法的な情報が三つの区分によって細分化されつつあることが見えてきます。各サイトやブログ運営サービスが個々に基準を定めるならばともかく、国家が合法的な情報に対して価値判断を下

	<p>していく必要性はどこにもないと言えるのではないのでしょうか。</p> <p>著作権保護期間延長問題について</p> <p>幾度も期間の延長がなされてきた著作権法ですが、これ以上の期間延長は、有意なデータが広く世間に出る機会を損ね、情報の寡占化と、「著作権」そのものの権益化に直結しかねません。むしろ、ITにより、かつてとは一線を画する情報流通がなされた今だからこそ、期間を漸次的に縮小することによって、古く、そして有意な情報の共有化によって、人々が知を廉価に共有し、文化を共有していく社会を構築していくべきだとも言えるのです。著作権は重要な権利であり、情報化が進んだ現代ではより注目される権利であることは確かですが、守られるべきはひとえに著作者の権利であり、著作者の死後の保護期間を延長することは、情報を広く知らしめたいとする著作者の意向とは、必ずしも合致しない行為だと思えます。</p>
161	日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法反対
162	<p>私は児童ポルノ規制法案に反対致します。</p> <p>实在児童の人権を何故守れないのか。</p> <p>これが心配です。</p>
163	<p>元の値段が高すぎるから海賊版が出回る。</p> <p>海賊版程度まで値段を下げるべき。</p> <p>特に貨幣価値の違うアジアでは正規の値段で購入するのは無理。</p> <p>海賊版がなければ販売増になるとは考えにくい。</p> <p>著作者も、ある程度の宣伝だと割り切るしかないと思えます。</p> <p>著作物を、購買力のある層にだけしか楽しめないものにしてはならない。</p> <p>音楽CDの3000円は、学生や年金生活者には高額過ぎる。</p> <p>年収数億の著作権者や、天下り年収数千万の方には分からないことかもしれないが。</p>
164	<p>著作権の非親告化への反対意見として非親告化により、誰でも訴えることが出来るので捜査権の拡大に繋がってしまうのではないのでしょうか</p> <p>有害情報規制への反対意見としては、次世代コンテンツとして目的としているものまで規制され、そのコンテンツの衰退を促す可能性が高いのではないのでしょうか？私が海外にいったとき日本のアニメーションはかなり高い評価を受けていたと感じました。これに規制をかけるのはそのまま日本文化の衰退にもつながってくると思えます。</p>
165	<p>確かに海賊版の販売行為などは悪質かつ重大な著作権侵害だと思いますが、非親告罪の範囲を拡大する必要はないと思えます。著作権法違反か否かの判断は主観的な部分を排除できず、捜査権乱用の恐れを否定できないと考えるからです。非親告罪の範囲拡大には反対いたします。</p>
166	<p>著作権の非申告化には、反対します。</p> <p>理由は、以下の通りです。</p> <p>インターネットにより、誰もが自由に、創作物を発表できる状態になっています。日々、新しい創作物が、インターネット上にアップされています。その中には、パロディ作品も数多く含まれています。著作権の非申告化は、これらの作品の作者などを犯罪者扱いすることを意味するように思えます。これらの作品は、現代、そして未来において、文化的に価値のあるものだと考えます。</p> <p>文化的に価値のあるものを排除するような暴挙を認めるわけには、いきません。</p>
167	<p>知的財産推進計画 2007 についての意見です。</p> <p>(1)著作権法の非親告罪化に反対します。</p> <p>理由：著作権違反というのは範囲が極めて曖昧さがあり、警察の担当官の裁量1つで検挙という自体になると、あらゆる表現活動が萎縮し、日本の世界に向けて文化発信の中心となるべく方針に逆行することになります。</p>

	<p>(2)違法サイトからのダウンロードの違法化に反対します。</p> <p>理由:一般の人がそれが違法であるかないか判断できない事例も数多く、また違法ファイルをダウンロード後、それを指摘された場合、本人の認識があったかどうか、問うのはあまりに無理があると思います。</p> <p>一般の人にとって、ただ単にインターネットは誰でも犯罪者になりうる危険性がある印象を持たれることとなり、これからのインターネットの発展の可能性にブレーキをかけるなりかねません。</p>
168	<p>90頁</p> <p>③違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する について</p> <p>インターネットを通じたコンテンツの複製が、文化庁や権利者団体が主張する、いわゆる「悪貨が良貨を駆逐する」状態であることは理解できるし、</p> <p>また、合法的な配信により、コンテンツの製作者に適正な報酬が支払われることは、コンテンツの製作者だけではなく、消費者にとっても利益になると考えている。</p> <p>しかし、いわゆる「ダウンロード違法化」は、その適用範囲のあいまいさや、違法と合法を利用者が完全・容易に判別することが出来ないことから、</p> <p>インターネットの活用を萎縮させ、また違法にダウンロードしたコンテンツを不特定多数の人間にメール等でばら撒くことで、</p> <p>善良な一般市民を犯罪へ巻き込む危険性など、多くの副作用を持つ。</p> <p>現在、インターネットは国内に広く普及しており、その結果一億総犯罪者ともとれる状況を生み出してしまふ。</p> <p>むしろ現状のアップロード者を取り締まるやり方で十分に効果が出ているので、これを上手に活用していくことで、</p> <p>十分な効果が発揮できるものではないかと考える。</p> <p>よって、個人の著作物の利用を過度に萎縮させることのないよう留意する点から、「ダウンロード違法化」に反対する。</p> <p>91頁</p> <p>⑥私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る</p> <p>補償金の考え方自体を否定するものではないが、現状のネット配信される音楽やデジタル放送にはコピー制御がかかっている。</p> <p>にもかかわらずこの補償金が録音録画機器から徴収されていること自体、補償金の考え方と現実がアンマッチしていると考えられる。</p> <p>まず、この問題を解決すべきと考える。</p> <p>個人的には、少しのお金を払った上で、個人の範囲内での自由な複製を認めるべきと考える。</p> <p>また、日本において録音録画補償金は消費者から徴収することになっているが、海外では録音録画機の生産者(メーカー)から徴収する形を取っている。</p> <p>どちらが補償金を払うのか?折半するのか?改めて議論すべきと考える。</p> <p>⑥利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する</p> <p>もはや著作者が不明となっている著作物の利用が妨げられている件、</p> <p>また、一部の楽曲等は著作者不明にも関わらず、権利者団体に何故か登録されており、収益源となっているような状況が実存する。</p> <p>著作権者の死後、数年間は、例えばその遺族等の生活保障のためにもやむをえないと思われるが、</p> <p>それにしても現行の50年は長すぎであると考ええる。</p> <p>現在、70年に延長するかどうか国民の声を無視して議論されているようであるが、消費者が著作者になるネット社会において、むしろ著作者の遺族等の生活保障などに必要な最低限度の保護期間に短く設定し、</p>

その後は若い世代のクリエイターなどが積極的に使用して新しい文化を創作していけるようにすべきと考える。

63頁

(5)著作権法における親告罪を見直す

本項目は、2007年度の議論において警察関係者および文化庁関係者の論理的な議論・検討により、

改正案に盛り込まれないこととなった。

この事は非常に高く評価している。

海賊版の氾濫は「悪貨が良貨を駆逐する」状況を生み出しているため、その根絶については論を待たない。

しかし、そのために著作権侵害を非親告罪化すると、警察の判断によって著作権者が認めている二次創作者の逮捕も可能になる。

さらには某社や某作家のキャラクターになんとなく似ている。等の理由での逮捕も可能となり、著作権法が治安維持法と同じ用途で使用することも可能となる。

この事は、憲法21条に違反するとともに、新しい文化の創作、産業の育成にとっても悪影響があることは明白であり、

今後、海外をはじめとする各所から要請があったとしても、文化・産業育成・国際競争力涵養、さらには国民生活を保護するために、

著作権法の非親告罪化は断固として行ってはならないと考える。

105～106ページ

(3)バランスのとれたプロテクションシステムを採用する

デジタル放送は、公共財である電波を使用しているにも関わらず、その内容が放送局によって暗号化され、

その暗号を解除するためにはB-CASという1民間企業によって発行されているカードを使用せねばならない。

公共電波に乗っているものが暗号化されている事態がまず問題であると共に、

それを解除する方法をたった一つの民間企業が握っていることは、明確な独占禁止法違反である。

また、B-CASはNHK職員等の天下り先として機能しているとの報告もあり、

このことから、コピー制御云々以前に、まずB-CASとB-CAS社を廃止すべきと考える。

また、現行のアナログ放送はコピーフリーであるにも関わらず、明確な権利侵害等はさほど問題になっていないと捉える。

オークション等にハイビジョン番組の録画が出品されたりすることや、ネットへのアップロードは、現行法でも十分に取り締まる事が可能である。

むしろ現状の行き過ぎたコピー制御によって、デジタル放送への移行が妨げられていたり、

メーカー開発費の高騰など、弊害の方が多いのではないかと考える。

よって、コピーフリーにした上で、デジタル放送への移行を促進すべきと考える。

16頁

② 青少年の健全な創作活動の場の確保

携帯小説等、青少年の創作活動が明記されたことについては評価できる。

また、青少年の健やかな成長について、論を待たない。

しかし、フィルタリングがそれに寄与するかどうかは、現状からして疑問である。

まず、過剰な性表現や暴力表現等が青少年の脳や思考に与える因果関係を立証した論文や研究は国内外に存在しない。

科学的に解明されていないにも関わらず、青少年に有害だから性表現・暴力表現は見せないよ

うにするとするのは、
 論拠を欠くのではないかと考える。
 さらに、表現の自由や国民主権から導き出されるいわゆる「知る権利」は、青少年にももちろん与えられる権利であることから、
 フィルタリングの義務化には強く反対すると共に、
 こうい議論が憲法を守らねばならない政府や政治家の間で行われていることに、強い遺憾の念をおぼえる。
 しかし、ある一個人が「見たい情報」と「見たくない情報」を区別できるようになる事は重要なことと考える。
 また、フィルタリング自体は単なるURLやIPアドレス等を検知して、通すか通さないかを判別するだけのものなので、
 モノとしてあるのは問題ないとする。
 従って、フィルタリングを使用するか否かは、あくまで利用者(未成年の場合はその保護者も)が主体的に決めるべきであり、
 国や業者は、情報をより分ける手段としてフィルタリングというものもある。と啓蒙するだけにとどめるべきと考える。
 また、フィルタリングソフトを作成している企業はそれほどなく、事実携帯電話キャリア各社が使用しているフィルタリングソフトも、
 1社のものしか使用していないことから、これを国が推進することは、不正競争防止の観点からも疑問が残ることを呈しておく。

② 新たなサービスにおけるプライバシー保護の在り方の検討

プライバシーは非常に難しい問題であり、過度に保護をすると表現の自由や知る権利が過度に制限されると言うことも発生する。
 しかし、個人のプライバシーが重要なのは言うまでも無い。
 このことについては、他の問題や権利とのバランスをとり、
 利用者に不利益の無い所へ落とし込む事が出来ればよいのではないかと考える。
 また、知財とは直接関連のあるものではないが、
 現在、与野党でインターネットの表現や情報の流通、さらには情報の閲覧を規制する法案や、
 人権擁護法・児童ポルノ法等、明確に違憲であり、国民生活を脅かす法律が議論され、
 国会への提出を目指していると言う、非常に遺憾な状況となっている。
 油田にたとえると、知財に関する政策がパイプラインの敷設方法等の議論ならば、
 これらの法案の議論は、石油の湧く穴を埋め立てるようなものであり、
 文化・知財産業そのものを弾圧・消滅させるものであることは論を待たない。
 したがって、日本の文化保護・新たな産業である知財を推進することからも、
 これらのネット規制、言論・表現弾圧法には強く反対し、
 今後このような議論がなされないようになることを切に願う。

169 ダウンロード違法化、著作権法の非親告罪化について反対の意見を送らせていただきます。
 ダウンロード違法化について、まず何処までが違法で何処から合法なのかははっきりとした技術的
 は定義がなされていません。キャッシュまで違法だとされた場合、これではネットそのものが危険
 になります。また間違えてクリックしてしまいダウンロードしてしまう場合もあります。
 著作権法の非親告罪化について、漫画の同人誌等で著作者から黙認されているものも訴えられ
 ます。同人作家が同人誌を作り、その人がプロになり、その人の作品を他の同人作家が作品に
 するサイクルが崩れてしまいます。多くの作家が自分の作品が同人作品として使われることを正
 式に許可は出せないけど黙認しており、中には単行本のあとがき等で「同人誌を作ってもいい」
 と書いている作家もおられます。もちろん全ての作家が黙認しているわけではありませんが、そ

	<p>のような作家が訴えに出ることは現在の法でもできますし、事実そうして訴えた事例もあります。またこの二つは悪用することができます。ダウンロード違法化など普通にネットをやっていたらいつ何をダウンロードしているか本人でも全て把握することは難しいですし、著作権者とは関係のない第三者が「あなたのやっていることは犯罪である」とオレオレ詐欺のように脅すこともできます。これでは文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとっても深刻な問題となります。</p> <p>上記理由により反対の意見を送らせていただきます。</p> <p>追記させていただきますが、このフォームの連絡先欄の電話番号について、現在携帯電話を所有しておらず、金銭的な理由等で今日明日に新しい携帯電話を購入する予定もありませんので、この欄にはインターネットに接続しているパソコンの電話回線の番号を記入しています。もしこちらに連絡される用件がありましたら電子メールの方をお願いします。</p>
170	<p>著作権法における親告罪を見直す 今のところ、しなくていいです。</p> <p>とにかく、色んなところの境界をはっきりさせてない現在、表現と思想の基本的侵害になるので。</p> <p>もっと色んなところを「詰めて」からでないといけません。</p> <p>慎重になってください。</p>
171	<p>私は俗に言う準児童ポルノ法の制定に反対致します。何故児童ポルノ法改正に反対するのかと言いますと、この改正法案が成立してしまいますと日本におけるほぼ全てのアニメ、漫画、ゲームが規制されてしまう上に個人としての二次創作活動、同人活動が不可能となります。その結果、漫画を取り扱う出版社や各アニメ制作会社及びアニメを取り扱う企業、ゲーム会社に多大な影響を及ぼし、個人としての創作に関する表現の自由も失われます。この児童ポルノ法改正を行う事によって、各出版社やアニメ若しくはゲーム制作会社等の日本の企業に甚大な不利益を被る上に、日本国憲法第 21 条で定められている「表現の自由」の崩壊を招きます。</p> <p>次に、児童ポルノ法改正の問題点を以下に提示します。</p> <p>現行法 2 条 1 項条文脚注の児童とは、18 歳に満たない者を指します。次に、2 条 3 項の衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したものは児童ポルノに該当し、処罰の対象となるという内容が込められています。これらの、特に 2 条 3 項条文 三の判断基準が非常に曖昧なため、その判断によっては、極端に申せば学生服やジャージ等の体操着を着用した 18 歳未満の児童は処罰の対象となります。</p> <p>又、上記 2 条 1 項並びに 2 条 3 項は二次創作にも該当します。よって 2 条 3 項条文 三のような描写がほんの僅かでもある場合、雑誌の場合では児童向け成年向け関係無く処罰される事となります。同時にそれらを所有した者は児童、成人区別無く逮捕される事となります。</p> <p>さらに、この法改正で新規に有能な二次創作者が現れることが少なくなる問題も発生します。かの有名な漫画家である手塚治虫ですら、現行法 2 条 1 項並びに 2 条 3 項に違反した作品を発表していました。しかしそれらは決して卑猥とは言い切れません。それどころかそのような描写が物語の重要な場面に用いられているのです。今後その描写を用いた作品が描けなくなると、必然的に二次創作におけるあらゆる新人が減少していきます。</p> <p>その法改正が実現されぬよう、改正そのものが否決されるように貴方にこの場を用いて申し上げます。児童ポルノ法が改正される事で、最終的には日本の二次創作における産業は衰退し、企業は縮小し、日本経済にも確実に影響を与えます。同時に今回の法改正は、日本国憲法第 21 条内にある表現の自由の破壊を齎します。よって、私はこの児童ポルノ法改正、準児童ポルノ法の制定に断固反対致します。</p>

172	<p>・ダウンロード違法化に反対します。</p> <p>理由：該当ファイルが違法な物かどうかの判断はダウンロードを行うまで出来ないにも関わらず、ダウンロードという行為をもって違法とするのはおかしい。なぜならば、適法なファイルと称して違法なファイルをダウンロードさせることも可能であるからである。したがって、違法なファイルをダウンロードした行為を以て違法、とする法を作るよりは、違法なファイルを『ばらまいた』者に対しての罰則・取り締まりを強化すれば十分であると考えます。</p> <p>・著作権法の非親告罪化に反対します。</p> <p>理由：上の「ダウンロード違法化」と併せると、違法なコンテンツをメールで送りつけるだけで犯罪を犯した状態に出来てしまう。警察などがそれをするとはいいたくないが、誰かを陥れるためにそのような行為を行う者が出て来る可能性は大きい。また、著作権者が著作物の二次利用を暗黙のうちに認めているだけでは駄目で、明示的に二次利用を認める旨表明しなければならないという手間を著作物ごとに行わなければならないのは著作権者に要らぬ労力を強いることになる。著作権を侵害されたと思ったら著作権者が侵害を行った者に対して告発なり損害賠償請求訴訟を起こせば良いし、それでも構わないと著作権者が考えているのであればその意志を尊重して放置すれば良いのであって、関係のない第三者が手を出すべき問題ではない。</p> <p>・著作権・隣接権の延長に反対します。</p> <p>すべての著作物は最終的には公衆の共有財産となり、後に続く著作物を生み出す糧になるべきである。アメリカではミッキーマウスの著作権が切れそうになると著作権の起源が延長され、「ミッキーマウス延命法」と揶揄されているが、甚だ見苦しい話である。更に、日本の権利者の中には著作権が切れてしまったら、配偶者や子、果ては孫の生活はどうするのか、という実在的・外的な意見を元に延長を主張している者がいると聞く。著作を生み出した者は評価されるべき作品を生み出したことで評価されその対価を受け取っているものであり、相続者たる配偶者や子、孫は何かを生み出したわけではない。この場合のディズニーと配偶者・子・孫は同じことを考えているのであり、即ちそれは既に亡くなった著作者の生み出したコンテンツで永久に金を稼ぎたい、ということである。一般的な感覚としてこれは許されることではない。著作権者の恣意によって次々延長されるのではいつまでたってもコンテンツは公衆のものにはならない。現在の 50 年という期間も長過ぎるくらいであり、ましてや延長などありえない。現在のコンテンツのライフサイクルを考えるとこれでもまだ長い方だと考えるが、死後 10 年程度に短縮を求めたいくらいである。</p>
173	<p>このような機会があったので意見させていただきます。</p> <p>それと個人情報のほうは匿名でお願い致します。</p> <p>まず始めに 6 ページ目における「デジタル時代におけるコンテンツ振興のための総合的な方策について」における1、通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへの対応の項</p> <p>まず始めに放送と通信は全く別個の性質のものであり、コレを同一視して考え法律を作る方がよほど危険であると思います。</p> <p>少なくとも著作権に関しても総務省で話し合われている情報通信法に関しても放送業界主体で考えられており、その他業界の事を蔑ろにしているのがまず一つ目の問題ではないでしょうか？</p> <p>そもそも電波を使った配信とネットワークを使った配信では経費のかかり方や回収方法、そして形態に至るまで全くの別物であり、</p> <p>何より旧時代の産物である電波による放送を主軸とすること自体時代遅れであり、また逆に電波を主軸とした権利のあり方について逆に見直しをする必要があると考えます。</p> <p>既に似たような規制である電波の権利を主体とした総務省による情報通信法に関しては公序良俗や有害情報の排除や政治的な中立を主に個人主体であるインターネットに対して求める事による言論の自由や表現の自由、そして知る権利を奪う事にも繋がる側面等の問題点が指摘されています。</p> <p>これ等の事からネットワークの配信に関しては、権利を見直すならば放送との融合ではなく、過</p>

去に縛られず未来ある国益を重視し、安易な規制ばかりを進めようとするのではなく、本当の意味で法律を考え直す必要があると思います。

16 ページの「デジタル時代におけるコンテンツ振興のための総合的な方策について」2、青少年の健全な創作活動の場の確保の項

有害情報の排除とフィルタリングについて言及されておられますが、まず日本においては有害情報の概念自体非常に曖昧であり、何を以て有害なのかという定義自体ははっきりしていない事に総務省の未成年に対する携帯フィルタリングを強制したことによる、俗に言う健全なサイトはおろか政党、役所、政治関係のHPですら見れないと言う自体を引き起こしている事からも安易にフィルタリングの名目で規制を強化する事に反対します。

そもそも安易なフィルタリングを進める事はそれこそ国民から知る権利を奪う事にもなりますし、何より情報弱者を多く生み出しネットや創作文化自体を逆に衰退させる結果を招きかねません。そして何より選別する団体を作るような動きもあるみたいですが、コレ自体憲法における検閲の禁止にも違憲することにもなります。

ネットワークの技術において、国際社会における日本の競争力を大きく削ぐものになると考えられます。

63 ページにおける著作権の非親告罪化に関する項では

非親告罪化自体それこそパロディーや二次創作物等の作品が取り締まられてしまう可能性を生む事、

それに伴い、やはり表現の自由や言論の自由を侵害する事にも繋がる事。

現に二次創作自体コミケット等の場において新たなクリエイターを生む土壌にもなっており、

この規制は若手クリエイターの新しい芽を摘むことにも繋がりがかねない事。

この事はやはり日本の文化や経済を衰退させる事になると思います。

90 ページでの3、違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決するの項については

まず何を以て違法とする定義自体が非常に曖昧であることが問題のひとつでもありますし、何よりダウンロードとストリーミングの違いは技術的には全くなく、事実上のネット規制にも繋がりがかねないこと。

またインターネット上では名前等ではファイルを見分ける事などできず、ダウンロードするまでその中身はわかりず、例えば名前が違法ファイルの名前であったとしても

その中身自体は空である場合やゴミデータ、または他のデータである可能性も十分にありまじ、現にそういうことを利用して偽装したトロイ等もネットワーク上には存在することは前回にも指摘したはずで

何よりダウンロードしているもののトラフィックを調べる行為自体が方法によっては憲法における通信の秘密を侵害する可能性もあること。

そして著作権改正における文化庁のパブリックコメントの返答自体、パブリックコメントで指摘されていた問題点に答える返答ではなく、

その返答ですら前回指摘されていた問題点そのものであり、文化庁の私的録音録画小委員会の検討が余りにも不十分であったことから

ダウンロードを規制しようとする動き自体反対せざる得ません。

91 ページの⑥私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る

94 ページの⑥利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備するについてはそもそも著作権法自体、私的領域に踏むこむ法律でない以上私的録音・録画は自由かつ無償とされていたのではないのでしょうか？

少なくとも私的利用を禁止すること自体それこそ娯楽を奪う行為であり、その対案として出されたコピーワンスやダビング10自体

孫コピーがとれないため、後の時代に情報を残せなくなる、録画したディスクが編集できない、他のメディアに情報を写す事ができない等の問題点が余りにも多すぎる事。

過去においてコピーコントロールCDが普及しなかった理由からみても行き過ぎた規制は利用者に弊害を与えるため流通しない事から見ても今回の動きに対しても反対せざる得ません。

そして最後になりますがネットワークの普及により、個人や小さな団体による今までにないサービスが充実しようとしています、わが国のネットワーク事業は、現行法でさえ規制のために技術や文化の遅れを引き起こすような事態を招くまでに至っています。

最近、省庁や政党問わずインターネットを規制しようとする動きがありますが、ただでさえ遅れている国内のネットワーク事業やそれに関する技術を更に衰退させ萎縮させるおつもりでしょうか？

Google や Yahoo のような検索サイトが何故日本で生まれなかったのか？それがどれほどの国益を害したのかと言う事についてももう少し考えていただきたいです。

数十兆の国益んの損失を出して尚、その事実を全く考慮しない為政者の行為には遺憾を覚えずには入られません。

また上記の文化庁の進めようとしているダウンロード規制や著作権における非親告罪化、総務省の進める情報通信法や青少年に関する自民や民主で話し合われている有害情報規制や児童ポルノ法の単純所持規制・架空の表現、創作物規制等政府や省庁は余りにも規制を進める事によりどのような弊害が起こりえるかと言う事を考えずに安易に規制を推し進めようとしているように思えます。

なので過去に縛られず、未来ある国益を重視した法律を考え直す必要があると思います。少なくとも規制では何も生まない所か衰退すら招きます。

それでは失礼しました。

174

第2章 知的財産の保護 63 ページ

「著作権法における親告罪を見直す」について

親告罪であっても告訴がない段階での捜査は可能なので、海賊版に関する対策は現行の法律でも充分可能だと思われる。

また、一見すると著作権の侵害と思われる事でも、著作権者の利益に影響を及ぼさない場合や、告訴するとかえって利益に悪影響を及ぼす場合等、著作権者が不問にする事を望む事もあり得る。

著作権の侵害か否かの判断は著作権者の判断に委ねるのが妥当であり、非親告罪化すると著作権者が望まない事態も起こり得る。

よって現状で親告罪とされている罪を非親告罪化するのは望ましくない。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

90 ページ

「違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する」について

違法な音楽ファイルのダウンロード対策として、エルマークの運用が開始されている。

「違法か適法か見分けがつかないサイトが多い」

という意見に答えたようであるが、ダウンロード元が海外のサイト等では意味がない。

また、画像ファイルや文章については、

合法なのか違法なのか曖昧なものが非常に多い。

	<p>そして、個人サイトにまでこのようなマークを適用するには無理があるように思える。 (各個人サイトの運営者が違法か合法かきっちり区別するのは 困難と思われる為) よって、マーク云々は、偽装サイトを見分ける効果はあっても、 「違法か適法か見分けがつかないサイトが多い」 という意見の根本的な答えにはなっていないように思える。 結局、違法ファイルのダウンロードを違法化してしまうと、 合法か違法か調査したり判決したりする上で、多大な労力を要する可能性があり、 このことによって、インターネット利用を萎縮させる恐れもあるので、 ダウンロード違法化は望ましくない。</p> <p>94 ページ</p> <p>「利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する」について 個人が創作する力は死によって失われる。 死後に著作物の価値が認められたとしても、遺族への遺産の分配を考慮しても、 著作物の保護期間は現状の 50 年で充分と思われる。 (著作物の価値が認められるまでそこまで時間が掛かるとは思えない) また、著作物の保護期間が延長されることにより、 個人が自由に作品を利用する機会が減り、 死蔵する作品が増加する可能性がある。 よって、著作物の保護期間は現状の 50 年のままでいいと思う。</p>
175	<p>2 点意見があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 点目 P63 より (5) 著作権法における親告罪を見直す ……も踏まえ、海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて、2007年度中に非親告罪の範囲拡大を含め見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。 →非親告罪化が拡大されれば、権利者が黙認、容認しているものまで罰する危険性があるのではないのですか。また、パロディ作品、コラージュ的な作品までもを排除する事になるのではないのでしょうか?直接意図したものでなくても、間接的に萎縮させるのも問題ではないのでしょうか? ・2 点目 p96 ⑥安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する にゲーム規制とインターネット規制に関し言及し、業界や民間の規制を奨励するのは間接的に公権力が規制を押し付けている事になるのではないのでしょうか? 慎重な表現を求めると共に、法案を作る際には、法案に載せないようお願い致します。 <p>以上</p>
176	<p>現在、YouTube やニコニコ動画などといった動画投稿サイトでは、MAD と呼ばれる、既存の動画を切り貼りして新たな作品に仕立て上げた動画が多く投稿されており、それらのサイトの人気の一つの要因となっています。MAD は、形式的に見れば著作権の侵害ですが、完成度の高い作品が多く存在することや、宣伝効果が見込めることから、MAD を黙認する権利者も決して少なくありません。従って、権利者の認める MAD は著作権の侵害にならないような著作権観念を考えるとともに、原則としてすべての MAD の投稿者と視聴者が違法となってしまうような、著作権侵害の非親告罪化や、違法複製されたコンテンツのダウンロード違法化は避けるべきだと考えます。</p>
177	<p>著作権法違反の非親告罪化は、警察・司法が独自の判断で著作権侵害とみなした行為者を逮捕することができることになり、商業的な出版・放送・上演・演奏のにならず、コミックマーケットの二次創作・パロディ同人誌などにも深刻なダメージが加わる可能性があります。これらのことは、表現の自由を侵害するものだと思います。</p>

	<p>有害情報規制に関しては、自殺・違法物品(麻薬・拳銃・毒薬)などの販売・いじめ・援助交際などの取り締まりの強化の議論をすべきだと思います。有害情報として、アニメ・ゲーム・マンガを取り締まりの対象にしてしまうのは、表現の自由を著しく侵し、日本が世界に誇れる文化を死滅させ、大きな産業も潰す事になり、日本経済を悪化させ、失業者も多く生み出すことにつながると思います。</p> <p>著作権法違反の非親告罪化と有害情報の規制にアニメ・ゲーム・マンガ等の創作物を加えることに反対します。</p>
178	<p>46 ページ、タイプフェイスについて</p> <p>私が知的財産推進計画を読むのは今回が初めてであるが、2007の計画書にタイプフェイスの項目が掲載されている点についてはひとまず信頼がもてると感じた。しかし別の見方をすれば本件はすでに「遅すぎる」状態にあるものなので迅速確実な法整備を進めていただきたい。正直五行だけの記載では心許ない。</p> <p>また、日本で生産・販売されているタイプフェイスの大半が欧文文字について英語しか対応していないことについては、各社への対応を積極的に促してほしい。理想的にはユニコードにおけるすべての文字をすべてのタイプフェイスが含んでいるのが望ましいのは無論であるが、それが非現実的であることは承知している。ただし現実に対応できそうな非英語欧文文字への対応が各社とも遅れが目立つことについて「国際感覚に欠ける」印象があることを否定できないのである。特に、JIS X 0213(いわゆる JIS 第 3 代 4 水準文字)で規格化されている文字さえ実装の意欲が各社に感じられないのは国際舞台に立つ国家としては非常に情けない状態である。現実に対応をしているのがむしろ無償提供されているフォントファイルばかりである状況は本腰を入れて改善した方がよい。</p> <p>日本らしさとタイプフェイス</p> <p>どの項目に関連づけて述べるべきか少々難しいのだが、コンピュータ(携帯電話含む)における縦書き文化・ルビの整備についてまったく動きがないのは残念である。文字文化の視点から見れば日本は良い意味で「少数民族」なのであるから、横書きルビなし環境を日本語文化圏に強いるのではなく、むしろ縦書き文化を世界の文字に拡張していくくらいの情熱があつていい。重ねて申し上げるが、これは少数民族文化を大切にする立場と日本らしさを大切にする立場の両方から支持されるべきである。</p> <p>縦書き文化の対応のお粗末さについては、例えば OpenOffice.org が今もまともな状態になく、縦書き Web ブラウザ「影鷹」はずいぶん前に停止し、W3C においては CSS3 で関連プロパティが提唱されつつもあまり話が前に進んでおらず、ルビに関しては多少知られるようになったものの Firefox では有志のプラグインのみ、Opera では対応策なしといった状態である。なんとか積極的な動きや支援がほしいところである。</p> <p>19 ページからの 4.I.世界最先端のコンテンツ大国を実現する および 63 ページの(5)著作権法における親告罪を見直す について</p> <p>本件は、著作権法改正論議にあたってパブリックコメントが求められながら、そのコメントを結果的に無視する状況を作った案件として記憶に新しい。著作権法に限らず、建前の陰に隠れて思想の統制をはかるような法案は断固拒絶することを要求する。具体的には権利侵害公開物のダウンロード違法化はたとえ罰則がなかったとしてもあまりに危険すぎる内容であるし、非親告罪化は現著作者の意志を一方的に否定する力を持つ(あえて告訴しない利益の破棄の強要。これは金銭的なもののほか理念的なものをも含む)。</p> <p>今更ではあるが、親告罪のための告訴要件こそが話を面倒なことになっている要因なのであるから、同要件を動かすのが難しいのであれば(1)非親告罪化と(2)困難・煩雑な告訴要件を求める親告罪の中間に当たる(1.5)告訴対象を個別指定ではなく著作者が指定する条件による(たとえば動画共有サイトでの公開はすべて不可、とか)簡易条件(非)親告罪のようなものを創設するくらい</p>

	<p>のアイデアは(私自身も含め)出て欲しかったところである。</p> <p>なお知財の観点からは二次的な影響になるが、児童の保護を建前に思想警察の実現余地が高い法案の成立を目指す団体が存在し、これによるとコンテンツ大国の一角がほぼ根刮ぎ崩壊するばかりでなく圧政への回帰が不安視されていることも付記しておきたい(日本ユニセフ協会における児童ポルノ関係法案)。私からすれば、他人の意見を抹殺するにはこういう反対しにくい法案に思想弾圧条項を含めばやりやすいのだな、という感想を持ったものである。日本の中国化・北朝鮮化には強い懸念を覚える。</p> <p>以上、少ないながらも意見を述べさせていただいた。今後も真摯な活動を期待する。</p>
179	<p>ホワイトカラーエグゼンプションや労働者派遣法などと同様に、アメリカに言われたからやるような法改正に正義も必要も感じない。</p> <p>MiAU の記事も目を通したが、著作権の非親告罪化や、P2P ソフトによるファイル共有の違法化が実現すれば、いくらでも法律を悪用し他人を落としかねることが可能になると思う。P2P ソフトはwinny だけではなく、広く利用させているインターネット電話(skype など)も P2P ソフトであり、ファイルの送信機能を持っているからだ。</p> <p>振り返って考えて欲しい。たとえアメリカの圧力を恐れいているにしても、ホワイトカラーエグゼンプションが「残業代ゼロ円法」として多くの国民の怒りを買ったことを。</p> <p>また、「労働者派遣法」がたくさんのワーキングプアを生み出し、結果として日本の国力を大きく低下させてしまっていることを。</p> <p>知的財産の保護はもちろん重要であると思う。</p> <p>だが、一歩間違えたら悪法になってしまうような法律を作るべきではない。</p>
180	<p>P.63 の「(5)著作権法における親告罪を見直す」の項目について</p> <p>著作権の非親告罪化に反対します。</p> <p>「法の下での平等」を保てなくなるおそれがあるからです。</p> <p>現在、幼稚園、保育園、地域の子ども会などでは、『ドラえもん』、『アンパンマン』、『ポケットモンスター』などの人気アニメのキャラクターを(運動会などの)イベントのパンフレットに記載したり、紙に描いて窓ガラスに貼り付けたりすることがあります。</p> <p>もし、著作権を非親告罪化したとして、これらを一斉に取り締まるのでしょうか。</p> <p>取り締まれば、各所からの反対は免れないでしょう。</p> <p>かといって、これらを取り締まらずに異なる事例を取り締まれば、「法の下での平等」に反することになります。</p> <p>「法の下での平等」は憲法十四条でも保障されています。</p> <p>憲法違反になりかねない法改定は、すべきではないと思います。</p>
181	<p>著作権法違反の非親告罪化に反対を表明するとともに、改正児童ポルノ法の拡大解釈がコンテンツ産業に悪影響を与えることを懸念します。</p> <p>児童ポルノの所持と犯罪発生の因果関係は照明されておりません。</p> <p>アメリカからの要求通り、規制強化へのレールを敷いて昨年以降世論誘導に躍起になっていますが、ある日突然何万人という犯罪者が発生するという事態の異常性を考えてみてください。警察による別件逮捕の口実が増えるだけで、現実の児童保護には何ら寄与しません。そもそも児童ポルノ絡みの犯罪発生率はアメリカが突出しており、日本が8位? でしたか、だとしても、アメリカの数十分の一です。グラフはそちらにあるでしょうからいちいち例示しません。それを承知の上で、言葉のマジックを用いて国民を「騙そう」としていらっしゃるのですから。犯罪多発国の基準に合わせる必要はないでしょう。むしろその結果として、国情が似ることによる国民の意識変容で、アメリカ同様の犯罪多発国となる危険性を感じます。前置きが長くなりましたが、単純所持規制によって、拡大解釈や自粛ムードにより、それまで問題とされなかった映像表現や写真などが</p>

	<p>突然「児童ポルノ」と認定されてしまい、数多くの過去の作品が利用できなくなってしまう。そのような危険を、この法案は含んでいるのです。</p> <p>また、アニメやマンガ、さらには声(!)まで規制せよと主張しておりますが、それこそ失笑ものです。数年前の改正論議で「児童ポルノ法は実在する子供を守るものである」「絵に描かれたものに人権など存在しない」で論破されたではありませんか。それでも規制するというのは「自分が気に入らないから」という独りよがり過ぎません。厳密な解釈を適用すれば、実写作品同様、市場で一般に流通している、ポルノ以外のアニメ・漫画作品の大半が影響を受け、日本のコンテンツ産業に壊滅的な打撃を与え、「二十一世紀の焚書坑儒」として歴史に残ることになるでしょう。決まってしまった後で「こんなはずではなかった」では遅いのです。賢明な判断をお願いします。日本の未来に禍根を残さぬように。</p>
182	<p>何故社会的に虚構の作品までがこの案件に含まれるのか、自分には全く理解出来ません。作品を見たから似た様な犯行に及んでしまう人間はそんなものを見なくてもいざれ別の形で犯罪を犯すでしょう。</p> <p>逆にもし犯罪的なものをそれらで見たことが犯罪の直接的な原因とするならば、犯罪的なものを描写するあらゆる媒体の作品を見た者全てが犯罪者予備軍だと言うことになります。これでは犯罪者予備軍でない人間などほとんどいないでしょう。この案件はこれと同質のナンセンスな考えによって動いている。</p> <p>。私に言わせればそんな考えをしている人間こそ現実と創作の区別の出来ない人間です。</p> <p>また、作品を鑑賞し、攻撃的衝動や欲望が登場人物達に投影されることで抑えられているならば、考えなしにそういった作品を規制するのは逆に非常に危険なことだと思います。当然ですよね、それらを規制するということは衝動を抑制しているものと楽しみを同時に奪うということですから。</p> <p>また、それらの作品を制作する人間にとって作品は仕事であり場合によっては生きがいですらあるわけです。規制とはそれを奪うこと他ならない。</p> <p>ですから私は規制すべきと考える人達に聞きたい、「あなた達は作品を犯罪の原因になる可能性のあるものだとして規制して(或いはしようとして)いますが、ならばその行動は 100%安全だと証明出来ますか？」と。</p> <p>ですから私は準児童ポルノ法には反対いたします</p>
183	<p>匿名で失礼いたします。</p> <p>日本のコンテンツ産業を衰退させる、準児童ポルノ法に反対です。</p> <p>現実の被害者がいない創作物への取り締まりは、憲法や法原理に反した改定案ではないですか。</p> <p>マンガ等を「児童ポルノ」に含める事は、憲法で保障された「良心の自由」「表現の自由」の侵害であると思います。</p> <p>そして、単純所持禁止も危険すぎます。</p> <p>子供の湯浴みの写真や海水浴での写真も処罰の対象になるのはおかしすぎます</p> <p>「単純所持」の違法化は、“以前には問題のなかったものを、所持しているだけで違法としてはならない”という「刑事罰の不遡及性」を侵す内容です。</p> <p>それが許されるのは覚せい剤や拳銃などの様に、有害性が誰の目から見ても明らかな場合だけです。</p> <p>最後に、検閲に繋がる改定案であると思われます。</p> <p>今回の規制対象の拡大を前例に、今後また「人権」を口実にしたメディア規制など、憲法で禁止された「検閲」を事実上制度化してしまう恐れがあります。</p> <p>こんな法案には賛成できません。</p>

	<p>是非廃案にしてください。 何故被害者が実在しない創作物まで規制する必要があるのですか。 全くないと思います。</p>
184	<p>「知的財産推進計画2007」の見直しに関して、下記の通り意見を提出します。</p> <p>記</p> <p>最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画2007を見ても、このような本当に政策的な決定は全くと言って良いほど見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということを、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。</p> <p>今まで通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討してもらいたい。そうでなければ、是非、「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」他の検討会において、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。</p> <p>知財本部において今年度、知財の規制緩和の検討がきちんとなされるということを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。</p> <p>(1)「知的財産推進計画2007」について</p> <p>まず、「知的財産推進計画2007」では、ダウンロード違法化問題、私的録音録画補償金問題、保護期間延長問題について、それぞれ第90ページ、第91ページ、第94頁に記載されている。これらの問題は2007年度中に結論が出ず、継続検討とされたものであるが、私は、これらにおける無意味かつ危険な知財の保護強化に全て反対する。</p> <p>特に、エスパーでもない限り証明も反証もできない「情を知って」なる無意味かつ危険な要件でダウンロード違法化をゴリ押ししようとする文化庁を押しとどめるため、知財計画2008では、文化庁の検討を止め、ダウンロード違法化を絶対にしないということを明記して頂きたい。</p> <p>また、権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にしないということを明記して頂きたい。</p> <p>保護期間延長問題についても、これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、著作権・著作隣接権の保護期間の延長はしないと明記して頂きたい。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。</p> <p>コピーワンス問題については、第105～106頁に記載されているが、私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参</p>

入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法との関係を検討するということを知財計画2008では明記して頂きたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するという事もここに明記して頂きたい。

(2)「デジタル時代におけるコンテンツ振興のための総合的な方策について」について

コンテンツ・日本ブランド専門調査会でまとめられたこの報告書も、知財計画2008に盛り込まれるものと思うが、特に、その第6ページに記載されている、放送と通信の法体系の総合的な検討について、著作隣接権に関する記載を削除するか、著作隣接権は拡大しないということを知財計画2008では明記して頂きたい。インターネットという流通コストの極めて低い流通手段において、著作隣接権を発生させることは、絶対にやってはならない最低の愚策である。また、この部分において、経団連の提言 (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/005/index.html>) において記載されている通りに、HP等に関しても通信の秘密を確保し、表現に関する規制は行わないという方針を知財計画2008では明記して頂きたい。総務省の報告書に書かれていることは、憲法違反のデタラメなものである。

また、第16ページにフィルタリングに関する記載があるが、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えている。この問題については、知財計画2008に書き込むに当たって、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討するという記載にして頂きたい。フィルタリングで無意味に利権を作ろうとしている総務省と携帯電話事業者他の今の検討については、完全に白紙に戻されるべきである。

同じ箇所にも、出会い系サイト問題についても触れられているが、警察庁は、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、登録の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、出会い系サイト規制強化法案の閣議決定を行った。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制強化法案は、速やかに廃案にすることを私は求める。

第7ページには、ネット利用者のプライバシー保護の検討についての記載があるが、ネットにおける過度のプライバシー保護は、やはりネットの利用を萎縮させるものであることを考えて、慎重に検討して頂きたい。

(3)「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について」について

知的財産による競争力強化専門調査会でまとめられたこの報告書に書かれていることとして、図書館におけるデータ蓄積・公開、研究開発のための映像・テキスト情報の利用、ネット環境の安全性確保等のためのソフトウェア解析のための利用など、権利者の利益を害さず、著作物の通常の利用も妨げないような著作物の公正利用の類型についてはきちんとした権利制限による対応が必要である。これらのような公正利用を萎縮させて良いことなど全くなく、これらの類型について著作権法上の権利制限を設けると、知財計画2008には明記して頂きたい。

(4)その他新たに知財計画に盛り込むべきことについて

まず、ダウンロード違法化問題やプロバイダーにおける違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規

約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、著作権法・通信法等の関係法規に明文で書き込むことを検討して頂きたい。

なお、閲覧とダウンロードと所持の区別がつかないインターネットにおいては、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持規制はすることは有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものである。このような情報の単純所持規制に私は反対する。積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持規制の危険性は回避不能であり、罪刑法定主義にも反する。架空の表現に関する規制も同時に議論されているが、ごく一部の国内団体等の根拠のない、保護法益すら無視した一方的な主張で、憲法で保障されている表現の自由が規制されることなどあってはならないことである。様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。

WIPOにおいてチリから権利制限に関する国際的な検討を行うべきとする提案が出され、複数の国がこれを支持するということがネットでは報道されている (<http://www.ip-watch.org/weblog/index.php?p=954>) が、日本では、このように著作権に関する国際動向が政府から全く国民に知らされていない。WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われるので、著作権に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討して頂きたい。

最近、アニメ画像1枚の著作権侵害によってウィルス作者が別件逮捕されたが、このようにアニメの画像一枚の著作権侵害で利用者が突然逮捕される可能性があるということは、本来法の主旨に照らしてあってはならないことである。民事手続きに関しては、プロバイダー責任制限法がある程度セーフハーバーの機能を果たしているものと思うが、刑事手続きにおいても利用者保護のための何らかのセーフハーバーの導入を検討してもらいたい。

また、著作権管理団体が既存の流通手段に対する優越的な地位を濫用し、登録ユーザーや許諾ユーザーに不利な契約を結ばせる等の独禁法違反行為がないかどうかの確認を行い、その結果如何によって、コンテンツ業界における知財権の不当な独占状態の排除と不正な契約慣行の是正とを行うことを検討して頂きたい。

最後に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえるなら、それに超したことはない。)

インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化は既に有害無益かつ危険なものであるということをしきりと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待すると最後に繰り返しておく。

185 著作権問題について、以前から政治活動を行っていた団体の意見が強く反映されており、一般ユーザの声が反映されていないため、いくつかの提言を行いたい。

まず、現行の著作権法を「アナログ著作権法」と「デジタル著作権法」に分離した方が、現状の問題を整理しやすいのではないか。デジタルデータは複製しても劣化しない特徴があるので、私的複製の許容範囲はアナログデータとデジタルデータで異なるようにすべきだろう。

そして、デジタルデータの私的複製に、「劣化コピー」を追加するのがよいのではないかと考える。アナログデータの複製における劣化を人為的に行うことによってデジタルデータを私的利用できるようにする方が、デジタルデータを2次利用しやすい環境を整えることができる。劣化コピーは、複製日時や複製装置の記録を残し、単純な複製ではなくデコード処理後にエンコード処理を行うことが条件として適当であろう。

	<p>ネット検索サービスにおけるデータの複製は、デジタル著作権法に例外として合法と規定すべきである。そうしないとネットビジネスにおいて海外サーバを利用せざるを得ない大きな障害は解消されない。デジタル技術は日進月歩で進化しているので、デジタル著作権法は短期間で見直すことが望ましい。</p> <p>次に、著作権法の範囲の変更については、一般ユーザの混乱を招くので大きな変更を避けるべきではないか。著作権法における非親告罪は、私的複製の範囲が曖昧なので違法な販売行為に限定すべきである。ダウンロードの違法化も、ワンクリック詐欺に利用される可能性が高いので、現在と同様にアップロードに限定すべきである。</p> <p>最後に、著作権の管理・運用を民間主体で行うために、有力な著作権管理団体が複数あり、著作権者が著作権管理団体を選択できるようにすべきではないか。そして、著作権管理団体が私的利用の範囲を制限することが望ましい。これによって、私的利用の範囲に対する著作権者の意向の違いを吸収できるし、一般ユーザの賛否が著作権管理団体に向けられることで、一般ユーザは著作権者と良好な関係を築けるのではなかろうか。</p>
186	<p>ダウンロードを私的録音から外すことは反対。</p> <p>何が違法かという情報の見分けがマークだけじゃ紛らわしいものがついていたらかなわない。また、そのような情報を流す者を取り締まるべきである。</p> <p>また、有害情報の規制について触れているが、有害情報とはどういう規定か。感情論で有害かどうかで情報を規制することは、民主主義には相反する。</p> <p>多様な情報があつたほうが文化が発展し新たな知的財産を生むことになる。</p> <p>好ましくない情報は、封じ込めるべきというのは誤っている。</p> <p>情報をどう捕らえ、どう生かし行動するかというリテラシーの教育にこそ力を注ぐべき。</p>
187	<p>「知的財産推進計画2007」の見直しに関して、下記の通り意見を提出します。</p> <p>今回持ち上がっている著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できていない事、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害している事にあるということです。</p> <p>付け焼刃的な見直しではなく根本的に考え直さなければなりません。</p> <p>権利者や使用者が争わないために、以下の提案をします。</p> <p>(1)「知的財産推進計画2007」について</p> <p>ダウンロード違法化について (90 ページ)</p> <p>ダウンロードの違法化には反対します。</p> <p>「情を知って」等と言っているが、判断の仕様がないうちに違法とするのは、恐喝や詐欺などの犯罪を生む土壌を作っているとしか思えず、下手をすれば使用者すべてが犯罪者予備軍になってしまいます。</p> <p>また、ダウンロードもストリーミングも技術面では同一の物であり、これも判断が非常に難しい。これでは労力の無駄遣いではないか？</p> <p>「ダウンロードの違法化は未来永劫しない」と表記するべきです。</p> <p>私的録音録画補償金問題について(91 ページ)</p> <p>本当に原作者に不足なく支払われているのかが疑わしい。省庁の中間搾取なしに原作者に支払われる事を確約せよ。</p> <p>コピーワンス問題について(105～106 ページ)</p> <p>コピーワンス・ダビング10共に反対します。</p> <p>利用者の利便性を著しく制限する事は止めて欲しい。</p>

もしこれらが維持されるのならば、私的録音録画補償金制度は必要ないはずであり、速やかに廃止すべきです。

著作権法における非親告罪化問題について（63 ページ）

著作権の非親告罪化には反対します。

二次創作と違法コピーの判断を警察などの権力者に一任してしまうのは、不当逮捕や別件逮捕等の弊害を生み、楽しみとして二次創作をする物の創作意欲を不当に制限してしまい、コンテンツ産業の衰退を招きます。

ダウンロード違法化と同じく、むやみに罰則の範囲を広げる事によって、取り締まるべき時に取り締まる事が出来なくなるばかりか、一般の利用者が犯罪者扱いされ利用者が萎縮してしまいます。

2)「デジタル時代におけるコンテンツ振興のための総合的な方策について」について

第6ページに記載されている、放送と通信の法体系の総合的な検討について、著作隣接権に関する記載を削除するか、著作隣接権は拡大しないということをも明記して欲しい。インターネットという流通コストの極めて低い流通手段において、著作隣接権を発生させることは、絶対にやってはならない。

また、この部分において、経団連の提言において記載されている通りに、HP等に関しても通信の秘密を確保し、表現に関する規制は行わないという方針を知財計画2008では明記して欲しい。総務省の報告書に書かれていることは、憲法違反のデタラメなものです。

第7ページに、ネット利用者のプライバシー保護の検討についての記載がありますが、ネットにおける過度のプライバシー保護は、ネットの利用を萎縮させるものであることを考えて、慎重に検討して欲しい。

第16ページにフィルタリングに関する記載がありますが、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えました。この問題については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞かして、きちんと本当の問題点を示してから検討するという記載にして欲しい。

同じ箇所にも、出会い系サイト問題についても触れられているが、警察庁は、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、登録の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、出会い系サイト規制強化法案の閣議決定を行った。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制強化法案は、速やかに廃案にしてもらいたい。

(3) その他新たに知財計画に盛り込むべきことについて

まず、ダウンロード違法化問題やプロバイダーにおける違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、根拠が不明確でいい加減であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりです。

このような動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、著作権法・通信法等の関係法規に明文で書き

込むことを検討して欲しい。

なお、閲覧とダウンロードと所持の区別がつかないインターネットにおいては、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持規制をすることはとても危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に侵害するものです。このような情報の単純所持規制は強く反対します。積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、このような積極性を証明することも反証することもできません。

このような情報の単純所持規制の危険性は回避不能であり、罪刑法定主義にも反します。架空の表現に関する規制も同時に議論されていますが、ごく一部の国内団体等の根拠のない、保護法益すら無視した一方的な主張で、憲法で保障されている表現の自由が規制される事は許されません。様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対します。

最近、アニメ画像1枚の著作権侵害によってウィルス作者が別件逮捕されましたが、このようにアニメの画像一枚の著作権侵害で利用者が突然逮捕される可能性があるということは、本来法の主旨に照らしてみても明らかにおかしい物です。民事手続きに関しては、プロバイダー責任制限法が機能を果たしていると思いますが、刑事手続きにおいても利用者保護のための何らかの方策を検討される事を望みます。

また、著作権管理団体が既存の流通手段に対する優越的な地位を濫用し、登録ユーザーや許諾ユーザーに不利な契約を結ばせる等の独禁法違反行為がないかどうかの確認を行い、その結果如何によって、コンテンツ業界における知財権の不当な独占状態の排除と不正な契約慣行の是正とを行うことを検討して欲しい。

最後に、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。

インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化は既に意味の無いものであるということをきちんと認識し、利用者の視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待します。

188	<p>「知的財産推進計画2007」について意見いたしたく。</p> <p>P.63「(5)著作権法における親告罪を見直し」について。</p> <p>非親告罪化に反対します。既に泥沼と化している例もある盗作提訴もある現状、なぜ政府が介入までして混乱を深めようとするのか理解出来ません。このような制度は表現を萎縮させ、創作の意欲を失わせます。パロディですらない完全な海賊版商品の流通取締りが目的ならば、著作権者からの訴えを当局が受け付けて行うべきです。そもそも二次創作やパロディ表現を盗作や海賊版商品と同一の案件とするのが間違っています。</p> <p>P.90「③違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する」について</p> <p>違法化に反対します。公開されているコンテンツが違法海賊版かどうかの判断を個人が完璧に判断するのは不可能です。ストリーミングとダウンロードの区別まで曖昧なままで違法行為とすれば、無自覚なまま違法行為を働いてしまう場合が発生し、架空請求等の脅迫にも利用されます。</p> <p>P.91「⑥私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る」について</p> <p>個人バックアップを違法化、有償化する事に反対します。記録メディアが情報の恒久的な保存状</p>
-----	---

態を維持出来ない現状、一度対価を払って購入した情報には私的利用に限り、一時記録媒体を超えた保障をすべきです。有償化するにしても、次世代メディアが発売された際、書き換えサービス等の保証を行ってもらいたいと存じます。

P.94「⑥利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備」について

著作物の保護期間の延長に反対します。著作権者の死後数年を経過していてもまだ著作権を故人の財産とする意義がありません。

著作権に関連に関しては原則、研究発表の為に資料として一部公開という形であれば積極的に自由にすべきです。それらの研究発表、コンテンツレビューによって新たな購買層を開拓する要因にもなり、最終的に著作権者にとっても利益となるからです。

青少年のネット使用、フィルタリング対策について

未成年に全てを見せても良いとは思いません。しかし、ある時期に全てを開放することの方がショックが大きくなります。年齢に応じた段階的な情報公開をするべきかと。また完璧なフィルタリングなど不可能であり、既にフィルタリングソフト試験運用時に政党や行政のサイトがカットされるという事態も起きている以上、18歳以上からは自主的な倫理感に任せるべきだと感じます。

また、「有害」という言葉で特定表現に禁止を求めるような制度には、基本的人権である言論・表現の自由からも容認できません。

189 1. 映画の著作物の送信可能化とともに実演または音の送信可能化を行う場合には実演家またはレコード製作者の著作隣接権が及ばないようにする(報酬請求権化する。)

現行法では、ネット事業者が独自番組を製作して配信する場合には、放送事業者が独自番組を製作して放送する場合と異なり、既存のCD等に収録されている楽曲をBGMとして利用する場合には、レコード製作者の許諾を得ることが必要であり、実際には非現実的な利用料を請求され、その利用を断念せざるを得ないのが現実である。しかし、これでは、ネット事業者は、レコード製作者の許諾を事前に得ずにBGMをふんだんに使用できる放送事業者との競争で不利な立場に置かれることになり、結局、効果的にBGMが用いられた質の高いコンテンツの製作は、事実上、放送免許を握った一部の事業者のみが行えることになってしまう。

このような閉塞的な状況を打破し、映像番組の製作者の裾野を広げるためには、ネット事業者が独自番組を製作して配信する際にも、放送事業者が番組を放送する場合と同様に、著作隣接権が制限されるように放送度を整備することが求められる。

2. 著作権等管理事業法 23 条第 2 項に基づき指定著作権等管理事業者に協議を求めることができる「利用者代表」について、特に、多数の個人による非営利または零細な利用が行われている利用区分においては、利用者が支払った使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った使用料の額の割合等をもとに「利用者代表」を決めるのではなく、当該利用区分にかかる利用者による投票等を通じて「利用者代表」を選任する手続きを新たに設ける。

現在の著作権等管理事業法の規定では、「一億総クリエイター」といっても、その大多数を占めるアマチュアクリエイターの実情を、著作権等管理事業者の使用料規程に反映させることができず、その結果、多くのアマチュアクリエイターは、きちんと権利処理をした上で既存のコンテンツを利用して新たなコンテンツを作成することを諦めざるを得ないところに追い込まれてしまう。

このような状況を打破するためには、アマチュアクリエイターの代表が、著作権等管理事業者に対して、その実情に合致した使用料規程を採用するように協議を申し入れる機会を設けるようにすべきである。

3. 特に、相続(遺留分減殺を含む。)によって共有著作物となった場合には、過半数の共有持分権を持つ共有者の合意により当該著作物の利用(第三者への利用許諾を含む。)を行い得ることとする。

現行著作権法では、共有著作物については、共有者全員の合意がなければこれを利用することができないため、特に相続により著作権が複数人の共有となった場合には、相続人間の感情

	<p>的なしこりなどから、一部の共有者が当該著作物の利用を頑として拒む場合が少なからずあり、それは、優れたコンテンツの死蔵に繋がっていく。</p> <p>従って、少なくとも、相続等によって共有著作物となった場合については、「共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。」とする著作権法65条2項の規定は改められるべきである。</p> <p>4 レコードに収録された実演の特定の利用をその実演にかかる実演家の要求にもかかわらずレコード製作者が拒んだ場合には、当該実演家と当該レコード製作者との約定の如何に関わらず、実演家は、何時にても、当該実演と同一の楽曲に関する実演を新たにレコードに収録してこれを利用することができることとする。</p> <p>実演家とレコード製作者との間に専属実演家契約が締結されている場合には、その契約中に収録された実演にかかる楽曲については、当該契約期間中はもちろん、契約期間終了後も数年間は、当該楽曲を別途レコード等に収録して利用することを禁止する約定が付されているのが通常である。このため、実演家がある楽曲にかかる実演を例えば音楽配信したくとも、当該実演にかかるレコードのレコード製作者がこれを拒んだときは、当該レコードに収録された実演を音楽配信できないことはもちろん、当該楽曲を新たに実演してこれを収録したものを音楽配信する等も禁止されてしまっている。</p> <p>これでは、レコード製作者が当該実演についての音楽配信等を拒んでいる間は、実演家が、自らの実演を広く世界に配信し、その知名度等を高めてそのライブ収入等を増大させる機会が奪われてしまうのであり、知財立国の名が廃るといふものである。従って、レコードに収録された実演の特定の利用をその実演にかかる実演家の要求にもかかわらずレコード製作者が拒んだ場合には、実演家には、これに代替する行為を行う権限が法的に認められるべきである。</p>
190	<p>■海賊版と模倣版を同一視して取り締まることには、反対です。</p> <p>“模倣”という言葉の判断基準は伸縮自在。権力者側の恣意的判断で、きちんと商品価値のあるエピソード作品、トリビュート作品も違法扱いされる恐れがあります。</p> <p>■海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について、断固として反対。</p> <p>プライベートの侵害になり、明らかな違憲行為であり、悪意の無いユーザーまで取り締まりを受ける恐れがあります。</p> <p>海賊版は売る側を取り締まるべきで、消費者の権利を剥奪してはなりません。</p> <p>■著作権法の非親告罪化は、決然と、絶対的に反対です！</p> <p>罪の無い芸能、アニメ、スポーツ等のファンサイト及びファン活動が、クレーマーによって際限なく通報されます。</p> <p>もちろん恣意的判断で違法扱いされる可能性大。</p> <p>創作物をつくるにあたり 人の作品を模範することはよくあることです。</p> <p>現在では、親告制ですが、それが 非親告制にされてしまえば 行政の独断で著作権侵害と決め付けられ 逮捕され社会的に抹殺される表現者が多発します。</p> <p>断固として絶対に反対です。</p> <p>■またこのような、模倣品だの海賊版だの、強権を持ち出して勝手に違法品指定できる天下り・血税浪費団体の設立は、断じてあってはなりません。</p>
191	<p>・ダウンロード違法化について</p> <p>再三に渡って言われているように、私はこの法案を実行すべきではないと思います。ダウンロードしたデータが違法性あるものかどうかは、必ずしも判るものではなく、多くのインターネットユーザーを犯罪者に仕立て上げてしまう可能性があります。例えるなら、ある銀行強盗が盗んでばら撒いた金を、通りすがりの人が拾ったら、その人が逮捕される。そんな話だと思います。何かデータがあって、それを欲しくなる気持ちそのものは、否定したり抑圧したりすることは出来ないと思います。</p>

	<p>・著作権の非親告化について 違法な著作物に気付いた人が、その著作者に連絡をして、あとは本人の判断に任せれば良いはず。第三者の視点に任せると、それが違法かどうか、害をなすかどうかを、勝手に判断してしまい、同様に犯罪者を多く仕立て上げてしまう。</p> <p>・フィルタリングについて そうした公序良俗に反した創作物の存在を弾圧しない方向でない限り、青少年の目に触れさせない様なんらかの対処を及ぼす事に賛成する。そうした作品は、成年以上なら大丈夫だろうが、青少年にはなんらかの影響を与えることは考えられる。ただし、創作の自由そのものを否定してはならない。また現状の青少年向け創作物の表現を規制する事にも同意しない。</p> <p>・保護期間延長について 著作権は著作者自身の権利を保護するためにあるものであり、彼の死後も長い間保護期間を設ける事には同意できない。すなわち死者の権利までも含めてしまうと保護範囲が無駄に大きくなってしまいます。著作権の保護期間は、その著作物の発表から何年までかと定めるべきである。</p>
192	<p>「知的財産推進計画 2007」において、著作権法の親告罪を見直すと言う事が盛り込まれているようですが、正直これは如何な物かと思えます。</p> <p>もしそれがそのまま通ってしまうと、そもそも著作権を有していない第三者(警察など)が恣意的に摘発すると言う事態が発生した場合、それに歯止めをかける手段がなくなり、逆に知的コンテンツに重大な損失、停滞をもたらす原因にすらなりえてしまう可能性があるように思えます。</p> <p>確かに知的財産を守る事は重要ですし、その事に関しましては全面的に賛同致しますが、その為が無意味に国民生活などを圧迫しかねない状況を作る恐れがあるのは少々疑問を感じます。</p> <p>故に、著作権法の親告罪の見直しにつきまして、ここに反対を表明させていただき次第であります。</p> <p>追伸 「知的財産推進計画 2007」のページですが、出来ましたら pdf 以外に html でも閲覧出来るようにしていただければ幸いです。</p> <p>正直、pdf ですと、表示されるのに時間がかかり、閲覧に非常に難儀致しましたので。</p> <p>お手数をおかけする事は承知しておりますが、願わくばご一考頂けると幸いです。</p>
193	<p>ゲーム・アニメ・映画等のエンターテインメント関連について提言したいです。知的財産推進計画2007は、この分野に対してあくまで製造業と同じ様に「輸出」で成長させようという印象を持ちました。しかし、この分野は製造業と違い「アイデア」が問われるサービス業という感じがします。そのため以下に様々なアイデアを出せるかが、今後日本のこれらのエンターテインメント事業の国際競争力の強化の鍵になると私個人的には考えています。そのため、如何に輸出事業にこだわるのではなくてアイデア発想のための環境を作っていくかが重要なポイントになってくると思います。そこで2点提言させていただきたいと考えています。</p> <p>1、エンターテインメントアナリストの育成 ここで主張するエンターテインメントアナリストとは、ゲーム、アニメ、漫画、映画そして歌等のエンターテインメントを評価して消費者にわかりやすく解説しアドバイスする人です。例えば、家電量販店に行った消費者が「どの商品がいいの？」と聞いて時に「あれは省エネでかつ汚れが落ちやすくていいですよ。」と店の人は答えてくれるでしょう。そういう人たちの事を指しています。現在日本ではこういう人たちはいないと考えています。例えば、ゲームショップやビデオショップに行ってみてください。そこで、「どのRPGがいいの？」とか「どのアクション映画がいいの？」と質問してもおそらく答えは返ってこないでしょう。つまり、消費者とメーカーを結ぶ橋渡し役がこれらの業界にはいません。クリエイターやエンターテインメントロイヤーや産官学連携も重要ですが、本当の意味でエンターテインメントの国際競争力を上げていくにはこのエンターテインメントアナリストが必要だと考えています。</p> <p>2、エンターテインメントハイブンの創設</p>

発想としては、金融の国際センターのタックスヘイブンならぬエンターテインメントの国際センターということです。現在、日本で一部「聖地」と呼ばれている東京都秋葉原ですら、実態は家電量販店、ソフト売り場、メイド喫茶、メディア専門学校のみで、消費者と生産者、生産者と生産者との常時交流ができる場所は存在していません。このエンターテインメントヘイブンの創設によって、消費者と生産者、生産者と生産者との常時交流を実現し、「エンターテインメントメディアと言えばどこどこ」というような場所にし、そこで外国企業も参加していつでも素晴らしい作品が生まれてくるような環境にすることが、創設の狙いです。具体的には、以下の要素を持った経済特別区の事を指しています。

・ 法律面での自由

簡単に言えば、著作権法や最近言われている最近動きが活発している 18 歳未満と判断されるキャラが性的に描かれているアニメやゲームなどを準児童ポルノとして禁止しようという動きからの開放された場所です。確かに、現在様々な所で海賊版の問題や青少年を犯罪から守るためにいろいろと規制をしようとする趣旨は理解できます。しかし、一方で準児童ポルノから生まれた有名なアニメはあります。例えば、カノンがそうです。元々は、18歳未満のパソコンゲームからできたものです。他のエンターテインメントもそうですが、特にゲーム・アニメ・漫画はキャラクターをどういう風に作っていくかがその作品の良し悪しを決めてしまうと言っても過言ではないと考えています。また、ゲーム業界、アニメ業界そして漫画業界特に準ポルノ系に関する分野は運転コストや初期設備投資が少なくすむせいか、中小具体的には5、6人で運営しているところが非常に多いです。ですから、規制を実施したとしてもきちんと浸透させられるかどうかは分かりません。そこで、このエンターテインメントヘイブン創設でその場所だけでの閲覧販売を許可して、中小の業者をすべて集め他の場所での販売を禁止することが、現実の規制の対応策でありアイデア生み出す土壌を壊さなくてもいいという一石二鳥の方法だと考えています。

・ 業者等の税金の免除・関係者の交流の場の存在

現在、日本のエンターテインメント企業や事務所の拠点の場所はバラバラです。そのため、企業や事務所間さらには中小零細企業や個人運営との繋がりも薄いと考えています。確かに、年一回国際コンテンツフェスティバルなどがあります。しかし、アイデア勝負のこの業界でそれだけではいささか不十分です。さらに、中小零細企業や個人運営に目を向けると、年二回のコミックマーケットしかありません。しかも、そのコミックマーケットはいわゆるオタクと言われる人たちばかりが終結し大手企業・事務所関係者は来いていないような感じがします。そのため、関係者の常時交流、特に生産者同士の交流を実現するにはなるべく近い場所でいつでも放せる場所があることが望ましいと考えています。そのためにも関係者をすべて集めるためには、当然関係企業・事務所、そして個人のクリエイター等の税金を安くする必要があると考えています。そして、大きい展示場所の常時エンターテインメント業者に対する公開できる場所の建築も必要です。ここには、エンターテインメントの歴史の使用感も併設できたらいいと思っています。その理由は次の観光地の部分に譲りますが、消費者も観光客も気軽に来れて生産者とも気軽に交流できるような場所でこそアイデア発想の環境を整えるのにふさわしい場所であると考えています。また、会計・法律のこの分野での専門家や大学の研究機関にも特例を与えて、集結させることで生産性をさらに向上させられる場所であることが望ましいです。

・ 日本の誇る観光地

今「聖地」と呼ばれている秋葉原は外国人観光客の方が多くなりました。しかし、その秋葉原が観光地として優れているかどうかは別問題であります。もちろん、自分は今の秋葉原は観光地としては不適切だと個人的には考えています。エンターテインメントヘイブンは、観光地としても優れているべきだと考えています。というのは、今後日本のエンターテインメントを国際的に配信していくためには、その配信元である場所がどういうところなのかをアピールすることで、さらに日本のコンテンツに対する理解も深まるのではないかと考えています。その中で、配信元のエンタ

	<p>一テイメントヘイブンが外国からの観光客を受け入れることは非常に重要になると考えています。その意味でも、このエンターテイメントヘイブンを以下に優れた観光地にしていくべきだと考えています。具体的には、空港からの利便性、ホテルやレストランや観光案内の充実が最低限必要だと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者と消費者との常時交流の場 <p>実は、エンターテイメントの分野では消費者は製作過程の中で全くかかわれていなかったと思っています。そこで、有志で製作過程で一度消費者に問うてみる場があってもいいと思います。そこで作品を安くで提供する代わりに感想や改善点を聞く。そうすれば、新たなアイデアが出てきて、さらなる作品の質の向上に繋がると考えています。</p>
194	<p>http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/12/news109.html</p> <p>昨年の文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会の中間まとめでも、一律の非親告罪化は不相当としましたが</p> <p>知的財産推進計画2007では、63～64Pで</p> <p>((5)著作権法における親告罪を見直す</p> <p>(海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている。重大かつ悪質な著作権侵害等事犯が多発していることも踏まえ、海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて、2007年度中に非親告罪の範囲拡大を含め見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。))</p> <p>としています、これは中間まとめの意見も尊重し</p> <p>海賊版の販売や配布行為に対してのみ非親告罪化する</p> <p>と修正すべきなのでは？</p> <p>または</p> <p>(常習犯については「常習侵害罪」として非親告罪化する案や、侵害の結果が「重大」と認められる場合のみを非親告罪化するという意見)</p> <p>これで非親告罪化するべきです。</p> <p>小委員会の意見でも</p> <p>(1)著作権侵害は、組織的な海賊版販売から論文の不適切な引用まで多様な形態がある上、「権利者が処罰するまでもないと許容しているような場合」も実態としてある。多様性や表現の自由を踏まえ、引き続き被害者の意志を尊重すべきだ</p> <p>(2)財産権と人格権では保護対象となる利益が異なる場合があり、人格権の侵害では訴追により被害者の不利益になる恐れがある場合もあり、財産権と分けて考えるべき</p> <p>(3)捜査実務上、親告罪であることが捜査の大きな障害になっているという認識はなく、被害者の協力や意向なしに訴追することは非常に難しく、非親告罪化で取り締まりが強化されるとは言いにくいのでは</p> <p>などの意見も出されているようですし</p> <p>知的財産推進計画2007で一部あった、一律の著作権非親告罪化といった方針に近いような明記は</p> <p>知的財産推進計画2008では見直すべきだと思います。</p>
195	<p>「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見募集</p> <p>2005年の2月／5月／11月</p> <p>2006年1月／3月／9月</p> <p>2007年3月 時点での意見募集に、</p> <p>メールをお送りしました ●●と申します。</p> <p>(第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり)関連についてお送りいたします。</p>

文面が長くなりますが、1年前にお送りした意見文をこの意見書の後半に、再度挿入しておきます。理由は、1年前にお送りした内容でまだ現在、総務省などで審議中のものがあるためです。

この一年での進展としては、総務省にて放送と通信のための改革論議が進み、知財推進計画のメンバにも、中村伊知也氏などが加わり新たな進展があります。しかしながら、この「知的財産戦略本部」が設置され、いろいろな論議だけはなされてきていますが、コンテンツ産業分野に関しては、日本国内の実際の業界が、このコンテンツ産業調査会の趣旨とは同調していないと思われます。

この知財戦略本部は、90年代後半、経済産業省のIT関係の担当者が当時普及し始めていたインターネットでの配信インフラや携帯端末での音楽の利用などをJASRACに交渉し始めていた時期、携帯電話やネット関連機器を提供していた日本電気や松下などが関西の企業であったため、KIISなどがこのコンテンツ専門調査会で論議しているような内容を当時から論議していました。

それが、小泉政権誕生の後、内閣府へと引き継がれているため、現在でも、コンテンツ産業のインフラ提供者としての利害代表者が構成員として残っているため、日本の実際の音楽や映画を制作している現場の人間に直接的には支持されていないのが現状です。

(このコンテンツ専門調査会で推進している内容と、JASRACの寄付講座などあるいは“Culture First”で述べられていることと一致していない)

コンテンツ産業調査会の構成員が一部、角川ホールディングスなどの会社を除き、ハードウェア産業の関係者などの利権が優先されているためと思われます。

今年、東芝がHD-DVDから撤退した例のように、今後は、コンテンツ産業(音楽、アニメ、映画製作関係者など)によって進められるべきで家電、IT関連のインフラ提供産業の構成員を入れないようにすべきです。

過去5年ほどの間にコンテンツ産業政策分野で最も進展があったのは、音楽業界です。90年代、JASRACをはじめアメリカのASCAP BMIなど、音楽のネット配信などに楽曲提供をしていませんでしたが、ネット配信のインフラと機器の普及が進み、音楽家に利益が出る事が明確になったため、現在は音楽業界の方が推進しているほどです。

これはコンテンツ産業の中でも、音楽のみ、著作権が音楽家という個人に帰属しているため、最も「属人的情報」依存が高く、意志決定が著作者のみの意向で決められるためです。音楽CDなどは以前は、レコード会社が原盤権を持ち、印税を音楽家に払っていましたが、現在は、音楽家自身が原盤権を持つ場合が増えたため、音楽業界全体としてはCDの売り上げが減っていると言われていた反面、一人の音楽家から見た場合、収益性は上がっていることとなります。

音楽以外のコンテンツ産業は、会社が著作権保持をしているケースが多く、ゲームソフトはゲーム機器というハードの組み込みソフトであり、作者ではなくゲーム機器会社に帰属し、

アニメの制作作業をしている人は単に労働賃金を得ている場合が多く、著作権が分散して最終的に会社に帰属しているものは、収益のためのビジネスモデルが異なるため、コンテンツ専門調査会という1つの分野にまとめることはできません。

その理由から、本来のコンテンツ制作業界がこの知財戦略本部の政策についてきていないのです。

放送番組のネットでの二次利用が論議されていますが、私は、JASRACの方針と同じく賛同すべきでないと思います。

音楽は、利用者に消費されるべき時間の制約を与えていません。いわゆる消費期限が無く、良い音楽CDは20年30年も前の録音のものでも現在売られています。

このような時間に制約の無いコンテンツはネット配信にも向きますので、JASRAC はネット配信をむしろ推進しはじめています。

一方、テレビの一般的な番組は、ニュースやテレビ朝日の「サンプロ」のようなニュース番組、バラエティー番組は、

貯め録りして1週間後などにまとめて観ることに意味を成さない番組が大半です。そのような番組のネット二次利用は意味をなしません。

反対に、映画などは現在でもレンタル DVD などのようにレンタルで観られている場合のものは、音楽と同じく配信向きですが、映画の場合はレンタルの代わりに配信で供給するなら一般のテレビ放映は必要ないはずで、この分野も二次利用は意味をなさないこととなります。

「知的財産推進計画2007」の見直しへの要望事項は以下の通り：

1. コンテンツ産業の東京集中の問題について

JASRAC は以前は、会員になると全曲信託させられていたが、会員になることと会員の曲の信託／無信託を選べるようになった。

信託項目が細分化され、ネット配信も項目になった。

会員になるために以前は、既存の会員の推薦が必要でしたが、現在は、自分の音楽のパブリックパフォーマンスの実績のみでよい。

小野清子氏などの文科省天下りを無くした結果、上記のような問題解決ができた。など、改革後音楽家に利益のある組織になっている。

コンテンツ産業の国際化、国際競争力強化を政策にしているが、日本の音楽業界から具体例があまり出ていない。

90年代以降、アメリカ合衆国の、主にポピュラー音楽の大半は、Digital Performer, Pro Tools, Cubase

などコンピュータソフトによる制作が行われていて、以前

のように、音楽家が特定の地域に集約して住んでいる必要がなくなっている。

以前は多重録音であっても従来型のスタジオに出向いて行っていたが、最近では、ブロードバンドの普及のため、Digital Performer などのデータを音楽家どうしがインターネットで相手に転送して、特定のトラックを編曲と楽器演奏のオーバーダブなどしてもらう方法が可能になり、ある音楽家のCDの制作過程で、そこに参加している音楽家どうしが実際に全く会わずに仕事を進めることも可能になって来ている。そのため、以前はロサンゼルスやニューヨークなどに定住しないと仕事ができなかったが、最近、音楽家が全米のあちこち、あるいは、もともとヨーロッパからアメリカに移民した人が再びヨーロッパの実家に戻って同じ音楽の仕事をしている人が増えている。

高価な設備を必要としていたスタジオからコンピュータのデスクトップで作業できる、ブロードバンドの普及、最近出てきた アメリカと欧州での格安航空券、都会に住む必要がなくなったため、郊外の比較的安価な不動産で広いスペースに住めるため音の大きな楽器でも問題無くなった、楽器など機材運搬に車インフラの良い地域の方が向いている、

実家近くでも都会と同じ仕事ができる環境があるため、親の世話や子育てが問題なくできる、音楽家の収入が著作物である音楽CDなどで、原盤レーベルの会社も音楽家が持つようになり、Amazon, CDBaby, iTunes など流通インフラが整備された、などのためです。

反面、日本でこのようなスタイルが(やろうと思えばできるが)あまり定着していない。コンテンツ産業の地方分散による地方活性化と、いままで有効活用されていなかった資源活用にもなるはずですが、日本は製造業は研究所など知財関連も地方分散していますが、コンテンツ産業だけは東京に集中しています。

考えられる問題:

第二次大戦後、GHQの方策で民放が作られ、電通をはじめとする広告会社などに、いわゆる官僚天下りを送りこんでいる。

NHKは番組制作も大半は外注せず局内で制作しているが、民放の大半は局自体は天下り会社で、子会社としてスタジオなど設備を有する会社を作り、さらに下請けとして音楽家などにCM音楽などを作らせたりしていて、予算は広告宣伝費のため電通などから局に支払われ、それが外注費として子会社に支払われる。

コンピュータ制作によって全く従来のスタジオや下請けの音楽家などを使わずに放送可能な音楽コンテンツや完パケができてしまうと、下請け会社は破綻する。

そのため、アメリカなどであたりまえに行われているIT化された分散型制作環境が日本でも普及してしまうと、既得権益のある子会社が破綻するため、

この方式がなかなか普及しなかった。

音楽業界だけでなく出版業界も同じ状況で、最近出版社が破綻しているのも似たような理由であり、石原慎太郎の新東京銀行が融資していた会社は、東京に集中していた

下請け既得権益会社であるケースが多く、それらが破綻した理由は、

本来の制作者であり著作者である音楽家と、消費者が従来の方式を望まなくなったため、アメリカと欧州で常識的に行われている、IT化された分散型制作環境の日本でも普及を、政策に明記すべきである。

(観光政策、地域資源など、既にあるものを何とかしよう、というような

地域振興ではなく、コンテンツ産業自体を日本中、何処でも可能にできる環境の整備。

有効活用されていない地域資源とは人材も意味する。

コンテンツ産業が東京に集中すると、実家が関東にある人と、そうでない人

にハンデがつく。親の世話や子育てのために、東京へ仕事に出られない有能な人の、地方での活用も可能になる。

音楽家の日米欧のコラボの場合でも、わざわざ相手国に出向く必要は無く、

経費節減して海外の有能な人材を日本市場でも活用できる。その逆も。

地方が国際化すると、英語が通じる地域が増え、従来は東京にしかいなかった

国際弁護士、同時通訳など特別な職業の人が地方でも仕事ができるようになり、

コンテンツ産業以外にも利点が波及する。

特に、将来 MRJ などの飛行機が就航できる空港近くは有利である)

2. 日本の放送コンテンツの収益性が悪い問題について

放送利用される音楽やテレビ番組などは広告収入によって成り立っているため、

消費者は直接お金を払って(コンテンツを購入して)いるわけではありません。

従って、本当の意味での市場原理がコンテンツ制作者側に反映していないため、

放送などで提供されているコンテンツが本当に消費者側が必要としているものと

は限らないのです。確かに、放送番組は視聴率調査などを行っています、

放送の視聴率が高いことが、消費者がその放送番組に対する金銭価値を認めていることにはならないのです。

反対に、市販されている音楽CD/有償の配信、あるいは映画のDVD、有償レンタル

などは、コンテンツに対して消費者が代価に見合う価値を認めているため、

お金を直接払って「コンテンツを購入」する形態は、製造業などの「もの作り」の

産業形態と基本的に同じであるため、市場原理が働き、収益性の良い産業には有能な人材と消費者が集まるようになります。

しかしながら、音楽や映画などは放送媒体を通じて未知の消費者に「知られる機会」を与えられることで収益性を上げる必要があるにもかかわらず、広告収入に頼る放送は広告収入の方を収益とみなしているため、放送制作者側としての収益性を上げるといことは、「広告収入を上げる」ことを意味し、コンテンツそのものの消費者側の利益の反映としての収益性(消費者がお金を払う価値を認めている)を上げるとを意味していないことが、放送番組の二次利用が進まない、あるいは放送番組の海外などへのシンジケーションが進まない理由にもなっています。

「コンテンツ産業の収益は、広告収入でまかなえるようになれば、無料で提供できるようになる」と主張する人(勢力)がいますが、これは真逆であり、放送で広告見させている／聞かせている、比率が多いような番組からは、本当の消費者は離れていってしまいます。(CMカット機能付きの情報録画機器の普及などによる)さらに、コンテンツは「属人性」情報と呼ばれ、人によって価値／無価値が分かれるもので、消費者が「価値を認める」ことは「代価を支払う意志がある」ことを意味しているため、コンテンツ産業の収益性を上げることは、

「価値を認める人に、いかに効率よくそのコンテンツを知らせる(届ける)か」にかかっています。

放送メディアは、広告会社にコントロールされるのではなく、コンテンツそのものの制作者(著作権者)がコントロールできて、ここで言う収益性が確保できるようになります。

----- 以下、2007年3月時点の意見文(引用開始)-----

小泉首相の時代に行われた構造改革はもともと、日米投資イニシヤチブに基づく、米国商務省からの要求事項に基づいて改革が行われたもので、いわゆるコンテンツ産業に関係した改革は、これまでほとんど行われていないのが実体です。これはアメリカのコンテンツ産業であるハリウッドの映画産業や音楽産業の実際の株主や経営者は国際金融資本の欧州系資本で、会社としてはアメリカに存在していても、米国商務省からの対日要求事項に日本のコンテンツ産業に関わる改革事項が含まれていなかったためです。しかしながら、2005年ごろ国際金融資本勢力が欧州主導に移ったため、今後は日本のコンテンツ産業に関わる具体的な改革が進む可能性があります。コンテンツ産業政策について、一般の製造業などと同じく産業振興による雇用確保や収益性確保などが政策の中心になりがちですが、コンテンツ産業は、日本と日本人の海外に対するPRとも位置づけできます。

コンテンツ産業と日本のPRという関係について、これまで本審議会で論議は全くされていないと思われま。

例えば、戦後欧米の音楽などを介して欧米文化が好きになった人、いわゆる私のような昭和30年代(団塊世代の1まわり後)が、現在の日本の親米層を成しています。これは、当時の欧米の音楽を通じたPRがうまく機能したことを意味します。

音楽産業は他のコンテンツ産業の映画などに比べるとクリエイター本人が全面に出ているため、他のあらゆるコンテンツよりPR効果が上がるのです。

(ある音楽やアーティストに人が興味を持つと、そう簡単に変わったりはしません。ビートルズファンは30年経ってもファンです。

アグネス・チャンが好きな安倍首相は30年経っても彼女のファンです。)

本審議会のメンバの角川ホールディングス出資で

クリントイーストウッド監督の日米「硫黄島2作」が話題を呼びましたが
結局、出演者を含めて受賞には至りませんでした。

映画は多額の費用がかかる割にPR効果という点では非効率です。

(業態が結局のところゼネコンスタイルのため、出資者の角川さんてどんな人?など、
当事者本人が全く表面に出ず、クリントイーストウッドという代理人に
“Buy 角川”と言わせている、ようにPRされている。“Love 角川”になっていない)
ゲームソフト、日本食、ファッションなど、いろいろなものをコンテンツ産業に
関係付けようと努力されているのはわかりますが、音楽だけ特別に
「クリエイター本人自身でのPR」として成り立っているコンテンツは他にありません。
この点(コンテンツ産業とはPR目的に存在している)に視点を置いて、
政策見直しをすべきです。

そうすれば放送会社が番組の著作権を持つことや、制作会社との契約書の問題など、
大半が解決されるはずです。

>>世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する

についてですが、「東京発」を主張すればするほど、日本のコンテンツ産業が、
国際基準、世界基準がら離れていってしまい、結局、表面上、海外展開・世界市場を
出しながら、実体として日本のコンテンツ産業の構造を全く変えずに、
日本市場(土人(どじん)市場)の景気対策としてしか機能しないのが実状です。
今、国際金融資本勢力は、中国本土を欧米経済体制に移行させようとしています。
そのため経済の多極化を進めていて、将来的な中国市場の欧米化を意味し、
いわゆる「大アジア主義」を意味していません。

そのような体制になった時、アジア地域で日本が超大国(として覇権を取りうる国)
になりうるかどうか、現在の政策が大きな影響を与えます。

日本のコンテンツ産業の一部の指導者層が勘違いしているのは、多極化による日本の
コンテンツ産業への改革は、アジア地域のコンテンツ産業はアジア地域の音楽や映画を
中国などアジア地域で消費すること(いわゆる大アジア主義による)ではなく、
コンテンツの制作や流通などを欧米も含めてグローバル化させることです。

「東京発」がなぜ問題なのか:

日本の放送事業や、出版社、マスコミなど大半が東京集中しているのは、
第二次大戦後のマッカーサ政策として、郵政官僚、文部官僚などを利用し
放送などの中央集権化を行って、日本全体の情報操作に利用してきたためで、
現在でも、在京の放送局や電通などの広告会社に官僚が天下りしたりしている
のもこのため。(第二次大戦後、アメリカがわざと中央集権を利用して外圧を
日本全土に均等に与えること、いわゆる日本の外から内側に対しての管理政策
としては効果があったが、その逆、すなわち、日本の個々の独自性を日本外
に出すことには、東京発は意味が無く逆効果である)

音楽やテレビ番組などの制作費用を番組制作費や広告費用から捻出させている
ため、コンテンツ制作会社やアーティストなどが、どうしても東京集中せざる
をえないのもこのためです。(予算の出所の地域に会社があると、都合が良い。
天下り会社が東京にあると、天下りの後、勤務地が変わらない。予算の出る
仕事を東京で受けて、制作など労働だけを地方に持っていく、となると
人と物の移動経費などがかかる。など)

一方アメリカでは、独占禁止法により、放送ネットワーク事業とはそもそも
配信インフラ提供のためのシステムであり、そこで流れる、音楽や番組など
のコンテンツ制作は別会社でなければならないため、音楽コンテンツや、

番組コンテンツは全く別会社の制作となり、それらの会社は独立した著作権収入が得られると同時に、従来方の放送ネットワークやインターネットなどインフラを利用して配信するというシステムが機能しています。

コンテンツ産業をグローバル化させるのなら、それらのインフラ基盤と利用ルールを日米欧とも共通にする必要があります。

これは、スターアライアンスという航空会社のアライアンスネットワークに考え方が似ています。アメリカのユナイテッド航空と日本の全日空、ドイツのルフトハンザは、それぞれスターアライアンスネットワークで米国の旅行者は、日本では全日空をユナイテッド航空便として日本国内は利用でき、日本の全日空の利用者はアメリカ国内ではANA 便として利用できます。

これをコンテンツ産業に応用すると、

日本の音楽や番組制作者は、米国の放送ネットワークで配信できる代わりに、アメリカの音楽や番組制作者は、日本の放送ネットワークを利用できるように、相互乗り入れ可能になります。

このような、制度を早く確立させる必要があります。

(アメリカにセサミストリートという子供向け英語番組があったが、以前は全く日本向けに編集されたりせず、英語のまま日本のNHK教育で放送されていた。このような、無編集放送相互乗り入れ、が必要)

日米とも放送事業への外資比率制限をしているのは、あくまでインフラ事業としてであり、音楽や番組などのコンテンツ産業はむしろグローバル化を推進させるべきです。

具体案

日本の放送会社における、放送インフラ(設備など)事業と、番組制作事業などを分割し、株式依存を無くす。制作会社、著作権管理会社を放送インフラ事業者の資本配下に置いてはいけない法律の制定。

放送番組等は、制作会社やアーティスト自身が著作権を所有し、どの放送インフラに対して配信できるかの権限を持たせる。

これらは、SONY/BMG, EMI, Universal など欧米資本の日本企業はすでに行っている。例:

EMI は制作のみ、Memory-Tech はマスタリングなどいわゆるレコード事業のインフラ
NHK 民営化はすべきではありません。

NHK の放送事業としての放送設備電送事業と、番組制作事業を完全分離させる。

NHK の番組制作のみ、一部は民営化した方がよい

放送事業のハードとソフト事業分離により、放送のインフラを他のコンテンツ事業者が有償で使用可能にする。

この方式により、アメリカで主流となっている、放送番組のシンジケーションが日本でも可能になる。

放送事業への外資規制は、放送インフラ事業者会社にのみ適応させる。

制作事業はむしろ、外資導入を促進させる。

コンテンツ制作産業を一般の産業と同一扱いすることで、日本のコンテンツ産業の改革が可能になる。いわゆる、番組、音楽、映画、ゲームなど、

コンテンツソフトという、著作権収入収益モデルの事業という産業形態が

日本で確立できる。(労働時間収益型のサービス産業モデルにしない。あるいは明確に区別)

>>(6)地方のコンテンツ産業を振興する

>>2006年度も引き続き、海外からの積極的なロケの受入、地域での上映イベントの開催など、観光産業を始めとした地域の産業とコンテンツが一体となった取組を支援し、地域の文化や特殊性をいかした魅力あるコンテンツ産業を振興する。

>>(経済産業省)

著作権収入ビジネスモデル事業を、日本の地方活性化に利用する。

従来、地方活性化は製造業誘致などにより雇用確保促進による方法が主体であったが、従来の方法では地方の産業構造転換がやりにくい。

自動車産業を例：

戦後、トヨタやホンダが自動車を生産しはじめたころ、当時の通産省は米国からの圧力で関東の企業であった日産と外資の合弁企業を促進したが、結局、90年代以降、破綻したのは政府主導(旧興銀系)日産で、政府主導に反対し、海外展開をしたトヨタとホンダが勝ち組になった。

トヨタの本社愛知県は、政府天下りなどを全く行ってこなかったため、

日本の他の地域での政府依存による構造不況が東海地方では全く無い理由。

これを、今後のコンテンツ産業の世界標準による海外展開に応用すべき。

コンテンツ産業が、放送事業者などの子会社などではない独立した事業であるなら、日本で関東以外の中核都市周辺に会社を登記すれば、地方に直接著作権収益モデル産業による収益が上がる。

人口減少下でも、収益性確保が可能。音楽家や映画制作会社で仕事をしている人が、実家近くで仕事を出来るため子育てもやりやすくなり、少子化対策にもなる。親元を離れて東京でそれらの仕事につくとすると、生活のための余分の経費(住宅など)がかかり、自分のやりたいコンテンツ産業などの仕事がしたいために子育てを断念したくなる。この重要問題の対策になる。

(地方の中核都市で、インフラがある程度整備され、総合大学などがある場所は比較的衣食住経費が安い。総合大学があると学生人口が多いため、衣食住産業収益率が良くなるため。これは米国でも同様。さらに国際空港があるとなお良い。映画産業や音楽家でも自分のスタジオを持っているような人は、住宅経費の高いニューヨークより、モータリゼーションが進んだロサンゼルスに住みたがる。

自宅とスタジオなど仕事場との行き来の際、楽器や機材(コンピュータ、音源など)の運搬には自動車インフラ基盤のロサンゼルスが良い)

従来、地方の自治体が法人税収入をあまり重視してこなかったのは、法人税は国税であり、自治体は還付を受けていたため、どのような法人収益モデルなのかを自治体があまり重視しなかった。逆に、法人税収より地域の雇用確保の方に重点が置かれていたため、労働集約型産業しか根付かず産業の構造転換が遅れている。

著作権収益ビジネスモデルを適応させることで、地方のイメージを大きく変えることができる。(この意見書冒頭で述べたPR効果がある)

地方が安易な観光政策などでの、人の集客収入ビジネスモデルに頼ることは問題である。

映画会社が映画のロケを地方で行ったとしても、それはロケの最中の人手に対してのサービス産業収益だけである。ロケ地の「アゴ・アシ収入」のみ。

アメリカの場合、マスコミなどがニューヨークに全く集中していないのは、コンテンツ産業が著作権収益モデルで、それぞれの会社登記地で収益を上げられるため。

例：CNN アトランタ、ハリウッド映画はロサンゼルス(映画、音楽事業のほとんどは欧州資本のため)、Microsoft シアトル

著作権収益ビジネスモデルの地方展開で、経済産業省と文部科学省のどちらも関係しない方がよい。

理由：

日本で著作権関係は文化庁と文部科学省が管轄のため、経産省主導になると、工業特許中心の地方への事業展開推進はできるが、文化庁が関係する著作権収益モデルは推進権限が無い。

そのため携帯電話事業拡大のため着メロを利用する、など、ハード産業への収益誘導のためコンテンツ産業を利用する、というビジネスモデルになりがちで問題多い(着メロをダウンロードしている人は、本当の音楽ファンではなく、むしろ、音楽CDなどを買う習慣の無い人)

反面、文科省主導になると、著作権収益モデル事業推進ではなく、地方でクリエイターを育てる教育事業や、素人の文化推進事業に化けてしまう。(教育事業収益モデル、文化事業公共事業モデル、文化施設など箱物建設業収益モデルに化ける)

この省庁縦割り問題を避けるには、内閣府とJETRO 主導で推進させる必要がある。(道州制導入後では遅すぎる)

欧米展開目的のコンテンツ制作会社による地方活性化には、JETRO 主導が良い
現在、東京以外に JETRO の拠点が、栃木、三重、福岡 にあるが、
状況により地方展開を増やすと同時に、JETRO の海外側の接点も強化する必要あり。

>>国民の知的財産意識を向上させる

>>(1)学校における知的財産教育を推進する

>>学習指導要領の見直しにおいて、子どもたちの創造性をはぐくむ教育活動の

>>充実について検討を行うなどにより、2006年度も引き続き、各学校段階に

>>応じた知財教育を推進する。

>>(文部科学省)

プロ音楽家の収入源(著作物収入)は何なのかを正確に教えるべき。

について、日本各地に大学の芸術学部(音楽、美術など)があるが、それらの学部を卒業しても、なぜその技能を活かしたプロになっていないか、を教えるべきで、例えば、芸大を出た人がまた、芸大で教えることとしての仕事しかなぜしていないのか？

これは、教育産業の収益は学生が払う授業料であり、芸術学部の教師の収入のために学生が支払うお金が必要であるから。

本来、芸術学部はプロを養成する場所で、プロとは自分で制作した音楽CDが売れる、あるいは映画の収益が上がるなど、自分が習ったことを再び教えることで収益を得ることにならないことを意味している。

対策として、全国の芸術学部での卒業生で、自分の著作物の収益でのみ生計を立てているプロをどれだけ出しているかの割合を学校ごとに公開資料化すると良い。

(学校維持で学生集めの人気取りだけに芸術学部を設置しているか、本当にプロ出しているかがわかる)

----- 以下、2007年3月時点の意見文(引用終了)-----

196 「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見

第2章 知的財産の保護

3. 国内での取締りを強化する

(5)著作権法における親告罪を見直す

著作権への抵触の有無についてはその判断が極めて微妙なものが多く、非親告罪の範囲拡大については極めて慎重であることが望ましい。たとえば著作物の複製行為は一方では明らかな海賊版作成行為であるが、他方では個人の私的複製の延長である場合も存在する。これらを一括して非親告罪として警察にゆだねることは、私的行為への警察の介入を招くこととして極めて慎重に検討する必要がある。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

(1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る

③ 違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する

違法複製されたコンテンツについてはあくまで流通段階での対応および取り締まりに限定すべきで、個人によるそのダウンロードや複製について取り締まることは私的行為への介入、個人の思想信条などプライバシーの侵害に道を開くもので、おこなうべきではない。

④ 権利者不明の場合におけるコンテンツの流通を促進する

米国での Orphan Works. <http://www.copyright.gov/orphan> についての議論でも「適切な検索によっても著作権者と連絡が見つからないときは、利用者は懲罰的賠償のリスクなしで著作物を利用できる」との提言をおこなっている。わが国でも同様な方策をとるべきである。「適切な検索」についてはインターネットによる公示などの方法を想定し、また権利者が回答する必要のない「オプトアウト」方式の利用も認めるべきである。

(2) クリエーターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める

⑥ 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する

iii) 著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2007年度中に一定の結論を得る。

「保護期間の延長」についてはコンテンツの流通の面からは権利者不明のコンテンツが大幅に増加する、許諾のためのコストが増大するなど弊害が大きく好ましくない。また延長することによってクリエイターのインセンティブが増大するとの明らかな証拠もなく、むしろ海外の巨大クリエイターを利するだけの結果となると考えられるので、おこなわないことが望ましい。

第5章 人材の育成と国民意識の向上

2. 知的財産人材育成を官民挙げて進める

現在図書館は著作権保護において重要な役割を果たしている。この節に「図書館において知的財産に関する人材を育成する」との項を追加してはどうか。内容はたとえば次のようになる。

「図書館がど知的財産の利用者との接点として著作権保護などに重要な役割をしていることにかんがみ、図書館団体における知的財産の教育プログラムを推進する。」

197 「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見

■ 著作権の非親告化について

著作権は著作者本人が「著作権を放棄する」としていても厳密には出来ないようになっている。しかし「著作権を放棄する」「作品を共有したい」「皆に使って欲しい」という著作者は沢山いる。著作権者によっては「ネットワーク上でのファンサイト、同人誌、コスプレなどの創作活動を一切禁止しない」と言う方もいる。非親告化する事で、彼等の様な意見が更に無視される事になるのは否定出来ない。

又、オリジナル作品であっても偶然他の作品と似てしまう事がよくある。それを違反かどうか著作者以外人間が判断するのは(実際は本人であっても)極めて困難な事である。

更に著作権侵害で逮捕された実例があるが、これは非親告化しなくても問題がない証拠である。よって著作権の非親告化について、私は断固反対である。

■ 著作権・著作隣接権の保護期間の延長について

著作権を過剰なまでに保護する事(詰まり保護期間を延長する事)は、逆に著作権を侵害する事

にもなり得る。その上、創作意欲が無くなると私は考える。権利の保護期間の延長によってその後の創作意欲が高まるとは考えられない。特に流通事業者(レコード製作者と放送事業者)の著作隣接権は寧ろ短縮されてもよいのではないだろうか。

よって著作権・著作隣接権の保護期間の延長について、私は反対である。

■ダウンロード違法化について

「違法サイトと知ってダウンロードした場合は違法とする」と明記しているが、「知っていた」「知らなかった」という、所謂『情を知って』の判断など普通に考えて出来る筈がない。違法か適法か分からない(分かり難い)サイトも数多くある中で、この法は数多くのユーザーを犯罪者予備軍・潜在的犯罪者にしてしまう。

権利者の立場を保護し過ぎる事は、ユーザーの権利や利便性を確実に損ねる事になる。これはユーザーの不買運動に繋がり、結果権利者にとっても良い事ではない。

現行の著作権法にある「公衆送信権」(送信可能化権)で十分に対処可能である。

よってダウンロード違法化について、私は反対である。

■児童ポルノ法問題・有害サイト規制問題について

勿論私は、児童ポルノを擁護するつもりは全く無い。しかし児童ポルノ法改正で何故か児童ポルノの単純所持を禁止し、漫画やアニメ(架空の表現)までも規制しようとする動きがある。もしそれが可決されれば、憲法で保障されている「表現の自由」や「知る権利」「良心の自由」までもが規制される事になる。

特に「単純所持禁止」については「積極的あるいは意図的に画像を得た場合」と限定しても、先程別項目で述べたようにその判断は普通に考えて出来る筈がない。

アニメ・漫画・ネットによって犯罪が増えた・残酷化したなどの根拠の無い主張によって、表現の自由規制という違憲が許されてはならない。それは有害サイトについても同じである。何を有害・不快と思うかは人それぞれ違う。「嫌いだから」「不健全だから」という短絡的な感情論で規制されるなど、本来ならありえない事である。

私達の暮らす世界では「戦争」「虐待」「殺人」、そして「児童ポルノ」が現実起こっている。「表現の自由」「知る権利」が規制された時、一体私達はどの様にしてこの現実を知り、受け止め、考察する事が出来るのだろうか。

よって児童ポルノ法改正・有害サイト規制について、私は反対である。

■天下りについて

特に警察庁からインターネットホットラインセンター・自主規制団体へ、文化庁から著作権関連団体へ、総務省から放送通信関連団体への天下りを禁止。

(無論、上記以外の天下りも禁止して頂ければ幸いである。)

198

63 ページ

(5)著作権法における親告罪を見直す

→捜査の実態においては親告罪であることがほとんど障害にはなっておらず、現状においても1999年の「ポケモン同人誌事件」のような行き過ぎた捜査があったことを考え合わせると、著作権法違反は非親告罪化すべきではないと考えます。

一方、著作物が自分の著作物をどう取り扱うかのスタンスは様々であり、非親告罪化はいわば第三者が著作者から著作物に対するコントロールを取り上げることと等しい。

これは著作権法が謳う「著作権の保護」とは相容れないものです。

90 ページ

(3)違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する

→現在の著作権法では、違法アップロードについて「送信可能化権」で既に規制が可能な状態になっており、ダウンロード違法化の前に違法アップローダに対する規制を適正に行うべきではないかと考えます。

(Winny のキャッシュについても違法アップロードとして扱う、として摘発が行われる例も最近はあるようです)

94 ページ

(6)利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する

iii)著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2007 年度中に一定の結論を得る。

→保護期間のいたずらな延長は著作物の広い利用を妨げ、「文化の発展に寄与することを目的とする」という著作権法の本来の目的も妨げるのではないかと考えます。むしろ、一定期間を過ぎたものは登録制とし、未登録のものは自由な利用を促すといった方向を目指すべきではないでしょうか。

199 サイトを見ながらの感想として「知的財産推進計画2007」における『著作権の非親告化』『有害情報規制』の2点において異議と今後の進展における衰退・危険性があると思いましたのでここに意見させていただきます。

『著作権の非親告化』ですが、現段階で色々な意味で非常に問題があると思えます。

私は2次創作(同人)ということをして過去にやっていたことがあるのですが、この『著作権の非親告化』を認めてしまった場合、第三者の悪意のみで犯罪が成立してしまう可能性があるということです。

色々見たサイトでも書いておられましたが、「違法ファイルをダウンロードしていないのにダウンロードしているという手紙を送って、訴訟を起こし慰謝料を取ろうとする」

という問題が現実起こっている以上、同じことが日本でも起こるようになるのではないのでしょうか?という懸念があります。

さらに『著作権の非親告化』が可能になることによって、模倣することで技術を高めらる場となっていた『同人(2次創作)』全体を完全に崩壊させることにも繋がるのではないのでしょうか?

誰でも訴えることが出来るということは悪意を持ってこいつが気に入らないという理由で、第三者や警察自体が取締りを促し捜査権を行使する事ができるようになるのではないかと思います。

著作権は確かに大事なものですが、無意味に「この作品は作者(出版社)の物だから誰も手を加えてはならないしキャラの絵を描いてもいけない。ましてや小説として妄想もしてはいけない」なんていう状態は、マンガ業界の新人が出てくる芽を潰すことにもなりかねません。さらに『このキャラは髪形が似ている。著作権侵害だ』という風に悪意のみで訴えを起こすことが出来るとなればそれを使った脅しや気に入らない人物をそれだけで犯罪者にするなんて事件も起こる可能性はすてきれません。

はっきりとってかなり危険な法律だと私は思えてなりません。

『有害情報規制』も次世代コンテンツとして目的としているものまで規制され、そのコンテンツ全体の衰退を促す可能性が高いとおもえます。

これもまた悪意を持っていろいろな情報を規制することにより『良かれと思って全ての有害と思える情報を規制することで非常に危険な人格や性格を持つ人物』を生み出す結果にもなりかねないと考えられるからです。

世間には『必要悪』といわれる言葉もあります。これはいけないことだよと、こんなことをするとこんな風に当事者を含めて周囲の人たちにまで不幸にするんだよと言われなければ理解できない。そういったことを想像できない人間。これほど怖いものはないのでしょうか?

昨今において、様々な犯罪が低年齢化をしてきております。このような犯罪に手をださせようとする大人にも問題がありますが、これはいけないという情報を規制することにより子供の善悪を判断する能力を失わせるという結果に繋がってしまいそうで……

そんな子供が大人になった時、とても怖い世界になっているのではないのでしょうか?

これは私が様々なサイトを見て、この推進計画を知り、全体を見た結果として感じた危険性でも

	<p>あります。</p> <p>もう1度良く考えてみてはもらえないでしょうか、今の時代に何が必要で何が不要でないのかを…</p> <p>…</p> <p>けっして、善意の塊の人間だけがこの日本に住んでいるわけではないのかということ…</p>
200	<p>はじめまして。</p> <p>わたくし、●●在住の●●と申します。</p> <p>今回検討されている著作権法の非親告罪化に断固として反対いたします。</p> <p>海賊版の取り締まりには力を入れるべきですが、</p> <p>二次創作物にまで被害が及ぶようでは文化発展の妨げとなるでしょう。</p>
201	MIAU に同意、ダウンロード違法化反対
202	<p>「知的財産推進計画 2007」の見直しにあたり盛り込むべき政策事項（意見）</p> <p>1. 意見</p> <p>次の政策事項を盛り込むことを要望いたします。</p> <p>1-1 「宇宙空間における発明」について、米国特許法第105条と同様の規定を定めることの必要性。これに関連して、米国特許法第100条「発明という用語は、発明または発見を意味するものとする」という「発明の定義」に相等する規定を定めることの必要性</p> <p>1-2 第一次「海洋基本計画」(平成 20 年3月)に基づく「海底資源に関する基礎研究および開発技術計画」について、「基礎」「開発・活用」各分野における産学官連携の在り方を各別に定めることの必要性</p> <p>1-3 「幹細胞」(Stem Cell)に関する多様な発見・発明・開発・活用の全世界における進捗に対処して、医療関係特許制度の三極制度調和と、わが国の医療保険制度の独自性とに適合する特許制度の在り方(特に医療関係全分野に特許性制限を設けず、差止請求等を認めない米国制度との調和)を定めることの必要性</p> <p>1-4 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新事業計画の承認基準に「知的財産の開発」に関する事項を明示することの必要性</p> <p>1-5 著作権法第1条の「公正な利用」について、米国著作権法と同様に、複製権等の法的制限事由とされる「公正な利用」の範囲を画定する条文を設けることの必要性</p> <p>2. 理由</p> <p>2-1 宇宙資源・宇宙空間の開発について、わが国の活動基盤が構築されることに伴い、米国特許法105条「宇宙空間における発明」(Invitations in Outer Space)と同様の規定を置くことが適切である。</p> <p>2-2 事業収入との繋がりを欠く「基礎・長期研究」に、産学連携の事業基盤は形成し難い。「学」の本来分野として、「基礎研究」特に海洋研究の長期必要性に対応する「産」の資金支援を促進する措置を講ずることが適切である。</p> <p>2-3 わが国は、「産業上利用可能性」の審査基準の改定によって医療関連の特許対象を拡大してきたが、非胚幹細胞に属する多分化幹細胞の発見・創出に伴うその実用化がグローバルに進むことに対処して、米国・欧州の幹細胞利用に係る医療関連特許制度との整合を検討することが適切である。</p> <p>2-4 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新事業計画の承認件数が3万件を超えた実績(2008-3 経済産業省発表)にもかんがみ、知的財産開発を承認要件として強調し、補助・低利融資などの支援を、革新標的に対して集中的に配分することが適切である。2-5 次世代ネットワーク(NGN)の高度かつ多様な発達を活用して、コンテンツの世界多数市民による創出およびその流通ニーズが高まることなどに対処し、米国著作権</p>

	<p>法(1976年法)と同様に「フェアユース(Fair Use)の判断要素」を法定し、私用目的等の現行著作権制限項目以外の公正利用(著作権制限)事由を明示することが、日米制度調和の見地からも適切である。(以上)</p>
203	<p>規制の境界線が曖昧な法案に反対です。先人達が命懸けで残した名作までも淘汰される可能性があります。皆のアイデンティティを壊さないで下さい。</p>
204	<p>知的財産推進計画2007に関するパブリックコメントへのコメント (コメント第1) 「第2章知的財産の保護 II. 模倣品・海賊版対策を強化する 3. 国内での取締りを強化する (5)著作権法における親告罪を見直す 海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている。重大かつ悪質な著作権侵害等事犯が多発していることも踏まえ、海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて、2007年度中に非親告罪の範囲拡大を含め見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。」との記述(p63)について。</p> <p>著作権法違反事件の特徴が、とりわけ経済的利益を志向するものであるとともに、暴力的手段を伴わないため著作権法違反以外の社会的危険をもたらさないことから考えれば、経済的利益剥奪による統制で足りるものとする。よって、基本的に、刑事事件としての警察当局の介入には慎重であるべきである。</p> <p>インターネットで増大する危険は、著作権だけではない。むしろ、肖像権、プライバシー権、名誉権等の人格権侵害のほうが、より深刻であろう。ところで、名誉毀損罪(刑法230条)は親告罪とされている。これとの整合性をどう考えるか。今回のような議論が成り立つなら、同様に名誉毀損罪も非親告罪化するべきという話になる。しかしこれは明らかに妥当性を欠く議論であろう。</p> <p>要するに、名誉毀損にせよ、著作権法違反にせよ、個人的法益保護の側面が強く、インターネット等の侵害手段の発展があっても、その本質は変わらないのである。親告罪であるということは、ある意味被害者本人の自治権の発露という性格もあり、非親告罪化は、被害者にとって自治権剥奪の面もあることを考慮しなければならない。</p> <p>また、おそらく非親告罪化により捜査実務上の懸案である被害者の特定を回避し、捜査を効率化することによって著作権保護の強化に資するという含意があるものと思料するが、著作権法違反を立件するには当該著作物の著作権の帰属について立証する必要がある。最終的には被害者を特定しない限りこのようなことは困難なはずである。つまり、立件する気はないがとりあえず逮捕する、というような運用を念頭に置かない限り、非親告罪化に捜査上のメリットはない。</p> <p>また、注意すべきなのは、親告罪であることにより、著作権者の著作権に関する主張を担保しているという面があることである。罰則により保護される著作権の主張が言いつばなしであっては困る。</p> <p>SCO groupによるLinux著作権騒動を想起されたい。この騒動は、GNU GPLに基づき無償配布されているUNIXの互換OSであるLinuxについて、その一部の権利が自社に帰属すると主張するSCO groupが、Linuxを利用する各企業に対してライセンス料を要求したという騒動である。周知のとおり、Linuxは「無償OS」の呼び声が高く、どの利用者もこれにつきライセンス供与を受ける必要性を全く想定していなかったはずである。このような著名かつ無償と一般に信じられているものでさえ、あえて著作権を主張する者があり得る危険を、この例は端的に示している。</p> <p>このような状況下で、何を信じて著作権侵害を摘発するつもりなのか。非親告罪になった場合、著作権侵害を主張する者がいれば、その著作物の利用者はとりあえず逮捕できることにな</p>

ってしまう。著作権を主張する者自体は、告訴をするわけではないから著作権の主張が虚偽告訴罪で担保されることもないだろう。このような制度は明らかにバランスを失っている。

著作権侵害事犯の刑事事件としての立件は稀であるといわれる。それは、単に法整備の不備で捜査が妨げられていることが原因なのではなく、著作権の所在確認が一般に困難であることが根本的な原因である。そして、著作権に関する実体法体系は変わらないのだから、今後ともその所在確認の困難さは継続するであろう。そうであれば、捜査当局だけが逸って非親告罪化を行っても有害なだけで、意味をなさないと考える。

以上の理由により、「非親告罪の範囲拡大」に反対する。

(コメント第2)

「第4章コンテンツをいかに文化創造国家づくり

I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する

1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

(1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る

③ 違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する

合法的な新しいビジネスの動きを支援するため、インターネット上の違法送信からの複製や海賊版CD・DVDからの複製を私的複製の許容範囲から除外することについて、個人の著作物の利用を過度に萎縮させることのないよう留意しながら検討を進め、2007年度中に結論を得る。」

との記述(p90)について。

「インターネット上の違法送信からの複製の私的複製の許容範囲からの除外」とは、要するに違法コピーのダウンロードを違法化するということである。

これは、要するに未ライセンスの著作物をウェブ上で配信する者がいて、第三者がこれをダウンロードした場合に、この第三者の行為を違法化することを意味する。

しかし、ダウンロードは幅広い概念であって、ブラウザでホームページを閲覧する行為も、技術的にはダウンロードと何ら変わらない。したがって、例えば無断で著作権の対象となる小説をホームページに掲載した者がいて、このページにアクセスした者は、違法行為を行ったことになってしまう。これは明らかにおかしい。

もちろん、確信犯的に著作権を侵害しているページ等にアクセスする者がいるのであれば、その者に限って違法化するニーズはあるかもしれない。しかし、「確信犯的」であるかどうかは、まさに個別の事例によって異なるのであるから、これを定型的に割り切って法律で定義するのは著しく困難と思われる。そうでなければ、必ず正当な行為まで罰することになってしまい、結局は課金されているコンテンツしか安心して利用できなくなる。インターネット上の情報は、無償で利用できることを前提としているので、これによりインターネットの効用そのものを著しく減殺することになってしまうだろう。(前記コメント第1における SCO group による Linux 著作権騒動を参照されたい。このような Linux 著作権騒動は、結果として Linux の普及妨害に一役買っている。実際に侵害していない者も萎縮して利用を止めると被害が大きい。)

以上のことは、例えば「winny を利用する者」「youtube を利用する者」を規制する場合を想定すれば理解しやすい。本来こうしたファイル交換は、WorldWideWeb での HTML ファイル交換 (=ホームページのブラウザでの表示) と平行であり、要するにインターネットで HTML ファイルの代わりに映像なりプログラムファイルを配信するものに過ぎない。つまり、通常のブラウザでの閲覧と本質的な差はない。したがって、HTML の発信を差し置いて winny や youtube 等のサービスを狙い撃ちすることは論理的整合性がない。結局はインターネット上の同質のサービスであり、ただ配信の対象となるデータ形式が異なるに過ぎないからである。また、winny や youtube を著作権侵害の目的でなく利用している者についても一律に規制されてしまい、結局は合法的な映像

やプログラムファイルの配信自体が不可能になる。これではインターネットの効用を減殺することおびたしい。(なお winny も youtube も、経済的利益目的での著作権侵害を誘発することはない。インターネット上のサービスの常として、無償で利用できるからである。つまり海賊版の作成といった利欲的動機による著作権侵害とは一線を画しており、これらのサービスを著作権侵害犯の巢窟であるという見方は偏見に過ぎよう。)

もう一点、ダウンロード等の規制が必然的に私的領域への介入となる点も問題である。違法コピーのダウンロードを制限すると簡単にいうが、その取り締まりに際しては通信の秘密との抵触が問題となるだろう。また、ダウンロードされたデータを捜査対象とすると、結局はPCデータ全体を捜査対象とすることとなり、私的領域の侵害度合いが大きい。単純に、著作権侵害の防止のためだから我慢しろ、といえるレベルのものではない。

海賊版CD等についても同様のことがいえる。「海賊版」という言葉を無定義で利用しているが、著作権法上は無許諾複製品は海賊版も含めて同様の取扱いのはずである。その中には、通常の社会通念では「海賊版」と呼ばないものも相当含まれている。法的にこれらを区分できるのか。例えば、CD-Rに記録した音楽CDのコピーがあるとして、これが個人的に楽しむためにコピーされたものか、または地下市場で入手したものか、どうやって区分するのか。あるいは区分しないで一律に制限をかけるのか。この点の帰趨によっても、議論は変わってくるだろうが、このような区分は困難だと考えられるので、結局は一律規制ということになりかねない。更に、海賊版の原版が廃棄されてコピーだけが残っている場合等、通常の私的複製と区別がつかない。これを取り締まるためには、結局私的複製そのものを取り締まることになってしまうだろう。これでは私的領域を侵害しすぎである。

私的複製は、著作物の利用の幅を広げるために不可欠なものである。例えば、よくいわれるように、CDアルバムのうち好きな楽曲を抜き出して編集する行為等は普通に行われているが、これは著作物(楽曲)をよりよく楽しむために行われる行為であり、このような利用の幅が広がることにより著作物の付加価値を上げている側面があることを理解するべきである。絵や音楽等も同じであり、複製して自分なりのアレンジを加えたり実演したりすることで、著作物を真に楽しむことができるようになるのである。

プログラムやデータベースの著作物などは、いうまでもないだろう。もともと、コンピュータの利便性の本質は、簡単にコピーや編集ができることにある。コンピュータにより簡単にコピーや編集ができることが、著作物の利便性を劇的に高めていることを忘れてはならない。

私的複製制限の発想からは、本来著作権者が専有すべき複製権を私的複製によって侵害されているという被害者意識が見て取れる。だから、コンピュータの登場によって、私的複製の領域が拡大すると、継続的に著作権侵害が生じているかのような錯覚に陥ってしまうのである。しかしそうではなく、コンピュータが私的自治領域を拡大し、著作物をより便利に利用できるようになったため、新たな市場が発生したというのが本質である。つまりコンピュータによる私的複製は、従前の市場を侵食するものではなく、新しい私的領域において発生したものなのである。

この部分を権利侵害とみなして規制を求める行動は、たとえば言えば、多くの人が各種インフラの整備等、街造りに努力を重ねた結果、その街の観光客が増えたのに、街造りに何ら貢献していない通り道の所有者が観光客から通行料を徴収しようとするようなものであり、このような行為は、たとえ合法だとしても強欲の感を免れない。

結局、私的複製制限の発想は、私的複製の積極的意義に対する無理解からくるものである。著作権保護団体的に言えば、最終的には私的複製そのものを廃止して、ユーザーの私的領域に侵入し、著の上げ下ろしまで課金できればハッピーなのだろうが、そのような著作権制度で、まともな市場が成立するだろうか？

また、私的複製の許容は私的自治の問題でもある。私的自治は、倫理的に正しくないことも含めて、あらゆることが許容されるからこそ私的自治なのである。海賊版を利用しないというのは、

倫理的には正しいかもしれない。しかし、倫理的に正しいことと、これを実現するために私的領域に立ち入ることは分けて考えなければならない。人をとがめることができるのは、その行為が私的領域を逸脱したときである。この大原則を曲げるような私的複製制限は、結局は私的自治の破壊につながる危険性を秘めていることを認識するべきである。繰り返すが、倫理的に正しい行為であるとしても、それを私的領域についてまで強制するのは正しくない。

このような考え方が根底にあるからこそ、現行の私的複製に関する制度は、私的録音補償金制度など、間接的な著作権処理によっているのであろう。このような原則を逸脱する私的複製制限はやめるべきである。

最後に、ダウンロードの違法化という発想は、インターネットを将来的にどのように利用していくかのあるべき方向性とも矛盾するだろう。

ダウンロードの違法化とは、突き詰めて言えばインターネットの有償化である。もし、インターネットを将来的には有償の情報の流通を前提とした流通基盤としてのみ利用することとし、無償利用を制限するのであれば、このようなダウンロードの違法化と政策的には矛盾しないかもしれない。しかし、このような政策が妥当とは思われない。インターネットを最大限に利用するためには、多くの人に参加してもらうことが不可欠であるから、インターネットで無償かつ豊富な情報やサービスを入手できるような環境を整備し、活用していくのが妥当な戦略である。(テレビで言えば、無償の地上波と有償のケーブルテレビで、どちらが媒体としての付加価値・訴求力を持っているか、一目瞭然であろう。インターネットもこれと同様である。)よって、インターネット活用戦略から見ても、ダウンロードの違法化は方向性を誤っている。無償の情報流通を前提とした現在のインターネットの性質が失われることにより、インターネットの利用価値や将来性が著しく害されると考えられるからである。(上記のテレビの例えでいえば、地上波の放送にわざわざスクランブルをかけるようなものである。極端な話、国会や官庁で政策決定の参考にインターネットを利用するのも支障を生じるだろう。ついでに言うと、インターネットは、多くのボランティアにより形成されてきたという歴史的側面を忘れてはならない。また、多くの無償データがネットワーク上に存在することにより、インターネットの利便性が向上し、これがインフラを形成している。だから、インターネットを利用して有料ビジネスをしようとする行為は、本質的にはフリーライダーなのである。法的にはこれらをとがめることはできないが、有償ビジネスが幅を利かせると、インターネットそのものの衰退につながることは、容易に予測可能である。)

著作権ビジネスの隆盛は、その基盤であるインターネットの隆盛なくして有り得ない。著作権者の利益は、単に権利保護や規制を強化すれば得られるものではない。家電の世界に目を転じれば、録画・録音機能を有するAV機器は著作権侵害と隣り合わせであり、しかしこれらの機能を制限すればそもそも普及しなかったと目されるが、これらの機器が十分普及したことにより、はじめてコンテンツの2次利用のインフラとなり得たのである。コンテンツの2次利用は、今や著作権ビジネスの有望市場であるが、これは上記のような著作権侵害の可能性をあげつらって規制が行われていれば、そもそも生じていなかったはずの市場なのである。

この例と同様に、インターネットの利便性が向上することによってこそ、インターネットの付加価値(広告価値等)も増大し、インターネットに対するインフラ投資も盛り上がるのであり、結局はそれが著作権者の利益向上に役立つことになるわけであるし、そのような利便性の向上に水を差すような規制強化は、「金の卵を産む鶏の腹を割く」結果になりかねない。

歴史上、著作物の利用に厳しい規制がかかる国でコンテンツ産業が栄えたためしはない。知的財産立国を標榜するのであれば、このような大局的な観点に立って政策を展開しなければならない。

以上の理由により、「インターネット上の違法送信からの複製や海賊版CD・DVDからの複製を私的複製の許容範囲から除外すること」に反対する。

(コメント第3)

「第4章コンテンツをいかに文化創造国家づくり

I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する

1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

(2)クリエイターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める

⑥利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する

iii)著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2007年度中に一定の結論を得る。」

との記述(p112)について。

著作権等保護期間の長さは程度問題であるので、理論的に何十年が正しいと結論付けることが困難である。ただし、著作権の性質から考えて、あまりにも長期間の保護は却って創作意欲を阻害する可能性がある。個人的には、50年は十分な長さであり、これを延長する必然性は感じられない。

また、大項目として「(2)クリエイターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で」とあるが、これをどのように担保するのか。特許権であれば、職務発明に関する対価の規定があるが、著作権法にはこれに相当する規定がない。そのような状況下で保護期間を延長しても、クリエイターではなく著作権が帰属する法人にのみメリットが行くことになり意味がない。職務著作について、クリエイターに適切に利益を還元する仕組みがなければ、議論の前提がなくなってしまうだろう。

したがって、保護期間の延長等の措置を行う前に、例えば職務著作について、その著作権が収益に貢献した場合の対価のルールを定めるべきである。

また、いつ作成された著作物の保護期間を見直すのかも問題である。当然のことながら、著作権は流通するものである。現行の著作物に係る著作権者が著作者とは限らない。このような場合に当該著作権の保護期間が延長されてしまうと、クリエイターを差し置いて、たまたま現在著作権を有する者がメリットを受けてしまう。これでは意味がない。そうであれば、現在以後に公表された著作物の著作権以外は対象とするべきでない。

ところが、従前からの制度改正の経緯を考えれば、現在著作権切れでない著作物がすべて対象となることが強く予想される。このようなことは受け入れがたい。

以上の理由により「著作物の保護期間の延長」に反対する。

ところで、保護と利用のバランスについては、保護期間の問題ではなく、むしろ著作権の限界の問題であると思われる。具体的には、現状の著作権が、あまりに強力な排他権であることにより、保護と利用のバランスを失していると思われるので、フェア・ユース概念の導入等により、公益的観点から一定の場面での著作権制限が導入されて然るべきである。また、私的利用の範囲拡大(一定規模以下の非営利による著作物の利用を、私的利用の範囲に含める等)も行われるべきであろう。

さらに、著作権の保護が、文化の発展継承を目的とするものであることから考えて、著作権を主張する者には、著作権切れの後にその著作権の目的を社会に提供する義務(文化財の扱いと同様のイメージ)を課す等の一定の公益的な負担も、保護と利用のバランスからは、あって然るべきであろう。

現状の議論は、著作権者側からの要請に基づき行われている感がぬぐえない。著作権の対象は文章、絵画、音楽、写真、映像等多岐にわたっており、その性質も千差万別である。そのような状況下で、特定分野、具体的には映画の著作物の保護を目的として、著作物全体に影響を及ぼす保護期間を議論するのは、手法としても正しくないし、得られる結論も偏ってしまうだろう。

最後に、著作権の保護期間延長が直ちに知的財産力の強化になるという考えは単純すぎる。もしそうした事実があれば、特許権の期間も20年から30年、40年にしていはいはずだ。しかしそ

	<p>のような議論は出ていない。弊害も大きいからである。現行の議論を見ていると、延長した場合のメリットのみ言及され、デメリットが適正に評価されているようには思えない。保護期間延長はメリットもあればデメリットもあるというあたりまえのことを前提として公平な議論を行うべきである。</p> <p>(その他全体コメント)</p> <p>一方で著作権ビジネス、コンテンツ、クリエイターの振興といっておきながら、やっていることは既存の既得権益を有する人々の保護に偏りすぎている感がある。また、著作権侵害の取締りや著作権に係る規制強化をすれば単純に著作権者の利益になると考える警察的発想が多すぎる。警察が出てきてコンテンツ産業が盛り上がるなどおおよそ有り得ない話である。パチンコか何かと一緒にしてもらっては困る。</p> <p>現場のクリエイターに今回の案を見せて評価してもらえばどうか。日本における最大のキラークンテンツである漫画、アニメ、ゲームのクリエイターで、このような既得権保護や規制強化を喜ぶ者はほとんどいないだろう。</p> <p>著作権関係の規制・取締強化論者の決まり文句が「適切な著作権の保護(規制)により作家を支援し、創作活動を振興することによって、著作権ビジネスの発展を図る」というものだが、これらの論者は、実際には、従前の著作権制度のもとで今日のような漫画、アニメ、ゲームの圧倒的隆盛が得られているという事実を無視しており、こういった発想は実証的根拠のない机上の空論、あるいは妄想の類といわれても仕方がないだろう。</p> <p>上記に挙げた3論点へのコメントは典型的な部分であり、他にもおかしな点は非常に多い。一般国民に影響を及ぼす「改革」などより、著作権政策の企画立案過程が既得権益保護の著作権団体からの陳情等を契機としている現状を最初に改革するべきではないのか。</p> <p>著作権関係については特許権等の他の知的財産権と切り離し、今回は制度変更を見送った上で、再度現場のクリエイターの意見を詳細に吸い上げた上で、地に足のついた政策を企画立案することを切に望むものである。</p>
205	<p>児童ポルノ法施行に反対します！！</p> <p>児童ポルノ法の施行は表現の自由に対する攻撃であり、日本の文化を衰退させる原因になるからです！！</p> <p>これは人権擁護法案という恐ろしい法案を通すための投石に他ならず・・・許されざる蛮行です！！</p> <p>こんな事が通っていいわけがありません！！</p> <p>断固、反対・拒絶します！！</p>
206	<p>ダウンロードの違法化は、著作権の保護のみに重点をおきすぎて、例えば包丁などの刃物は人を傷つけることが出来るから禁止、というくらいのことを言っているのと同じことだと思います。</p> <p>著作権の非親告罪化はそれ自体がまず権利者の権利を侵害している面があります。</p> <p>全ての非親告罪化というのではなく、例えば路上やオークションなどで販売している、明らかに理解して行っている侵害行為について対処する場合、手続きを簡略化するなどからはじめるというのは如何でしょうか？</p>
207	<p>知的財産推進計画 2007 に関して私が知っていることは少ないです。</p> <p>それでも、私はそれらの計画に対して反対します。</p> <p>何故ならば、取り締まりや規制の定義が曖昧だからです。</p> <p>推進しようとしている方々の趣味・嗜好にそぐわないものの排除、すなわち、わがまま、としか思えません。</p>

	<p>これらの計画は、日本のサブカルチャー(例えば漫画など)の衰退にしかならないのではないでしょうか。</p> <p>もう一度、考え直してみてください。</p> <p>私達の国には、これらよりも、他に解決すべき課題があります。</p>
208	<p>著作権侵害の非親告罪化に反対します。</p> <p>著作者の考えは様々ですし、その作品の内容も様々です。</p> <p>当人以外に、正しい判断がくだせるか疑問です。</p> <p>その著作物に関して詳しくない方が捜査した場合、冤罪が起きる可能性が高いです。</p> <p>創作者が告訴を恐れ、創作活動の萎縮につながるというデメリットの方が大きいと思います。</p> <p>結果的に知的財産の創造に障害になると思われる、著作権の非親告罪化に反対します。</p>
209	<p>第2章「知的財産の保護」の「5. 知的財産権制度を強化する」について、以下の意見を述べたい。</p> <p>1. 対象</p> <p>&#61656; 対象が企業のみ限定されているが、産学連携による共同研究が増えている実態を鑑み、企業のみならず、大学・研究機関等も対象に含めることが望ましい。</p> <p>2. 「居住性により判断される規制の在り方」の見直しを反映させる必要性について</p> <p>経産省ワーキンググループが2008年1月に発表した、「居住性により判断される規制のあり方」及びそれに対して提出されたパブリック・コメントや意見等を反映させるべきである。</p> <p>&#61656; 具体的には、外為法が定義する「非居住者」による機微技術や営業秘密等へのアクセスを制限するなどの取り組みが検討されるべきである。</p> <p>&#61656; また、日本国籍保有者と非保有者の間では、機微情報へのアクセスに関して、同等の資格の付与を認めることは望ましくないとの考え方も成り立ちうるため、この点に関する検討も必要である。</p> <p>&#61656; さらに、日本国籍保有者であっても、日本国外で機微情報を非合法的なかたちで漏洩する事例が数多く存在するのも事実であり、他方、日本で「居住者」となった外国籍の人間が、日本国外に行ってから機微情報を漏洩する事件も指摘されてきた。このような現実を考慮するならば、外為法や不正競争防止法等の域外適用の可能性について検討を行うことも妥当であろう。</p> <p>&#61656; 加えて、営業秘密や機微技術等を記録した媒体(紙媒体、電子媒体)や電子的方法による国外への技術の持ち出しを摘発するのは、運用実態としては様々な困難が伴っているのが現実である。このような実態を踏まえるならば、漏洩した情報の内容のいかんを問わず、「漏洩」という行為そのものに対して重い刑罰をかける方向で規制をかけることが望ましいと考えられる。</p> <p>3. 知的財産権制度の違反者に対する罰則の強化</p> <p>&#61656; 従来、外為法違反者に対して、検察側は最大でも禁固5年しか求刑してこなかった。さらに実刑判決が下っても、裁判所側が執行猶予を与えるため、実態としては、違反者は刑務所にも入らないことが一般的であり、刑罰が極めて軽微といわざるを得ない。これでは、潜在的な外為法違反者に対する抑止力の効果が大いに疑問視されているといわざるを得ない。国家安全保障の根幹に係る情報の漏洩に対しては、より重大な刑罰が必要である。問題の深刻さによっては、無期懲役をも求刑できるような法体系に発展させる必要がある。</p> <p>&#61656; また、裁判所側が、機微情報漏洩者に対して気軽に執行猶予を付与する現行も見直されるべきである。情報社会の進展とともに、情報が国家安全保障、及び安全安心に極めて大きな役割を果たすようになってきている以上、このような現実について裁判所側にもより深刻かつ切実に受け止めてもらう必要がある。このような観点から、国会・司法・行政との間で、機微情報漏洩に対する刑罰のあり方について、何らかの協議が必要と考えられる。</p> <p>4. 科学者・大学・研究機関・学会等の研究開発におけるセルフ・ガバナンスの強化</p>

 今日、科学技術の急速な進展と共に、いわゆる基礎研究と応用研究との境界が曖昧になっている。また、大学や研究機関などで研究開発されている科学技術のほとんどが、兵器に転用可能であったり、または悪用・誤用された場合に個人や社会、国家に対して何らかの害を及ぼしうる。ほとんどの科学技術に、いわば「デュアル・ユース」的側面が指摘されうる。

 特に、化学、電子工学、ライフサイエンス、ナノテクノロジーなどの分野においては、悪用・誤用されれば極めて深刻な損害を及ぼしかねないような科学技術が無数かつ急速に研究開発されている。

 これらの科学技術を規制対象としてリスト化することには極めて大きな問題が伴う上、ほぼ不可能に近い。まず一つには、規制をかけるにあたっては、行政当局が規制対象について十分理解、把握している必要があるが、現在、どのような科学技術が研究開発されており、それらがどのように悪用されうるかを把握することは不可能に近い作業となろう。また、科学技術を規制してゆけば、研究機関のイノベーション能力を損なうばかりか、それらが悪用された場合に対処するためのカウンター・メジャーの研究開発能力そのものを損なうことになりかねない。

 実態としては、これらの科学技術の機微なデュアル・ユース的側面の管理については、相当程度に科学者・大学・研究機関・学会などの自発的な自己管理に依存するしかないのが実態である。

 自らが行っている研究開発にどのようなデュアル・ユース的側面が考えられうるのか、そのような機微な側面に関する研究開発のガバナンス体制をどう整備すべきか、そしてそのような機微な研究開発の成果をどのように発表すべきなのか。これらの課題に対して、研究者・大学・研究機関・学会などが、然るべきレビュー・ボードを立ち上げて、適切な手順を整備する必要がある。

 一つの参考事例として、米国ではライフサイエンス分野における機微な科学技術のガバナンスについて、National Security Advisory Board for Biosecurity という諮問委員会をたちあげて、科学技術のデュアル・ユース的側面のガバナンスのあり方に関するガイダンスを整備している。

 日本においても、総合科学技術会議、文科省、大学、日本学術会議、学会などがリーダーシップを発揮して、科学技術を巡る、イノベーションとセキュリティーとの間でどのようなバランスをとるべきか、検討を行う必要がある。

5. 諸外国における証拠開示制度への対応

 米国や中国などの裁判所において、企業の機微な技術情報が、裁判手続きの過程で強制的に開示される事例が見受けられるようになってきた。これに対して、日本企業とその弁護士などによる対策は著しく遅れているといわざるを得ず、裁判手続きの中で相手側弁護士から要請されるがままに機微情報を全て開示している有様のようなのである。

 今後、このような問題に対処するためにも、このような証拠開示制度の下で、企業がどのような機微情報を開示させられてきたのか、実態に関する情報を収集するとともに、今後、それに対してどのような対策を講じるべきなのか、早急に諮問委員会を立ち上げて検討すべきである。

6. 秘密特許制度の導入

 諸外国では、安全保障上機微な技術について国防関連省庁の判断に基づいて出願後公開を行わないという、いわゆる「秘密特許制度」が導入されている。同制度の下、機微技術については特許出願が禁じられることになるが、この出願禁止による不利益を解消するため、特許制度上、公開を行わないまま出願日を確保し、かつ、出願人の損害に対して国防関連省庁から補償するという、全件公開主義の例外を許容するものとされている。

 これに対して、日本の現行特許制度の下では、軍事関連技術、軍事転用可能技術等の機微技術についても特許出願がされた場合にはすべて公開されることになっている。日本に

	<p>においても、安全保障の観点から公開されるべきでない研究成果について、研究者の発明の意欲を損なわないためにも、秘密特許制度の導入を積極的に検討すべきである。</p> <p>7. スパイ防止法の制定</p> <p>&#61656; 上記「3. 知的財産権制度の違反者に対する罰則の強化」とも関係するが、日本においては安全保障等に関連した機微情報の意図的な流出を厳しく取り締まる法律が無い。この点、他の先進諸国と比較しても、極めてユニークな状況にある。知的財産の保護強化のためにも、スパイ防止法の制定を積極的に検討すべきである。これは情報公開の原則と「車の両輪」として不可欠な法律といえよう。</p> <p>以上</p>
210	<p>「知的財産推進計画2007」の見直しについて、意見を送る機会が設けられたことを感謝いたします。</p> <p>公開された「知的財産推進計画2007」を見ましたところ、二箇所の項目について意見が考えられましたので、それぞれに対して意見をまとめて書かせていただきます。</p> <p>「第2章 知的財産の保護」</p> <p>「Ⅱ-3-(5) 著作権法における親告罪を見直す(63-64p)」</p> <p>この項目では、著作権法違反行為への対策として非親告罪の範囲拡大が提案されていますが、摘発活動を主眼とした議論では効果が期待できないばかりか、文化産業の発展を阻害する可能性さえあります。</p> <p>著作権法違反には、一定量の技術や文章、画像といった明白な対象もありますが、基礎的なアイデアなどにおいては有無を判断しにくいケースが多いと考えられます。こうした場合、線引は非常に困難となり、侵害行為の有無にかかわらず完全かつ公正な決着は困難と考えられます。こうした場合に創作者の意思を無視して公的機関・第三者が独断で介入することは行なわれるべきではなく、非親告罪化は問題を深刻化させる可能性もあります。</p> <p>さらに、現在の日本のコンテンツ産業の隆盛に貢献しているアニメーション、漫画、ゲーム産業および一部の小説分野の領域では、二次的なアマチュア創作を、製作者が無断で作成されることを容認しているケース、また、原作者が鑑賞・評価しているケースも存在します。こうしたケースでは、原作のアイデアおよびメッセージをオリジナルとして尊重する限りにおいて、一種のファン活動として原作者に認められています。</p> <p>また、こうした二次的なアマチュア創作から創作活動をおこなう過程で創作技術やプロ創作者に触れ、プロのコンテンツ創作者が誕生するケースも、最近では多数存在しています。</p> <p>こうした一面もある以上、非親告罪化によって、創作者の意思に反して公的機関・第三者が著作権違反として摘発・規制する事が行なわれるような事があった場合、創作者の意思を無視し、コンテンツ産業・クリエイター活動の萎縮・衰退を招く危険があります。今回の見直しがコンテンツ産業の発展を目的としたものである以上、議論においては慎重と柔軟が必要とされ、取締りそのものを目的に据えた議論は角を矯めて牛を殺す結果になる危険が考えられます。</p> <p>また一方では、一部の著作権団体の活動・方針には、違反を企図したものでなく、著作権利者の権利を侵害していない鑑賞行為にまで障害・問題をもたらし、また一部のクリエイター活動を衰退させたとして、国民からつよい批判の声があがっているケースも存在します。こうしたケースにおいては、実際の創作活動の保護や育成と矛盾する杓子定規的な行動をしている、著作権保護活動が利権化しているといった批判があり、一般の国民の、著作権保護に対する反発を育てる可能性さえあります。</p> <p>著作権の主張・違反の摘発行為に対しても何らかの歯止めを設け、著作権団体の利権化の防止についても重要な課題として対策を検討する必要があると考えられます。</p> <p>「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」</p> <p>「Ⅰ-1-(3) 一般ユーザーがコンテンツを利用する環境を充実する(94P)」</p>

「⑥安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する(96P)」

まず「一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしている」可能性への対策が提案されていますが、コンテンツの明白な悪影響を示す科学的データがなく、悪影響の存在の有無そのものが議論の段階にあります。こうしたコンテンツの悪影響に関する取組み、主張、報道についての否定的意見も多く存在します。

コンテンツ創作・育成の観点としては、悪影響の存在を前提として情報の規制をおこなうときは同時に、多様な情報の利用、もしくは発信・表現を阻害しているというリスク・損失が発生している可能性も、同様に重視すべきです。

圧力や統制によらない自主的な範疇という保証を保護し、広範な情報発信者、業界、利用者などとの柔軟な意見の交換などによって、自主的な取組みの形成を議論・進展することが有益と考えられます。また、情報を規制する一方ではなく、状況を見て緩和するという選択肢も同等に検討することも重要と思われれます。

また「情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する」などの方策が提案されていますが、情報の発信を阻害するものにならないための慎重な検討が必要と考えられます。

インターネットの有益性は、資金や技術に限定されない幅広い層による、情報の発信や切磋に存在するものであり、インターネットによる情報発信に際して、強い権限をもつ団体による管理や、表現レベルの掲示において多大な手間や資金を必要とする体制は、わが国におけるインターネットの便益およびそれに立脚した産業・文化活動を衰退させる危険があります。

すでに、多くのサイトでは自主的に警告文などを設けて、閲覧者の不快や損害を防止しようとする取組みが、発信者によってなされています。こうした状況をかながみて、そもそも政府による対策が必要か、コストの対効果を検討する必要があります。

また、公的、社会的な取組みについては数多くの提言・実施がなされている一方で、利用者ないしその保護者に、インターネット情報の利用・判断のノウハウを周知させる活動、およびその結果としての情報利用ノウハウの蓄積といった取組みは、さほど存在感が出ていません。

公的、社会的な取組みが困難、もしくはリスクをもつ以上、情報を利用する各人の責任と判断が、情報利用において最も大きく、また有用な要素と考えられます。学校教育におけるメディア・インターネット情報利用の授業科目化など、積極的な取組みが求められると思われれます。

以上、二項目について意見を書かせていただきました。慎重かつ大局的な議論がなされることを望んでおります。

- 211 児童ポルノ法の強化が検討されているそうですが、今草案として挙げられているものには断固として反対します。
- 児童ポルノの規制自体には賛成します。幼い子供が性犯罪に巻き込まれないよう努めることは大人の義務です。
- ですが、現在草案として提出されているものには、漫画やアニメやゲームも規制の対象とされていると聞きました。
- 正直、これについては理解しかねます。被害者が存在しないこれらのメディアを規制することに、どんな意味があるのですか？
- しかも、何をもって『児童ポルノ法違反』とするかどうかの基準がまるで規定されていません。
- 天才漫画家として世界的に高名な手塚治虫がライフワークとした『火の鳥』という作品がありますが、これには演出として女性の裸が描かれているシーンがあります。
- 私はこの『火の鳥』という作品を所持していますが、現在の草案が通ると、これすらも児童ポルノ法違反になりえます。
- こうなってしまうたら、日本特有の文化として諸外国にも認められ始めた漫画やアニメは、壊滅的な打撃を受けるでしょう。

	<p>これから育てていくべき自国の文化を破壊して、一体何をしようというのですか？ そもそも、漫画やアニメといった媒体で描かれるポルノが実際の犯罪に影響を及ぼすという、客観的な証拠はあるのですか？ むしろこういったポルノ物の規制が厳しい国であればあるほど、性犯罪の発生件数は多い、というデータもあります。 規制するなど言うつもりはありませんが、マイナスの効果も大いに予想されるものを、ろくな検証もせずに行うというのは、あまりに早計ではないでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実質的な被害者が存在しない 2. 漫画やアニメなどの文化に与える影響が甚大 3. 効果を裏付ける客観的なデータが無く、逆の結果を生み出すことも考えられる <p>以上三点の理由から、現在進められている児童ポルノ法強化案に反対します。 無意味であるばかりか害悪でしかない法案には反対せざるを得ません。ですが、こうしている今も性犯罪に巻き込まれている子供はいるのです。 児童ポルノの規制は大変結構ですが、それならば漫画やアニメは切り離して考えるべきでしょう。 私には、今回の草案を推し進めている方々のことが、『性犯罪の餌食にされている子供を救いたい』のではなく『とにかく漫画やアニメを規制したい』と考えているようにしか思えません。</p>
212	<p>ユーザーとクリエイターを犠牲にして知財立国を実現するくらいなら、 いっそ知財立国など実現しないほうが良い。 優先順位は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. あらゆるユーザーのプライバシー保護 2. あらゆるクリエイターの自由な表現 3. 知財立国の実現／ユーザー、クリエイター、ビジネスの協働的發展 4. ビジネス <p>ネットが普及したことでどんなにビジネスが発達し、 知財立国への道が開けるとしても、1. と2. の優位はゆるがない。</p>
213	<p>今回の「知的財産推進計画2007」の見直しにあたり以下の意見を提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法複製されたコンテンツの取得に関して、提供する側を罰することはコンテンツの保護からも重要だと思いますが、取得またはダウンロードする側を罰することは消費者に過度のリスクを負わせることになり、消費者の著作者に対する不信感から結果として市場規模の縮小を招く可能性があると思います。海賊版からの複製に関しては私的複製の許容範囲にとどめることが良いと思います。 ・非親告罪の拡大について、著作権はあくまでその権利を有する著作者が管理すべきであり、むやみに拡大すべきではないと思います。 ・コンテンツの青少年に対する悪影響などについて、まだあいまいな研究結果しか存在せず、それらを一概に社会悪と決めつけるには尚早だと思います。たといえつ物であったとしてもそれらが表現として許容されることが「表現の自由」を守ることだと思います。そしてあらゆる表現が存在し続ける事こそが文化の成熟に繋がっていくと思います。
214	<p>アニメを作っている人は、とても安い賃金で、 過酷な労働環境で働いていると聞きます。 そういう人たちが日本のアニメ界を支えていることを考えると、 逆説的に、 「すぐれたコンテンツが利益を生み、それがクリエイターに還元されることで 次のコンテンツ制作への創作意欲につながる」</p>

	<p>というのは嘘に聞こえてしまう。</p> <p>クリエイターは、最悪タダでも、作りたいものは作る。</p> <p>(そういったものはアマチュアとか同人誌とか呼ばれる)</p> <p>利益(ユーザーの支払い)がプロのクリエイターにきちんと還元されずビジネスばかりが肥え太るようならば、いっそ利益など出ないほうが良い。</p>
215	<p>近年情報技術の発達により、誰もが著作者として表現活動を行えるようになってきています。</p> <p>また、複製や再頒布、二次的著作物の作成などに対し、どこまでを認めるかという判断はそれぞれの著作者によって異なりますが、これをできるだけ広く認めることでユーザ間での各種利用を促進しようという動きが主に個人製作者の一部で見られるようになってきています。</p> <p>この中で、著作権法における非親告罪の範囲拡大は、何を認め何を認めないか決めるという著作者の権利を奪ってしまうことになる危険性があります。</p>
216	<p>現行の著作権法は、一般国民には難しすぎるし、一般の国民感情とも合っていない。</p> <p>ただ、現行の著作権法を信じてビジネスが動いていることも理解できる。</p> <p>そこで、現行の著作権法は「著作権業法」として、著作権でビジネスをする人にだけあてはめることとし、新しく、著作物を自由に使うこと文化を守ることを謳った「一般著作物法」を作ってはどうか。</p> <p>と思っただ、今のタイミングで法整備しようとする</p> <p>ビジネスの都合ばかりで悪法を作られてしまうことが容易に想像できるので、この提案は取り下げます。(精神だけ伝えます)</p>
217	<p>「知的財産推進計画 2007」</p> <p>90 ページ</p> <p>③違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する</p> <p>違法複製を判定する前提となるダウンロードデータの違法・合法を判別する技術的・客観的基準があいまいであり、信頼性を欠く。クリアカットな基準が技術的・客観的に提示できないかぎりとは別の方法を取るべきである。</p> <p>63 ページ</p> <p>(5)著作権法における親告罪を見直す</p> <p>著作権法違反を判定する前提となる違反の有無を判断する基準が恣意的であるため、危険性が高い。むしろ親告罪としてとどめ、親告の窓口や手段を改善すべきである。</p> <p>94 ページ</p> <p>⑥利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する</p> <p>権利者側の利権にのみ重点をおいて保護期間を延長することは全体的にみて公正さを欠く可能性がある。なぜなら保護されるメリットが権利者にあるが、利用するユーザ側には無いからである。またコンテンツの死蔵問題の解決にならない。</p> <p>これを解決するためには、たとえば保護期間を一律延長するのではなく、権利者側に常にコンテンツの提供を比較的 low 料金で可能な状態に維持する義務を課し、義務を果たすことのできる権利者が保有するコンテンツのみ保護期間を延長することによってコンテンツの死蔵を避けるのが良いかもしれない。あるいは保護期間の延長を希望する権利者に対しては一定の課金を行い、権利を放棄する場合には保護期間を打ち切ってパブリックドメインにするような制度が望ましいだろう。</p> <p>その他</p> <p>青少年向けのコンテンツフィルタリングや有害情報の排除について、排除すべき情報の定義が恣意的であることも危惧される。むしろメディア・リテラシーの教育を確立することが急務である。義務教育内で、簡単な法律・経済・著作権教育を行うべきであろう。</p>

218	<p>海賊版製品の流通やインターネット上における動画投稿サイトやファイル交換ソフトによる著作物の違法な流布に対する対策は必要かと思いますが、著作権侵害の安易な非親告罪化は反対です。</p> <p>現有作品の模倣による二次創作、所謂同人誌などは若いクリエイターが技術・センスを磨くには絶好の土壌であり、これを全て著作者以外の裁量によって有罪化してしまえばその土壌は失われ、コンテンツは多くのまだ見ぬ才能を失うでしょう。</p> <p>かの手塚治虫の作品も最初は模倣から始まりました。(ウォルトディズニーのアニメ・バンビそのままの漫画作品も遺されています)</p> <p>必要悪と言う訳ではありませんが、今現在、法廷へ訴え出ればまず勝訴は間違いないような事例に置いても</p> <p>なぜ著作者は言わば見て見ぬふりをしているのかをよくお考え下さい。</p> <p>また、仮に限定的なライセンスの配布等によって二次創作を許容したとしても、営利を目的としてライセンス管理を行おうとする第三者の介入や、表現の規制による自由度の低下は参加者の減少を招き、結局土壌の矮小化は免れ得ません。</p> <p>上記の事を踏まえて今一度、著作権侵害の非親告罪化に反対させて戴きます。</p>
219	<p>ダウンロード違法化に反対です。</p> <p>日本のネット文化を潰す気ですか。</p>
220	<p>この法案が可決されれば、もう誰も何も話せない、何も書けない、何も描けない、何も歌えない、何も表現できない暗黒社会が来るでしょう。</p> <p>冗談抜きに“密告社会”に成るでしょうから、誰もが「怖くて表情一つ変えられない世の中」になります。</p> <p>同法案は、制定以前の“過去”にさかのぼっての断罪さえ可能なので、「過去の発言やあらゆる表現事象」をも処罰対象になります。</p> <p>そして、これら全ての執行に関する権限が“人権擁護委員”にのみ与えられ、彼等の“御機嫌”次第で「有罪・無罪」が確定します。</p> <p>これが未来の信教、表現、言論の自由が補償された日本でしょうか。</p> <p>警察国家になってなにか良いことがあるのですか？</p> <p>しかも報道されないで国民のほとんどが知りません「知る権利」さえすでに奪っていますね。</p> <p>こんな法案要りません。</p>
221	<p>近年、漫画やアニメなどの創作物の表現規制を図ろうとする動きがあります。</p> <p>現実とは隔離された創作物の世界まで、法律による規制を図ろうとすることは、明らかな表現の自由の侵害だと思われます。</p> <p>ポルノグラフィーに関して、漫画やアニメに関していうなら、空想上のキャラクターに属しているものなどはあくまで創作物の一種にあたるので、現実の人間の権利を侵害していることにはなっていません。</p> <p>規制された場合、人が違法に当たるか否かを判断するとすれば、恣意的になり、創作者たちがなんと弁明しても、取り締まる側の判断のみに準ずることになってしまいます。</p> <p>様々な表現を、政府が法律により規制をおこなうことは、日本の誇るコンテンツ産業の衰退を招くことになります。</p> <p>前時代的な、過激な表現規制を現代にまで持ち込まれることがないように、とにかく願うばかりです。</p>
222	<p>著作権法違反の非親告罪化は市場に混乱を及ぼしかねません。表現というものにはあいまい</p>

	<p>な所が多いので非親告罪化すると、シンクロニシティとも取れるところまで言及される恐れがあり、表現者、市場の収縮が発生する可能性があります。親告罪で十分です。また、一部団体が所謂「準児童ポルノ」の規制を盛り込むべきだと主張していますが、先に言ったように表現というものは非常にあいまい、加えて実在しない空想上のものを取り締まるのは表現の自由を著しく侵害するものなので、準児童ポルノのような表現者、市場を混乱させ、出版業界を潰すような危険な条項は絶対に盛り込まないようにお願い致します。</p>
223	<p>日本国憲法違反 第 21 条2 。通信の秘密は、これを侵してはならない。 B-CAST に登録したら、通信の秘密は守れない。</p>
224	<p>著作権法違反行為への対策強化 海賊版販売などの著作権法違反行為は、製作者の製作意欲を衰退させ資金回収を困難にする重大な犯罪行為である。 著作権者や関係機関が協力して、速やかに犯罪行為を止めることができる体制づくりが必要である。 ただし創作活動への影響の大きさを考慮し、非親告罪の範囲拡大以外の方法で対応するものとする。</p>
225	<p>著作権の非親告罪化に反対です。 著作権はその作品の著作者本人がもつべき(権利があるべき)であり著作者本人の意思を無視し 親告もなしに警察(第三者)が勝手に捜査するのはおかしいと思います。 あらゆる表現作品はオリジナルだけでは発展できないと思うんです。 日本のコンテンツ産業は類をみない発展をとげています。 非親告罪化が成立すればあらゆる表現作品の市場が衰退し 経済に打撃をうけるのではありませんか？</p>
226	<p>知的財産推進計画 2007 について「参考資料第 4 章 ⑦権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する」(91～92 ページ)に関し下記意見を述べます。 医師として医薬品の適正使用には継続した的確な最新情報が欠かせません。特に医薬品の安全性、有効性等に関わる重要な文献情報は迅速性をもって医師に伝達される必要があります。同時に医師を通じて医薬品の情報を患者に伝えることは医療上必須なことです。それらの的確な情報を基にして医療が行われる訳で本件は公共の福祉に関わるものです。従って、国民の医療ということを考えると首記に関する複写文献提供は著作権者の権利のみで考えるのは妥当ではないと考えます。 それ故首記に関わる複写文献提供については、無償提供も含めて著作権者の権利制限をすべきかと考えます。資料には「・・・権利制限規定を整備することに関し検討を行い、2007 年度中に結論を得る。」と、なっていますので、医療関係者、患者さんの必要性、国民の福祉を念頭に おいてご検討頂き早急に結論を出して頂きたいと考えます。</p>
227	<p>知的財産推進計画2007について、次のような感想を持ちました。 知的財産推進計画2007 63 ページ (5)著作権法における親告罪を見直す 海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている。重大かつ悪質な著作権侵害等事犯が多発していることも踏まえ、海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて、2007 年度中に非親告罪の範囲拡大を含め見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。</p>

(警察庁、法務省、文部科学省)

上記に対して、著作権法における親告罪の見直し・非親告罪の範囲拡大に反対します。著作権法は、著作者の思想・意思を守るための法律である以上、著作権法における親告罪は、著作権者の権利の行使に基づく罪であるべきで、第三者によってその権利を行使されることに反対します。

また、著作物の取り扱いが非常に複雑な現在において、非親告罪化は、一般市民を犯罪者にしかねず、著作物の利用を現在以上に煩雑化させる要因になり、通常のコンテンツの流通も阻害しかねないと考えます。これは、文化の発展に寄与すべき著作権法の意味に反すると考えます。

知的財産推進計画2007 90 ページ

3, 違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する

合法的な新しいビジネスの動きを支援するため、インターネット上の違法送信からの複製や海賊版CD・DVDからの複製を私的複製の許容範囲から除外することについて、個人の著作物の利用を過度に萎縮させることのないよう留意しながら検討を進め、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

上記に対して、違法送信については公衆送信可能化権に基づいた違法送信側への対応によって、この違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決するべきと考えます。

この問題に対して、私的複製の許容範囲の変更で対応することは、現在の技術では不可能であり、違法送信データを利用しない一般のユーザーに対しても大きな不利益を与えようと考えます。

知的財産推進計画2007 94 ページ

6, 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する

3) 著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2007年度中に一定の結論を得る。

上記に対して、保護期間の延長に反対します。これ以上の延長は、直接のコンテンツ創造者に対しての利益も少なく、多様なコンテンツ利用による新しい創造物の誕生を阻害することになり、著作権法の文化の発展に寄与するという意思に反すると考えます。

一律に保護期間の延長もしくは現状の維持を行うのではなく、無益に利用されない死蔵されたコンテンツの流通を促進するために、何らかの条件の下、死蔵されている著作物に対して保護期間が短縮されることを希望します。

知的財産推進計画2007 105 ページ

(3) バランスのとれたプロテクションシステムを採用する

コンテンツの流通を促進するに当たり、技術革新のメリット・利便性を国民が最大限に享受できるようにするとの観点も踏まえ、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護を図り、あわせてコンテンツビジネスが拡大するよう、バランスのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するため、以下の取組を進める。

a) 地上デジタル放送に関わる、いわゆる「コピーワンス」ルールの見直しに代表されるように、一定の枠組みにおける電波利用方式の設定・実施、放送関連機器・システムの規格・運用に関わるプロテクションシステムの設定は、事実上利用に当たっての制約になる可能性がある。したがって、こうしたプロテクションシステムの設定について、行政としても引き続き、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、その検討プロセスを公開し、その透明化を図ることによりシステム間の競争を促進するとともに、あわせて、その透明、競争的かつ継続的な見直しプロセスの在り方についても検討し、これまでの成果を踏まえ2007年度中の早期に結論を得る。

b) 民間事業者において動画配信サービス等のプロテクションシステムを検討する場合は、権利

	<p>者が安心してコンテンツを提供できる環境を作るとともに過去の失敗例に学び、ユーザーの使いやすさに配慮したルールの採用を奨励する。</p> <p>(総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>上記に対して、他の問題では、国際的な動向への留意を指摘しながら、この問題では、そういった視点が全くないのは問題であると考えます。海外の事例を鑑みるに、現在のプロテクションシステムは、ユーザーへの利便性が無く、ユーザーに過度の経済的負担を与えている過剰なシステムと考えます。</p> <p>現在のプロテクションシステム、または、このシステムの延長上にあるシステムでは、アナログ放送停止時にはユーザーに大きな不満と混乱が発生すると考えます。</p> <p>2. 青少年の健全な創作活動の場の確保</p> <p>コンテンツ産業の継続的な発展のためには、教育の場において将来のコンテンツ創作の担い手たる青少年の表現力、創造力の向上を図るとともに創作・発表の場を広く確保することが重要である。</p> <p>最近では、子どもがデジタル技術を用いてコンテンツを制作、編集、発信する取組が各地で行われているほか、ケータイ小説など、青少年を中心にユーザー間のコミュニケーションを活用して創作される世界に類を見ない新しいコンテンツが生まれている。</p> <p>特に、ネット上のコミュニティサイトの中には青少年が表現能力を高めたり、才能を早くから開花させたりする重要な場になっているものもある。しかし、一方でネット上には、過剰な性表現や暴力表現があるコンテンツを含んだサイトやいわゆる出会い系サイトなど、青少年の健全な育成にとってアクセスすることが好ましくないようなサイトも存在している。</p> <p>このため、有害な情報の排除など青少年を健全に育成する観点から適正な体制を整えているサイトを明らかにするなど、適切なフィルタリングを進めるための関係事業者による仕組みづくりを促進する。</p> <p>上記に対して、フィルタリングはあくまでも青少年の直接の保護者である親等が子供に対して利用する教育の手段の一つであり、社会の風紀を守るためものではないと考えます。</p> <p>フィルタリングの利用は保護者の責任で行うべきで、保護者に対してその利用をよりわかりやすく、利用しやすいものとするための協議が進むことを期待し、抽象的な社会風紀のために個人の趣味・思想・信条を阻害する手段とならないことを希望します。</p>
228	<p>以下の二点について「反対」します</p> <p>「著作権の非親告化」、非親告化により誰でも訴えることが出来るので捜査権の拡大に繋がる、逮捕する側だけが得をする法律です</p> <p>「有害情報規制」は次世代コンテンツとして目的としているものまで規制され、そのコンテンツの衰退を促す可能性が高い、また青少年に有害かどうかは親またはそれに相当する人が決める事であり国が決める事ではない、成年向けの過激な情報などは見たら健全に育たないとは言えない、自殺や化学兵器に関する情報は青少年に見せるべきではないと思いますが。</p>
229	<p>日本のコンテンツ産業を衰退させる準児童ポルノ法に反対します。</p> <p>コンテンツ産業を衰退させることによって働き手が減り税収も減るでしょう。</p> <p>取り締まる際の税金の使われ方にも疑問を感じます。</p> <p>そんなことよりもっと議論すべき問題がたくさんあると私は考えます。</p> <p>欧米水準にしたいのであれば、国民生活に密着した行政の改革をまず推進してください。国民と行政があまりにもかけ離れています。</p> <p>日本を良くしていきたいからこそこうやって意見を書いています。</p> <p>どうかこれ以上行政に対して失望させないで下さい。</p> <p>いいお返事が返ってくることを望んでいます。</p>

230	<p>/// 地デジとは ///</p> <p>★良い点★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画面が綺麗 <p>★悪い点★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ移動が1回のみ ・高価 ・データ放送【高価の原因】 ・複雑化【コピワン、B-CAS】 ・大型化【コピワン、B-CAS】 ・不具合多い【コピワン、B-CAS】 ・地デジ PC はメーカー製のみ ・鎖国仕様のため海外製品では映らない ・コピ 10 予定のため、購入タイミングが難しい ・額縁放送 ・チャンネル切り替えに 4 秒 ・緊急地震速報が遅れる ・録画した DVD を PC で見るには CPRM 対応の DVD ドライブが必要。 普通の DVD ドライブでは駄目。 <p>↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑ この様な仕様ですと、P2P ソフトの需要が増しさらに普及します。</p> <p>P2P だと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見たい時に入手可能 ・コマーシャル抜き ・制限は全く無し ・CPRM 対応ドライブ関係無し ・好きなメディアに何度もコピー、整理可 <p>P2P ソフトは無料で、制限は無しです。</p> <p>地デジは、高くて制限だらけ。</p> <p>P2P ソフトが普及すると、Winny のキンタマウィルスの感染者も増えるでしょう。</p> <p>公務員による情報流出は、今でも珍しく無い事件です。</p> <p>地アナが残るのであれば、全く問題ありませんが。</p> <p>国民には、地デジにするかの、選択の自由がありません。</p> <p>しかも多くの制限をかけは、政府に不満、怒りを感じます。</p> <p>年金問題でも、政府 vs 国民となっておりますよね。</p> <p>政府 + 国民で協力しあって、より良い日本になればいいですね。</p>
231	<p>児童ポルノの単純所持に罰則を付けるのは財産権の侵害にあたり施行したとたんウィルスなど出回り知らないうちに所持して逮捕になる可能性があり簡単に人をはめることができますし職権の乱用され逮捕者が増加される可能性があります。</p> <p>著作権違反の非親告罪化ですが意図しないのに似ていたと言われはめることも考えられ乱用が考えられます。</p> <p>日本ユニセフがいつてる準児童ポルノですが表現の自由、思想の自由を侵害するうえに日本経済に大きなダメージを与えることとなります。</p> <p>理由は児童ポルノ法の範囲が広くほとんどのアニメ、漫画、ゲームが禁止されることとなります。</p>

232	<p>「知的財産推進計画2007」見直しについて、一国民として意見を申し上げます。</p> <p>「第2章 知的財産の保護 II.模倣品・海賊版対策を強化する 3.国内での取締りを強化する (5)著作権法における親告罪を見直す」(63 ページ)について、「海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて、2007年度中に非親告罪範囲拡大を含め見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。」とありましたが、いわゆる「CD・DVDのフルコピー」や「劇場内撮影」による海賊版の取締りは現行法でも十分に可能であると思います。非親告罪として取り締まられるのは現在と同じく上記のようなフルコピー品のみ絞るべきであり、それ以外の著作物・コンテンツあるいは商品の著作権に対して非親告罪が適用されれば、著作権保持者(無論その著作物・コンテンツあるいは商品を製作した個人もしくは団体のことを指します。いわゆる著作権管理団体ではありません)が著作権侵害と考えなくても著作権法違反になるという矛盾した状況が引き起こされかねません。</p> <p>あくまで著作権法については親告罪であるべきであり、非親告罪の範囲を拡大すべきではありません。著作権を侵害しているかどうかの判断は第三者ではなく、著作権保持者が行わなければならないものであり、著作権保持者は自らの著作権を自らで管理・維持することに努力すべきと考えます。</p> <p>乱文ではありますが、以上の点、意見として申し上げます。</p>
233	<p>著作権法違反行為のうちの非親告罪適用範囲の拡大とありますが、これは海賊版などの明らかにコピーで著作者に明確に被害が出るものなどを対象として、パロディーや同人誌など二次創作物に適用されて、作者から被害届けもないのに摘発されるようなことは反対です。</p> <p>漫画やアニメーションで未成年に見えるキャラクターの性的な描写を準児童ポルノとして規制する動きがあるようですが、そもそも画に描いたキャラクターが何歳に見えるとか、何が性的な表現かとか、見た人によってまちまちです、そんなあいまいな基準で、表現の自由を奪われるのは絶対におかしいと思います。</p> <p>以上のような著作権法の非親告罪化や漫画などの規制は日本のコンテンツ産業や文化を衰退させてしまうことと思います。このような規制に絶対に反対です。</p>
234	<p>第一に、現在の表現規制をこれ以上厳しくするべきでない。</p> <p>児童ポルノの規制を単独所持規制、さらには漫画・アニメ・ゲーム等の二次元作品にまで広めようとする動きがあるが、これは表現の自由を著しく侵害する行為である。</p> <p>おまけに児童ポルノかどうかを判別する機関や警察は、必ずしも二次元コンテンツへの理解や研鑽があるとは限らず、恣意的な逮捕や反抗的な人物の社会的抹殺が可能になる。推進団体はアメリカなどで、これら規制が採用されていることを挙げているが、アメリカはこの制度のため、ディズニーを初めとする先駆者がいるにもかかわらず、現在に至るまで二次元コンテンツ産業の大幅な後退を招いている。</p> <p>表現の自由を大きく後退させ、日本の大きな産業である二次元コンテンツを衰退する可能性が大きいことをするべきではない。一方で犯罪抑制効果は低く、児童が被害者となる事件の率、数とも、規制している国が多い。</p> <p>単独所持規制は、警察権の濫用を招くばかりか、家族の写真(海水浴などの肌の露出が大きいもの、本来子どもが裸でも不自然でない状況の写真)などが児童ポルノにあたるとされる恐れが強く、個人の生きがいや奪われるばかりか、何が逮捕のネタになるのか、という恐怖心を国民に与えてしまう。</p> <p>第二に、著作権違反の非親告化をするべきではない。</p> <p>これは現在、黙認しているコンテンツや、著作者本人が逮捕・摘発を臨まないケースがあり、非親告化でこのケースが逮捕されてしまう危険性がある。</p> <p>また、パロディや意図しない類似品など、線引きが難しく、非親告罪にはなじまない。</p>

	以上
235	<p>「知的財産推進計画2007」20頁及び90頁の「違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する」について、速やかに私的複製の許容範囲外であることを著作権法に明記するよう要望いたします。</p> <p>違法複製物のダウンロードを違法と明記することに反対する主張がありますが、違法性と別個の責任の問題や立法政策の問題を主張するに留まり、違法性を否定する根拠を示していません。</p> <p>例えば、違法複製物のダウンロードに宣伝効果があり著作権者等に損害があるとは限らない、というような主張はアップロード行為にもあてはまります。ですから、アップロード行為を違法とするならば、せいぜい、ダウンロード行為によって著作権者等に与える損害が軽微であるから違法性が軽微ではないかといえるにすぎず、違法複製物のダウンロード行為の違法性を否定することはできないと思われます。</p> <p>また、「法は家庭に入らず」との法諺は、刑法の親族相盗例が違法性とは別個の処罰条件とされているように違法性の問題ではありませんし、ある著作物が違法複製物かどうか分からないというような主観的問題も、主として違法性の問題ではなく責任の問題だと思われます。</p> <p>自動公衆送信権侵害行為とこれに不可欠の関与行為である違法複製物のダウンロード行為によって、違法性の主たる要素である法益侵害が生じるのですから、自動公衆送信権侵害行為が違法ならばそれに不可欠のダウンロード行為も違法であるべきです。</p> <p>速やかな解決を要望いたします。</p>
236	<p>日本ユニセフ協会からアニメ、マンガ、ゲームを対象に規制をかける「準児童ポルノ法」のキャンペーンが開始されましたが、自分はこの法案には賛成できません。</p> <p>確かに現実の子供たちを金のためなどに動画、画像などを生産、販売などを取り締まることは多いに賛成です。何故なら、被害者が子供であるからです。</p> <p>しかし、アニメ、マンガ、ゲームなどはいったい誰が被害者なのでしょう？おかしいですよね？</p> <p>また、日本ユニセフ協会は未成年者の性的な画像など以外にも「18歳以上の人が児童を演じるようなビデオなど」も規制しようとしています。つまり、成人の女性がセーラー服など着用するような、いわゆる「コスプレ物」と呼ばれるビデオは違法化されるということであるということです。</p> <p>これもまた理解できません。18歳以上の人が児童を演じることに何故規制を必要とするのか？そのようなビデオなどは双方の合意があって制作しているのにもかかわらず…。</p> <p>あと、アニメ・漫画・ゲームなどに出てくるキャラクターをどのようにして18歳未満と判断するのかという所にも疑問が生じます。それに例えば、顔をはこのように…、目はこのように…、体はこのように…というような判断基準で描けば児童ポルノではないという基準を設けたとして、果たしてクリエイターさんはそのような締め付けられた環境の中でキャラクターを描きたいのでしょうか？というか描けるのでしょうか？こうなってしまうとは、日本のアニメ、マンガ、ゲーム産業は明らかに衰退していくのは目に見えています！それどころか、憲法の「表現の自由」を明らかに侵害していると思います。また、肌の露出や、キャラクターの行為などが、どの程度にまでなると「性的なもの」と判断されるのかといった定義も同じく示されていません。仮に、創作物が規制された場合、製作者や所持者が「性的なもの」と判断していなくても、警察や裁判所に「性的なもの」と判断されると逮捕される危険性も出てきます。</p> <p>自分も趣味でイラストを描きますが、というか将来はそのような業界で仕事をしていきたいと考えていた矢先にこの法案が出てきたのです。正直この法案に怒りを感じています。</p> <p>何故自分が描こうとしているキャラクターに規制をかけるのか？</p> <p>漫画家のちばてつや先生も、政府による創作物の規制は、過去に大日本帝国が第二次世界大戦中に行った報道の検閲や情報操作に類似しているとして、「法律などで(創作物を)規制するべきではない」という意見を述べているそうです。</p>

	<p>もし規制をかけるならば、創作物ではなく、それを買う人に規制をかけるべきではないでしょうか？</p> <p>購入者を18歳以上もしくは20歳以上とかに。そして、そのような作品を売っているお店などに年齢確認を義務付けるようにするとか。今の現状を見ますと、どうも年齢確認をしているようには見えないのです。また、古本屋などでは、そのような本などが仕切りのない普通に誰でも見れるような棚などに置いてあるのです。このような現状を差し置いて創作物に規制をかけるのは間違っていると思います。</p> <p>アニメ、マンガ、ゲームは日本の文化であり、法律が介入することは文化に対する暴力です。アニメ、マンガ、ゲームに規制をかける法案には、断固反対します！！</p>
237	<p>「準児童ポルノの禁止」(18才に未満に見える絵を取り締まる)、児童ポルノの単純所持禁止という話が出ていますが、これらに反対します。これは見た目で判断するので、いくらでも警察が恣意的な判断ができます。</p> <p>ところで漫画家がエロ漫画を描くという話はよくあります。この案が実行されたらエロ漫画が描けなくなり、同人漫画にも少なからず打撃を受けます。既存のエロでない漫画にもこの修正案に抵触する場面も出てきます。(例:ドラえもののしずかちゃんの入浴場面)</p> <p>日本の漫画・アニメなどのコンテンツ産業はこの法案で大打撃を受け、衰退してしまうことが予想されます。以上の事から日本の内外需の数少ない切り札であるコンテンツ産業を滅ぼす案には反対します。</p>
238	<p>意見を述べさせていただきます。</p> <p>・ダウンロード違法化には、反対です。</p> <p>「Lマーク」などのライセンスシールを普及させても、ユーザーが当該サイトの合法性を完全に判断するのは不可能であり、結局の所は無実の人を処罰する結果となるのは必然です。また、この法律を逆利用する悪質な業者が出現する事、基本的にアップロードの取り締まりで違法ファイルには対処できる事などを考えると、ダウンロード違法化は弊害ばかりが多い立法案であり、これに強く反対致します。</p> <p>・著作権の保護期間延長には、反対です。</p> <p>著作権の保護期間は、既に十分です。実際には、発表される商業作品は、公表から数年以内に投入コストを回収できなければ「失敗作」の烙印を押されるというのに、現行の著作権は、既に長すぎるほどの保護期間があります。よって、著作権の保護期間延長には、反対です。</p> <p>・著作権の非親告罪化には、強く反対致します。</p> <p>著作物の権利管理者は、あくまで著作者であるべきです。非親告罪化とは、事実上警察当局等に著作権の管理権が移行することを意味しており、これは著作者に対する権利侵害です。また、日本弁護士連合会も、この件には反対しており、著作物の保護は、権利侵害の多い著作者からの告訴に基づくのが最も効率的であると指摘しております。以上のことから、著作権の非親告罪化には、強く反対致します。</p> <p>・有害情報の規制は、市井の自浄努力に任せるべきです。</p> <p>青少年が有害情報に触れるのは確かに問題ですが、それは基本的に民間の自浄助努力・自己規制に任せるべきと考えます。一律に法規制をかけようとする、無用の混乱を引き起こすばかりというケースが目立つからです。また、「有害情報」の中に「政治的に中立でない」情報まで含めようという動きもあり、ここまで来ると、青少年の知る権利を侵害する物としか思われません。そもそも、青少年が「有害な情報に触れる」のと、青少年が「有害な行動に走る」のとは違い</p>

	<p>ます。青少年はメディアの奴隷ではないのです。</p> <p>また、昨今は児童買春・児童ポルノ禁止法改正問題において、実在人を使用しないアニメやゲームまで法規制の対象にしよう、との動きもあり、このような表現の自由を侵害する行為には強く反対致します。また、児童ポルノの単純所持規制にも、ネットの現状を考えれば、利点より弊害の方が巨大であると判断せざるを得ず、強い懸念を表明します。児童ポルノの流通は確かに大きな問題ですが、これを阻止するならば、「購入」「譲渡」の違法化で十全です。</p>
239	<p>■90 ページの「③違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する」項目についてこの議論には、違法複製されたコンテンツが既に存在しているという前提があります。であれば、既に存在している違法複製されたコンテンツに対し(送信可能化権などで)対処すればよい話です。個人による複製の問題を解決するためには、個人が所有するPCを監視するか、もしくは個人が行う通信を監視する必要があるわけですが、前者は自由権に、後者は通信の自由に反するため反対です。</p> <p>■91 ページ「⑥私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る」項目について私的複製の範囲については、少なくともフェア・ユースを認めるべきだと考えます。自身が購入したCDを音楽プレーヤーにコピーする程度のことは、コンテンツを購入した権利者としての権利として認めて頂きたいと考えます。</p> <p>補償金については消費者の権利を守るため「入り口」で徴集するよう、また、同一のコンテンツに対する二重取りが行われないよう考慮して頂きたいと考えます。前述の例であれば入り口であるCDという物理媒体のみに課金し、それ以降の複製品に対しては補償金を取らないような制度にすべきだと考えます。</p> <p>■94 ページ「⑥利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する」項目についてこれについては現在の50年という保護期間で十分と考えます。あまりに長い保護期間は文化の端緒たる模倣を制限し、文化の発展を阻害する恐れがあると考えます。著作権法の成立初期には、保護期間が過ぎた作品を廉価で販売した書店が訴えられるといった事件も存在します。歴史を繰り返す必要はないでしょう。</p> <p>■63 ページ「(5)著作権法における親告罪を見直す」項目について著作権は、第一義的にコンテンツの作成者のためのものであり、著作権に違反するか否かの判断は著作権者に任せるべきです。非申告罪化はパロディという文化を禁止する可能性があり、文化産業の発展に寄与しないと考えます。</p> <p>■105～106 ページ「(3)バランスのとれたプロテクションシステムを採用する」項目についてコピーワンスにしてもコピーテンにしても、コンテンツ作成者が設定した制限回数を超えることができないことがユーザーの潜在的な不安材料となっています。ですから、「コピーを何回まで」と一律で決めるのではなく、「コピーを一回行うごとに何円徴収する」といったモデルを作成すべきです。「一回目は100円、二回目は200円、三回目は400円……」と倍々ゲームによる課金モデルを採用すれば、権利者側も違法複製される(そして損害が発生する)かもしれない不安から解消され、安心してコンテンツを提供できるようになるでしょう。</p>
240	<p>この度は意見提出の機会を賜りありがとうございました。</p> <p>以下に稚拙な文章ではありますが、私の意見を提出致します。</p> <p>ご参考頂ければ幸いです。よろしくお願いたします。</p> <p>63～64ページの『(5)著作権法における親告罪を見直す』についてですが、ある著作物の著作権者を第三者が見出す事は大変な危険を伴う行為であると考えます。第一に事実誤認(えん罪)の可能性を増やします。第二に、警察による違法捜査を助長すると考えます。例えばネットワーク上を流れるデータの監視を当たり前のこととする動きが加速されることが予想されますが、これは「通信の秘密」を暴く重大な人権侵害です。第三者が特定の人物が送受信しているデータを解</p>

	<p>析し、「勝手に中身を決めつけること」が可能となります。権利者団体による親告罪の場合は、権利者団体で一定のクッションが置かれる事が期待できますが、昨今の警察の強引な捜査方法に非親告罪が加わった場合、善意のインターネットユーザーが簡単に逮捕されてしまう事態が容易に想像できます。今以上の警察力の増強は、インターネットの健全な成長に悪影響のみ及ぼすことが考えられ、議論の対象から外すべきだと考えます。</p> <p>90ページの『③違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する』についてですが、既に「違法送信」という表現が出ており現状の法律で取り締まれる範囲であると考えます。</p> <p>送信側は送信するデータの中身を知り得る立場にありますが、受信側は一旦そのデータを受信し、中身を解析して初めてそれが合法的な物であるか違法な物であるかを知り得ます。つまり受信側に罰則を設けることは、善意のインターネット利用者を潜在的な犯罪者にしてしまう危険性があります。</p> <p>このため利用者が過度に萎縮され、インターネットの健全な発展そのものを阻害する理論であり、議論の対象から外すべきだと考えます。</p> <p>91ページの『⑥私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る』についてですが、我々消費者の立場からは著作権者に正当な対価として報酬を受けている事が見えません。また録画メディアに保証金が上乗せされているにもかかわらず、地デジ番組の録画・保存に極めて不都合を感じます(レコーダーからの書き出し回数ではなく、気に入った番組をメディアを変えてずっと持っておきたいという当たり前の要求が満たされない)。地アナ時代で出来たテレビ番組のダビングすらままならない現状では、我々は不当に物価をつり上げているようにしか感じられません。是非とも、消費者の地位向上をお願い致します。消費者に嫌われた著作権者は、正当な対価を論じる前に、収入すら無くなるはずでです。</p> <p>以上です。</p>
241	<p>(5)著作権法における親告罪を見直す</p> <p>これは非親告罪化が進むとなると促進とは逆に作用する可能性がかなりある様に思えます。無論、訴えられるまでは何をしても良いではないかという趣旨ではありません。</p> <p>昨今、例えば無数にある週間、月間漫画雑誌またはゲームなどでは個人や趣向のあるグループがパロディなどで盛り上げられる</p> <p>方向との相乗効果での経済効果を狙ったものも多数見受けられます。</p> <p>全てではありませんが漫画にしるゲームにしる、著作権を有する個人または製作会社は著作権を侵害される側であると同時に、それを利用して経済効果を得るという二面性があると思えます。</p> <p>それを一律に法律で線を引くことは少々無理があるように思えます。</p> <p>確かに、ケースバイケースで対応するのは手間であると思いますが。</p> <p>かと言って非親告罪化すればその類のマーケットは萎縮してしまう事が懸念されます。</p>
242	<p>第4章(3)-6 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する</p> <p>コンテンツ立国を目指すならコンテンツの創作・利用を阻害する政策をやめなければならない。特に「青少年の保護」を理由に「有害」として作品の内容にまで踏み込んだり、フィルタリング義務付けのような情報へのアクセス自体を遮断するようなことは、コンテンツ創作・利用の制限・禁止としてしか機能せず、萎縮効果をもたらすのでやめるべきです。</p> <p>コンテンツの創作・利用には最大限の自由を保障すべきです。</p>
243	<p>初めまして。●●と申します。最近になって知的財産推進計画を知りました。私は自分からアニメやゲームをやっていますが、当方は教職員でもあるため、これらの話は生徒たちを通じてよく耳にしています。日本の誇るコンテンツを守り、国を挙げてこれらの文化を育てていくこの計画には</p>

強く賛同します。

ところで、最近この大切な文化を根幹から壊そうとしている法律が制定されようとしています。「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正案です。現行法ではアニメ・漫画・ゲームソフト等を規制の対象としてませんが、この改正案では、「アニメ・漫画・ゲームソフトの18歳未満に見えるキャラクターの性的な姿態を写實的に描写したものを違法化する」とし、これらの製造・頒布を法的に禁止しようとしています。この改正案の問題点は、規制の範囲や定義が非常に曖昧であり、現存する多数の作品が僅かなシーンを理由に違法化される恐れがあることと、改正後においては表現の幅が狭くなり、自由な創作活動が出来なくなることにあります。

アニメ・漫画・ゲームソフトにおいて、「恋愛」はほとんどの作品で描写される要素であり、シナリオの展開上、性的な描写が絡む場合も多々あります。それらを禁止することは、自由な創作活動を妨げ、作品の劣化に繋がります。日本のコンテンツを守り、育てていくために、この改正案は廃案にすべきと考えます。

- 244 ○個々の製作者の意志を尊重し、著作物製作時の契約の多様性を保証することを広く啓蒙する
映像作品など多人数で製作される著作物に関しては、インターネット上でのマルチユースなど新たな需要に対応し、利用されやすい環境を整えることを目的に、個々の製作者・権利管理者の意志を尊重し、さまざまな契約形態の自由と多様性を保証することを、今一度広く啓蒙する。
- 安易な一律処理ではなく、個々の製作者に配慮した著作権管理の奨励
特に映像作品に関して顕著な、過去の作品に関して一部の著作権者・権利者が不明、また連絡がとれないような著作物に関しては、それら作品製作者の権利を尊び、インターネット上でのマルチユースなど新たな環境からの強い要望があっても、安易に著作権を一律に処理するのではなく、全ての著作権者・権利者の合意が得られるよう、粘り強く交渉・連絡先の捜索に当たることを奨励する。
- 「主著作権者」制度の創設
映像など多くの人が著作権者となる著作物において、主たる著作権を保持する者＝主著作権者を定めることを奨励する。また、法制化を目指す。
- ・主著作権者は他の著作権者の同意を得ることなく、作品の2次利用やマルチユース、あるいは著作権の放棄について、絶対的な権利を保持するものとする。
 - ・ただし著作物は人間が作るものであるから、その性格に鑑み、主著作権者は個人に限るものとし、法人による主著作権者は認めない。
 - ・主著作権は譲渡を行うこともできる。ただし、個人への譲渡に限るものとする。
 - ・主著作権者の権利は大きなものであるから、著作物製作の契約時に、著作権者全員から明確な文書による合意が得られない限り定められないものとする。同時に主著作権者が定められた場合には、主著作権者が誰であるのか著作権者全員に明確に文書により知らせるものとする。
 - ・主著作権者は、主著作権者の決定・判断により、権利を持つ著作物から得られた利益に対し、各著作権者に対する利益配分を責任を持って行う義務を負うものとする。
 - ・主著作権者が死亡、または失踪など連絡のとれない状態になり、その著作物に対し利用要請があった場合には、利用を希望する人物や団体が可能な限り他の著作権者と連絡を取り、それら主著作権者以外の著作権者と主著作権者の遺族や近親者らの同意を得た上で、主著作権の譲渡を行えるものとする。ただし遺書など元の主著作権者の意志が明らかな文書に、その著作物の主著作権に関する記述がある場合には、その内容を優先するものとする。
- 外部評価による著作権の失効制度
市場での流通状態による著作権の失効制度を検討する。また、法制化を目指す。
- ・本来、著作権は製作者の利益を確保し、新たな創作を促す性格のものであるから、既に市場にほとんど流通していないなど商品価値を著しく損なっているものに関しては、著作権の失効を申

し立てできるものとし、その申し立てを受ける機関を新たに創設する。

・申し立ては、日本国民の成人であれば誰でも起こせるものとする。

・新機関の調査により、市場での流通具合に関して数値による基準を設け、基準値を下回ったものに関しては、日本国内における著作権の失効を決定できるものとする。

・ただし著作権者が明らかな場合には、著作権の失効前に連絡し、不同意であれば逆に申し立てを行えるものとする。その場合には、原申し立て者・著作権者・新機関による審議を行い、同意が得られない場合には著作権の失効は行わない。また、審議内容は必ず公開するものとする。

・著作権が失効した後も、再評価の動きが起こるなど、その著作物が再び市場に流通した場合には、これも新機関による基準値を設け、基準を上回ったものに関しては再び著作権を認めるものとする。こうして認められた著作権は、その著作物が最初に認められていた著作権と全く同等のものとする。

・本制度による著作権が有効な期間は、その著作物が創作され著作権が発生した時点からの、著作権法における著作権の期間を越えることはないものとする。

○コピー防止技術以外の手段による、違法複製や海賊版による被害に対処するための新たなビジネスモデルの構築を目指す

コピー防止技術による著作権保護への取り組みは、多くが成功しているとは言い難い状況である。古くは VHS のレンタルビデオにもダビング防止のプロテクトがかけられたが、VHS デッキを 2 台用意しテレビの入出力を経由すれば、ほとんどの場合において簡単にコピーを行うことができた。コピーコントロール CD は発表当初からその効果が疑問視され、実際、Macintosh など Windows 以外の OS を使えば簡単にコピーできた。地上波デジタル放送のコピーワンスも、発表当初は非常に強力なプロテクトと喧伝されていたが、昨年、フーリオという機器が登場したことにより、あっさり破られた。また時間がかかり画質も劣化するが、何らかのアナログ変換を行うことでもコピーワンスは回避することができる。

そもそも、ほとんどのコンテンツビジネスは大量に複製できるからこそ産業と成り得ているわけであるから、幾ら技術的に対処しても、他者による複製を完全にコントロールすることは、誰にとっても非常に困難であろうことは十分に予測できることである。

昨年、米 Apple 社は自社の運営する音楽販売の最大手サイト「iTunes Music Store」において、コピープロテクトを外した状態で楽曲を販売することで一部の音楽会社と合意し、それを実施した。理由は、コピープロテクトは著作権防止に役立っておらず、利用者に不便をかけているだけ、との同社の見地である。同社はこの方針を推進するとし、他の音楽会社も同調する動きを見せている。

こうした現状を踏まえ、いったん市場に流通させたコンテンツにはある程度の複製が起き得る現実を受け入れた上で、コピー防止技術以外の手段で、著作物の製作者に正当な利益を還元するビジネスモデルを構築することが、より現実的な違法複製や海賊版対策となり得るものと考え、その方法をコンテンツ会社各社が検討することを奨励するものとする。また、国としても検討を進める。

○インターネットにおける一時ファイル(キャッシュ、テンポラリファイル)における著作権の扱いを明確にする

よく知られ、また以前から問題にされているように、日本ではキャッシュ機能を持つ検索サーバを置くことすらできない。また昨今のいわゆるダウンロード違法化の議論においても、個人の PC におけるウェブブラウザのキャッシュがダウンロードに相当するのかどうか、明確な基準は示されていない。こうしたいわゆる一時的に保存されるファイルは、多くはその所持を明確な目的としないものであるから、より柔軟な著作権の適用を目指して検討する。

○放送コンテンツの競争力を強化するため、番組製作現場の待遇改善を図る

現状、地上波テレビ局、特に東京のキー局・地方都市部の準キー局は大きな利益を上げてお

	<p>り、正社員の給与は日本の全産業を見渡しても、非常に高いレベルにある。</p> <p>しかし昨今、各種メディアで指摘されているように、日本の放送コンテンツの製作現場では、多くはテレビ局の非正社員や外部プロダクションのスタッフが、正社員の数分の一の報酬で、かつ、多くは正社員より劣悪な労働環境で働いている。こうした状況を放置することは、日本の放送コンテンツの競争力強化にとっては大きな脅威となる。</p> <p>また国際的に強い競争力を持つアニメーションの製作現場においても、放送局から製作現場に落ちる資金は少なく、多くのアニメーターが非常に低賃金で働いている。最近ではさらに制作費を抑制するため、韓国等の海外へ発注することも多くなっている。このような状況を放置すれば、長年蓄積されてきた日本のアニメーション技術も、そう遠くない先に崩壊しかねない。</p> <p>コンテンツに競争力をもたらすのは、ひとえにそのコンテンツを創作する人材の力である。放送コンテンツの競争力強化を考える上では、こうした労働環境の整備を何よりもまず優先すべき事項と捉え、特に影響力の強い地上波テレビ局がいかに労働環境の改善に資するかについて、地上波テレビ局各社に検討を促し、年度内に何らかの回答を得る。</p> <p>○インターネット上におけるマークによる識別について、その実効性を検証する</p> <p>昨年、一部の団体が正規の音楽配信サイトであることを示すマークを Web サイト上に表示したものの、ネット上では早くからその効果に疑問の声が数多く上がった。インターネット上の違法・有害情報の増大に対処するため、こうしたシールによる判別が実際に有効なのかどうか、識者や専門家に意見を聞き、年度内に一定の見解を得る。</p> <p>○著作権議論の矮小化を防ぐ</p> <p>当然ながら、書籍・インターネット・携帯電話など、発表する媒体によって著作権の軽重が起きるようなことがあってはならない。「『着うた』による被害を防ぐためにはどうするか」「Winny による被害を防ぐためにはどうするか」それらは著作権議論が起こる大きな発火点ではあり、また近年、特にコンテンツを流通させる業者を中心によく議論されているものであるか、そうした個別の事例にフォーカスした議論に終始するのではなく、より本質的・汎用的な著作権の運用について議論することを奨励する。</p> <p>○また政策事項の提案ではありませんが、「知的財産推進計画2007」の中で、次の点に疑問を感じましたことを意見します。</p> <p>・P102の「映像産業振興機構の活動を支援する」の中で取り上げられているa)～e)の内容は、映像産業振興機構だけでなく、大小様々な個人や団体が個別に行っている、また映像に関わる者が取り汲んでいくべきと思われる事項であり、敢えて映像産業振興機構だけを名指しで取り上げる意味が分かりません。</p> <p>・P94 の「著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、年度内に一定の結論を得る」とある部分は、「延長」を検討するならば同時に「短縮」も検討しなければ、一方に偏った結論になりはしないかと懸念します。</p>
245	<p>著作権の非親告化に反対します。当事者のあずかり知らない処での訴訟は、作家や作品を守るといった法の趣旨に反するだけでなく、第三者に悪用される危機をはらみます。</p>
246	<p>「児童ポルノ規制法案」の改正に断固反対します。</p> <p>文化破壊のみならず、別件逮捕や冤罪を増加させるであろう</p> <p>このような法案は日本に必要ありません。</p> <p>絶対に、絶対に反対致します。</p>
247	<p>海賊版等の取り締まりに関して、著作権侵害の罪を、非親告罪として扱うとの提言がなされていますが、これには、ありとあらゆるコンテンツが著作権法違反か否か判断するための機関が必要となるのではないのでしょうか。そのような機関が設立された場合、憲法で禁止されている検閲に</p>

	<p>近いことを行うことになり、表現の自由や言論の自由を萎縮させることに繋がるのではないのでしょうか。以上の理由から、私は著作権侵害等の犯罪を非親告罪化することに反対します。</p>
248	<p>日本の漫画・アニメ文化を衰退させる児童ポルノ規制法改正と、著作権法の非親告罪化に反対です。</p> <p>単純所持規制には警察による別件逮捕や、家宅搜索等の恣意的運用による捜査権の拡大の危険性、</p> <p>また例え免罪であっても性犯罪で容疑をかけられてしまった時点で社会的に抹殺されてしまう点など、複数の問題点が指摘されています。</p> <p>漫画・アニメ・ゲーム等のいわゆる二次創作物を準ポルノとして規制することにも反対です。</p> <p>ポルノを厳しく規制した国で性犯罪が減少した例も無く、逆にイギリスのように増えた例まであると言われてしています。</p> <p>アニメとマンガが世界一栄えている日本で他国に比べて性犯罪が非常に少ないという事実からしても、</p> <p>創作物が犯罪の実行に結びつくという理屈は成り立ち難いのではないのでしょうか。</p> <p>児童を性被害から守るためには、コンテンツの規制強化よりも売春などの取り締まりの徹底や、実際に罪を犯している犯罪者の検挙率を上げることが有効なのではないのでしょうか。</p> <p>著作権法の非親告罪化についても、</p> <p>いったい何が著作権侵害で、どこからが著作権侵害でないのかは簡単に判断できることではありません。</p> <p>被害者の申告をうけた上で、裁判などでケース・バイ・ケースで判断されるべきです。</p> <p>漫画・アニメ・ゲームは日本が世界の誇る文化であり、経済の要であると思います。</p> <p>過ぎた規制によってクリエイター達の自由な表現、思想、創造が妨げられ、日本の漫画・アニメ文化が衰退していくようなことになってはならないと思います。</p> <p>どうかご考慮頂けますようお願いいたします。</p>
249	<p>表現の自由に抵触するような法案には断固として反対いたします。</p> <p>日本の貴重な輸出産業を衰退させるような事は決してあってはならないと思います。一部の利権団体のいいなりになって悪法を通そうとする政治家は支持できません。日本ユニセフ協会はあのユニセフとは全く関係ない団体だと最近知りました。</p> <p>外国人の機嫌を伺ってばかりの政府には心底うんざりさせられます。</p> <p>今後もその様な事が続けば支持政党を換えざると得ないと思っております。</p>
250	<p>初めてお便りいたします。</p> <p>私は著作権の非親告罪化に反対です。</p> <p>著作権とは著作者が持つ権利のことです。</p> <p>これを行行使する決定権は著作者が持っているはずで。</p> <p>それなのに、非親告罪化にして公権力が著作権違反を取り締まるとするのは、著作者の権利を侵害していることになります。</p> <p>本当に著作権違反を取り締まるといふのなら、親告罪のままにして、訴えがあった時にちゃんと対応できる体制を整えるべきです。</p>

なんでも全てを公権力で取り締まるべきではないと思います。
著作者の意向を大事にする事が、著作権を守るために一番いいのではないのでしょうか。
匿名の意見ですが、どうぞ無視しないで聞いてください。
公権力による行き過ぎた著作権の保護は、日本の創作文化を破壊すると思います。

251 「知的財産推進計画2007」の見直しに関して、下記の通り意見を提出します。

記

知財立国、すなわち知的財産による豊かな国づくりを目指す上で重要なことは国際的な市場で勝負できる知的財産を継続的に生産できる体制を構築することである。しかるに近年の知財保護政策は国際市場で勝負できそうもない放送事業者やレコード会社など既存の流通業者の権利を強化するばかりで、肝心の著作者にインセンティブを与えないばかりでなく、全ての消費者に過剰な負担を強いるものばかりであり、一消費者として憤懣やるかたない思いである。一億総クリエイターといわれる現在であるからこそ、従来の方針を大転換し、既存の流通業者の権利に目を向けるのではなく、著作者に十分なインセンティブを与え、消費者(=潜在的なクリエイター)保護に目を向けた知財政策が行われることを強く望むものである。

(1)ダウンロード違法化について(p.20、p.90)

インターネットにおける閲覧や試聴行為は厳密にみれば全てダウンロードである。またユーザーがコンテンツを違法なものか否かを判断する一義的な基準は存在し得ない(インターネットが国際的なネットワークである以上、国内でローカルルールをつくってもこの問題は解決しない)し、ダウンロードして初めて違法か否か判断できるコンテンツも数多い。したがってダウンロード違法化というのはインターネットの仕組みを知らない人間の戯言であり、所詮実効性のあるものとはならない。仮に実効性をもたせようとすれば捜査機関に過度の権限をあたえることになり、「個人の著作物の利用を過度に萎縮させる」ことになろう。

また違法コンテンツのアップロード行為の取り締まりは現行法で可能であり、これ以上の規制強化は権利者や捜査機関の怠慢による損失の責任をユーザーに押し付ける行為にほかならない。

したがって私はダウンロード違法化に反対する。

(2)研究ノートの導入について(p.31)

研究ノートによる発明日の明確化というが、実際にはいくらでも捏造、改ざんが可能であり、現場の研究者にも過度の負担を強いる方法である。特定の国が希望する実効性のないものに社会的コストをかけるのではなく、先願主義を全世界的なルールとして定着させる努力を強く望むものである。

(3)特許庁の人的体制について(p.39)

審査官の審査能力を高めるために「研究の現場を知る」外部人材の多数登用を希望する(特定団体に利することが無いよう人選のバランスに留意する必要はあるが)。そうすることで書類上は不備がなくとも実効性のない特許が成立することが少なくなって「無駄な特許対策」が不要になり、結果的に質の高い発明の発明者・出願人に益するものと信ずる。

(4)著作権法における非親告罪化について(p.63)

著作権法違反が親告罪であることの意味は多岐に渡るが、ひとつには著作物の本質がどこにあるかは著作者本人しか判断できない点が挙げられる。また創作活動は模倣から始まるのであり、著作者の「おめこぼし」によって文化が発展してきたのである。何故、著作者が「おめこぼし」するかといえば、自らも誰かの著作物を模倣することによりスキルを磨いてきたことを知っているからである。こうした創造のサイクルを無視して、創作の本質を知らない者に告発の権利を与えることは文化の発展を阻害するであろう。

また先のウイルス作者逮捕に著作権法が使用されたことは記憶に新しいが、非親告罪化することにより著作権法が別件逮捕の道具として濫用されることが懸念される。もしそのような事態に

なれば大衆の著作権法に対する意識は変質せざるをえず、ひいては著作者に対するリスペクトも低減するであろう。

以上の理由により私は著作権法における非親告罪化に反対する。

(5) 私的録音録画補償金について (p.91)

従来から指摘されていることであるが、私的録音録画補償金についてはその根拠が明確ではない。補償金というからには権利者に損失がなければいけないが、私的利用によるタイムシフトやプレイシフトでは権利者に損失は発生しないのである。にも関わらずユーザーは補償金の負担を強いられている。また補償金の著作者への還元についても不明確で、著作に対するインセンティブともなっていない。

このように問題が多く著作者とユーザーの溝を深める制度は即刻廃止すべきである。

(6) 著作物の保護期間の延長について (p.94)

現在の著作物の保護期間は創作に対するインセンティブとして十分な長さを有しており、これ以上の延長は既存の流通業者を利するのみで著作物の公正な利用を妨げる。例えば将来の著作者たる若年層が過去の創作物に触れる機会を妨げるのである(日本における CD、DVD 価格は世界最高水準であり保護期間の延長はこれを増長する)。したがって私は著作物の保護期間の延長に反対する。

(7) 安心してコンテンツを利用するための取り組みについて (p.96)

青少年保護の名のもとに、基準が不明確なままインターネット上での「有害情報」のフィルタリングを「強制」する動きがあるが、保護者と本人が相談してフィルタリングの程度を選択できるようなシステムを構築すれば十分であり、それ以上の公権力の介入は憲法で保障された「思想・表現の自由」およびその反映である「知る権利」を不当に毀損するものである。将来の著作者たる青少年の「知る権利」を害することがないように強く望む。

(8) コピーワンス問題について (p.105)

地上デジタル放送におけるコピーワンスルールは、特定業種の意見のみを取り入れたコンテンツ過保護の代表例である。以下にその問題点を列記する。

- ・世界中で地上波にコピーワンスを採用している国は日本だけであり、関連機器やソフトが立ち遅れる原因となった。
- ・アナログ放送はコピーフリーであったものがデジタル放送でコピーワンスになり私的複製、編集が制限され視聴者の利便性が大きく低下した。
- ・視聴者にとって何らメリットがない(良質なコンテンツ調達のためにコピー制御が必要と放送事業者は主張するが具体例がしめされたことはない)システムのコストを視聴者自身が負担している。
- ・不特定多数に送信する無料放送でコピー制御はどだい無理で違法コピー対策として機能していない。
- ・公共性の高いインフラである地上波放送において、B-CAS 社という一私企業に個人情報を提供せねばならず、情報流出が懸念される。
- ・コンテンツの受け手である視聴者の意見をきかず、特定事業者の都合だけで一方的に導入された。
- ・その見直しであるダビング 10 においても視聴者の意見が十分に反映されたものとは言いがたい。

ダビング 10 の検討においてプロセスが公開されたことは評価するが、視聴者は同一のコンテンツを 10 個も手元に置きたいのではなく、気に入った形式で保存しタイムシフト・プレイシフト・メディアシフト(DVD→次世代 DVD→次々世代 DVD)が自由にできることを望んでいるのである。検討に長期間をかけた挙句、視聴者の要望をムーブ失敗の改善だけに曲解限定し、視聴者の望まないものを改善と称して打ち出した結果、さらに視聴者の失望を呼んだのである。

真摯に失敗を失敗と認め、即刻地上波においてはB-CASを廃しコピーフリーにすることを求める。さもなくば移行は進まず、既に多額の国費を投じている地上デジタル事業自体が失敗に終わるであろう。

(9)最後に

冒頭にも述べたように現代は一億総クリエイターといわれる時代であり、知的財産は一部の人だけのものではない。そのような時代に求められているのは官僚主導で知財政策を決めるのではなく、広く大衆の意見を聴取し整理することである。また著作物は発信者と受信者がいて初めて経済的価値を生じるのであって従前のように受け手の意見を無視しては知財立国が成り立ちがたいことは当然であろう。

そういった意味でこのような意見募集は貴重な機会であり、「意見の全てを計画に盛り込むことができない」のは仕方がないにしても、できる限り多くの意見を反映したものにしていきたい。

252 「知的財産推進計画2007」の見直しに関して
第四章 コンテンツを生かした文化創造国家づくり
I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する。

1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

(1)ビジネススキームを支える著作権制度を作る

③違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する(90ページ)

⑥私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る(91ページ)

4. コンテンツに関する研究開発を推進する

(3)バランスのとれたプロテクションシステムを採用する(105 ページ)について

違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化するのはいささか乱暴な手段だと思います。ダウンロードの前後いずれも違法か否かの厳密な判断は困難です。違法であるか否かはファイル名やサイトの説明だけで判断しきれものではありませんし、個人が趣味で作製したものとレコード会社などが製品として作製したものの区別もまた困難です。さらにダウンロードの時点でユーザーが違法と認識していたかどうかをどう判断するのでしょうか。仮に本人の申告で判断するのならいくらでも言い逃れが可能となります。

違法であるか否かの判断が難しいとあって、特定のサイトを適法だといわば「お墨付き」を与えることにも反対します。「お墨付き」のないサイトはすべて違法であるかのようにみなされてしまい、自分で作曲した曲をホームページ等で公開するような活動が潜在的に違法であるとされてしまいます。

ダウンロードの違法化は技術的にも問題があります。Web ブラウザはインターネット上からHTMLファイルや画像ファイル、ダウンロードして Web ページを表示します。つまり Web ページを閲覧するということはダウンロードすることとほぼ同義です。

ダウンロードの違法化がなされた場合、ユーザーは常に犯罪者となる危険におびえながらインターネットを利用することになります。合法であることが明確な web ページ以外へのアクセスを自粛しなければならなくなり、インターネットを利用した文化的活動の衰退が予想されます。著作権侵害が非親告罪となった場合、事態はさらに深刻です。著作権法の目的は、著作者の権利を守り、文化の発展に寄与することではないでしょうか。著作者の権利を守ろうとするあまり文化の衰退を招いては本末転倒です。

また、私的複製、および補償金についてですが、私的領域の複製は原則的に自由、無償であり、補償金は私的録音録画を自由にする事の代償であると法文に明記されることを望みます。よって、コピーワンス、ダビング 10 のような厳しい DRM がかけられている場合、補償金は不要であると法文に明記することを求めます。

タイムシフト、プレースhiftなど合法的に入手して著作物を楽しむために複製するに過ぎず、補

償は不要であると法文への明記を求めます。レンタルCD、ネット配信、有料放送も同様です。私的録音録画の自由を確保した上で、私的複製の範囲内での私的録音録画による著作権者の実害がどれほどのものなのか調査し、その上で補償金の対象範囲、金額が決められることを求めます。調査に際しては不必要な私的複製の形態および著作権者に損害を与えない私的複製について考慮することを求めます。

調査により算出された実害により、保証金の対象範囲、金額を決定し、同時に将来の権利者団体による無制限な補償金要求をなくすため、対象範囲、金額を法的に確定することを求めます。

また、調査の結果実害が算出できない場合は保障金制度は廃止すべきです。

そして、補償金の用途は全額、違法コピー対策およびコンテンツ産業振興に用い、権利者全体の利益となる事業に限定すべきです。

(2) クリエーターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める

⑥ 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する（ハ 94 ページ）について

現行でも著作者の死後50年間という十分な期間にわたり保護されております。財産権が切れても同一性保持権、氏名表示権といった著作者人格権は切れるわけではないので、延長の必要性を感じません。財産権と著作者人格権は分けて考えるべきです。

まれにしか出現しない著作者の死後50年間も財産的価値を保ちうる著作物のために、その他ほとんどの著作物の利用が阻害されるのは文化的損失に他なりません。特許権が20年であることも鑑み短縮が検討されてもいいと思います。

本編

－ 第2章 知的財産の保護 －

Ⅱ. 模倣品・海賊版対策を強化する

3. 国内での取締りを強化する

(5) 著作権法における親告罪を見直す(63ページ)について

親告罪を見直し、非親告罪の範囲拡大に反対します。非親告罪の範囲を見直し、著作権侵害を非親告罪とした場合、社会に与える影響の大きさが懸念されます。

また、非親告罪とするしないに係わらず、模倣品・海賊版の定義を著作権者に経済的に重大な被害を与えることが明白な機械的複製、いわゆるデッドコピーのみに限定すべきです。限定がなされなければ、非親告罪化により第三者の告発が可能となることに伴い、作品の作り手も受け手もいつ誰から著作権侵害で訴えられるかわからない状況が生まれます。作品における意識しない類似やパロディ、オマージュも著作権侵害とされてしまい、コンテンツ産業を初め、創作活動全体の萎縮、衰退化が予想されます。

また非親告罪化により、著作権者が許可していても告発を受ける場合も考えられ、著作権者の権利、意思が軽んじられることも懸念されます。

その他、有害情報規制などにたいして

インターネット上の違法・有害情報の通報先としてインターネット・ホットラインセンターがありますが、この組織の存在意義がよくわかりません。違法情報の取り締まりや削除要請は、法律によって制限を受ける権限に基づき、警察が行うべきで、そのための人員と予算を確保すればいいことです。

そもそも違法情報か否かは法律に基づき判断すればいいわけですが、ある情報が有害であるか否かの判断は主観によらずに出来るものなのでしょうか？ 仮に、何らかの団体が判断するならば、それは検閲です。

昨今、青少年の健全育成などの名目でインターネット上の情報に対する規制が検討されておりますが、有害な情報が犯罪を助長する、という前提に疑問があります。仮にそうならば、俗に言う「有害情報」が氾濫しているわが国の治安がきわめて良好(犯罪白書の統計を見れば明らかで

	<p>す)であることに説明が付きません。一体何のために規制が必要なのでしょう。</p> <p>その、最たる物が、今国会で改正が検討される「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」です。改正に関して、法律の目的である性的搾取からの児童の保護をはなれ、単純所持、および合法的なポルノメディアまでも規制の対象とすることをとめる動きがありますが、そのような改正は法律の目的を逸脱し、容認できるものではありません。</p> <p>また、内閣府や総務省、国土交通省などがまとめた「地理空間情報活用推進基本計画」においてテロ対策の名目で電子地図公開制限が盛り込まれるそうですが、これにも反対します。</p> <p>青少年に悪影響がある、テロリストが悪用するなどという恣意的な解釈が可能な理由の元での規制が可能ならば、ありとあらゆるものが規制の対象となりえてしまい国民の権利、生活を不当に制限してしまいます。</p> <p>国民、ユーザーの視点に立った知的財産政策が行なわれることを望みます</p>
253	<p><タイトル></p> <p>3. 中小・ベンチャー企業の知的財産の保護を支援する。の(5)に「審査制度の復活および補正制限の緩和を柱とした実用新案法の改正」を加える。</p> <p><骨子></p> <p>1994年に実用新案法は実体審査が無くなり、かつ現行実用新案法29条の3により、権利行使に瑕疵がある場合は、損害賠償の義務があるため、中小企業においては、考案に関する知的財産保護に支障が出ている。先ごろ、大韓民国において、実用新案の実体審査が復活し、日本より中小企業の知的財産保護で先進をいっていると感じる。</p> <p>そこで、日本でも、約15年ぶりに現行実用新案法第12条を改正して、実用新案の実体審査を復活し、中小企業において確固たる知的財産権を創出できるようにしてほしいです。</p> <p>また、昭和34年実用新案法(いわゆる旧実用新案法)第9条(旧特許法40条に準用)では、補正が要旨変更で無い限りは補正は緩やかだったが、1994年の実用新案法改正と共に行われた特許法改正で、「新規事項の追加制限」が盛り込まれ、新規事項追加にならないように明細書をつくりこむ必要が出て、出願日の一刻が重要である中小企業においては、出願明細書作成で多大な負担を強いられている。そこで、旧特許法40条準用の旧実用新案法第9条を復活して、明細書の作成負担軽減に取り組んでほしいと考えます。</p> <p>なお、実用新案実体審査復活の改正を行うと、特許庁の負担増大が予想されるが、これは、審査請求期間を(改正後)実用新案法では、出願日から7年以内にして平準化すればよいと考えます。さらに、IPDLの普及で深刻な問題となっている中国等からの公開公報記載内容の盗用については、(改正後)実用新案法では、出願公開をアメリカ特許法並みに制限し、出願日から3年以内は審査請求があるまで、書誌事項やFタームのみの公開に制限し、それ以降は、期限の7年目まで、審査状態維持年金を支払って、出願公開を審査請求後に制限すればよいと考えます。</p> <p>以上の施策が行われれば、日本の風土に合致した適切な知的財産保護が図れると感じます。</p>
254	<p>全体として</p> <p>「文化」とは、著作者のみが作るものではなく、著作者とユーザーの間に作られるものである。その文化の根幹に関わる著作権法や関連法規の改正にあたって、今まではあまりに著作権者、もしくは関連業者の視点のみが取り上げられ、ユーザーの視点が省みられることがなかった。政府における「消費者省(庁)」構想も鑑み、見直しにあたってはユーザーの視点をより多く取り入れることで、現実に即したものとするべきである。</p> <p>63 ページ 著作権法における非親告罪化問題について</p> <p>全体として、親告罪の見直しについて慎重であるべきである。範囲の見直しについては慎重に検討されることを望む。基本的に、見直しを行うことには反対である。</p> <p>なお、その上で、今回もし見直すべきであると判断された場合に備えての意見を述べる。</p> <p>仮に非親告罪化するとした場合の範囲について、依拠性の判断が相当に困難であるため、機械</p>

的複製による複製権侵害、いわゆる「デッドコピー」のみを非親告罪化するべきである。通常権利者に重大な経済的被害を及ぼす海賊版は機械的複製、いわゆる「デッドコピー」というべきものであるため、海賊版対策はこれで必要十分である。非機械的複製や二次的著作による侵害を非親告罪とした場合、依拠性が誤判断される恐れから、表現行為の萎縮を生じ文化芸術の衰退を生む。また、批評時の引用についても萎縮を生じ、基本的人権たる出版言論表現の自由の空文化を生じかねない。

いずれにしても、非親告罪の見直しは今回は見送り、さらなる検討を行うべきであると考ええる。

90 ページ ダウンロード違法化について

以前も文化庁の私的録音録画小委員会におけるパブリックコメントで、ユーザーを中心とした極めて多くの反対意見が届いているにもかかわらず、それを黙殺される形で推進することは道義的に許されることではない。また、昨今の警察組織の不正・冤罪・法の恣意的運用が目立つなかで、法律としてさらなる恣意的運用を可能とする法制度を作るのは極めて問題が大きいと考ええる。綱紀引き締めを行うべきは現状、民間ではなく政府である。

前回私的録音録画小委員会における、ダウンロード違法化に対する反対意見も、単に反対のための反対をしているのではなく、きちんと弊害について、また法整備における実効性の疑念についてなど、論点を整理して意見が提示されていた。それについてなんら説明・検討されることなく、私的録音録画小委員会においては「ダウンロード違法化をする」という、いわば「規定路線」をそのまま突き進む形となり、まったく不合理極まりない。これでは、パブリックコメントの意味がまったくない。ユーザーの文化庁に対する不信感を煽っただけ、という結果におわった。

これらを踏まえた上で、少なくとも、反対意見の多さを受け止めた上で、まずは一度白紙に戻し、改めて必要性を含めて議論を行いなおすべき。その際には、必ず、著作権者のみならず実ユーザーの意見を広く問うべきである。そもそも実効性がないか、もしくは(著作権侵害の非親告罪化とあわせ)警察組織によって恣意的に運用されるだけの法になりさがるのであるから、ダウンロード違法化が10年や20年遅くなったところで、弊害に比べればいかほどのことでもない。もう数年程度の検討が行われる事は、視野にいれて考えられるべきであろう。

91 ページ 私的録音録画補償金問題について

DRM について大幅な見直しを行い、私的録音録画補償金を支払っているユーザーについては複数世代のコピーが簡易に行えるような仕組みを構築するのであれば、残すことも異存は無い。そうでなければ、撤廃するべきである。

94 ページ 保護期間延長問題について

保護期間を延長することが国益に沿うことか、また、そもそも、保護期間を延長することが著作権法の理念であるところの「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」という事に適っているのかをもう一度検討しなおすべき。少なくとも、フェアユース規定などが未整備のまま延長を行うのは、文化の発展には極めて問題が大きい。

105～106 ページ コピーワンス問題について

そもそもコピーワンス、もしくはダビング 10 などの DRM は、文化を破壊するものである。DRM などのコピー防止システムの最大の欠点は、複数世代のコピーができないという事につける。たとえば、HDD レコーダーで録画したものは、DVD-R などへコピーすることはできるが、その DVD から別の DVD へコピーする事はできない。もしくは、HDD へ戻すことができない。逆にいえば、その録画したデータは、「DVD」というメディアが活着している間しか再生できない、という事になる。

これが書籍などであれば、今までは保存できる期間が非常に長かったから問題がなかった。しかし、デジタルデータというものは非常に劣化しやすい。DVD-R は場合によっては数年で劣化する。少なくとも、数十年経過すれば再生できない DVD は大量に存在することになるだろう。

通常のデータであれば、それに対して通常は複数世代のバックアップを取って対処する。DVD か

らDVDへコピーする、というのがそれにあたる。しかし、ダビング10ではHDDから複数枚のDVDへのコピーができる、というだけであって、DVDからDVDへのコピーはできない。これでは、全てのDVDがほぼ同じ時期に作られるだけであるから、数十年を超えてそのデータを保存することはできない、という事になる。

翻って考えるに、著作権を保持する企業というのは、最終的にはデータを大事にする保証がない。倒産したり、そのデータの著作権を売却したり、そもそもそのデータを再販することをあきらめ、元になるデータを破棄してしまったり、という事が容易に起きている。つい最近まで、NHKとかですらそのような状況が続いていた。

たった30年前の番組を復刻して販売しようとするために、消費者が私的使用のための複製によって保存していたデータを借用して復刻する、という事もあった。

最近でこそ、NHKは文化の継承という事を行う事は考え始め、データの保存を行っているが、普通の著作権を保持する企業というのは一般的に文化を大事にする事なく、企業であるかぎり利益を最大化することを目的とする。したがって、元の番組のデータが残っている保証がない。

そうすると、そういう文化を継承できる可能性というのは、私的使用のための複製によって保存された個人のデータにかかっていると言える。

コピーワンス・ダビング10に関わらず、全てのDRMに反対する。もしくは、著作権を保持する企業によって、文化の継承を行うことが義務付けられるべきである。たとえば、国会図書館へ全ての番組を収録することを義務付けるなどの措置が必要であり、それらが無い限りは文化の継承保存の観点から、一般のユーザーが私的保存のための複製を、複数世代にわたって行おうとすることを妨害するべきではない。それは文化に対する真摯な態度ではない。

255

第2章 知的財産の保護

Ⅱ. 模倣品・海賊版対策を強化する

3. 国内での取締りを強化する

(5) 著作権法における親告罪を見直す

海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている。重大かつ悪質な著作権侵害等事犯が多発していることも踏まえ、海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて、

2007年度中に非親告罪の範囲拡大を含め見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。

以上の削除

問題点

黙認している著作権者の権利を侵害する。

ネットの仕組み上、接続する全ての者が無差別に逮捕される危険性がある。

公権力による過渡的な介入、例えば警察が危険と判断した人物の逮捕が必ず起きる。

ネット上の仕組みを理解していない者の発想で非常に危険。

模倣＝著作権侵害で逮捕になる恐れが余り、コミック・アニメ・ゲーム等の表現を萎縮させ文化の衰退に繋がる。

既に答えは出ている。

>>海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、

犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている

海賊版の氾濫とは販売されてこそ海賊版なのであって、現行法で十分取り締まれる。

販売されてる時点で捜査・逮捕すれば済む話。

非申告化は非常に危険である。

以上の事から現行法を維持し、コピー品の販売摘発強化のみするべきだ。

まず、「青少年の健全育成」や「児童の人権保護」を口実とした表現の規制には一創作者として断固として反対する。

最近政府与党を中心として青少年健全育成の名の下に今は各自治体の自主的な判断に任されている青少年健全育成の条例を法律で強制してしまおうという動きがある。しかも違反した場合は最高で懲役刑と言う非常に厳しい罰則だ。また、日本ユニセフ協会を中心として架空の子どもに見えるキャラクターを「準児童ポルノ」として規制しようという動きがあるが、このような動きはキャラクター、特にデフォルメのきついマンガ絵の場合は区別が付きづらい理由から検閲団体を作ってチェックしようという流れになってしまう。それは憲法で禁止されている検閲に該当するし、そもそもそういうことやってしまっただけでは創作に対する弾圧と弾圧による表現活動全体への萎縮に繋がり、新しい産業として芽生えてきたはずのコンテンツ産業の芽が摘まれ、コンテンツ文化そのものが減ってしまう。

このような流れの背景にはおそらく自分たちの不愉快な表現をなくしたいと言う考えがありそれ故に法律でもいいのでなくして欲しいと言う考えがあると思うが近年の異なる考えを尊重し共生をうたう社会においてはあまりにも前近代的な考えでしかない。

今回の日本ユニセフ協会が推し進めている表現規制推進キャンペーンのようにコンテンツ文化の芽が詰まれないようにするには異なる考えや表現に対して互いに尊重し理解を促し、自分に合わない表現であれば無理に自分からアクセスしないと云った教育を進めていくとともに、業界が主体となって自主的に年齢にあわせた作品の年齢区分、販売区分を進め促していくのが良いのではないだろうか？。

ダウンロードの違法化に関しては海賊版対策とは言うが海外への流通はともかくとしても国内に流通する背景としてあるテレビ番組がある地域では放映されていても他の地域では放映されないと言う放送番組の地域格差と言う問題があり、それを解決しない限りは国内のでのコンテンツ流通と言う点では違法化しても意味が無いのではないか？。ゆえにダウンロードの違法化を行うよりもまずは広い形で流通しやすいように著作権等のコンテンツ流通等の整備を行い放送番組の地域格差の解消を行うのが先決だ。また音楽流通に関しても CCCD のように業界のみの視点で推した結果、音楽業界の著しい衰退を招いた事実を認識できるなら、業界はより消費者に目線を考えない限りはいくら違法化しても意味がなくなってしまう。どちらにしてもあまりに即急なダウンロード違法化には賛成できない。

著作物の非親告罪化に関しては本来だったら権利者の裁量に任せるべき著作権侵害の問題を警察等に丸投げしてしまう事になる。それは明らかに権利者側の怠惰であるとともに警察の運用では恣意的かつ主観的な運用が行われてしまい多くの冤罪を生む危険性が高いだけではなく、著作物の二次創作作品に対する萎縮にもつながりかねない。特にマンガやアニメの場合、作品のファン同士による作品の二次創作作品がコンテンツ文化を支える側面は大きいしそこから生まれた作品も多数存在する。もちろん元の作品のイメージを大きく損なうような行為は罰せられてしかるべきだが、これも権利者の自主的な裁量に任せるべきで警察をはじめとする行政が積極的に介入する領域ではない。

日本のコンテンツ文化は自由な風土があったからこそ大国とまで言われるほどに発展したという側面がある。もちろん輸出産業としてみるなら輸出する先の国によってはそぐわない表現もある以上は配慮する必要もあるかもしれないし、それ故に表現を規制しようという意見もあるのだろうがそれはコンテンツを輸出する製作者側と輸入先が決める事であって国が安易に表現に対して介入する事はコンテンツ大国の芽を摘む行為である事を自覚してもらいたい。

少し前に意見を出しましたが、追加させていただきます。

著作権違反の非親告罪化については、絶対反対します。

ソフトウェアの違法コピーというだけならまだしも、創作物についてはパロディやオマージュなどの表現方法があり、それは著作権を持つ人が判断すべきです。

	著作権の扱いは警察機関が判断するものではなく、著作権者が判断すべきといえます。
258	<p>現在検討中の項目を見ていたが、行政主導のフィルタリング、ダウンロード違法化、表現規制等国民(一般のユーザー)の自由を縛るようなものが多い。</p> <p>行政主体のフィルタリングだが、本来であれば、親や事業者が判断して実施するものである。現実に政党のページや天気予報等も見れなくなり、自治体の緊急災害情報まで見れなくなっている。このような弊害がおきているにも関わらず、なぜ一律に規制する必要があるのか？</p> <p>SNS サービス、掲示板、ブログにも影響が出ている。一歩間違えば検閲にもつながりかねない。</p> <p>ダウンロード違法化だが、これも問題が大きい。WEB サイトを見ると必ずファイルをダウンロードする(キャッシュになる)。また、適法マークを用意する(権利者団体は言っている)とはいつているが、オリジナルを発表しても適法マークが無いだけでユーザーが萎縮する恐れもある。本来はアップロード側を取り締まるべきなのに対応方法が逆ではないだろうか。</p> <p>表現規制に関しては完全に憲法違反としか言いようが無い。その上、マンガ、アニメゲームは規制して、なぜドラマ、映画は規制しないという状態だがこれではコンテンツ振興なのか規制なのかははっきりしない。本来は事業者の自主的なゾーニングによって実施されるべきものである。</p> <p>全体を見てみるとこれからは国民が全員クリエイターという世の中なのに、クリエイターは一部の限られた人だけという考え方が見られる。現在は誰もが自分を表現する時代である。既得権や旧来の表現方法にとらわれず、その力を最大限に引き出すべきではないだろうか。</p>
259	<p>知的財産推進計画に対して以下のような意見をさせて頂く。</p> <p>> (5) 著作権法における親告罪見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> > 海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている、重大かつ悪質な > 著作権侵害等事犯が多発していることも踏まえ、海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて、2007 年度中に非 > 親告罪の範囲拡大を含め見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。 > (警察庁、法務省、文部科学省) <p>これは創作をしたことがない人が考えた欠陥法だ。</p> <p>非親告罪になればパロディ、オマージュなど過去の作品を参考にした創作が一切できなくなる。</p> <p>いったい何時誰に告発されるか分かったものではない、そしてこの法律は警察の主観による捜査に必ず利用される、何時でも好きな時に逮捕したいという欲望の表れだ。</p> <p>権利者が許可していても全くの他者が一方的に告発できる、いったい誰の為の著作権法なのか、著作権法は権利者とは全く関係ない人や警察の為に有る法ではない。</p> <p>非親告罪では怖くて創作活動などできなくなる。</p> <p>この法律は強力な萎縮効果を持っている、容易にコンテンツ衰退を予見できる、創作に携わる者への人権侵害を発生させるような法律を通させる訳には行きません。</p> <p>著作権法を非親告罪にすることは、コンテンツを発展させるどころか衰退させます。</p> <p>この案は密告社会、監視社会に繋がる悪法です。</p> <p>>6, 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> > i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの > 指摘があることを踏まえ、2007 年度も引き続き「映像コンテンツ倫理 > 連絡会議」における取組など、有害なコンテンツから青少年を守るための > 業界による自主的な取組を促進するとともに、ゲームの対象年齢を表示する > レーティング制度の普及等を促進する。

(警察庁、文部科学省、経済産業省)

>
>

> ii) インターネット上の違法・有害情報の増大に対処するため、2007 年
> 度も引き続き、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよ
> う、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示す
> る仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組を支援する。

(総務省)

未だに、ミスリードや表現の萎縮を招く“有害”や“悪影響”という単語が残っている
ことに疑念がある。

これだけ数多くの批判がありながら使用しているということは、確信犯としてミスリード
や表現萎縮効果を狙ってるとしか思えない、いったいどこまで狡猾なのかと疑いたくなる。

> 一部コンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの

> 指摘がある

指摘とは個人の主観で行われるものであって、悪影響があるという客観的な研究結果で
はない。

そして研究結果によればゲームの悪影響は否定されている、悪影響の証拠は欠片も見つ
からなかったと出ている。

客観的事実が無いものを政策に盛り込まないでもらいたい、表現の萎縮を招くうえに
税金の無駄使いです。

> 映像コンテンツ倫理連絡会議

なぜ国家主導の倫理審査会があるのか不思議でならない。

倫理観というものは個人の内心にあるもので、国家が外側から一方的に決めるものでは
ありません。

それとも戦前の内務省のように、この審査会に怒られない様にびくびくしながら表現活動
をしるとでも言うのでしょうか。

> 有害なコンテンツから青少年を守るための

身体精神に有害なコンテンツなど存在しません、同時に無害なコンテンツ、有益な
コンテンツも存在しません。

害があると断定するならば、まずメタミッドホス並の有害性を科学的に立証しなければ
ならない、だがそんなデータは存在しない。

有害と言う単語は全く実態を表していない、有害と聞いた国民は「有害なモノは

撲滅しよう」と考えるもの、国民を誤解させミスリードを招く単語は使うべきではない。

コンテンツ(情報)とはニュートラルなもので、受け取る側の考え一つでどのような結果
にも変化します、健全なコンテンツに見えても受け取る者しだいで変わってくる。

コンテンツとは単なる娯楽であり、お上が大上段から有害だの有益だの意味を求めては
ならない、これは受け取る消費者個人の価値観にまかせる問題だ。

> 業界による自主的な取組を促進するとともに、ゲームの対象年齢を表示す

> るレーティング制度の普及等を促進する。

テレビゲームのレーティング表示はすでに普及している。

いい加減、国家(公権力)が表現内容に介入するのはやめなさい、この行為がどれだけ
の萎縮効果があるのか自覚は無いのか。

国家による介入が表現の幅を狭め、価値観の多様性への対応を困難にしていることを
自覚しなさい、コンテンツ産業衰退に繋がりますよ。

> インターネット上の違法情報の増大に対処するため、2007 年

> 度も引き続き、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよ

>う

これは何かの冗談ですか？

サイト内に違法情報がある事をサイト運営者が事前に知らせるようにしようという事だろうが、そんな犯罪者がどこにいるのですか。

これはネット利用者やネット事業者に対して、違法情報を発見したら警察に通報するように広報する問題ではないのですか。

違法情報を発見したら警察に通報しますから、警察は裏金事件や冤罪事件、恣意的捜査などの警察への信頼を失墜させるような問題を起こさないで下さい。

国民の信頼がなければ通報など集まりません、おかしい警察とは関わりあいになりたくないと思わせてしまうだけです。

後は、通報を受けた警察が違法情報発信者を特定する捜査技術の問題です。

>インターネット上の有害情報の増大に対処するため、2007年

>度も引き続き、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよ

>う、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示す

>る仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組を支援する。

先にも申し上げたが有害という単語は使うべきではない。

まだマーク制度を考えているようだが、どうやって表現レベルを測定できるような明確な基準を設定するつもりなのか疑問だ。

難しい事をやれやれと催促されても無駄な萎縮を招くだけです、せいぜい成人向けと一般向けなど大雑把な区別くらいだ、だがこれはすでに大抵のサイトで行われている。自主的な取組を支援するという言葉が、公的規制ではないと主張するため便利に使われている、支援(催促)された時点ですでに自主的ではなくなる、自主規制の強制をしてはなりません。

児童ポルノ禁止法改正案について

今、コンテンツ産業に致命的なダメージを与えかねない法律が検討されています。

それが児童ポルノ禁止法改正案です。

漫画、アニメ、ゲームをも禁止対象に盛り込めば数々の問題が発生します。

この法案は成人向けコンテンツを児童ポルノとして規制するものです、フィクションの漫画、アニメ、ゲームの登場キャラクターは架空の存在であり実在しない、児童ポルノ法は実在する児童の保護を目的とした法律であり、架空のキャラクターを保護する為の法律ではありません。

架空のキャラクターは人ではないので加害者にも被害者にもなりません。

そして性表現が性犯罪の原因なるという科学的根拠や統計データは存在しない、そんな証拠は欠片も見つからなかったと研究結果が示している。

加害行為をしていない者に刑事責任を求め刑事罰を与える正当性が全く無い。

無実の人間に刑事罰を与えられる法律は欠陥法です。

規制されればコンテンツ製作に携わる者を失業に追い込み給与収入を奪い、性犯罪者のレッテルを貼り、家庭や生活は破壊され二度と立ち上がれないほどの社会的制裁を受ける事になる。

国家は国民の生活を守ると宣言しておきながら、生活を破壊する法律を制定するのですか。

日本に着いたらまず秋葉原に行こうという外国人観光客も多く、秋葉原のコンテンツ目当ての外国人観光客も増えてきました。

そこで観光立国日本を目指し観光庁を設置した国土交通省は外国人観光客 1000万人誘致を目指すと宣言した。

この児童ポルノ法が制定されれば秋葉原からゲーム、漫画、アニメは殆ど消えて無くなる

事でしょう、外国人観光客は増えるどころか激減します、これは冗談などではありません。成人向けのコンテンツを禁止すれば、引きずられるように一般向けコンテンツも消えて行く。つまりクリエイターで食っていく事が出来なくなるという事です。

海外でも通用するようなクリエイターは早々育ちません、裾野が広くなければ才能を持った若者がコンテンツ製作の現場に入っていく事すら難しくなります。

これでは海外との競争で致命的な遅れを取る事になる、外貨獲得などできるはずもない。フィクション規制はどんな小さなものであっても萎縮や衰退を招きます、規制は許されないのです。

これは無実の者を逮捕できる様にし社会的に抹殺しようという人権侵害法です。

単純所持規制についても触れておきます

情報を所持している側に罪名を付け取り締まる条項を入れれば、容易に冤罪を発生させる欠陥法になります。

そして、この法案はインターネットの機能そのものを否定する事になりかねない。

まず第一に、誰でも問題の画像をダウンロードしてしまう可能性がある。

たとえ意図がなくても不可抗力で所持してしまうことが容易に発生するのがインターネットなのです。

情報というものは児童ポルノに限らず何時何処で入手してしまうか分からない。

第二に、他人を陥れたい者が容易に犯行に及ぶ事が可能です。

ネット上にトラップを仕掛けワンクリック詐欺のごとくダウンロードさせたり、また迷惑メールで送り込む事も容易です。

アメリカでは警察が児童ポルノのトラップリンクを貼り、罪を犯していない者にわざわざ罪を犯させ犯罪者に仕立て上げ検挙するという暴挙に出ています。

これでは怖くてリンクをクリックできません、インターネットの意味がなくなる。

第三に、所持しているとの疑いが掛かれれば、所持の事実がなくても事情聴取や家宅捜査が行われる。

これは検挙される如何に関わらず、捜査を受けたという事実が性犯罪者だという社会的制裁になります。

第四に、犯罪とは無縁の画像まで法の適用範囲に入ってくる。

子供の成長記録や自分自身の幼い頃の写真の中に全裸、半裸、水着姿、下着姿の写真があった場合は適用対象です。

どこの家庭にも幼児の入浴の写真やプールや海に行った思い出の写真の一つや二つはあるものです、加害行為をしていないものまで適用範囲に入ってくる法は欠陥法だ。

第五に、18歳未満の児童が自分で自分を撮影しただけでも適用範囲に入ってしまう。

例えば、16歳の妻と18歳の夫が自分達で楽しむ為だけに性行為を撮影した場合にも適用され、この夫婦は検挙対象になります。

実際アメリカでは似たような事例で逮捕された者もいます。

デジタルカメラやカメラ付き携帯がこれだけ普及している昨今、18歳未満であれば、たった一人での撮影も容易に可能です。

加害者と被害者が同一人物になってしまう刑法は異常です。

これは個人のプライバシーの領域にまで入り込み、全く犯罪性もないのに取り締まろうというものです。

所持状況に適用除外を入れるという話もありますが、所持している側に法を適用しようと考えている時点で冤罪が容易に発生する事には変わりない。

それは所持している者を、どのような状況で所持したのか客観的に立証し区別するのは困難だからです、立証できない以上 所持者の自白だのみの捜査にならざるを得ない、

これでは痴漢冤罪事件の様に自白強要から容易に冤罪が発生する。
 情報というものは努力で所持を防ぐことが出来るようなものではない、被害児童のケアは
 人権侵害が発生しない方法で考えられるべきです。
 そして最大の問題点は、アニメ漫画ゲームと単純所持規制と限り無く適用範囲が広範に
 なった法を捜査機関である警察が完全に恣意的に運用できる事です、定義が全くありま
 せんから恣意的に運用する以外この法を運用する事ができません。
 主観で主観を取り締まる法律などあってはならない、これは思想統制です。
 ホットラインセンター
 今回の児童ポルノ法改正を要求をしている機関の一つに、ネットコンテンツと関わりが深い
 ホットラインセンターがありますので意見させていただきます。
 警察から委託を受け公的な行政業務の一端を担っているこの組織が政治活動をしている事が
 甚だ疑問です、この組織は通報受付のみが業務のはずです。
 先日、吉川誠司氏がテレビ出演し規制強化を訴えていた、いったいなんの権限があつて
 このような活動を行っているのですか。
 税金を使った世論の自作自演としか言い様がない、これは国土交通省と道を語る女性の会
 との構図に良く似ている。
 古今東西、表現規制を強化することで産業が発展した試しは一度も無い、科学技術でさえ
 例外ではなかった。
 知的財産推進という御旗を掲げながらなぜ衰退させる規制強化案ばかりなのか、本当に
 コンテンツ発展を考えているのか、実はコンテンツ発展などどうでもよくて単に規制利権
 が欲しいだけなのではないかと疑いたくなる。
 規制を緩和し国際競争力を高めていかない限り日本のコンテンツ産業は落ちぶれて行く
 だけです。
 客観的根拠のない法規制は表現の自由の侵害です、これは同時に人権侵害でもあります。
 コンテンツ発展の道を遮るのではなく、道を開けてもらいたい。

260 著作権の捜査の非親告化には反対です。著作権が誰でも創作した段階で発生する以上
 国家が捜査を自主的にやるとなると、「公平に全ての著作物に」対してやらないと筋が通り
 ません。その為の予算、人員、を考えると途方も無いレベルの話になります。また、仮に
 やるとしても大企業の目立つ著作物のみ重点的に取り締まる事になるのが現実的な対応で
 しょうが、それですと「国家が、ある特定私企業の警備役をやる」ことになるので問題です。
 著作権の啓蒙活動について。
 これはここで行政に対して書くことでもないかもしれませんが、著作物の啓蒙活動は曰く
 「コピーは駄目」「人に与えるのは駄目」という、「駄目」とか「禁止」とか「違法です」とか
 …勿論法律として合っている内容なのですが、駄目駄目言っているだけの様な気がします。
 もっと、手軽に著作物に金を払えるような啓蒙活動をしてはどうでしょうか？
 例えば正月、或いは年末に「お年玉の内、一万円をネット口座に貯金しよう！」と、中高生に
 向けて、ネット口座に一万円を貯金する事を推奨してはどうでしょう。
 ～賢いお年玉の使い方、一万円キャンペーン～
 「お年玉の使い道に迷っているアナタ、とりあえず一万円をネット口座に貯金しませんか？
 ネット口座なら音楽やソフトの購入にとっても便利。一万円なら大体数十曲は購入できますよ。
 ラジオやTV、街中やネットで試聴した音楽をいち早く購入して流行の先端に乗ろう！
 勿論使わなければそのまま貯金になるのでお年玉の無駄遣いになりません！
 ○○銀行では1月10日までの間に新規一万円以上の口座を作った方に抽選でステキな
 プレゼントが当たります！今すぐ貯金してプレゼントをゲットしよう！」
 という感じで、です。

	<p>また、時々思いますのは、手軽に近所の自販機に硬貨を入れるように著作物が購入できたら違法ダウンロードが減るかもしれないと思います。妄想としてはPCに硬貨入れが有ってそれで購入できたら…とも思います。現実的には、例えばタバコの自販機が電子マネー対応になります、あのような形で24時間街中で手軽にチャージできて、口座を作る事無くプリペイドカードスタイルで出来たら理想だとも思います。勿論セキュリティとか、その絡みでチャージ限度額の設定とかが必要でしょうが。</p>
261	<p>(1)「第2章 3. (5)著作権法における親告罪を見直す」について [意見] 削除すべきだと思います。 著作権の侵害は、非常にグレーゾーンが多い。そのため、侵害かどうかは著作権者でなければ判断できないと考えます。 また、著作権者が黙認しているケースもあり、一律に非親告罪化すると文化の発展に悪影響を与えることになると思います。 また、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で、非親告罪化は妥当でないという意見が大勢であることを考えるとこの項目は、削除するほうがよいと思います。</p> <p>(2)「第4章 I. 1. (1)(3)違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する」について [意見] 違法サイトからの私的複製を著作権法30条の範囲外とする検討がなされているが、明らかに行き過ぎであると考えます。そのため検討項目からはずすべきです。 理由として次のことが挙げられます。 ・違法サイトからのダウンロードしていることを把握するのは、かなり難しいと思います。そのため、この対応は実効性に乏しく結果として、対費用効果が薄すぎます。 ・アップロードを取り締まる方がはるかに効率がよいと思います。送信化可能権があるのにそれを著作権者が行使した件数も少なく有効活用されていないことを考えると、まずアップロードサイトのなくす対策を実施したほうが今後のためによいと思います。 対策の方法があるのに対策をとっていない状態で、法改正を求めるなんて、あきらかに著作権者側の怠慢だと思います。</p> <p>(3)「第4章 I. (2)(6) iii 著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2007年度中に一定の結論を得る。」について [意見] 保護期間延長については、すべての著作物について一律で延長することに反対します。 著作者の死後50年後の時点で入手可能な著作物は、わずかしかなかったりしません。 そうなると延長するところで、世に出てなくなる著作物の方が多いことになります。 今でも、お蔵入りしている著作物が多い中でいたずらに延長することは、結果として新たな創作を促進しないし、国民がたくさんの文化に触れる機会を奪う結果になります。</p> <p>(4)「第4章 I. (3)(6)音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する」について [意見] 音楽用CDについては再販売価格維持制度の対象外にすべきだと思います。 輸入権とあわせると二重に保護されているため、価格競争が発生しないため、結果として価格が高いままとなっているためです。娯楽が多様化して音楽CDの売り上げが落ちてきている状況で今のままの商売をしていたら、結局、産業自体が衰退することになります。 過剰な保護ではなく、競争を促進する政策を実行すべきです。</p> <p>(5)その他</p>

	<p>[意見]</p> <p>著作権法に関係する検討項目については、所轄官庁である文化庁だけにまかせず、知的財産推進本部に著作権検討委員会を設け事務局として総務省・経済産業省・文化庁の合同で事務局を設置し、検討をすすめるべきだと思います。</p> <p>現状は、著作権にかかわる官庁が複数あり、文化庁以外の官庁の政策と不一致が生じています。たとえば、総務省では放送と通信とを融合し、法律を縦割りから水平にする案を検討しているが、その政策は、著作権法を担当する文化庁では、検討のかけらもありません。あまりに非効率であるため、複数の省庁をまたがるプロジェクトチームを作成すべきだと思います。</p>
262	<p>「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見について</p> <p>P63「著作権法における親告罪を見直す」について</p> <p>著作権の非親告罪化には反対である。</p> <p>一般的なイメージとしては「海賊版」＝「本物と同一なコピー商品」と考えるが、法律上は必ずしもそうではない。「海賊版」の定義や範囲が明らかでない以上、少なくとも一律に著作権を非親告罪化することには反対せざるをえない。小説や漫画のファンが描いた似顔絵やパロディ、いわゆるお絵かき掲示板すら違法とされかねないことが、必要であり適当とであるとは思えず、著作権者の利益を守ることにもつながるとは考えられない。むしろネットなどの「ロコミ」的な宣伝効果を阻害するものである。また、悪意のある人間によっていたずらにいいがかり的な訴訟を乱発される可能性があり、表現全体の萎縮にもつながる。</p> <p>P90「③違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する」について</p> <p>何をもって違法とするかが曖昧であるコンテンツもあり、違法送信からの個人の複製を違法とすることに対しても、いたずらに規制を強める前に、インターネットに適した合法的かつ使い勝手の良い著作物の利用方法を提供することをユーザー側の視点を取り入れて考えていただきたい。そもそも知的財産やコンテンツパワーというものは裾野の広い玉石混合の中からこそ優れたものが生まれる。表現を一面的な見方でいたずらに規制することは結果として著しくマイナスの結果しか生まれないと考える。</p>
263	<p>自分は音楽ユーザー兼クリエイター(パソコン上で音楽を制作)です。</p> <p>数年前、ホームページ上で音楽配信するためにJASRACに登録しました。約1年後、ホームページを閉鎖し、JASRAC登録も抹消しています。</p> <p>JASRACの管理能力を確認するため、登録抹消後もしばらく(かなりの長期間にわたり)ホームページをそのまま放置していたのですが、一向にページを削除される様子もなければ、削除するよう警告もありませんでした。</p> <p>これでは約1年間まじめに支払ってきたのはなんだったのかと思います。</p> <p>さて、ホームページを閉鎖した理由は、某企業サイトで、無料で音楽をアップロードできる仕組みが作られていることを知ったためです。</p> <p>こちらでは使用する音楽を企業経由でJASRACに報告し、企業は広告収入からJASRACに著作物使用料を払うという仕組みになっていたように記憶しています。</p> <p>たまたまJASRAC管理楽曲ではない音楽を使用申請したところ、最初の数回はきちんと審査で振り落としされていたのですが、1年くらい経過した頃から、まるで無審査では、と思われるくらい何でも通過してしまうようになりました。つまり、企業が支払った著作物使用料は、自分が使用した音楽とはまったく無関係の著作権者に支払われたということになります。</p> <p>そちらの企業サイトも今は使っていないので、現在どういう状況にあるのかは分かりません。</p> <p>今は本業が忙しく、音楽制作からはしばらく離れているのですが、自分の後輩のような位置にいるクリエイターは、今は動画投稿サイトで活躍しているようです。</p> <p>いくつかの動画投稿サイトがJASRACと契約したというニュースを聞きました。</p> <p>動画投稿サイトからの収入を、JASRACがきちんと精査して権利者に支払っているか、はなはだ</p>

疑問です。

動画投稿サイトが正確に申告していない可能性もあります。申告のあった楽曲リストが間違っている可能性もあります。楽曲リストに、JASRAC 管理楽曲でない楽曲が混ざっている可能性もあります。JASRAC が管理していない“同一性保持権を侵害している作品”をきちんとはじいているのかはまったく信頼できません。

以上を踏まえ、自分から以下のとおり提言します。

第一の提言は、JASRAC の管理力はまったく不十分であり、本来の著作権者が受けるべき利益を得られずまたは受けるべきでない利益を受けてしまっている例が数多くあると予測でき、これは是正されるべきと考えます。

第二の提言は、JASRAC の管理機能を是正しきちんと稼働させるためには、現状ではまったく人員不足で、ますますネットワークが普及した現在では、数倍～数十倍の経費が必要だと思われる。

第三の提言は、そのような経費をユーザーに負担させるのはおかしく、むしろ権利管理費用は全額権利者が負担すべきと考えます。自分の権利を管理もできないのに、権利主張だけするのは、まったくおかしいことです。例えるならば、自転車に鍵もかけず放置すれば盗まれて当然ということです。(別に自転車泥棒を肯定するわけではありません)

クリエイターとビジネスが身を切って権利管理しなければ、まじめに対価を払うユーザーばかりがバカを見ます。

ネットワークの発展の恩恵をユーザーもクリエイターもビジネスも同じように受けているのであれば、マイナス面もユーザー・クリエイター・ビジネスで平等に受けるべきです。

最後に余談ですが、クリエイターとしての自分は、権利管理のためにお金を払うのはバカバカしいので、自分の著作物を誰にどのように使ってもらっても構わないと考えています。

(余談の余談ですが、誰がどのように使っても構わないとはいえ、もし誰かが独占して他人に使わせないようなことがあれば、非常に不愉快に感じるでしょう)

264	<p>■P.63 「第2章 知的財産の保護」→「Ⅱ. 模倣品・海賊版対策を強化する」→「3. 国内での取締りを強化する」→「(5) 著作権法における親告罪を見直す」に対する意見</p> <p>著作権侵害行為の非親告罪化については、どのような範囲であれ強く反対します。</p> <p>著作権分科会法制問題小委員会でも「慎重に検討することが必要」という結論が報告されたようですが、それをふまえ、知的財産推進計画 2007 の見直し時には、検討課題から外す方向を期待します。</p> <p>■P.90 「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」→「Ⅰ. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する」→「1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する」→「(1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る」→「○3 違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する」に対する意見</p> <p>昨年度の文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会において、ダウンロード違法化について実際に検討を行い、年度末に経過報告を行ったようですが、議論が稚拙かつ拙速であり、またパブリックコメントの結果も反映されていない、極めて不満足なものでした。</p> <p>本件に関しては、パブリックコメントの結果、「違法サイト」と称するインターネット上のリソースから何らかのファイルをダウンロードする行為が違法とされること(以下「ダウンロード違法化」)に反対する意見が全体(約 8,700 件)の 8 割近くを占めており、国民からの強い反対の声が寄せられています。また、委員からも送信可能化権等で対応可能であり、利用者保護の観点から強く反対する意見も出ています。</p> <p>万が一「ダウンロード違法化」が(たとえ罰則なしであったとしても)法に組み込まれてしまった場合、インターネット上での国民のコンテンツ創作・利用活動を大幅に萎縮させるほか、国民の知る権利や表現の自由を侵すものとなり得るため、憲法違反の疑いもあります。</p>
-----	---

また、現時点で議論されている「違法サイト」「情を知った上でのダウンロード」に関する要件についても、インターネットの性質上実現不可能であったり不可知であったりすることもあり、筋の良い議論であるとは言えません。このような状態で拙速に結論を得ることなど、望むべくもないと考えます。

知的財産推進計画 2007 の見直しにあたっては、強い反対の意見が多数存在することを踏まえ、「ダウンロード違法化」については慎重な上にも慎重な、長いスパンでの議論を行われるよう要求します。その際には、コンテンツ振興の両輪のひとつである利用者側の視点からの議論が行われることを強く要求します。

■P.91 「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」→「I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する」→「1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する」→「(2)クリエイターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める」→「〇6 私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る」に対する意見

議事録を読む限り、文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会においては、各委員のポジショントークの応報に終始し、実のある議論が成立していなかったように感じられました。ひとまずの結論として「将来的には廃止する方向で現状維持」といった、まさに玉虫色の報告がなされていたようですが、はたしてこの2年間の議論は何だったのかと虚しい気持ちになりました。

私的録音録画小委員会は本年度以降も設置されるようですが、真に抜本的な検討が行われることを願ってやみません。また、そのための適切な方向づけ、動機付けが知的財産推進計画に盛り込まれることを希望します。

■P.94 「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」→「I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する」→「1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する」→「(1)ビジネススキームを支える著作権制度を作る」→「〇6 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する」に対する意見

状況はまったく変化してしないようですので、以下に知的財産推進計画 2006 の見直し時の意見を再度ご送付します。

これ以上の著作物の保護期間の延長は百害あって一理もありません。はたして、自分の死後、孫の代まで権利が保護されることによって「ああよかった、これで創作活動に邁進できる」などと考えるクリエイターがどれほどいるのでしょうか。

100歩譲って、保護期間が本人の死後70年に延長されることでクリエイターの作品制作意欲が向上すると仮定した場合、それによって得られる「コンテンツ振興」の利益と、いわゆる Orphan Works 等の問題の大きさを比較しても問題点の方が勝るように思えてなりません。

さらに、著作物の保護期間の延長は、コンテンツのアーカイブ化の促進という理念とも相反します。

著作権(またはその枝分権)を保持する企業の収入ベースの安定化によって、クリエイターが間接的にインセンティブを得られる、などという論理は、中間搾取を行う企業の方便でありましょう。

また、著作者人格権は本件とは無関係であるはずなのに、それを混同した主張が(主に著作権者側で)行われているようですが、この点を明確にしつつ、論理的かつ科学的な議論が行われることを希望します。

■P.96 「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」→「I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する」→「1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する」→「(3)一般ユーザーがコンテンツを利用する環境を充実する」→「⑤音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する」に対する意見

音楽 CD の再販制度は、全国の小売店の店頭でのコンテンツの多様性を維持することに一定の役割を果たしてきましたが、インターネットでの CD 通販や音楽配信サイトの充実などによっ

て、その役割を終えようとしています。抜本的な見直しを希望します。

また、音楽CDのみならず、書籍や新聞の再販制度も役割が終わろうとしています。これらについても検討課題に加えていただけますようお願いいたします。

■P.96 「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」→「I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する」→「1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する」→「(3)一般ユーザーがコンテンツを利用する環境を充実する」→「⑥安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する」に対する意見

「子供の安全」といった、誰も反論できない美名のもと、表現の自由や知る権利を制限することには強く反対します。

ことに、携帯電話へのコンテンツフィルタリングの現状はあまりに「投網」が大きく、コンテンツの振興にはっきりと支障が生じています。また、そのフィルタを作成しているのが、事実上1社のみであり、不透明な経過でブラックリストが作成され、それを第三者が審議することもできない状況は非常に不健全です。

「違法」「有害」の定義は、専門家、および広く一般からの知恵を集め、民主的、科学的に行われなければなりません。また、それは継続して見直されていく性質のものでもあります。

知的財産推進計画2007の見直しにあたっては、ぜひそういった観点を導入していただき、真の意味で健全なコンテンツ利用環境について議論できるようにしていただきたいと思います。

■P.99 「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」→「I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する」→「2. 海外展開を促進する」→「(1)日本のコンテンツの強みを世界的に発揮する」→「⑧音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する」に対する意見

状況はまったく変化してしないようですので、以下に知的財産推進計画2006の見直し時の意見を再度ご送付します。

音楽レコードの還流防止措置に関しては、その運用が極めていいかげんな状況です。RIAJが自身で決めたガイドラインからの逸脱も多くあり、本来対象となるべきでない洋楽CDについても還流防止対象としてリストアップされるなど、正常な運用ができていないようです。

また、本来、海外市場において、国内音楽CDの正規ライセンス版をたくさん売するための法改正であるにもかかわらず、はたして現状でどのように販売数が増大し、利益が生じているのか、効果に疑問を感じます。導入時には、この法改正を希望したRIAJが国内CDの価格低下等の約束をしているにもかかわらず、それも実感できません。レコード業界や文化庁から騙されたような気持ちがあります。

知的財産推進計画2008では、音楽レコード還流防止措置は早急に見直しを行い、廃止の検討をお願いしたいと思います。

265	<p>(5)著作権法における親告罪を見直す</p> <p>上記の項について親告罪を被親告罪とすることに反対します。</p> <p>著作権の被親告罪化については一度2007年の小委員会で「不適當」との意見が出て一度立ち消えになっている前例が存在します。</p> <p>また、被親告罪化すれば著作権者が認める二次創作物も警察の摘発対象となる恐れが大きくコンテンツ産業そのものを衰退させる引き金にもなりかねません。</p> <p>被親告罪化する際の適用範囲も示されていない以上はその範囲は法律を運用する側の裁量に任せられると思いますので、その適用範囲が際限なく広がる事を考えると著作権の被親告罪化については到底賛成できるものではありません。</p> <p>見直しに関する意見については以上です</p>
266	<p>はっきり言って、今のコンテンツは量が多すぎる。</p> <p>金になるから企業はどんどん作らせるのだろうが、消費者は十分に消化できないまま次の作品が出てくる。</p>

	<p>消費者は(自分含め)馬鹿なのですぐに次の作品に飛びつくが、 いざ前の作品をもういちどじっくり味わおうとすると、絶版になっている。 前の作品を残しておくとし新しい作品が売れないから、だと思いが如何か。 業者が YouTube やニコニコや同人誌市場をメノカタキにするのも、 ひとつの作品をじっくり楽しませてしまうと次の作品が売れなくなるからでは？ などと疑ってしまう。 ひとつひとつの作品を長く大事にしてほしい。 そのためにもし国際競争力が落ちるならそれで構わないし、 作品を大切にしない事業者のひとつやふたつ潰れても構わない。</p>
267	<p>116 ページ(4)「日本の魅力発信について分野横断的な取り組みによる相乗効果を図る」に賛成 します アニメ・マンガといったコンテンツはもはや日本の文化であり、産業でもあります それらを生かして「日本」の魅力を世界に発信するのはとても有益なことであると思います。 古典を下敷きにしたまんが、日本だからこそ伝奇を基にしたアニメ等、「見た目にわかりやすく、 しかし奥が深い」もので日本をアピールできることは、とても誇らしいことです 一方で「アニメやマンガの性的・残虐な表現は子どもに悪影響を与える。よって、アニメやマンガ そのものを社会から排除すべき」といった意見も聞かれますが、コンテンツ産業の芽をつぶし、 またそれらの主張の本来の目的の青少年保護にも逆に悪影響を及ぼすため、こういった「もっと もらしい」意見にとられることのないようお願いしたいと思います。</p>
268	<p>・知的財産推進計画2007(H19.5.31) >第二章・Ⅱ・3.(1)《模倣品・海賊版 該当項目全体について、消費者が錯誤して購入することを目的とする海賊版商品と、いわゆる 二次著作物とを明確に分けるべきである。 前者には文化的発展の余地は乏しいが、後者は明らかに著作権法がその目的とする文化的発 展の一形態である。 両者を混同して取り締まることは著作権法の精神上、許されるものではない。 >第二章・Ⅱ・3.(2)《警察による取締りを強化する 志布志事件に代表される警察庁による傍若無人な振る舞いは全く以って目に余るものがあり、 時の法務大臣によれば、検察庁を含めた司法組織は冤罪を冤罪と認識していないとのことであ る。 この様な仕組みの現状に於いて、警察庁の権限は可能な限り縮小し、その違法な権力行使を徹 底的に監視する仕組みの構築こそが急務である。 仮に強化を行うのであれば、上記のような“警察庁に対する”強力な捜査権を持つ組織を構築 し、その後に行うべきである。 >第二章・Ⅱ・3.(5)《著作権法における親告罪を見直す 上述の様に、現状ではいわゆる海賊版と、二次著作物の区別がつけられておらず、管轄省庁で も両者の別について全く認識していない。 二次著作物に代表される、著作物の利用に於いて“違法”あるいは“脱法”に近い状態であった 場合でも、それが著作者・著作権者にとって財産上の不利益とならないことは著作権者自身が 言及しており、また、経済学的にも古くから知られている。 著作権者の大半が著作権法の財産権的側面のみを所有する以上、財産の侵害と“ならない”の であれば、そもそも罰する根拠が存在しない。 にも関わらず著作権法は異常に著作権者(著作者に在らず)の権限強化に偏向しており、現状 ではそういった正常な機能が失われている。 また、上述の通りわが国では残念ながら警察組織が国民としてとうてい信頼に足るとは想定でき</p>

ない状態にある。

このような状況に於いて、著作権法違反の非親告罪化を一律に認めれば、冤罪はもちろん、著作者・著作権者にとって被害が存在しないにも関わらず有罪となる健全な国民が量産されることになる。

よって、著作権法違反の非親告罪化は行うべきではない。

> 第四章・I・1.(1)・③ 《インターネット上の違法送信からの複製や海賊版CD・DVDからの複製を私的複製の許容範囲から除外する

上記内容を全て削除すべきである。

上記は正にコンピュータネットワークの仕組みを知らない文官が主張しそうな内容であるが、現状のコンピュータ及びネットワークの構造、通信の秘密保持といった前提を踏まえた場合、上記内容を違法とした際、現状のコンピュータユーザほぼ全てが犯罪者となる可能性が極めて高い。無論、実際の法の運用上はそれを咎め、実際に逮捕し加罰することは困難であるが、現在の日本警察のコンピュータ犯罪捜査能力及び公僕としての見識の不備を鑑みた場合、上記内容による『国民総犯罪者』状態が極めて恣意的に運用される可能性が高い。

まして、上記著作権法の非親告罪化と組み合わせれば、正に国民全員を有罪とできる警察独裁国家は必至となる。

ただでさえ国際的にみて異常な水準にある加罰主義に傾倒するわが国の警察庁に、いま以上に健全な国民生活を脅かす権限を与えるべきではない。

> 第四章・I・1.(1)・⑥ 《「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し等についての検討

民主主義社会に於いては消費者の権利こそ最大限に保護されるべき権利であり、現状の著作権者(著作者ではない)の権限強化に極端に傾倒している現状を逆に是正すべきである。

よって上述の通り、私的複製の範囲を狭めるべきではない。また、保護期間についても現状より短縮すべきである。

> 第四章・I・1.(2)・⑥

上述の通り、現状の異常に著作権者への優遇措置を一切排除し、文化的発展という著作権法本来の姿勢に立ち戻り、消費者にとって最も有利な状態を構築すべきである。

具体的には、著作権侵害に於ける損害額の科学的エビデンスに基づく算定義務を著作者に対し課す、保護期間を大幅に短縮する等となる。

・デジタル時代におけるコンテンツ振興のための総合的な方策について(案)2008年3月6日

> II・4.(2)・② 《有害な情報の排除

有害とは“害が有る”事を意味する日本語である。

ここで、何らかの情報やメディアが人間の心身に不可逆かつ重大な影響を与える、といった学説は100年近く以前から提唱されており、わが国でも警察庁・文部省を中心に信奉者が多い。

しかし、これは誰一人として証明に成功しておらず、むしろ真逆の結論が導き出された結果は無数に存在する。

また、統計的にも情報の発信の自由度が上がれば上がるほど社会的な治安が向上することは証明されており、逆に、自由度が低い国ほど治安が悪化する傾向が顕著であることも知られている。

よって、上記学説は宗教的な“俗説”であり、そもそも“有害”とする根拠が特定個人の倫理観以外に存在せず、排除の意味がない。

当然であるが、個人の倫理観を他人に強制する行為は完全に憲法に違反しており、それを行政が行うことは決して許されない。

何らかの情報を“有害”と称して排除を行うのであれば、まず、その有害性について証明し、それを排除した場合のメリットとデメリット、放置した場合のメリットとデメリットを科学的エビデンスに

	<p>基づいた検証を行い、その結果を公表したうえで実行すべきである。</p> <p>それが成されていない以上、“有害”と称する一切の情報について、その排除に関する全ての施策を提言すべきではない。</p>
269	<p>1)検索エンジンのキャッシュサーバ国内設置が可能なように同一性保持権の早急な緩和をすべきである。</p> <p>2)著作権保護期間を死後50年から70年に延ばすべきではない。外国は外国であり日本は日本でその功利を判断し決定すべき事項だと考える。また保護期間を過ぎた著作の再解釈による作品は元著作者への敬意を示すことになると思う。</p> <p>3)ネット以前の旧来の考え方をネット以後の考え方で再構築しないと、権利による文化的袋小路に行き詰るように感じる。</p>
270	<p>P65「著作権法における親告罪を見直す」について</p> <p>著作権違法行為の非親告罪化について強く疑問を感じます。それよりも著作権料を不当に搾取している団体や、諸外国による明らかな著作権侵害行為を厳しく取り締まるべきであると思います。それらの違法行為が無くなるだけでも、国内のクリエイターの多くの権利が守られるのではないのでしょうか。従って「外国市場対策の強化」の方がより急務であると思います。。国内で発見される侵害行為であれば、あくまでも著作者自身が違法であるか否かを判断すべきです。第三者による非親告罪化が適切であるとはいえません。</p> <p>P90「違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題」について</p> <p>これだけネットが発達した状況で、違法送信であるのか合法送信であるのかを適切に判断するのは極めて困難です。個人の著作物の利用を萎縮させないようにするのであれば、私的複製の許容範囲を明文化する必要はありません。また、私的複製さえも違法とするのであれば、第4章章題にうたう「コンテンツをいかした文化創造国家づくり」は不可能ではないのでしょうか。現在これだけデジタルコンテンツが発達した背景を考えれば、逆にコンテンツ産業は衰退していく恐れさえあります。</p> <p>上記二点が提出意見です。ご検討下さい。</p>
271	<p>(5)著作権法における親告罪を見直す (63 ページ)</p> <p>非親告罪化に反対します。</p> <p>一般的なネット利用者は、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを保有していたときに、自称弁護士が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識はありません。本当は違法でないにもかかわらず不安の念に駆られ、「和解金」を出してしまう可能性は十分あります。これは詐欺や恐喝行為を助長する法改正案と断じざるを得ません。</p> <p>3 違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する (90 ページ)</p> <p>ダウンロード違法化に反対します。</p> <p>ダウンロード違法化議論の前提としてある、違法にアップロードされたコンテンツの存在は、送信可能化権で規制できるはずで、今まで権利者がなぜ違法アップローダに対して十分な法的対策を取ってこなかったのかに疑問を感じざるを得ず、穿った見方をすればダウンロード違法化にまで議論が進むまで放置していたとさえ思えます。このようなバランスに疑問を呈される現行のものとして、貸与権があげられます。これは全ての著作物におよぶため、例えばレンタカーのエンジンに組み込まれているプログラム著作物の複製物にも貸与権が及ぶのかという問題があります。現実的には、メーカーがレンタカー会社を訴えることはないでしょうが、原理的には権利侵害が継続的に行われていることにかわりはありません。貸しレコードの規制が目的であったのに、すべての著作物に貸与権を与えるということで法制化されてしまったため、一般的に何の問題もない行動が結果的に無意識のうちに著作権侵害になっているという状況を生み出しています。ダウンロード違法化の導入は、問題が多すぎます。</p>

6 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する（94 ページ）

著作物保護期間の在り方について、期間の短縮を求めます。

すでに死後 50 年後まで守られているものをさらに延ばしても、本計画の意図する創造の意欲は高まらず、むしろ流通を害する阻害要因です。死後 70 年に延ばしたのはベルヌ条約加盟国の 3 分の 1 のみであり、アメリカでも古い作品は公表時の起算となっており、本当の死後 70 年を採用しているとは言えません。また、イギリスで隣接権の延長を断念したように、もはや期間長期化は世界的な潮流ではありません。生前の助成・振興を充実させて保護期間を短縮、後世の人々が積極的に利用できるような環境整備することが国益にかないます。

(3) バランスのとれたプロテクションシステムを採用する（105～106 ページ）

DVD レコーダーの販売量が予想より伸び悩んでいるのは、アナログのビデオテープと比べ利便性が損なわれるコピーワンスが原因です。

また、独禁法第 3 条で禁止されている私的独占が懸念される B-CAS が、公にその妥当性が議論されることなく事実上地上デジタル放送受信の義務となっているのは、大きな疑問です。株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズは、ほぼ全国民に近い世帯の情報を取得することになるため、個人情報保護に関する特別立法の必要すら感じます。

著作権管理のための技術的保護手段である DRM は常にプロテクト破りとのいたちごっこで、地上デジタル放送の CPRM も無効化する方法が入手可能となっています。

音楽業界では DRM フリーの楽曲販売が増加しており、文化庁によって文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会で示された、DRM の普及によって私的録音録画補償金が不要になるという見通しとは、違う方向に向かっています。

さらに、日本の著作権制度の中で、著作隣接権は諸外国と比べて強固なものになっています。これは、創作者と利用者が厳然と分けられていたため、情報の排他的利用を認めることが情報の創出を促すとされてきました。しかし今は、オープンソースやクリエイティブ・コモンズなどに代表されるように、情報を独占ではなく共有することで発展させ、創作者と利用者が不可分ということが当たり前になってきました。こういった状況下で、著作権の保護を理由に隣接権のあり方をそのままにするのは流通を阻害する要因で、まずはその範囲を諸外国並みに縮小する必要があります。

そこで、現状のようにプロテクションが存在することを前提にせず、その有無から検討するために著作権に縛られないテスト・マーケティングを实践、その結果から制度設計を行うことを提案します。

272 「知的財産推進計画2007」63 ページの「(5)著作権法における親告罪を見直す」についての意見

私は、著作権法における、非親告罪の範囲の拡大に反対する。

その理由の一つとして、同人誌など二次創作が違法とされてしまうのではないかと、という懸念があるからである。

そしてそのことは、日本の文化を大いに停滞させてしまう危険性がある。

例えば、日本最大の同人誌即売会である「コミックマーケット」は、2007 年 8 月に開催された「コミックマーケット 72」において、これまでで最大である、延べ 55 万人の入場者数を記録した。また、これより規模の小さい即売会も数多く開催されている。こうした即売会は、新しいプロを育てたり、参加者同士が交流したりする場として機能しており、それゆえに文化の発展に大いに寄与していると考えられる。そこで頒布されている同人誌の多くが、アニメや漫画などのキャラクターを借用した二次創作である。このような場合は、著作権法が親告罪であるがゆえに、権利保有者が黙認するという形で存在し得る。しかしながら、もし非親告罪となってしまうと、そうもいなくなる。また、同人誌だけでなく、インターネット上において、ファンがある特定の作品のキャラクターを描いてブログやホームページにアップロードするという形の、いわゆる「ファンサイト」も規制されてしま

	<p>うのではないかと危惧している。以上に述べた事態が起こってしまえば、人々の表現活動は萎縮し、それはとりもなおさず日本文化の衰退へと繋がるだろう。</p> <p>以上の理由から、二次創作の権利がしっかりと保障されない限り、非親告罪の範囲の拡大について、私は反対する。</p>
273	<p>著作権法非親告罪化に反対する。</p> <p>1;2007年10月に「著作権法の非親告罪化は一律は不適當」という小委員会中間まとめが公開された。</p> <p>http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/12/news109.html</p> <p>この「中間まとめ」で記されている「著作権非親告罪化は不適當である」根拠は説得的である。以下念のため引用する。</p> <p>〔以下引用〕</p> <p>(1)著作権侵害は、組織的な海賊版販売から論文の不適切な引用まで多様な形態がある上、「権利者が処罰するまでもないと許容しているような場合」も実態としてある。多様性や表現の自由を踏まえ、引き続き被害者の意志を尊重すべきだ</p> <p>(2)財産権と人格権では保護対象となる利益が異なる場合があり、人格権の侵害では訴追により被害者の不利益になる恐れがある場合もあり、財産権と分けて考えるべき</p> <p>(3)捜査実務上、親告罪であることが捜査の大きな障害になっているという認識はなく、被害者の協力や意向なしに訴追することは非常に難しく、非親告罪化で取り締まりが強化されるとは言いにくいのでは</p> <p>〔以上引用〕</p> <p>にもかかわらず、今回「著作権非親告罪化」を提言していることの意味が判らない。説得性もないし道理を欠いていると思われる。引用にすぎないものを「著作権違反だ」と警察が強弁し不当逮捕の道具とするだろうことを懸念危惧する。</p> <p>2;「海賊版」は現行の法律で対応可能なはずである。近年、現行法で対応可能なものを口実に、警察、とくに警察OBの竹花豊が、新規立法したがる例が多すぎる。警察が、天下り先「ホットラインセンター」などを設置する口実づくりに奔走し、市民の自由を食い物にするのを国民に承認させようとしているかのように見える。</p> <p>著作権の拡大強化は濫用しているアメリカにとっては国策的利益はあるかもしれないが、日本にとって国策的利益はないと判断する。重要な次期基幹産業であるオタク文化を警察が刈り取ってしまうことを懸念する。ならびに日本の文化活動全てに警察が過剰に介入する回路となることを強く懸念する。</p> <p>秋葉原で「オタク狩り」と呼ばれる職質を、わざわざ管轄を超えてまで繰り返す警察が、「著作権非親告罪化」という巨大なオモチャ、あるいは巨大な凶器を持ったとき、自制するとは思えない。日本近代史は日本警察が暴走した歴史を示している。]</p> <p>3;「著作権」の強化拡大を検討するのなら、「ジャングル大帝」の著作権違反をしているディズニー社を日本国はまず糾弾すべきであるのに、逆にアメリカによる内政干渉である「米国政府要望書」に従い日本国内統制をしようというのは全く筋が通らないと考える。</p> <p>日本政府は国益のために、アメリカによる内政干渉である「米国政府要望書」に抵抗すべきである。ハリウッドのライバルである日本のオタク産業を潰すことは国益に叶わないと考える。</p> <p>よって著作権法非親告罪化に反対する。</p>
274	<p>著作権法の非親告罪化に反対致します。</p> <p>まず、全ての文化は模倣を繰り返して成長してきたのであって、全くのゼロから生み出すことはまず不可能です。また、警察の恣意的な捜査を危惧するあまり、創作活動が極めて後ろ向きになり、文化の衰退を招くのは火を見るより明らかです。</p> <p>唯でさえ、警察による恣意的捜査が問題になっている現状ではとても認められません。</p>

275	<p>現在話し合われている児童ポルノ対策に関してですが、児童ポルノの根絶は大いにがんばっていただきたく思います。</p> <p>ただそこに漫画やゲームの規制を加えるようユニセフ(よく聞く国連のユニセフとは無関係らしいですが)が要求しているようですが断固反対です。</p> <p>漫画やゲームは日本の文化であり、これに規制を加えるということは表現の自由に対する侵害でもあります。</p> <p>漫画と犯罪との関連性も証明されていなく、何をもって 18 歳未満とするか定義も曖昧です。もしいじめっ子がプロレスの技をいじめられっ子にかけていたらプロレスを禁止するのでしょうか？</p> <p>また規制すれば犯罪が減るかと言えばそうではありません。</p> <p>現に児童ポルノ根絶を訴えるアメリカの性犯罪件数は日本とは比べ物になりません。</p> <p>日本は先進国一性犯罪が少ない国です。</p> <p>そんなことより、出会い系サイトの規制や性風俗の規制などもっとやるべきことはあると思います。</p> <p>どうかエセユニセフの馬鹿な要求に飲み込まれないでください</p>
276	<p>著作権法違反の非親告罪化と、児童ポルノの単純所持その他の禁止について不安があります。</p> <p>「A作品がB作品に似ている、故にA作品はB作品を盗作している「だろう」」</p> <p>という判断を警察のみで行い逮捕権限まで持たせる、</p> <p>という形になる事は、著作権者の意志意向が介在しない形であり、きわめて危険だと思います。</p> <p>また、完全なオリジナルの作品であっても、ある程度構成する要素を抽出していると、同傾向の作品であれば似てくるライン</p> <p>と、言うのが必ず存在するため、逮捕する為に理由をつけようと思えばいくらでも可能です。</p> <p>そのため、別件や検閲、「点数稼ぎ」での逮捕の理由に都合よく使われるだけの可能性が否定できません。</p> <p>また、</p> <p>現在、著作権の管理団体が、さも自分達が著作者であるかのような違法な権利を行使することが慣習になっており、</p> <p>作者自らが無料・再配付自由を公表しているにもかかわらず、勝手に使用料の徴収を行おうとしたり、</p> <p>自己利用であっても使用料を払わされる事に代表されるような、本来の権利者が正当な権利を主張、</p> <p>行使できないケースが少なからず存在し、使用料の支払いの実態も極めて不透明と言う実情があります。</p> <p>まず、こうしたずさんな管理制度のような事を規制する法整備が先ではないかと思われまし、</p> <p>こうした事を無視したまま非親告罪化のような議論を進めると、警察機関や著作権管理団体の勝手な理由によって、</p> <p>著作者の意向を無視した形にまで、違法な権力を行使する事を追認することになり、正当に機能することはないと思われまし。</p> <p>児童ポルノの単純所持規制の方でも、</p> <p>こちら単純所持にまで処罰を拡大することにより、処罰範囲が捜査機関の主観によりいくらかでも拡大する危険があります。</p> <p>単純所持規制を既に行っている国では冤罪、悪意での密告等で一般住民の社会生活が脅かされる事があり、</p> <p>それによる自殺者も多数出ている事により、逆にこのことが深刻な人権侵害として社会問題となっています。</p> <p>また、こうした規制論でよく引き合いに出される諸外国との比較ですが、</p>

	<p>宗教的背景や憲法が日本とは異なる事が前提な上、規制を行っているにもかかわらず、性犯罪の発生率が</p> <p>いずれも日本の数十倍にも達しており、また規制後も低下せずかえって増加傾向となってる国もあります。</p> <p>表現物への規制も、</p> <p>実在の「児童の人権」を過大解釈して、架空の人物にまで人権が適用できるように誤用したり、保護、取締りの主体を履き違えて論議するべきでは有りませんし、いたずらに適用範囲を押し広める事は、</p> <p>意味を曖昧にするだけでなく、本来の「実在の児童の権利保護」の目的すら曖昧となってしまう物ではないかと思います。</p> <p>仮に、実在の子供がモデルとなっていると推定されるとするなら、刑法での名誉毀損罪等を適用されるのが本来ではないかと思います。</p> <p>更に表現物に対しての規制は、ほとんどの国が憲法違反としています。</p> <p>「子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利条約の選択議定書」</p> <p>にも、単純所持や創造物にまで規制を義務づけるような条項は存在しません。</p> <p>「著作権保護」「(論理が飛躍した)子どもの権利保護」のお題目で、</p> <p>事実上検閲、言論&表現統制を容認しかねないことを、曖昧な議論のままや感情論で推進する事はきわめて危険ですし、</p> <p>諸外国から批判されている、悪名高い、「代用監獄制度」が解消されていないまま、警察にこれ以上の権力を与える事は、</p> <p>検閲、冤罪、密告等で一般国民を危険に晒し、また、戦前の特高警察のような高圧、威圧的な雰囲気によって、</p> <p>「自由かつ多彩な表現ができる」</p> <p>日本のコンテンツ産業を恐怖で抑圧し、不要に萎縮、衰退させる事にしかならないようにしか思えません。</p> <p>こうした事を良く検討しないまま、議論が進められている状況に強い不安と危機感を感じます。</p>
277	<p>「知的財産推進」と著作権法非親告罪化は相反する物で、国益を大いに損なうと思われます。</p> <p>現在の潮流において「海賊版」とされる知財は市場から敬遠されており、現行法においても対処は充分出来るものです。これ以上何を望むのでしょうか？</p> <p>私は昨年10月の「一律化不適當」と言う小委員会の結論を支持し、創作者の正当な権利の擁護を害する著作権法の一律非親告罪化に反対致します。</p>
278	<p>== 「著作権法における親告罪を見直す」について ==</p> <p>「海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている。」としている反面、非親告罪化による弊害については全く指摘されていないことは、一方の偏った意見のみを表明しており不適切と考えます。</p> <p>また、「海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているもの」という書き方についても、先に結論を得ている文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の結論を不用意に拡大しており、不適切です。そもそ</p>
279	<p>日本ユニセフが推進している児ポ法は、知的財産権をひどく侵害する可能性が高い法案です。</p> <p>また推進者である日本ユニセフの運営には批判も多く、信頼できない団体です。</p> <p>女性として、性を売り物にすることにはもちろん反対ですが、</p> <p>不快であるという感情論と、子供の人権と、法による権力が結びついてしまうのは</p>

	<p>危険です。</p> <p>これは、人権を守るのではなく、人権侵害を促進し、言論の自由を奪う可能性が十分に考えられます。</p> <p>これだけ天下りが問題になっているにも関わらず、日本ユニセフ、及び公明党は、新たな天下り機関創設のためにこの法案を提出しているのです。</p> <p>表現の自由、日本の知的財産の競争力を阻害する、天下り阻止、という観点から、この法案に反対します。</p>
280	<p>最近、言論や表現を規制したりとコンテンツ産業を衰退させかねない法案が出されていますが、それに断固反対します。</p> <p>過去の知的財産を処分・根絶・焚書しなければならないレベルの法案を平然と推進する人間がいることを思うと頭が痛くなります。</p> <p>これは表現・思想・言論といった内心の自由を侵す深刻な攻撃です。</p> <p>重大な人権侵害であり、戦前・戦中に大日本帝国が行った暴挙と同じです。</p> <p>「人権擁護」「児童ポルノ」「著作権侵害」といった言葉を利用して、日常社会へ検閲と監視を敷くような真似はやめていただきたい。</p> <p>価値観が違う外国と、精神的な自由まで足並みをそろえるのはおかしいです。</p> <p>どんな内容であれ、自分の考えや主張、空想やアイデアを人に提示して語り合えるのは素晴らしいことです。それが憲法で保証された自由なのです。</p> <p>コンテンツ産業はその為のコミュニケーションツールでもあり、自由な環境があってこそ需要が湧いてくるのです。</p> <p>また、クリエイターとユーザーの関係も一つのコミュニケーションです。自分の技術や感じ方、考え方を発表して反応や対価を貰う。そして、また作品を発表する。これは人間として当たり前の行為です。</p> <p>オタク産業には対人能力の低そうなイメージはありますが、創作は人と人が向きあう行為に繋がっているのです。</p> <p>フィクションの世界まで法律で規制されるようでは自由も人権も無視しているのと同じことです。</p> <p>おかしい政党や団体の煽動に乗らず、ユーザーやクリエイターの立場になって実際に製作現場を取材などした上で、しっかりとした産業発展と国民の自由を考えてください。</p>
281	<p>日本近代史は日本警察が暴走した歴史を示しています。</p> <p>よって</p> <p>著作権非親告罪化 及び 児童ポルノ単純所持禁止化</p> <p>に反対します</p>
282	<p>一般国民を危険に晒しコンテンツ産業を衰退させることに断固反対する。インターネットの可能性を著しく阻害すると思う。物事の発展の為には、光の部分と影の部分が必ず存在し、取り除いてしまえば、光も取り除かれてしまう。そのことにより、インターネットそのものが価値のないものになってしまう。また、ダウンロードを違法にしまうと、国民全員が犯罪者になってしまう可能性があり、警察に広範な裁量権が与えられてしまい、冤罪などが増えるのは目に見えている。</p> <p>著作権は、作者が作品を作ってこそ発生する権利であり、作者がどう考えるか、またどう処分し、許せないと思うのかを考えるのであり、作者が問題にしないものを、政府や警察が問題にするのは、お門違いであり、よけいなお世話である。警察は、あくまで作者が問題があると感じ、告訴があった時のみ動くべきである。私は、作者その者が、この違法化により、作品を作らなくなると思う。そもそも、本当にすばらしいソフトなら、正規品を購入し手元に置いておきたいと思う。それが複製品や、ダウンロードでいいと思うようなソフトは、正規品を購入したいと思わないのであり、お</p>

	<p>金を出してまで手に入れる価値がないのである。みんなが正規品を買おうと思うソフトを開発するべきであり、安易に規制をかけてコンテンツの衰退を起こすことなる、ダウンロードの違法化に断固反対する。</p>
283	<p>おかあさんにききました。 こういうものは、「親告罪」でないと 「表現の自由」にかかわるから、だめなんだって。 わたしも、そうおもいます。ママだいすきだから。 それから、「ホットライン運用ガイドライン」って、いまは 全然はっぴょうされてないんですね？おかしいです。どんなものが そうだんされているか、わからないのに。それをもとにして「これが悪い」と 言われても、すごくおかしいです。 おじさんたち、プリキュアをいじめないで。 パパやママをいじめないで。 そんなおじさんたち、だいきらい。うわ——————ん</p>
284	<p>著作権法違反の非親告化には反対です。 創作物を二次創作・パロディされることをよしとするか否かはあくまでもももとの著作者の意思に任されるべきであり、決して国家機関が干渉してよいものではないと考えます。</p>
285	<p>(1)ダウンロード違法化について ダウンロードの違法化に反対します。その理由は、「デジタルデータをダウンロードする」と一言で言っても、どこからどこまでが範囲となるか全く不明確となるためです。 これが有体物であれば、その物自体が違法であるか否かの判断はつくし、「所持」をしている状態も客観的に明らかであります。 しかしながら、無形物である「デジタルデータ」を「電気通信回線」を通じて「取得する」という行為は、有体物のように客観的に判断することが困難です。例えば、著作権法に違反する「画像」が貼り付けられているインターネットのサイトにアクセスした場合、その「画像」を自分のパソコンで表示するためには、「画像」のデータを自己のパソコンのメモリーに「ダウンロード」する必要があります。この時点で「画像」のデータは「ダウンロード」されるということになります。 このような場合にも著作権法違反が成立するとすると、ネットユーザーの多くが「犯罪者予備軍」と成ってしまいます。これでは、インターネットでホームページを閲覧すること自体を躊躇せざるを得ず、最終的には日本のネット産業全体を停滞させる原因と成りかねません。 一方では、「違法サイト」からのダウンロードを禁止するという考えもあるようですが、数え切れない程の数のホームページの適法性を「誰が」「どのように」「いかなる基準をもって」判断するか、ということを見ると、極めて現実性に乏しいと言わざるを得ません。 ダウンロードの規制については上記のような問題がある一方で、アップロードに対応した権利である「送信可能化権」がすでに著作権法に存在しております。現行の問題については、「送信可能化権」を厳正に適用することで対処可能であり、インターネット産業の衰退を招きかねないダウンロード規制を適用する必要性は、非常に乏しいと考えます。</p> <p>(2)著作権法における刑罰の非親告罪化について 著作権法における刑罰を非親告罪化に反対します。 著作権法第2条第1項第1号において、著作物とは、「思想感情を創作的に表したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定されております。すなわち、著作物とは「思想感情」を創作的に表したものであります。 同じ知的財産権である特許法においては、秘密保持命令違反を除き、刑罰は全て非親告罪とされております。特許法の保護対象である「発明」は、「自然法則を利用した技術的思想の創作</p>

	<p>であって高度のものをいう」とされており。ここで、吉藤幸朔著「特許法概説」において、「技術」とは、「一定の目的を達成するための具体的手段であって、産業上であると文化上であるとを問わず実際に利用することができるもの」であるとされており(p55)。従って、特許法における侵害罪が成立するか否かについては、対象物において実現されている「具体的手段」が、特許発明と同じであるか否かについて判断することができるため、外部からある程度客観的に判断することが可能です。</p> <p>ところが著作権法における「著作物」は、「思想感情」と言う個々人によって異なるものを対象としている以上、権利侵害に当たるか否かについての判断における客観性は、特許法と比較するとかなり下がると言わざるを得ません。このようなものを対象としている著作権法の刑罰を非親告罪とすることは、著作者本人は侵害されているとは思えないようなケースにおいても、第三者が侵害していると判断することで侵害罪が成立すると言う、本末転倒な結論を導くことに成りかねません。</p>
286	<p>著作権法非親告罪化に反対します。</p> <p>全ての文化的創作物の始まりは模倣から始まると言っても過言ではありません。絵画、イラストレーション、漫画では先人の手法を学び、なぞってみる事によってスキルを上げ、オリジナルを生み出して行きます。</p> <p>音楽も同じく先人の作った楽曲や手法をなぞる事によって新しい物を生み出し、技術を上げていこう。</p> <p>非親告罪化が実現すれば上記の行為も含めて全ての模倣や練習が違法になることも可能で、文化創作活動の大幅な妨げになります。</p> <p>また、いつ誰に何をもって申告されるか？どこまで似てれば申告されるかと考えるあまり本来の豊かな文化活動が大幅に萎縮される効果は避けられません。</p> <p>対立する団体同士での難癖目的での通報なども考えられます。</p> <p>海賊版や違法コピーに対しては現行法でも取り締まれる状態です。</p> <p>悪戯に国民同士での疑心暗鬼や監視、告発社会を誘発する可能性が極めて高い本件、著作権法非親告罪化には一国民として反対します。</p>
287	<p>著作権のような判断基準の不明瞭なものを非親告罪化することは権力による利権目当ての勝手な判断基準での犯罪への仕立て上げや権利者同士の私怨による潰しあいなど、悪用による文化の衰退しか見えません。</p> <p>ことに現在の報道の偏り具合などを考えれば尚のこと。</p> <p>私はこの文化を利権のタネとしか考えていないような法案には断固反対致します。</p>
288	<p>①フェアユースの概念の早期導入</p> <p>もし高層ビルの所有者が、建物の外観の撮影を一切禁じる権利を有したならば、一体どうなるでしょうか？ 町並ひとつまともに報道することができなくなるでしょう。</p> <p>現在の知的財産保護も同様な状況で、残念ながら権利保持者を過剰保護するあまりに競争力を削ぎ、結果的に新たなビジネスチャンスをも阻害してしまっています。</p> <p>コンテンツの価値を最大限に有効活用するには、その作品に魅力を感じる人達を一人でも多く掘り起こし、そのコミュニティでの熱い交流・議論を促進し、執着・所有欲を限界まで高めなくてはなりません。多チャンネルやWeb上で様々な娯楽が日々提供されている現在、もはやクローズドな文化には何一つ将来性はありません。</p> <p>著作権意識の低いアジア諸国において、自由なファンによる創作物への様々な支持活動が活発化し、Webなどのインフラが急速に普及して日本を凌駕するビジネスの土壌が育ってきている現実には、硬直思考の日本にとって実に皮肉な結果である、と言わざるを得ません。</p> <p>現在グレーゾーンにある動画配信、掲示板での画像のやり取り、ファンによる二次創作活動&</p>

	<p>編集・サンプリングによるパロディの制作&発信など、明らかにコンテンツ保持者のビジネス展開に有益となるこれらのファン活動については、フェアユースの観点から一刻も早くこれらを合法化しなくてはなりません。大切なのは如何にコンテンツの価値を高めていくかです。これこそが世界最先端のコンテンツ大国を実現する、唯一の手段と確信しています。</p> <p>②準児童ポルノ法のコンテンツに対する悪影響</p> <p>アニメや漫画・ゲームなどを児童ポルノの規制の対象とすることなどに断固反対します。被害者のいない“架空のフィクション”までも児童ポルノとして取り締まることは、表現の多様性を著しく拘束する、“すべての表現者に対する卑劣な恫喝行為”です。「内容が残酷」などの作品批判を根拠に規制を進めようとする勢力があるようですが、それはすでに「児童ポルノ法」などではなく「道徳的検閲法」です。</p> <p>創作の世界で「悪の勝利」や「理不尽な悲劇」「虐待などの不条理」が描けないような検閲が実施されれば、日本のコンテンツは国際競争力を失います。なぜなら日本の作品が海外で高い評価を受けたのは、アニメ・漫画・ゲームなどを「子供だましの娯楽」から「あらゆるストーリーを表現できる手法」にまで昇華させたからです。奥の深い(時にはタブーに踏み込むような)テーマを内在した作品を発信し続けることこそが、ハリウッドなどの巨大資本に抗い日本発コンテンツが生き残る唯一の道なのです。(例えば富樫義博氏原作でアニメーション化され海外でも人気の高い漫画「幽☆遊☆白書」においては、児童虐待という悲惨な過去を背負った登場人物「むくろ」が登場します。もしこれらの描写が改変されれば、物語は大きく説得力を失うでしょう。)</p> <p>えせモラリストや利権に汚れた抗議団体の感情的な論理に流されて、安易に表現の自由を束縛してはなりません。世界もうらやむようなコンテンツの充実こそ、地財立国たる日本に課せられた早急な使命です。度を越えた作品に対する対応ならば、既存のわいせつ物規制で十分なのでありますから。</p>
289	<p>お忙しい中失礼いたします。知的財産推進計画2007の意見を募集しているとの事なので、僭越ではありますが意見等を送らせて頂きます。</p> <p>まず、この計画の90ページにあるインターネット上の違法送信に関して私的複製を除外する、いわゆるダウンロード違法化つきまして、何をもちて違法とするかが難しい、ダウンロードによる被害の統計が不透明、またインターネットのパロディやファンサイトといった物を萎縮させる、多くのインターネット利用者を不安定な地位に置く、アップロード者への公衆送信権等の違反で十分対応できるという点から反対いたします。</p> <p>また94ページにある著作権保護期間の延長に関するものについて、単純な著作権保護期間の延長は、著作権者自体にたいした利益を生まず、単なる企業の著作権の独占化、困い込みを生むだけであると考えます。それは、文化の萎縮や著作権保護で発生する利用者の損失の方が大きいと考え、これに反対いたします。仮に期間延長をするなら、一定期間ごとに著作権者が行使できる著作権を順次縮小し、最終的に0になる等の副次的な措置が必要であると考えます。</p> <p>さらに、63ページにある著作権の非親告罪化範囲の拡大について、反対いたします。理由は、安易な著作権の非親告罪化は、現行のインターネット上のファンサイトやパロディ、著作権者がそれを許していたとしても、といったものを壊滅させるだけでなく、著作権違反を恐れ通常の執筆等の文化活動すら萎縮させ、表現の自由に重大な支障をきたす恐れがあるからです。また警察等が著作権を拡大解釈して行動する等の公権力の乱用の恐れもあります。現行の親告罪で海賊版販売者の逮捕等を出来、これの強化で対応可能であるため、非親告罪化は必要ないと考えます。</p> <p>このような拙い意見で申し訳ありませんが、どうぞよろしく願いいたします。以上簡単ではありますが、失礼いたします。</p>
290	著作権法非親告罪化に反対する。

1;2007年10月に「著作権法の非親告罪化は一律は不適當」という小委員会中間まとめが公開された。

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/12/news109.html>

この「中間まとめ」で記されている「著作権非親告罪化は不適當である」根拠は説得的である。

以下念のため引用する。

〔以下引用〕

(1)著作権侵害は、組織的な海賊版販売から論文の不適切な引用まで多様な形態がある上、「権利者が処罰するまでもないと許容しているような場合」も実態としてある。多様性や表現の自由を踏まえ、引き続き被害者の意志を尊重すべきだ

(2)財産権と人格権では保護対象となる利益が異なる場合があり、人格権の侵害では訴追により被害者の不利益になる恐れがある場合もあり、財産権と分けて考えるべき

(3)捜査実務上、親告罪であることが捜査の大きな障害になっているという認識はなく、被害者の協力や意向なしに訴追することは非常に難しく、非親告罪化で取り締まりが強化されるとは言いにくいのでは

〔以上引用〕

にもかかわらず、今回「著作権非親告罪化」を提言していることの意味が判らない。説得性もないし道理を欠いていると思われる。引用にすぎないものを「著作権違反だ」と警察が強弁し不当逮捕の道具とするだろうことを懸念危惧する。

2;「海賊版」は現行の法律で対応可能なはずである。近年、現行法で対応可能なものを口実に、警察、とくに警察OBの竹花豊が、新規立法したがる例が多すぎる。警察が、天下り先「ホットラインセンター」などを設置する口実づくりに奔走し、市民の自由を食い物にするのを国民に承認させようとしているかのように見える。

著作権の拡大強化は濫用しているアメリカにとっては国策的利益はあるかもしれないが、日本にとって国策的利益はないと判断する。重要な次期基幹産業であるオタク文化を警察が刈り取ってしまうことを懸念する。ならびに日本の文化活動全てに警察が過剰に介入する回路となることを強く懸念する。

秋葉原で「オタク狩り」と呼ばれる職質を、わざわざ管轄を超えてまで繰り返す警察が、「著作権非親告罪化」という巨大なオモチャ、あるいは巨大な凶器を持ったとき、自制するとは思えない。日本近代史は日本警察が暴走した歴史を示している。

3;「著作権」の強化拡大を検討するのなら、「ジャングル大帝」の著作権違反をしているディズニー社を日本国はまず糾弾すべきであるのに、逆にアメリカによる内政干渉である「米国政府要望書」に従い日本国内統制をしようというのは全く筋が通らないと考える。

日本政府は国益のために、アメリカによる内政干渉である「米国政府要望書」に抵抗すべきである。ハリウッドのライバルである日本のオタク産業を潰すことは国益に叶わないと考える。

よって著作権法非親告罪化に反対する。

291 まず、ダウンロード違法化(ネット上の侵害品からの複製)については、それが侵害品かどうか不明な場合もあり、侵害品と知っていたかどうかを証明するのに難しい点がある上、欧米など他の国でも採用している国はありません。

著作権侵害の非親告罪化については、個人が友人にインターネット上でおもしろいページを見つけたといって、ページを印刷し、見せるといったことまで逮捕の対象になりかねない他、日本の著作権法には欧米などでは認められているパロディが認められていないため、既存の著作物のパロディとして販売される同人誌などが摘発の対象となってしまいます。

これらは原著作者や出版社の黙認の下で行われていることであり、その理由は原著作者の宣伝に使えるという理由の他に、利益をあげることを目的としない販売や、一定の条件の下で利用を許すことを明示している場合

があり、警察に一任した場合、恣意的な捜査が行われる可能性もあります。
また、同人活動を起点として出発した漫画家も多数います。
また、日本においてはそれらの二次創作はすでに文化となっており、
欧米のように著作権のパロディの規定がない以上、
原著作者の裁量にゆだねるべきではないかと思えます。
現に、パロディから原著作者により正規のキャラクターに採用された例もあります。
さらに、特にソフトウェアの世界で広まっている考え方として、著作権を保持したまま二次的著作物も含めて、すべての者が著作物の利用・再配布・改変できなければならないという、「コピーレフト」というものがあります。著作権人格権においても、クリエイティブコモンズ日本語版ライセンスのように、著作権人格権を行使しない旨を明記することでさまざまな著作権とその隣接権の問題を回避する動きがあります。非親告罪化した場合、著作権側の意図に反する取締りが起こってしまうことをソフトウェア開発に携わるものとして強く危惧いたします。
最後に、アニメやマンガ・ゲームを児童ポルノとして取り締まらないこと。
現在そういったアダルトなゲームと一般のアニメ・マンガなどとは密接な関係にあります。
例えばアダルトマンガが漫画家の修行の場として利用されることもあり、
成人マンガ出身の漫画家は多数存在します。
また、日本のアニメ文化を支える声優はアダルトアニメやゲームなどの仕事しなければ生活していけないのが現状です。
また、同人誌にも該当するようなものがございしますが、
それらも同人活動を起点として出発する漫画家の存在から、
これらを規制すると日本のアニメ・マンガ・ゲーム産業に大変な不利益が出てくると思えます。

- 292 前略、知的財産推進計画 2007 の見直しに対しての意見を受け付けてくださるとの事で、いくつか意見させていただきます。
- 海賊版対策としての著作権の非親告罪化には、文化の担い手であり受け手である消費者の立場の意見が反映されているとは思えませんので、意見させていただきます。それが広く文化にさえ悪影響を与えかねないものだからでもあります。
- 海賊版の摘発においてこれが有効であるかは疑問であります。海賊版をそれと証明するためにはそのオリジナルの存在を確認しなければならず、その過程で必ず著作権者が見つかるはずであり、当然連絡が行くべきだからです。これにより可能となるのは動画共有サイトへのテレビ番組等の無断アップロードを迅速に削除できることかと思われませんが、すでにそれは事業者の努力がなされている事です。権利者との交渉も進んでいますので、必要性の薄いものであると考えます。
- むしろこれは、コンテンツ大国を目指す日本としては悪影響のほうが大きいかと思えます。
- 今の日本のマンガ、アニメといったコンテンツは、ファン活動としてのアマチュアの二次創作と不可分です。
- 広い分野でいえることですが、層の厚さ、底辺の広さが、トップの存在の高さをもたらすものであり、日本においてはマンガ、アニメの分野で特に顕著であると思われます。
- 今マンガを描く日本人は数多く、その中にはプロとほとんど遜色ないものを描くアマチュアが無数に存在しており、この環境の中プロのクリエイターとして生活している方々はさらに頭一つ以上抜き出なければならず、先鋭化するのも当然でしょう。当然これらのアマチュアの中から多くのプロが生まれており、ファン活動で二次創作的マンガを描いたことのない漫画家は今では少数ではないでしょうか。同様にホームページでのイラストがプロとしての仕事に結びついた方もたくさんいます。
- 海外で日本のマンガ、アニメ文化が受け入れられる理由にはこのクオリティの高さがあります。アニメ、マンガのキャラクターの人形の製作者がニューヨークでアーティストとして個展を開いた

事はずいぶん以前のことです。最近では手描きのアニメーションですら玄人はだしの物が見かけられるようになってきました。実際個人のアニメーターがネットを中心にすでに出現しています。

ただこれらの創作はファン活動としてのものが多く、つまりは既存の著作物を二次的に利用する行為であり、権利者の黙認の下に発展した分野であります。

なぜオリジナルでなく二次創作なのかには理由があります。何のネームバリューもないアマチュアの作品によりは、既存の作品に対してのほうが人が集まりコミュニティを形成し易いからです。ファン活動が中心であるからこそ、ここまでの盛り上がりを見せたとも言えるでしょう。コミュニティが存在することが個々の作品の売上に対しても重要であるからこそ、二次創作が黙認されてきた経緯があります。……二次創作だからと言って必ずしも創造性にかけるものであるとは必ずしもいえないのは、戯曲や歌舞伎と言った伝統文化を紐解けば明らかなことです。

文化とは作り手から受け手への一方通行な物ではありません。受け手同士で盛り上がり、それがまた作り手へと伝わり更なる創作を生むポジティブフィードバックが存在して初めて文化としても盛り上がってゆきます。お祭りのようなものかもしれません。ニワンゴ社の“ニコニコ動画”が、他の動画サービスに対して急速に伸びた原因はそのように説明できるでしょうし、アマチュアのファン活動と不可分である日本の現在のアニメ、漫画文化全般に関しても言えることです。真にその作品を創作したクリエイターと、その二次的な作品世界を作るアマチュア作家と、アマチュア作家をも含むファンが相互に影響し合うコミュニティが総体としての日本のマンガ、アニメ文化の姿です。コンテンツはただ提供されるものではないのです。

法律家の意見の中には二次創作をすべて違法視するものも見受けられます。警察もしくは誰とも知れない第三者による告発が可能となる著作権の非親告罪化にはそれらの文化を封じる力があるが故に反対を表明いたします。

コンテンツ大国を戦略的に目指す意思がおありでしたら、著作権法の非親告罪化はどうか考え直していただきたい。

あわせて、著作権に関する議論の中にクリエイターの代表が参加するべきであること、彼等の意見を盛り込むこと、そしてクリエイターに対する対価の支払いの仕組みを透明化することを、消費者の立場からも要望します。これは海賊版対策にも関わることです。

現状で権利者保護が必ずしも創作の現場に寄与するとの印象がないことが、この問題を悪化させていると思われるからです。

個人の間で録画したデータを見せ合うのはたとえ法的にどうであれ、ユーザーの感覚では自然な行為です。技術の発展でそれが遠隔地に住む同好の士同士で行えることになったのです。ブロードバンドの普及とファイル共有ソフトや動画共有サイトなどがそれにあたります。……技術的には可能となったはずのことが、権利者によって不当に妨げられたようにも見えるのです。

地方と首都圏のコンテンツの格差もあります。地上波デジタル化においてもやはり魅力的なコンテンツは地方まですべてが降りてくるわけではありません。決して安価ではない国内のDVDを買わねばそれを見るのが出来ないことの不公平感も当然あります。首都圏ではタダで流されたものなのにとの意識もあるでしょう。

これらの不公平感や権利者が横暴にさえ見えることに対する反発が、違法共有行為を行う者に正義感すら与えてしまいかねないことこそ、真に問題であると考えます。

当然のことですが、無断でアップロードする彼らは金銭による見返りを受けていません。むしろ、著作物の対価を求めるのは権利者のほうです。遅々として進まない映像コンテンツのネットでの流通や、一時的に行われていた動画共有サイトへの自由な投稿を違法と断じ、一方的に行われた地上波デジタルへの移行(我々の財産であるアナログテレビがごみになってしまいます)、録音録画等の個人の非商用利用に様々な制限をかけるなど、むしろ消費者には権利者側こそが不当に我々の権利を奪う悪者に見えたとしても不思議はありません。だからこそ逆に一銭の見返りも求めずに情報を共有しようと提供する彼らが、ねずみ小僧のような義賊に見えてしまい

かねないのです。彼らには英雄的な意識すらあるのかもしれませんが。それが権利者から我々にコンテンツを取り戻したかに見えるが故に、奨励こそされないまでも賞賛されてしまう風潮を、権利者が助長しているとも言えるのです。

違法ファイルを無断で広く共有することが犯罪であることは間違いありません。それがコンテンツであれ、アプリケーションであれ、その製作、流通に関わった人たちの生活を危うくする行為なのですから。

しかし今、著作権の議論をしている方々にクリエイターの代表や現場で映像を作っている方々の代表がいて、その意見が反映されているのかは疑問です。正規品の購入による利益が権利者からクリエイターに還元されているのかも見えません。むしろそうでない事例ばかりが目につきます。大槻ケンヂ氏のケースなどが有名です。そのせいで、クリエイターでもなくその受け手でもない者達が不当にコンテンツを独占しているように見える事が問題です。さらにはユーザーの権利をも不当に奪っているようにも見えます。

このような状況下で、権利者の意見が一方的に認められるかのような印象を与えることは、不正義の規制に見え、制度に対する不満を生み出します。たとえ潜在的にせよそのような印象、風潮があればこそ、違法アップローダーが後を立たない現状が変わらないのだと考えます。

あるいはこのような状況下でも、規制の限りない強化によって違法アップロードや違法複製を限りなくゼロに近づけてゆくことはできるかもしれませんが、しかしそれが完了したときは限りない管理社会が完成しているはずで、そこにはおそらく作品が生まれる豊かな文化的土壌は失われているはずです。……旧共産圏からは多くの芸術化が亡命しました。

コンテンツはそのメディアと不可分であり、放送事業者や出版事業者が必要不可欠であるとはいえ、彼等のみが権利者として表に出てくるのはどうかと思われれます。彼らが汗をかいたことは否定しませんが、作品を生み出したクリエイターや、番組を作った子会社やスタッフへの対価の支払いのシステムを透明化することがまず必要だと考えます。あわせて、権利者ではなく、製作者の代表をこの議論に参加させていただきたい。

CD一枚、DVD一枚を正しく購入することが、クリエイターの生活を、その創作環境をいくら(何円)支えることになるのかを明確化すれば、消費者においても理解し同意しやすいとともに、新たなクリエイターが生まれる土壌にもつながる事でしょう。

英国 BBC は受信料で作られた映像コンテンツに関して、英国国民の財産であるとの立場から YouTube 上に専用のチャンネルを持ちました。

同様の理由から、YouTube 上にアップロードされた BBC のコンテンツに対して、そのブランドを傷つけるようなものでなければ削除を要求しませんでした。

NHK においてもマルチユースが検討されているようですが、すでに受信料が払われているものを有料で公開するのでは、やはりまだまだ遅れているとの印象を受けます。NHK のコンテンツの優秀さを認めない国民は少数であると考えるが故に、英 BBC 同様のサービスをご検討願いたいところです。その日本文化に資することは疑いもありません。

海外に日本を紹介したいのであれば、YouTube 上に NHK スペシャルなり、プロジェクトXなりを、英語訳して提供するほうが、よほど安価で手早く済むのではないかと考えますが、いかがでしょう。

著作権の非親告罪化に意見するべく強く思われたのは現在進行形のチベットの問題があってのことです。YouTube などでは国内ではニュースに流れない様々な動画がアップロードされています。これらは海外のニュース映像である場合がほとんどですが、現中国国家主席がチベット自治区の共産党書記であった当事に何が起こったのかや、現在のチベットの本当の状況などをはじめとする様々な情報が、インターネットを通じて情報を得ようとする人間にはすでに常識であります。大手メディアが必ずしも不誠実であるとはあえて申しません。限られた放送時間にどんなニュースをどう編集して流すかもメディアの自主性の下にあるべきでしょう。しかし、限られた権利

	<p>者保護のために、あるいは不特定多数により情報の合法、非合法が決められかねない法改正は、社会悪であると考えます。将来的にわが国が、今インターネットを通じて中国が国際社会から見られているような視線を受けることになりかねない法規制であると考えます。</p> <p>どうか考え直していただけるよう重ねてお願いいたします。</p> <p>最後までお読みいただきありがとうございました。</p>
293	<p>●ダウンロード違法化について</p> <p>以前のパブリックコメントにも書かせていただきましたが、ダウンロードの違法化は、まず違法ダウンロードによる、著作権物の売り上げの低下が定量的に説明出来ていないという、規制のための根拠そのものが、明確に証明されていないので反対の立場です。</p> <p>また、合法サイトにマークをつけるということですが、ネットで個人が発している情報のうち、どれが著作権にひっかかるのかどうやって判断するのでしょうか？数えきれないほどの創作物があるなか、完全なコピーとまではいなくても類似物も合わせると恐ろしいほどの数にのぼります。また類似したものであっても、その人のオリジナルなのかパクリなのかという議論は、見るものの主観も入り非常に難しい問題となっています。</p> <p>なればこそ、そのような膨大な作業が公平に行われることは不可能でしょうし、結局、一部の有名なプロのみが合法マークを得られるだけで、一般の人々の創作が萎縮してしまうだけのような気がします。</p> <p>著作権は守られるべきですが、著作権を厳しく設定したために、日本に検索サーバすら置くことはできないという現状を考えるべきだと思います。</p> <p>ここはやはり違法送信をきびしく取り締まる方向で行うのが妥当だと思います。</p> <p>●保護期間延長問題について</p> <p>現行のまままでよいと思います。</p> <p>●著作権法における非親告罪化問題について</p> <p>これには明確に反対です。もとのデータをまるまるコピーした海賊版の摘発はしっかりと行うべきですが、非親告罪を著作権に適用してしまうと、第三者が「あ、これ似てるな」と思うだけで違法コンテンツになってしまいます。プロの作品でも、非常にオリジナル性の高い作品もある一方、いろいろな作品からインスパイアされた作品が多いのも確かです。フェアユースのような考えがない日本で行えば、混乱しか生まないでしょう。</p> <p>また、日本のアニメ漫画文化を下支えしている同人なども壊滅してまいります。</p> <p>著作権法における非親告罪化について行うべきでないと考えます。</p> <p>●コピーワンス問題について</p> <p>著作権を厳しくすることで弊害がでた、これほど明確なサンプルはないと思います。他の国を見てもこんなことをやっているのは日本だけです。世界で最もすぐれた著作権保護システムということですが、他の国がそれをやらなかったのは、明らかに利便性を犠牲にするからでしょう。不便なものは使われません。ただ画質がよくなっただけのものはなかなか普及しないでしょう。日本における地デジへの移行はコピーワンスの問題で非常に遅れると思います。</p> <p>ダビング 10 とかではなく私的複製は可能にすべきだと思います。</p>
294	<p>目次だけでも十数ページに及ぶ膨大な資料全てについて逐一言及するのは困難であるため、資料との対応は考えずに知的財産に関する要望を申し述べる。</p> <p>(1)コンテンツのコピーコントロール問題に際する利権団体の排除</p> <p>現状はコンテンツを制作するクリエイターやその消費者が不在のところ、放送・広告代理店などのコンテンツ利権側の都合のみが一方向的に押し通され、結果として消費者の購買欲を大幅に削ぎ落とし、コンテンツ産業事態の低迷化を招いている。この原因を利権側は違法コピーに転嫁しているが、実態は利権団体の不当な介入や搾取に寄るところが大きい。</p> <p>よって、コンテンツのコピー問題の検討に関しては、クリエイターや消費者の意見を代表する人</p>

間または団体を今以上に多く参加させること、およびコンテンツ育成発展を阻害しその責任を消費者に転嫁する利権団体を極力排除することを強く要望する。

特にB-CASに代表される放送事業者の横並び体制は明確な独占禁止法違反であり、放送利権の暴挙であり、早急な排除が求められる。

なお、カルチャーファーストを標榜する集団が発生しているが、その主張を見る限り実態はクリエイターの意向とはかけ離れた利権団体であり、文化破壊以外の何者でもないので、クリエイターの意見代表とは考えないで頂きたい。

(2) デジタルコンテンツ補償金問題の改善策

私的録画・録音補償金と称し、著作権法 32 条を盾にしてデジタルデータの記録メディアに一律課金する方策が現在採られているが、既に各方面から指摘があるように、

- ・補償金が著作者に正しく還元されておらず、事実上の搾取が行われている
- ・他者の著作物の複製に使うとは限らない記録メディアにまで一律課金されている
- ・記録の寿命が保証されていないメディアにまで一律課金されている

という致命的問題があり、詐欺同然の破綻した制度となっている。

このような異常な制度はコンテンツビジネス発展にとって百害あって一利無く、利権団体を肥え太らせるだけであり、著作者の権利保護と消費者の利用促進のためにも早急に改善が求められる。

具体的には、まず天下り特殊法人であり利権団体である私的録画補償金管理協会、私的録音補償金管理協会の解体が急務である。

また、前出のコピーコントロール問題に補償金問題を絡めようとする利権団体が存在するが、これらは本来的に全く別の議題であり、このような詐術を以て議論を混乱させようと画策する利権団体は排除すべきである。

そして、著作者への還元方法としては、

- ・コンテンツの配信販売を行う事業者が独自に課金方式を決定する
- ・著作者へ直接支払われる正当な補償金の割り当てが行われるよう、還元比率の下限を設定する

といったような方向で進めるべきである。

具体的方策としては、コンテンツの質や配信手段に応じて補償金の額を決定して明示し、コンテンツ利用・販売時の代金に上乘せする方式が考えられる。このようにすれば、上記に述べた現行補償金制度のような詐欺となることはなくなり、利権団体の介入搾取も困難となり、消費者も代金から著作者への還元がどれだけ確保されているのか明示されることでより著作者との密接な結びつきが意識でき、著作者への敬意を具体的な形で示せるため、総じて消費向上と著作者の地位向上が期待できるだろう。

(3) クリエイターの生活・権利保護

現状では、実際に創造的なコンテンツやアイデアを創出するクリエイターに対して十分な報酬が支払われないため、生活難を理由として優秀なクリエイターが離職する事態を招いているという深刻な問題がある。これは、クリエイターと消費者の間に放送や広告代理店などの利権が介入し、利益を搾取しクリエイターへの還元を阻害していることが最大の原因である。

このような、クリエイターの創造的な仕事を阻害するような利権による搾取を阻むため、実際の創作にあたったクリエイターへの報酬率の下限を保証する制度が求められる。

また、独立零細が多く社会的弱者となりやすいクリエイターに対する生活保護や、報酬の支払いを踏み倒そうとする発注企業や利権団体などとの法的争議に際する訴訟費用の補助や弁護士派遣などの援助措置も大いに意義があると思われる。

(4) 日本人労働者の保護育成、および日本製品の保護育成

現状において、高い技術を必要とする国内産業の多くは、人件費の問題から中国・韓国や途上

国の労働力に依存し、その結果、国内日本人後継者の育成が阻害され、技術のみが海外に流出し、日本産業の相対的な地位低下を招いただけでなく、日本製品・日本製コンテンツの品質低下という最悪の結果すら起こっている。

これを防ぐための施策として、日本国内で創作製造された製品又はコンテンツに対し、その労働者の国内日本人採用比率および国内産原材料・加工部品採用率に応じた補助制度を設けることを提案する。補助は補助金制度の確立・税の減免・日本人労働者の生活保護等、多様な形が考えられる。アジア各国からの労働者を受け入れる場合に日本での永住を条件とした優遇政策や帰国前提の外国人労働者への高度な技術指導を制限する技術流出抑止策などもあり得るだろう。技術を盗用した外国企業に対する訴訟の補助も検討していただきたい。

要点は、国内技術の継承育成と流出の抑止である。

(5) 特許等の知的所有権申請・取得の促進

現状では以下の問題がある。

- ・特許等の申請や取得特許等の継続のために高額の手数料を支払わなければならない、製品化の前に資金調達が困難になるなど、ベンチャー育成の阻害要因となっている。
- ・すでに公知となっている、あるいは類似の申請が成されているような申請内容でも受理されている場合が見受けられる。

よって、各種手数料を大幅に引き下げること、審査の精度を向上させることが特許等の取得促進と知的財産に立脚した産業イノベーションにとって必須であると考えられる。

(6) 各種知的生産物の利用者を犯罪者扱いする法改正の廃止

現在、著作権侵害の非親告罪化や違法サイト・コンテンツの閲覧やダウンロードだけで違法となるような法改正がいくつか画策されているが、これらの発想の根幹にあるのは利用者・消費者を一律犯罪者扱いする思想であると思われる。これは日本国憲法の精神に真っ向から反するものである。

いうまでもなく犯罪者は厳しく罰せられるべきだが、本来自由な文化活動が保証されているところに、一部の犯罪者がそれをいいことに犯罪をおこなったからといって全ての利用者を犯罪者扱いするが如く提起されている最近の法改正指針には甚だしく疑念を持たざるを得ない。このような暴挙を続けることは創造的な活動をも弾圧し、知材立国とは全くの文化貧困国への道を邁進することに他ならない。

まず急務とされることは、現実に現行法下において犯罪をおこなっている犯罪者を厳しく取り締まることであり、そのための法改正であるならば国民の同意も得られるだろう。だが無関係で善良な遵法利用者までも犯罪者として疑って掛かる歪んだ思想に基づいた法改正には断固として反対する。

以下、余談ではあるが、パブリックコメント自体について申し添える。

法制問題小委員会中間まとめに関する意見、および私的録音録画小委員会中間整理に関する意見に関するパブリックコメントの結果について、文化庁による結果報告およびネット上での報道を見る限り、圧倒的多数の反対意見が寄せられたにもかかわらずその結果を無視した方向に議論が進められている。

そもそも一般人にとって、パブリックコメント募集は大手マスメディアでは何故か一切報じられないためにほとんど目にするのではなく、母体数が少ない原因となっている上、難解且つ複雑な問題で資料も膨大であるためによほど時間を掛けて考察しなければ全体を把握することは困難であり、パブリックコメントの形にまとめることすら不可能と思われる。

逆に、検討委員会等に加わり発言を行っている利権団体などは問題の当事者であり自らの私欲私権に沿う形に法規制の方向性を操作せんが為必死であり、当然ながら専門性の高い知識や各種情報も把握しており、パブリックコメント募集の把握率も極めて高いことが容易に推測できる。

	<p>前提からしてこれだけの条件格差があるにもかかわらず、利権団体の望む形に対して圧倒的多数の反対意見が寄せられたと言うことは、仮にパブリックコメント募集および問題の存在が広く一般国民に熟知されていたとしたら、さらに比較にならないほどの圧倒的多数の反対意見が殺到したであろう事は想像に難くない。</p> <p>にもかかわらず、現時点でも圧倒的多数の意見を無視し、極々一部の少数の利権団体の恣意的で私欲最優先の論理破綻した主張にのみ沿った形で方向を定めるのは明らかに異常なことであり、到底納得できない。</p> <p>これではパブリックコメントを募集する意義がないではないか。形式的、儀礼的なもの、天下り団体や利権団体のいいなりと揶揄されても致し方ないだろう。</p> <p>このようなパブリックコメント結果の軽視は断じて許されることではない。</p> <p>よって以下の点について要求したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント募集の告知を徹底すること。問題の内容に関わらず、大手マスメディア(TV キー局および大手全国新聞)で告知がおこなわれるよう徹底する。特に締めきり直前には告知を強化すること。告知に際しては、如何なる予断をも排すること。 ・募集発表から締めきりまでの時間は十分とること。2～3 週間程度では短すぎる。最低でも 2 ヶ月は必要。 ・多くの問題を一纏めにした曖昧な議題とするのは避け、一般国民にもわかりやすく議題を絞り込み明確にした募集を行うこと。 ・多数意見の方向性に反する方針策定は原則不可とする。不可避の理由がある場合のみその判断の根拠と結果を大手マスメディアを通じて担当責任者が記名により告知し、要点を絞って再度パブリックコメントを募集すること。 <p>以上</p>
295	<p>過去に著された作品の影響を全く受けることなく「完全に」オリジナルな著作を創作することは不可能である。著作権法違反の非親告罪化は善意・悪意を問わず閲覧者の恣意的な運用によってその著作の著作権法違反を指摘することが可能となり、事実上あらゆる創作活動に対しその活動を停止、あるいは阻害することが可能となるのが容易に予測できる。</p> <p>特定の著作権者の利益と、日本国においてなされる全ての創作活動に対する影響を比較すれば、後者の活動を阻害することは日本におけるあらゆる文化的活動を実質的に停止させ得る深刻な法令となり、日本における今後の文化的発展を著しく停滞させ国益を害するものとなり、その代償はきわめて大きなものとなる。</p> <p>このような点を鑑み、著作権法非親告罪化に強く反対するものである。</p>
296	<p>要望の概要</p> <p>権利者不明コンテンツの流通促進(重点編4. I (3)および本編 4 章 I . 1(1)④)は学術研究の円滑な推進のためにも是非必要である。早期の実現を要望する。</p> <p>我々は現代日本語の研究インフラ整備のために、大規模な言語データベースを構築しており、過去 2 年間に 1 万 4 千件以上の著作物について権利者から利用許諾を得るための作業を実施した。その結果、現実的に考えられるかぎりの手段を尽くしても権利者とコンタクトできるのは著作物総数の四分の三程度にとどまり、残る四分の一は権利者不明コンテンツとなることが判明した。</p> <p>現在の著作権保護制度は、このような場合にそなえて文化庁長官による裁定制度を設けているが、その運用実績を考慮すると、最終的に数万件におよぶ権利者不明コンテンツの処理に向けた制度であるとは考えにくい。</p> <p>権利者不明コンテンツの問題は、個人情報保護の風潮もあって、今後は一層深刻化すると予想される。既存コンテンツの円滑な再利用のためだけでなく、コンテンツを利用して実施される種々の学術研究の円滑な推進のためにも、権利者不明コンテンツの流通促進が必要であり、そ</p>

のためには、現在の文化庁長官裁定制度に代わる簡便な裁定方式を導入することが必須である。具体的には、国が指定する特定のウェブサイトにて一定期間告示したのちには、権利者不明コンテンツの仮利用を認めるなどの方策が考えられる。

1. 要望の背景

現在、我々は独立行政法人国立国語研究所を中心とした全国規模の共同研究を組織して、現代日本語の大規模なコーパス(言語研究用データベース)の構築を進めている。これは 21 世紀における日本語研究のインフラを整備しようとする研究事業であるが、幸いその学術上の価値を認められて、文部科学省科学研究費特定領域研究費補助金の交付をうけて、着実に事業を進めているところである。以下では、この学術目的の研究開発活動のなかで、我々がどのような著作権処理の問題に直面しているかを具体的に説明して、著作権法の改正が必要と考えられる由縁を明らかにしたい。

なお、我々が構築をすすめているコーパスのうち著作権処理が完了したサンプルについては、下記 URL において検索デモンストレーションを実施しており、現時点で約 2200 万語分のデータが試用できる。<http://www.kotonoha.gr.jp/demo/>

2. 我々のおこなってきた著作権処理作業

我々の活動の具体的な目標は 2006 年度から 2010 年度までの 5 年間に、日本語の書き言葉の全体像を的確に把握することのできる 1 億語規模の言語データベース(コーパス)を開発することにある。この目標を達成するためには、書き言葉の全体にわたって、偏りのないサンプルをとることが必要とされるので、我々は 1 億語のうち約七千万語分については、国立国会図書館の蔵書目録など種々のデータを利用して、我国で出版されている書籍、新聞、雑誌全体の母集団を構成し、そこからサンプルを無作為に抽出する方法を採用している。この方法で選ばれるサンプルの総数は 3 万件程度になる。

我々が対象としているのは現代の書き言葉であるから、そのサンプルには当然著作権が存在する。したがって、我々の研究では当初から研究費の一部を割いて著作権処理を行うことを計画していた。2006 年 12 月には、常勤研究員 2 名(うち 1 名は他の業務と兼務)に週 30 時間勤務の研究補佐員 2 名とアルバイト数名をくわえた著作権処理チームを結成して業務に着手し、その後現在まで約 18 か月にわたって作業を継続してきている。我々は権利者に対して平均 4,000 字程度のサンプルの無償利用を依頼しており、利用を許諾していただけた方には、謝礼として後日図書カードを進呈している。

2008 年 3 月 25 日の時点で、著作権処理チームは書籍サンプル 14,650 件を処理したが、その処理結果は以下の通りであった。まず、何らかの方法で(その詳細についてはすぐ下で触れる)著作権者の連絡先が判明し、すでに利用許諾依頼状を発送できたのは、全体のほぼ半分にあたる 7,320 件であった。

残り 7,330 件のうち約半数はすでに連絡先が判明しており、順次依頼状を発送する予定であるが、それ以外は、著作権台帳、各種紳士録、各種著作者年鑑、インターネット上の有償データベース検索、各種検索エンジンによるウェブ検索、そして以下に述べる著作者団体や出版社への問い合わせという手段を尽くしても、現在までのところ連絡先をつきとめることができていない。

次に依頼状を発送できた 7,320 件に対する権利者の回答状況を示すと、許諾が 3,778 件、拒否が 874 件であり、残り 2,668 件は現在までに回答を受けとっていない。ただし拒否のうち 637 件は翻訳書のサンプルであり、原著の権利者と連絡をとるにあたって翻訳エージェント(仲介業者)から 1 件 2~4 万円の仲介手数料を要求されたため、交渉を断念せざるをえなかったサンプルである。これを除外した純粋な拒否(すなわち権利者自身の意思による拒否)は 237 件に過ぎず。連絡先が判明したサンプルに占める比率は 3.2%にすぎない。

以上によって、出版物の著作権処理における最大の問題点が権利者と接触できないこと、すなわち権利者不明コンテンツ問題であり、無作為に抽出された著作分の場合、全体の約四分の一

が権利者不明コンテンツとなる可能性が高いことが理解されたと思う。

権利者不明コンテンツ問題については、最近権利者団体の側に動きがあった。昨年 8 月 31 日に「著作権問題を考える創作者団体協議会」が発表した権利者データベース整備とポータルサイト開設の構想がそれである。このデータベースが権利者不明コンテンツ問題解決の一助となることは間違いなく、社会にとって歓迎すべき計画である。ただし、言語による著作物の場合、すぐ後で触れるように、権利者団体会員による著作物が全著作物に占める比率は決して高くはないので、権利者データベースが完備しても問題の抜本的な解決策となることはない。やはり国としての対策が必要である。

3. 権利者団体および出版社との協力関係

我々は現在の調査体制において、著作権処理作業において可能な手段はほぼ尽くしていると考えている。そのなかでも、権利者団体および出版社との協力関係は特に重要であるので、少し詳しく触れることにする。

我々が著作権処理作業を開始するにあたって最初に接触したのが、日本文藝家協会、日本推理作家協会、日本ペンクラブなどの権利者団体であった。幸い、全団体(6 団体)の協力を得ることができ、4000 名を超える会員に対して、コーパス構築事業への協力を要請する文書を発送できた。その結果、7 割以上の会員から著作物の利用を許諾していただくことができたが、我々が処理しようとするサンプルのうち、これらの団体会員によって執筆されたサンプルの比率は 15% 程度にとどまっているため、抜本的な解決策とはならなかった。

権利者団体に属さず、上に述べた種々の手段でも連絡先を確定できない著作者の場合、出版社からの情報提供が最後の頼みの綱である。我々はこれまでに連絡不能のサンプルが多数該当している出版社 22 社に対して、権利者への利用許諾依頼状転送を依頼する交渉をおこなった。その結果は、出版社の負担において情報開示作業を実施していただいている会社が 6 社、事務経費の一部を我々が負担して作業を実施していただいている会社が 1 社ある他は、交渉がはかばかしく進展しないのが実情である。

出版社の協力が得られにくいことには明確な原因がある。まず、個人情報保護法が完全施行された 2005 年以降、大手出版社は個人情報管理事業者に該当することとなり、権利者の情報を権利者本人の同意なしに開示することが法律で禁じられることになった。また、個人情報保護法施行後まもない現在にあつては、著作物の出版にあたって、著作者と出版社が個人情報の開示にかかわる契約を結ぶことはほとんど行われていない。そのため、個人情報を開示しようとすると、個々のケースごとに著作者に連絡をとってその同意をえることが必要になり、サンプル数が数百件におよぶ大手出版社の場合、膨大な事務コストが発生するため、結局、協力を得ることが困難になるのである。

4. 問題解決の方法

上に論証したように、現在の著作権法に従って、大量の著作権処理をおこなう場合、最大の問題点は権利者に連絡がつかないこと、すなわち権利者不明コンテンツの存在である。この問題に対する解決策として著作権法 67 条は文化庁長官による裁定制度を定めている。しかし過去の実績を徴してみると、同制度による裁定は昭和 47 年以降の 36 年間に 35 件しかおこなわれておらず、非常に敷居の高い制度となっている。また、裁定の結果は、すべての場合に著作物の利用を認めていることから、事前に利用を許諾できると判断できた案件についてしか裁定を始めていないことがうかがわれる。

以上を要するに、我々のコーパス構築作業のように、不特定多数の著作物を対象とした著作権処理は、現在の著作権法に忠実に従うかぎり、我々に権利者の了解を得て利用する意思があるにも関わらず、きわめて不十分な形でしか実施することができない。これは 21 世紀における日本語研究のインフラを十分に整備することが不可能であることを意味しており、我国の学術の推進にとって深刻な問題である。

我々は、我々が現におこなっている程度の努力を行っても権利者に連絡をとることができなかった著作物、および、連絡をとっても回答をえられなかった著作物については、文化庁もしくはその監督下にある団体が運営するインターネット上のサイトで一定期間利用の意思を表明して権利者からの連絡を待った後には、仮利用が認められてしかるべきであると考える。

仮利用を認めるに際して、著作物を利用する立場にある者には、仮利用を開始した後に権利者と連絡がついたときには改めて著作物利用に関する交渉を行うこと、また、交渉の結果権利者が著作物の利用を許諾しなかった場合に備えて、公開されたデータベース類から当該著作物を除外する物理的手段を確保しておくことの義務が課されてもよいと考える。

5. 結論

本コメントにおいて我々は、みずから実施してきた著作権処理作業の実績に依拠しながら、権利者不明コンテンツ問題の解消のための施策が必要とされることを論じてきた。近年に出版されたすべての著作物を対象として、そこから無作為に著作物を抽出するような作業は従来実施されたことがなかったので、我々の事業は、期せずして、現行の著作権方式が言語による著作物の総体に対してどの程度有効であるかを試す実験の役割を果たしたと考えられる。

我々が直面した問題と同じ問題は、放送コンテンツやインターネット上のコンテンツにも存在することは確実であり、そこでは、権利者不明コンテンツの占める割合が一層高いものと想像される。我国に於ける学術および情報処理産業の健全な発展のために、権利者不明コンテンツの健全かつ効率的な処理方式を確立していただくことを切に要望する。

以上。

2008年4月3日

- 297 コンテンツの新たな創作、発信と、その活用とを促進するには、個別の家庭内や企業内において単に特定のコンテンツを取得・保持していることや、無償で公開されているコンテンツを、他者への提供を目的とせずに複製、編集、翻案等することを違法とすることは、権利者の知的所有権を真に保護するためにも、極めて慎重であるべきと考える。
- 情報は他の消費財の多くと異なり、これまでに入手したことのないものであることに価値がある。模倣品・海賊版の氾濫は重大な問題であるとはいえ、銃や規制薬物と異なり、よく似た正規品が流通する中で、権利を侵害して陳列されている商品を見分けることは、実際の店舗ですら難しい。インターネットなどを介した通信販売であれば、尚更である。新しいものを取得することに法的リスクが伴うと、新たな創作者・流通業者の成長ばかりか、既に存在するコンテンツ関連業者の成長も、長い目で見ると抑制されると考える。
- また、インターネット上で公開されているコンテンツを単に受信すること、保存する意図を持って保存し、家庭内あるいは企業内で複製、編集、翻案等することは、外形的には区別がつかない。一方を罪とすることは、その家庭・企業の保持する全ての情報を検索されれば犯罪者となりうる、という状態の人を多く生み出すこととなる。著作権者の本来の意図を超えて、その著作物の利用を萎縮させると考える。
- 情報通信技術が急速に進歩し普及するのに対応した、新たな制度や規制の導入にあたっては、従来の状況で利益を得ていた者の利益が単に短期的に損なわれない、ということよりも、技術の進歩の恩恵が広く行き渡り、自由な社会の中で、多様な能力・考え方を持つ人々が新たな技術を活用して情報の取得や発信を行う中で、結果として本来の権利者の正当な利益が確保されることが重視されるべきと考える。
- 技術は絶えず進歩していくということを前提に、これまで常識となっていた考え方を徹底して見直し、どんな制度が必要かを幅広く検討することが、知財の創造サイクルを

	<p>活性化していく制度につながると考える。</p> <p>第 1 章 3 の(5)「特許情報等を活用する」に関連して、 「特許・文献統合データベース」や、特許情報検索ソフトは、利用対象を大学等に限らず、利用目的を問わず無償で開放することが検討されるべきと考える。民間にも同様のサービスを提供する事業者が存在し、民業圧迫となるとの考えもあるだろうが、そのような事業者もこれらデータベース等にアクセスできるならば、需要に応じ付加価値をつけた情報を提供していくことができよう。データ提供設備の増強が必要になるとしても、それによって正確な特許・論文情報が大学等・企業・一般個人に行き渡り、営利目的も含めて真に必要な研究開発が戦略的に行われ、特許権者の権利が正当に保護されることの利益は計り知れない。</p> <p>第 2 章 II の 3 の(5)に関連して、 第 4 章 I の 1 の(3)に掲げられた、著作者本人の意思に基づく権利放棄に基づく自由利用を促進するためにも、複製物の販売行為を含め、親告罪とされている行為は引き続き著作権者の処罰を求める意思があつて初めて罪となるべきである。</p> <p>第 4 章 I の 1 の (2)「クリエイターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める」に関連して、著作物の保護期間に関しては、現状維持または延長を前提とせず、技術進歩による、創作から全世界への流通までの時間の大幅な短縮を踏まえ、短縮も考慮して検討されるべきであると考え。</p> <p>(3)「一般ユーザーがコンテンツを利用する環境を充実する」に関連して、ネット上の検索サービス等の業者であるか否かにかかわらず、ネット上で無償公開されている著作物を、他者への複製や翻案物の提供を目的とせずに収集・保存・複製・編集することは、営利を目的とする場合を含めて進めやすくするべきであると考え。違法送信の場合も、他者への再提供を目的とせずに受信・保存・複製する行為が合法であつてはじめて、本来の権利者と考えられる者への通報が安全に行え、権利のさらなる侵害が防がれるのである。</p> <p>第 4 章 I の 4 の(2)に関連して、暗号技術等によるプロテクションシステムは、正当な引用など、著作者の意図を問わず本来合法となるべき利用も抑制する虞があると考え。とくに放送や対価を得ての配信については、ルールの奨励にとどまらず、プロテクションシステムの保護水準に対する規制も検討されるべきであると考え。また、配信事業者の廃業等の場合も購入者が引き続きコンテンツを視聴でき、作品の著作権の失効後は全ての人が自由に利用できるような方法が検討されるべきである。</p>
298	<p>著作権法における非親告罪化問題について (63 ページ)</p> <p>(5) 著作権法における親告罪を見直す海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている。重大かつ悪質な著作権侵害等事犯が多発していることも踏まえ、海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて、2007 年度中に非親告罪の範囲拡大を含め見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。 (警察庁、法務省、文部科学省)</p> <p>この非親告罪化に反対する。</p> <p>2007 年 10 月に「著作権法の非親告罪化は一律は不適當」という小委員会中間まとめが公開さ</p>

れた。

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/12/news109.html>

この「中間まとめ」で記されている「著作権非親告罪化は不相当である」根拠は説得的である。以下念のため引用する。

〔以下引用〕

(1) 著作権侵害は、組織的な海賊版販売から論文の不適切な引用まで多様な形態がある上、「権利者が処罰するまでもないと許容しているような場合」も実態としてある。多様性や表現の自由を踏まえ、引き続き被害者の意志を尊重すべきだ

(2) 財産権と人格権では保護対象となる利益が異なる場合があり、人格権の侵害では訴追により被害者の不利益になる恐れがある場合もあり、財産権と分けて考えるべき

(3) 捜査実務上、親告罪であることが捜査の大きな障害になっているという認識はなく、被害者の協力や意向なしに訴追することは非常に難しく、非親告罪化で取り締まりが強化されるとは言いにくいのでは

〔以上引用〕

にもかかわらず、今回「著作権非親告罪化」を提言していることの意味が判らない。説得性もないし道理を欠いていると思われる。引用にすぎないものを「著作権違反だ」と警察が強弁し不当逮捕の道具とするだろうことを懸念危惧する。

ダウンロード違法化について (90 ページ)

③違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する

合法的な新しいビジネスの動きを支援するため、インターネット上の違法送信からの複製や海賊版CD・DVDからの複製を私的複製の許容範囲から除外することについて、個人の著作物の利用を過度に萎縮させることのないよう留意しながら検討を進め、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

ダウンロード違法化に反対する。

この違法化には、ストリーミングなど、通信においては一概にダウンロードと一括りにできない判断の難しい様々な技術が存在すること。適法範囲が情を知るなど、曖昧で、恣意的な運用ができること。グローバルな技術であるインターネットにおいて、適法かどうか判断するには、著作権などにおける各国との法の整合性が必要だが、それが得られているかどうか、また一ユーザーには判断が非常に困難であるということ。ダウンロード違法化に実効性をもたせようとすると、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくる。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化(例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設)を求める動きにつながる可能性があるが、それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねないこと。以上のような問題点を孕んでいる。

また、適法マークをつければ良いのではという意見も発表されていたが、データの複製が容易なインターネットにおいて単なる画像と、アナログなデータベースへの登録による適法マークの使用、サイトの認定は効果がない。

また、ダウンロードした時点で違法ということになれば、それを利用した架空請求詐欺が横行することも懸念される。この場合情を知っていないのだから大丈夫という判断は非常に難しいと考える。サイトの隅に一文でも乗せておけば、ユーザーが例えそれを読んでいなくともそれを使って揺さぶりをかけることが可能であるし、その一文でアウトかセーフを決めるのは権利者でもユーザーでもなく警察であるということにも恣意的な捜査への危険性を孕んでいる。

よって問題点の多いこの案に反対する。

299

(I) 本件への意見:

1. 大学から出願される特許の品質を向上する必要がある
2. 特許の品質に対する認識を高める必要がある

3. 大学に対して国の政策として特許の品質向上をトップダウン宣言する必要がある
4. そして、既に大学知的財産本部整備事業のシステムに組み込まれていた、出願申請特許の質を評価するシステムを十分に機能させる指導が必要と考えます。

II. 理由

1. 大学特許の現状

2003年に大学知的財産本部整備事業が始まって以来、大学から出願された数百件に及ぶ特許を精読、調査してきました。その結果、大学から出願申請される特許の品質に疑問を感じています。

このような状況が継続すると、国内外において日本の大学の信頼を損なうばかりでなく、日本の大学が保有する研究情報と技術が流失します。

この問題は、大学等本制度の関係者が重く認識する必要があると思います。

このような状況を生み出す原因の一つは、現在大学から出願される特許が、“出願が目的化していること”であると、内閣府の有識者が公開資料で指摘しています。

大学から出願される特許が、出願が目的化していることは重要な指摘で、それが、活用可能な特許が出願されない原因の一つであると思えます。

ここで、問題とする大学の特許の質とは、例えば、①いたずらに権利範囲が広い(殆どの発明が該当)。②権利として有効な技術範囲が明確でない(例えば、請求項の構成要件が十分に明細書の詳細な説明で説明されていない。したがって請求項に定義に不明確な構成要件が含まれる)。③請求項の内容が実施例あるいは、明細書の詳細な説明で十分にサポートされていない。④発明者が知っていることが自明な、発明者の学会発表、先願の特許などの公知技術が明細書の詳細な説明で開示されていない。さらに、⑤一発明に対して発明者が多すぎる等であり、いずれも潜在的な無効要因になる可能性があります。

このような潜在的な無効要因は、容易に排除可能であるにもかかわらず、制度に組み込まれているはずのチェック機構でチェックされず出願されている点を改善する必要があると思えます。

国の支援で潜在的な無効要因を含む特許が世界中にタダで提供される問題と、そのもたらす影響が大学と発明者等の関係者に顧みられていないと思えます。

昨年10月以降、内閣府専門委員会資料、および内閣府、文部科学省の担当官の知財政策の現状に関する講演、及び最近、内閣府宛東京大学渡部俊也氏資料は特許の品質に関する問題を指摘しています。

例えば、内閣府は、日本で出願された40万件の特許の内、毎年30万件以上の技術がタダで世界に提供され、特許出願による技術流失を指摘しています。また、制度構築後の日本の大学等のロイヤリティー収入は先行する米国の1,000億円を越えるロイヤリティー収入と比較にならないことも指摘しています。

さらに、先の内閣府の資料は大学から出願される特許は出願が目的化し、その利用率が低いことを指摘しています。

このような現状を打破し、改善を図るために、関係者全員が今一度、所期の国の知財戦略の目的を確認し、大学特許のあるべき姿を明確にする必要があると思えます。

しかも、この問題を解決することは、実務担当者から見て容易で、関係者が襟を正せば概ね改善可能で、再教育が必要な残りの部分は僅かと思えます。なぜ、関係者が襟を正せば概ね改善できるような容易なことが放置されつづけるのか考えると、我が国の将来が懸念されます。このような日本の大学の現状は、研究テーマにも共通するのではないかとすら思えます。解決可能と思われるので、より重い問題であると考えます。

このような大学の特許の質の改善は、国の所期の知財政策の目標である知のサイクルを回すために解決しなければならない、容易に解決可能な課題の一つと考えます。

大学特許の品質の到達目標は、裁判所の無効審判において、少なくとも内在する無効理由で100%無効とならない品質レベルにすることと考えます。この容易な目標に対する現状は目を覆うレベルであると懸念しています。

日本の大学から出願される特許は、ワンポイント特許であっても、内容は高く、有効なものであり、美しいものであるべきであると考えます。そしてそれは、実現可能と考えます。

III. 対策

1. 大学から出願される特許の品質を向上するため、まず大学、及び関係機関が、特許の品質に対する認識を高める必要があると考えられます。大学および関係機関において、特許の品質について、説明できる人材は必ずしも多くないと考えられます。そのため、第一歩として、国の知財政策の目標と、大学特許の品質の現状の問題を確認し、特許の品質とは何か議論させることが有効と考えられます。そして、大学知財に関わる全ての人々が、特許とは何か今一度振り返り、産業の発展と、国益となる特許制度の活用を再考し、原点に戻って国の知財政策に反映させる必要があると考えます。

2. その出発点として大学に対して国の政策として特許の品質向上をトップダウン宣言することも有効と考えられます。

3. そして、大学、及び関係機関における特許の内容と質を評価するシステムの機能と現状を見直し、これを十分に機能させることによって対策が可能であると確信します。ただし、特許の品質について、説明できる人材は多くないと考えられます。この点が、この大学の特許の質の問題の原因の一つであると思います。そして、このような、埋もれた少数意見を如何に引き出し、生かすかも重要な課題あると考えます。

300 2005 年地財推進計画で鮮明と成った「著作権の保護、活用、創造のサイクルを形成する」という理念は、この数年を経て今日国の知財政策理念の根幹と位置し、今後も揺らぐことはないものと考えられます。この動的体制を現実に移動させ充実した環境と成すには、総合環境内個別組織の分裂した利益追求を制御し全体効率を最優先する上位外枠システムの構築が急務と考えます。この場合の全体効率とは、コンテンツ文化および産業が加速激動進展する世界の流れに対する国内体制の著しい遅れ停滞を回復し、世界シーンに一日も早く加わり、同時に内需再生地方経済再生の打開基盤をも再整備するという、大枠観点に根ざすべきは誰しものが認めるところでしょう。この国際状況とそれに連続する国内状況の関係等を踏まえ、知財推進計画の向かうべき方向は、現内閣が構築を急ぐところの消費者行政機構との連動であることは明白と考えます。知財保護に関する一部権利団体と管理省庁の密接な体制は、国民利用者の眼から覆われ、運営制度に対して国民利用者直接参加を遠ざける領分があまりに多すぎます。この旧体質を改められない著作権事業権利団体の多くは、「世界シーンに連動したうえでの内需拡大」という国策の動きを妨げながら、閉鎖的な自己利益追求システム維持を第一として邁進し続けています。こうした自己の観点を疑うことすらない組織は、料金設定や利用規則等、強い支配力を利用者国民に一方的に行使するための制度維持強化に向かい盲目的な拡大を図ります。より大枠で市場対応する知財総合システムを動かさなければならない政府としては、この旧態領域こそが「動脈部に位置した総合連動を停滞させる元凶」との事実直視が第一と考えます。現内閣が判断するところ、「今日まで消費者側の視点を政府行政側が真摯に汲み取る機能が不十分であった」という観点に見合って、まさに「著作権行政こそが、利用者側の利益、便宜、権利、を如何にして守るかあるべき議論立案すら成されて無かった」との大きな反省が、今こそ知財政策に必要とされているのです。現状が抱える悪しき代表事例として、JASRAC による零細事業者の高額訴訟事件をあげることができます。権利者側の過剰な法解釈が安易に認められる結果、零細事業者相手に通常では考えられないほどの罰則を科すことが可能と成り、市場に見合わぬ賠償額がまかり通り逮捕者をだす結果まで起こる事態にあります。

こうした事件の情報等を分析した結果、実は JASRAC と文化庁は通常あるべき利用者権利領分を無視した勝手な手続き体制を閉鎖的に用い、自己有利の料金体系や利用規定を作り上げてきたことが明らかであり、これは重大な問題です(注:文化庁公開資料分析に基づく)。JASRAC は規定内容が大枠市場経済にまったく合致しないものでありながら利用者にそれを強制しているのです。これは「認可体制をとる使用料規定は公共料金として国民利用者の監視のもと妥当形成される必要がある」という、ごく通常の国の公共政策から全く逸脱したものです。市場に対応しない高値が一部業種にのみ強いられるため、零細事業者を市場から締め出し、該当領域の業種縮小が起っています。

著作権の保護を名目にして実は自己利益拡大にのみ邁進する権利団体を優遇させてしまう現状の継続は、知財総合的サイクルを閉塞させる結果に至ることを繰り返し強調させていただきます。すなわち、著作権事業だからという事情で我国通常の使用料認可体制(公共料金政策)が JASRAC に対しては厳密に取られていないという現実、今この期に厳しく是正されなければ成りません。こうした事業体制を正すために、政府が一般市場対応の適正水準まで明確な規制を著作権事業全般に適用し国民監視体制の充実を図ることが、知財政策の基層にまず位置すべきと考えます。

以上の観点に即して、以下のあるべき知財政策を提案します。

①文化庁著作権課の上位組織に消費者庁内の物価担当および公共料金部門の専門班を置き、公共料金事業、市場対応に関する不備が起らないように監視し、広く国民利用者からの意見苦情を受け付ける窓口を設ける。使用料規程認可届出内容は消費者庁が規制の権限を持つ。

②消費者庁著作権課の上位組織に公正取引委員会の著作権事業専門班を置き、独占禁止法上の不備が起らないように監視し、広く国民利用者からの意見苦情を受け付ける窓口を設ける。

③消費者庁は事業者が判断する使用料規程や運営規則などが、市場において機能できない不備がある場合、迅速に外部機関の専門家の判断を集め事業者を指導する。そのための学術ネットワークを確立する。

④消費者庁は国民利用者から提出された情報を公平に判断するため、外部の学術ネットワークを活用し敏速で客観的な行政対応を行う。これは業界規模や個人か団体かにかかわらず、全ての国民権利を保障することを優先してなされ、常に国民利用者に情報を提供する。

301	<p>著作権法非親告罪化に反対する。</p> <p>1;2007年10月に「著作権法の非親告罪化は一律は不適當」という小委員会中間まとめが公開された。</p> <p>http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/12/news109.html</p> <p>この「中間まとめ」で記されている「著作権非親告罪化は不適當である」根拠は説得的である。以下念のため引用する。</p> <p>[以下引用]</p> <p>(1)著作権侵害は、組織的な海賊版販売から論文の不適切な引用まで多様な形態がある上、「権利者が処罰するまでもない許容しているような場合」も実態としてある。多様性や表現の自由を踏まえ、引き続き被害者の意志を尊重すべきだ</p> <p>(2)財産権と人格権では保護対象となる利益が異なる場合があり、人格権の侵害では訴追により被害者の不利益になる恐れがある場合もあり、財産権と分けて考えるべき</p> <p>(3)捜査実務上、親告罪であることが捜査の大きな障害になっているという認識はなく、被害者の協力や意向なしに訴追することは非常に難しく、非親告罪化で取り締まりが強化されるとは言いにくいのでは</p> <p>[以上引用]</p>
-----	---

にもかかわらず、今回「著作権非親告罪化」を提言していることの意味が判らない。説得性もないし道理を欠いていると思われる。引用にすぎないものを「著作権違反だ」と警察が強弁し不当逮捕の道具とするだろうことを懸念危惧する。

2;「海賊版」は現行の法律で対応可能なはずである。近年、現行法で対応可能なものを口実に、警察、とくに警察OBの竹花豊が、新規立法したがる例が多すぎる。警察が、天下り先「ホットラインセンター」などを設置する口実づくりに奔走し、市民の自由を食い物にするのを国民に承認させようとしているかのように見える。

著作権の拡大強化は濫用しているアメリカにとっては国策的利益はあるかもしれないが、日本にとって国策的利益はないと判断する。重要な次期基幹産業であるオタク文化を警察が刈り取ってしまうことを懸念する。ならびに日本の文化活動全てに警察が過剰に介入する回路となることを強く懸念する。

秋葉原で「オタク狩り」と呼ばれる職質を、わざわざ管轄を超えてまで繰り返す警察が、「著作権非親告罪化」という巨大なオモチャ、あるいは巨大な凶器を持ったとき、自制するとは思えない。日本近代史は日本警察が暴走した歴史を示している。

3;「著作権」の強化拡大を検討するのなら、「ジャングル大帝」の著作権違反をしているディズニー社を日本国はまず糾弾すべきであるのに、逆にアメリカによる内政干渉である「米国政府要望書」に従い日本国内統制をしようというのは全く筋が通らないと考える。

日本政府は国益のために、アメリカによる内政干渉である「米国政府要望書」に抵抗すべきである。ハリウwoodsのライバルである日本のオタク産業を潰すことは国益に叶わないと考える。よって著作権法非親告罪化に反対する。

302 断固反対

303 知的財産推進計画2007

第2章、II.3.(5)「著作権法における親告罪を見直す」

という方針について、非親告化には断固反対する。

親告罪は著作権者の意思が尊重されるものであって、

非親告化は著作権者にとっても自由を奪われることになる。

非親告化のメリットは極一部の既得流通権利者が権利行使コストを軽減される事のみであって、

第三者による柔軟性を担保されない著作権違反判断による文化的損失は、

海賊版による損失を遥かに上回ることは確実である。

著作権は誰でも持ちうるものであり、全ての創作性は共有された文化的土台の上に成り立つ。

厳格過ぎる著作権保護は、具体的損失を伴わない権利者が容認している著作権違反までも取り締まらせ、

国民の大多数を潜在的違反者へ貶めてしまう。

著作権は複雑であり、国民の理解も必ずしも十分ではない。

違反のリスクによって気軽にコンテンツに触れたり、作ることは難しくなる。

気軽にコンテンツを扱えなくなれば、コンテンツが衰退していくのは必然である。

警察が著作権の微妙な問題に的確に対処できるはずがない。

パロディーや盗作といった判断はどうするのか。

著作権自身が判断するのが最も妥当である。

硬直した判断でパロディーなどを取り締まったら、創作に大きな萎縮が起きるのは火を見るより明らかだ。

無論パロディーに限らず、問題は多岐にわたる。

非親告化は、親告罪であることによって潤滑していた文化的流動を滞らせる。

むしろネット時代によって著作権はネットに即した柔軟な著作権が求められている。

非親告化は旧来の固定的権利の保護を強化するだけであって、

	<p>求められている新しい時代の著作権のあり方には全く逆行するものだ。 これでは新しいコンテンツを生み出す活力は失われてしまう。 海賊版などが問題であるのは事実である。 しかし、その対処はあくまで著作権者自身の判断に基づくべきであって、 親告罪を堅持した上で、著作権者がスムーズに権利行使できるような支援策こそが求められている。 著作権法の非親告化には断固反対する。</p>
304	<p>娘からこの話を聞きました。 こんなことをしたら、子どものために新しいお話をつくることができなくなるじゃないですか？ 昔話をアレンジして、今風の新しいお話を作る。 それだけで警察に逮捕って、おかしいです！ それに、ホットラインセンターに、どんな問い合わせが来ているか、 それが一切公開されていないのは、危険だと思います。 これでは、「知っている人が都合のいいように」情報操作しても 誰も気がつきませんね。これが通るのはどう考えてもおかしいです。 ですから、 「著作権法違反の非親告罪化」は反対です。 日本ユニセフは、正義の味方のはずなのに、これでは、まるで日本を 引っ掻き回そうとしている悪魔の手先みたいですね。 そういえば、ユニセフは、戦争がないと、その立場が正義の味方になりませんからね。 戦争起こしてもらわないと、ご飯がたべられないんでしょ？ あーこわいこわい。</p>
305	<p>これを知ったのがつい昨日で、全文読んで理解するには至っていない+pdf ファイルが文字化けでひとつも読めていないので相当まとはずれになるかもしれないのですが……。 (もっとこういうことがみんなに知れ渡るようにはできないものでしょうか) これに限らず、「こう変えますがどう？」より、「これをどう変えるべき？」の意見を一般に広く聞いてみてほしいです。 動画・音楽アップロードについて ユーザーの中でも、権利者にとってプラスであるという意見と、マイナスに決まっているという意見とがありますが、私は基本的には前者です。 わたしは舞台が好きなのですが、これは単価が非常に高い。ゆえに触れる機会が無い。触れる機会が無いので金を出して見に行くに至らない、という状況になっていると思います。 その一部にでも触れてその魅力を知れば興味も出るでしょうが、一部に触れることもできないのでは金を出す気にはなりません。 わたしは動画サイトで見た動画からそのDVDを購入したことがあります。購入しないものもあります。購入しなかったのは「ここで見れるから」ではなく、所有する価値がないと感じたからです。 私の感覚では、DVD って見るために買うものというより、所有するために買うものです。テレビ放映したものなら、録画すればすむことなので。 今の状況で買っていない人は、動画サイトで動画が手に入らなければがっかりするだけでとくに動かないのでは？ 逆に今買っている人(買うタイプの人)は、それがいいものかどうかを見極められなくなるので購入数が減る気がします。 動画の話をしてきましたが、これは CD にもいえることです。こちらはわたしはほぼレンタルショップ使用です。かりたものでも気に入れば買います。</p>

動画サイトでBGMであったりプロモであったりを見てレンタルすることもあります。ネットで視聴するにとどまるものについては、あるから聞いただけで、なくても困らないものでしかありません。ただ音楽を聴ければいいというユーザーもいるでしょう、というよりはその方が多いのかもしれませんが。では、音楽(動画)をそのままUPするなら、ある一定以上の劣化を伴わなければいけない、くらいならどうでしょう。いい動画のBGMが劣化するのは惜しいですが、そこはまあ。

音楽の使用について。

前に書きましたとおり、私は芝居が好きでよく見えています。最近は自作音楽を使うところが増えてきました。でもそれもある程度の規模や能力のあるところで、現状では既存の音楽を無断使用するのが暗黙の了解になっています。

舞台中で音楽が使用される。このことによるアーティストの不利益とは何でしょう。この音楽は観客が手に入れることはできません。気に入ったなら買うなり借りるなりしなければなりません。

この音楽を使っている、ということで客を呼んだなら、利益を得る権利はあるでしょう。ですが基本的に音楽は添え物です。そして舞台は-商業はともかく、おそらく基本的に赤字です。自転車操業なのだと思います。この舞台から生まれるよき表現者もいるだろうに、音楽を使うのに金がかかって公演が打てないのでは、役者が困窮してつぶれていくのも道理です。

著作者を、ひいては文化を守るはずのルールが、文化を育てる弊害になっている気がします。

只で音楽を提供するというのではなく、黒字になった場合のみ、利益の数%の徴収、ではいけないのでしょうか。

さらにもうひとつ。

正直、こちらより先に古本屋をどうにかしていただきたい。

あそこの収入は作家の収入にはなりませんよね？

膨大な買取本をすべてリスト化して提出、買い取った本の作家には(一定期間中は)いくらを支払わねばならない、くらいのことをしていただきたいです。

動画サイトについては著作者が不利益をこうむっている面もあるでしょうが、こちらについては不利益にくわえて古本屋の利益もかさできます。作家陣にしてみれば人の商品でまるもうけかよ、という意見が多いようです。わたしも利用はしますが、一度かって好きになった人、がんばってほしい作家のものは以降定価で購入しています。

所謂古書店はともかく、新刊を高く買い取り売りたくような古本屋には規制を設けていただきたいと思います。

306 著作権法における非親告罪化に強く反対します。

著作権法違反と著作物の解釈には曖昧さ・不明確さがあり、非親告罪化により著作権法違反の判断を警察が担うことになれば、警察による恣意的な捜査や取締りが誘発されることは容易に予想できます。

また著作権法の専門的な知識が乏しい警察による取締りのために、冤罪という最も憂慮すべき事態が多発することも予想できます。

著作権法違反は刑法犯と全く異なり、一般市民が法律違反を起こす違法行為のハードルがきわめて低いと言えます。

著作権法違反とされる行為でも、著作権法第三十条で私的使用の範囲においての自由が認められているからです。

つまり私的使用の範囲内においては罪に問われることはありません。

しかし近年はインターネット等の情報技術の発達と普及により私的使用の範囲というものの解釈が不明確になっています。

このような判断を警察が行うようになれば、犯罪とは程遠い一般市民が不明確な判断基準に基づいて次々と検挙されることが多発する事態は想像するに難しくありません。

また、著作物を創造するクリエイター側にとっても著作権法の非親告罪化は脅威です。

音楽にしる映像作品にしる、作品は他の作品の影響を受け、あるいはインスパイアされて作られます。

全ての著作物は全くのオリジナル、無から生まれた作品というのは有得ないのです。

究極的に極端に強引に解釈すれば、全ての著作物は他の著作物の権利を侵害して生まれたということも言えなくもありません。

しかし一般的な通念ではこのような解釈はまず有得ないのですが、悪意に満ちた恣意的な解釈によれば可能にならなくもありません。

非親告罪化によって、著作物が盗作あるかないのか、というきわめて微妙な判断をも警察が担うことになります。

このきわめて微妙な、かつ不明確な判断基準によって検挙されることが有り得るとすれば創作行為自体が危険な行為となり、作品を作るのは難しくなってしまいます。

そうなればコンテンツ大国である日本の世界的な立場は脆くも崩れ去ってしまうでしょう。

盗作であるか否かという判断は当事者同士の話し合いなり、訴訟なりでなされるべきであり、非親告罪化は全般的な外れであると断言できます。

著作権法の非親告罪化はユーザーにもクリエイターにもデメリットがあまり大きく、絶対に著作権法における非親告罪化に強く反対します。

著作権法違反と著作物の解釈には曖昧さ・不明確さがあり、非親告罪化により著作権法違反の判断を警察が担うことになれば、警察による恣意的な捜査や取締りが誘発されることは容易に予想できます。

また著作権法の専門的な知識が乏しい警察による取締りのために、冤罪という最も憂慮すべき事態が発生が多発することも予想できます。

著作権法違反は刑法犯と全く異なり、一般市民が法律違反を起こす違法行為のハードルがきわめて低いと言えます。

著作権法違反とされる行為でも、著作権法第三十条で私的使用の範囲においての自由が認められているからです。

つまり私的使用の範囲内においては罪に問われることはありません。

しかし近年はインターネット等の情報技術の発達と普及により私的使用の範囲というものの解釈が不明確になっています。

このような判断を警察が行うようになれば、犯罪とは程遠い一般市民が不明確な判断基準に基づいて次々と検挙されることが多発する事態は想像するに難しくありません。

また、著作物を創造するクリエイター側にとっても著作権法の非親告罪化は脅威です。

音楽にしる映像作品にしる、作品は他の作品の影響を受け、あるいはインスパイアされて作られます。

全ての著作物は全くのオリジナル、無から生まれた作品というのは有得ないのです。

究極的に極端に強引に解釈すれば、全ての著作物は他の著作物の権利を侵害して生まれたということも言えなくもありません。

しかし一般的な通念ではこのような解釈はまず有得ないのですが、悪意に満ちた恣意的な解釈によれば可能にならなくもありません。

非親告罪化によって、著作物が盗作あるかないのか、というきわめて微妙な判断の権限をも警察が担うことになります。

このきわめて微妙な、かつ不明確な判断基準によって検挙されることが有り得るとすれば創作行為自体が危険な行為となり、作品を作るのは難しくなってしまいます。

そうなればコンテンツ大国である日本の世界的な立場は脆くも崩れ去ってしまうでしょう。

盗作であるか否かという判断は当事者同士の話し合いなり、訴訟なりでなされるべきであり、非親告罪化は全般的な外れであると断言できます。

	著作権法の非親告罪化はユーザーにもクリエイターにもデメリットがあまり大きく、絶対に著作権法の非親告罪化はなされるべきではありません。
307	<p>63 ページ(5) 著作権法における親告罪を見直すに反対します。</p> <p>著作権の非親告罪化によって罪となるのは海賊版販売だけではなく論文や漫画のパロディー、同人誌の二次創作など言論や表現の自由に関わる物が多くあります。</p> <p>そういった理由から被害者が処罰の意思を持っていないことも多くあり、その裁量は被害者に任せるべきです。</p> <p>警察等の第三者機関が被害者の意思と関係なく捜査を行うのは創作活動の過剰な自主規制と文化の萎縮を招き国益損なうものと考えます。</p> <p>また</p> <p>http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/12/news109.html</p> <p>のように著作権法の親告罪の範囲の見直しについては「一律に非親告罪とすることは不適當」という結論が出ているにも拘らず、何の説明も無しに著作権の非親告罪化が再び議題にあがったことについて疑問を感じざるをえません。</p>
308	<p>昨夜書いた者ですが、追加したいことがあります。</p> <p>未成年者の携帯電話についてです。</p> <p>未成年者あるいは 18 歳以下については、法律で一律に「フルブラウザ携帯所持禁止」をした方が良いと思います。学業を主にしている未成年に、何処へでもアクセスできる携帯を渡すべきではないと思います。出会い系サイトもそうですし、携帯専用の学校裏サイトも問題です。高校生が学校で休み時間とはいえネットをしているのは人間関係の形成によくないと思います。フィルタリングを外せない「ホワイトリスト」の携帯にすべきです。</p> <p>酒だって、同じ家の中で未成年の飲酒は法律で禁止で大人はOKです。ですから「親に決めさせる」などという事にせず、法律で一律に縛るべきです。</p> <p>携帯電話各社は保護者からの要請なのか、それとも子供を商売相手の食べ物にしているのか分かりませんが、対応が甘すぎます。それとも子供相手の高機能携帯がないと経済の損失が大きいから止められないのでしょうか？</p> <p>可能性として、学校で携帯をいじる時間の方が人間としゃべる時間より多かっただら問題でしょう。私の目から見て、今の中高生はある意味不幸です。家の中だけでなく学校にすらネット機器が持ち運べるのですから…中高生には中高生でしか出来ない事、例えば行事や部活ができる、人生唯一の六年間だと思います。ネットや携帯はそれ以後も現代社会では幾らでも関わりますが、部活や行事はそうはいきません。ここは中高生を救うつもりで、法律で縛るべきです。</p>
309	<p>現在、自民党内で児童ポルノ法改正の気炎があがっていることについて意見を述べさせていただきます。</p> <p>この法改正により、現在市場に流布している児童ポルノ DVD などの単純所持に罰則が加えられるということですが、その児童ポルノの定義の曖昧さと、何よりバーチャル児童ポルノにすら罰則が加えられることには疑問があります。</p> <p>私自身は、写真や DVD など、実際の被害者がいる児童ポルノについては、その発生源となっている親も含めてより厳しい規制が必要だと思います。</p> <p>しかし、この児童ポルノの定義が「見た目による」という曖昧さと、バーチャルメディアまで規制しようとするのは、あまりにも非生産的であり、また犯罪を助長するものだと考えます。</p> <p>定義が曖昧であるがために、言ってしまうとどのような難癖をつけても国民を逮捕することが出</p>

	<p>来るかもしれません。また、冤罪などの被害が大量に出る可能性もあります。</p> <p>もし、気に入らない人間がいれば、その人に児童ポルノを持たせ通報すれば、その人は犯罪者ということになります。</p> <p>このような密告社会は恐怖です。</p> <p>また、バーチャル児童ポルノを規制するとすれば、それは今までの日本の文学、神話、戯曲、古典、漫画、アニメまでを規制するということのなるのではないのでしょうか？</p> <p>もしそうなったのなら、この国は歴史的な資料となる古典や文学を規制・所持禁止とし、現在 1 兆 2000 億 + α の経済効果がある産業を潰すことになります。</p> <p>確かに児童への性被害は早急な対応が必要ですが、まずは児童ポルノの定義を明確としなければならぬと考えます。</p> <p>また、バーチャル児童ポルノの規制についてはもっと慎重になるべきです。バーチャル児童ポルノを規制して得るメリットがそれほどあるとは思えないのです。寧ろデメリットのほうが大きすぎます。</p> <p>ただ規制したいから規制するというのではなく、以上の問題を真剣に考えて協議していただきたいと思います。</p>
310	<p>何でも性表現について規制してしまうのは如何かと思います。</p> <p>特に準児童ポルノ法、この法律は日本の漫画やアニメの文化が衰退してしまっても良いとお考えですか？</p> <p>これら(猥褻)絵画で我慢していた人口が、規制によって実際に人を襲ってしまう可能性は考えられておられないのですか？</p> <p>少なからず私はあるだろうと考えます。</p> <p>一般の国民以上に知識や経験がおありの先生方が、何故こんな法律を作るのか全く理解できません。</p> <p>こんな法律を作るより、もっと大事な法律があるでしょう？</p>
311	<p style="text-align: center;">日本版経済スパイ法の制定と司法手続きの改善について 経済ジャーナリスト</p> <p style="text-align: center;">● ●</p> <p>1. 今日、技術の本質が変化する中で、モノづくりは単にモノをつくることだけでなく、知的財産の固まりとしての知恵づくりに変わってきました。IT革命によるパソコン、インターネットの爆発的な普及に伴い、製造業(モノづくり)の生産工程においても一大変革の波が到来し、日本が得意としてきた「匠の技」でさえデジタル化される現象が起きているためです。いわば企業の収益力の源泉である心臓部がデジタル化されてきている現実が鮮明になり、もはや「匠のデジタル化」という新たな手段なしに、激化したグローバル競争を勝ち抜くことはできない状況にあります。</p> <p>2. しかし、このような劇的な変化は、わが国の産業競争力上、重大な課題を提起しています。つまり、企業の心臓部がデジタル化されたことによって、何度でもコピーできるし、ネットを使えば何人にでも転送することの可能な状況が創り出されたことを意味するからです。ここに、IT時代の技術流出の想像を絶する恐ろしさが存在します。技術流出の危険性がますます増大するなか、13万件の設計図データが中国人技術者によって引き抜かれるという「デンソー事件」が起きました。この事件の被害企業であるデンソーは、不正競争防止法を適用するための前提の一つである「不正な第三者への開示」を特定できなかったために、被疑者が起訴されなかったものと考えられます。その結果、社有パソコンを無断で持ち出した横領罪というはずれと思える逮捕容疑になってしまいました。筆者自身、ある程度取材できたにもかかわらず、取材先との関係で明らかにできなかった類似の事件は多数存在します。</p> <p>3. 2003年以降、不正競争防止法は営業秘密について刑事罰の導入・強化に係わる3度の法改正が行われてきました。しかしながら、この法律により内部者による営業秘密の侵害を罰する</p>

	<p>には、少なくとも不正な使用・開示行為を捉えなければならないため、被害者企業にあつては、営業秘密を盗み出した者がどのようにそれを悪用したかを証明することは非常に困難であり、そもそも法律が拠って立つ前提に無理があるように思われます。また、米国、ドイツ、韓国などの法制では、海外政府を利する目的で情報を盗み出した場合にも処罰されることが明確になっており、その点、わが国の法制でどのような取り扱いになるかは明らかでなく、筆者が取材した有識者の中には処罰できないのではないかと指摘する方もいました。また、わが国の裁判手続きの下では、仮に営業秘密の侵害行為が起訴されたとしても、裁判上その秘密が公開されてしまうため、告訴することに躊躇するという現状にあります。秘密にしているからこそ価値のある技術情報が、本来、その価値を維持する役割を担うべき司法手続きで価値が減殺されてしまつては本末転倒と言わざるを得ません。</p> <p>4. 今のところ技術流出に対して、現行の不正競争防止法で対応しようとしています、明らかに無理があると思います。情報の入手について、許可なく、窃盗、コピー、スケッチ、写真撮影、破壊、送信することを禁じているアメリカの経済スパイ法のように、日本でも情報を盗む行為自体を罰する法制度を構築すべき時期に来ています(日本版経済スパイ法の創設)。また、企業秘密を侵害された被害者が、裁判手続きで公開されてしまうのを恐れて告訴を躊躇するというのは、明らかに現行法体制の不備でもあります。憲法を口実にして課題の解決を先延ばしにするのではなく、一刻も早く現行法体系の不備にメスを入れる必要があると考えます。</p>
312	<p>海賊版を取り締まる法律がこのままでは全ての文化活動が禁止になってしまいます。とくに著作権非親告罪化は恐ろしいものだと思います。版元とか作者の訴えで規制されるなら納得もしますが、関係ない第三者に「著作権法違反」で訴えられる制度はどうかと思います。これでは正直何もできません。好きなキャラの似顔絵を描いただけでも逮捕とか異常すぎます。これでは音楽・映像・漫画などあらゆる文化が衰退して関連企業の倒産して日本経済が終了するでしょう。PSE法の大失敗の二の舞になるのは御免です。正直もうオリジナリティのある物はもうこの世には生み出せません。もうアイデア出し尽くしちゃってます。軽自動車なんてみんな同じようなデザインです。なので取り締まるのは明らかに海賊版と誰がみてもわかるものを取り締まってください。あとこういう大事なこと決めるときは国民にこの問題をもっと知ってもらうようにいっぱい宣伝してください。うちの会社に「知的財産推進計画2007」なんて知ってる人自分しかいませんでした。携帯しか使わない人にはこの問題のことなんて知らないんでその所何とかしてください。コソコソ勝手に法律作つてると思われますので。</p>
313	<p>児童が性目的でメディアに登場するのは、大変な問題だと思います。実際の児童が被害に遭うメディアを製作する者、児童を出演させる親などには厳罰を望みます。しかし、アニメや漫画の創作物にまで規制の対象を拡げるのはおかしいのではないのでしょうか。被害者が存在しないのに検挙の対象になるのは不自然です。しかもそのようなメディアを所持しているだけで検挙の対象になるのは、あまりにも理不尽です。被害者がいないのに加害者だけが存在するような事があるのでしょうか？私は絶対に反対です。</p>
314	<p>著作権非親告罪化には、以下の理由により反対せざるを得ません。</p> <p>およそほとんどすべての芸術文化や職能技術において、独自性はそれ自体のみで生み出されたり存立するものではありません。古くから「学び」は「真似び」に通じると言われるとおり、模倣はあらゆる芸術文化や職能技術の基礎であり養分であります。然るに、作品における基礎や養分の現れ方は千差万別であり、殊には習熟段階や発展段階においてその傾向が著しいことは常と言えます。すなわち、独自性を山の頂点とすれば、模倣はその裾野部分を構成するにしても、両者は往々にして連続し、不可分なのであります。このことは個人についても社会についても同様です。かかるなかで、著作権を一律に非親告罪化することは、作品を保護する以上に、その</p>

	<p>基礎や養分を阻害する結果となり、今後の我が国の文化の発展に重大な悪影響を及ぼすことを強く危惧致す次第であります。</p>
315	<p>「知的財産推進計画2007」の見直しに関して以下の三つの意見を送ります</p> <p>1. 違法ファイルのダウンロード違法化は反対</p> <p>昨今議論されている違法ファイルのダウンロード違法化について反対します。</p> <p>まずインターネットに存在するデータのうち、『違法』か『適法』かは実際に『ダウンロード』を行わなければ判断できません。</p> <p>そして違法ファイルのダウンロードが違法化された場合、違法ファイルと知らずに違法ファイルをダウンロードしてしまった場合でも</p> <p>摘発対象となってしまいます。これではインターネットの利用者は過剰に萎縮せざるを得ません。</p> <p>また違法ファイルのダウンロード違法化は「検索エンジンの利用」さえも「違法」となってしまいます。</p> <p>現行の著作権法では検索エンジンの行っている著作物の利用は厳密には違法となっており、</p> <p>これが原因で日本では検索エンジンの大半は海外で運営されています。</p> <p>また検索結果に表示される「部分転載」は現行法では著作権侵害と認定されてしまう以上、当然「違法データ」となってしまいます。</p> <p>「違法ファイルのダウンロード違法化」は厳密に言えば「違法データのダウンロード違法化」ですから、</p> <p>検索エンジンで表示される「部分転載」をダウンロードする行為が違法となります。</p> <p>即ち検索エンジンの利用が違法となり、かつ利用者が摘発対象になってしまうこととなります。</p> <p>確かにP2Pファイル共有ソフトウェアによる著作権侵害は深刻な問題ですが、多数のインターネット利用者を潜在的な犯罪者扱いするような、「違法ファイルのダウンロード違法化」には断固反対します。</p> <p>2. 著作権侵害の非親告罪化には反対</p> <p>著作権侵害の非親告罪化には反対します。</p> <p>「著作権侵害」といっても組織的に行われる犯罪行為や、個人の不注意などによる些細な法律違反と幅広いため、一律に「著作権侵害」を「非親告罪化」するには不相当だと思われれます。</p> <p>またこの件は法制問題小委員会の中間まとめでも同じ結論が出ています。</p> <p>http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/12/news109.html</p> <p>なのに何故「知的財産推進計画2007」の中には著作権侵害の非親告罪化が盛り込まれているのでしょうか？</p> <p>3. アメリカ等で認められているフェアユース定理の導入を</p> <p>アメリカ等で認められている、フェアユース定理による著作権の制限の導入を求めます。</p> <p>現在の日本では前述した検索エンジンさえ違法とされてしまうように、「著作物の公正利用」が十分に認められているとはいいがたい状態です。</p> <p>これを改善するためにフェアユース定理による著作権の制限の導入を求めます。</p> <p>また二次創作、例えば「ファンアートの作成」や「パロディの作成」が自由に行え、また自由に発表できた方が文化の健全な発達を促すと思います。</p>
316	<p>大学教員の者です。個人としてコメントさせていただきます。</p> <p>知的財産推進計画2007の「はじめに」の中で、「製品」とともに「サービス」も「明確に差別化」されたものを生み出していくことが求められている、としています。しかしながら、本文の中で、サービスに関しての知的財産推進の施策について何も記述がありません。</p> <p>経済産業省によって作られた「サービス産業生産性協議会」という組織は、「日本のサービス業</p>

	<p>のイノベーションと生産性を達成」することを目標としています。しかし、「イノベーション」としてもプロセスイノベーションのことが中心で、何らかの新たなサービスのビジネスモデルを創造するといった新規のイノベーションを促進するのではなく、プロセスの向上/改善により生産性を高めましょう、というような活動です。</p> <p>サービスでの革新的なイノベーションを促進するためには、サービスに関しての知的財産権の問題とあるべき姿の議論が必須になると思われます。</p> <p>私は、そのための問題提起の論文を書いて、現在、日本知財学会学会誌に投稿中(査読されている段階)です。</p> <p>タイトル「サービスイノベーション促進のための新たな知的財産権の提案」 URL(パブコメのための公開)http://open.shonan.bunkyo.ac.jp/~hatakama/gansoken.pdf</p> <p>このような案をたたき台にするなどして、「サービスに関する知的財産権」をどうするべきかを議論してゆくことを、計画に加えるべきと考えます。</p>
317	<p>著作権法非親告罪化に反対します。</p> <p>2007年10月の小委員会での</p> <p>(1)著作権侵害は、組織的な海賊版販売から論文の不適切な引用まで多様な形態がある上、「権利者が処罰するまでもない許容しているような場合」も実態としてある。多様性や表現の自由を踏まえ、引き続き被害者の意志を尊重すべきだ</p> <p>(2)財産権と人格権では保護対象となる利益が異なる場合があり、人格権の侵害では訴追により被害者の不利益になる恐れがある場合もあり、財産権と分けて考えるべき</p> <p>(3)捜査実務上、親告罪であることが捜査の大きな障害になっているという認識はなく、被害者の協力や意向なしに訴追することは非常に難しく、非親告罪化で取り締まりが強化されるとは言いにくいのでは</p> <p>とされているものが、なぜ復活したのか理解できません。</p> <p>著作権法非親告罪化されると、著作権を深く理解していないもしくは悪意ある第三者が告発を行い、創作活動の無用な萎縮に繋がりがかねません。</p> <p>捜査機関による、捜査対象の恣意的選択・処理件数増加による重大事案の見逃が多発するでしょう。また、警察などの天下り先を増やす口実になることを危惧します。</p> <p>よって、著作権法非親告罪化に反対します。</p>
318	<p>在野の一会社員として勝手ながら意見送ります。私が強調したいのは二つ。一つは利用者の立場になって考える事。例えばワンスコピーやダウンロードの違法化は権利者の立場でしか考えていない。地上デジタルが必ずしも上手く進んでいないのはこの面倒なシステムのせいが一因であるのは明白であろう。ダウンロードに関してはインターネットが生まれた時に既に予想できたはず。もはや止めるなど時代の逆行になるだけであるダウンロードを認めた上で如何に対処するか考えるべきであろう。二つ目は製作者の立場に立って考える事。著作権の非親告罪化など新しい製作者の製作意欲を奪うだけである。人は何らかの作品を始める時はまず模倣から始めるのは誰でも分かるはず。それを規制しかねない。また漫画、アニメなどを準ポルノ指定など言語道断である。戦後アメリカは子供への悪影響を理由にそれらの規制したそのためアメリカの漫画文化は狭い範囲でしか広がらなかった。戦争に負けた我が国は逆に表現の自由が叫ばれその中で漫画やアニメは素晴らしい進化を遂げた。日本のアニメや漫画は海外とは違い子供達だけの物ではないのである。世界中に置いて日本の漫画アニメが評価高いのはその自由度の高さがあればこそである。日本の製作者に規制など押しつけられれば、技術的に劣る我が国はたちまち脱落してしまい国益に大きなマイナスでだけでなく日本そのものの評価を下げるであろう。以上或いはそちらの求める意見とは異なる物かもしれませんが日本の未来を思う一国民としての意見です。</p>

319	<p>P63 の(5)著作権法における親告罪を見直す についてですが、一律に取り締まるやり方では通報と摘発の乱用を招くだけかと。 著作権は著作権者が持つ権利であり、公権力が牛耳るものではありません。 なので反対させていただきます。</p>
320	<p>著作権法30条における私的複製から「違法配信物のダウンロード」「違法複製物の複製」を除外するとの方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会において上記方針について検討されており、またこの除外の方向性で「おおむね」まとまるとされているところであるが、以下の理由により知的財産推進計画2008では削除すべきと考える。 ●昨年 私的録音録画小委員会での意見募集において、寄せられた意見の大部分が当該複製の違法化に対する反対意見であった。事務局の発表によれば個人からの意見が 8610 通、そのうち7割がこの問題についてのものである。これだけの意見が寄せられた中で当該違法化を強行したところで、社会の理解が得られるとは到底考えられない。加えて、こうした反対意見で指摘された弊害(実効性の無さからくる「違法」行為の蔓延、適法配信の区別が付かないがゆえのインターネット利用の萎縮等)をみすみす現実のものとしてしまうのは間違いない。現時点で当該違法化を適切に実現する方策は何ら提案されていないのであり、まず当該違法化の方針を白紙に戻すべきである。 ●当該違法化の前提とされるなかに、〈ユーザーに、著作物が適法に配信されているかが判断できるか〉を解決するものとして日本レコード協会から提案された「エルマーク」がある。しかしこれは国内レコード会社が国内市場に向けてダウンロード販売する場合の標章としてしか機能せず、国民がインターネットを利用する際に想定される場面全体を包括してはいない。たとえば海外のサイトにおけるダウンロード配信(これは海外権利者の著作物、国内権利者の著作物を問わない)や、個人(国内レコード会社の手を借りずに自ら流通に携わる著作者も含む)によるダウンロード配信などは、利用者から見た適法性が曖昧なまま放置される。現在は私的複製の規定があるからこそ こうした曖昧さの中でもインターネット流通を実現しているが、もし適法配信である標章が付されたサービスを利用しなければ ダウンロード自体に違法性が問われかねない状況にでもなれば、こうした海外サービスや個人が国内レコード会社・国内配信事業者との競争において不利な立場に追い込まれるおそれすらある。そればかりか、インターネットを利用した流通そのものが忌避されかねず、既存流通が不当に保護される結果となる。こうしたユーザーの萎縮を招くことは、インターネット時代の新たな流通を模索する日本にとって国際的な競争力を自ら殺すことに等しい。 ●なお、当該違法化を「情を知って」等の限定を付して規定したとしてもユーザー保護の効果は無い。その認定は結局司法判断に委ねられるのであって、その判断を仰ぐ前段階として「情を知って」いたかを争う法廷の場にユーザーが引きずり出されることとなる(それゆえ、訴訟の危険を避けようとするれば正常なインターネット利用すら萎縮させる)。また裁判においても、私的複製元の適法性などユーザーに証明することは不可能な上(レンタル・放送等、手元に残らない複製元はいくらでもある)、「情を知って」いたかどうかは外形的に判断される。結局は〈その配信が合法的であるか信じるに足る〉かどうかを問われかねないのである。インターネットで流れる著作物のすべては、レコード会社らがエルマークを付して配信しているものも含め、デジタルデータゆえ適法性を示すことは本質的に不可能である(識別の方法すらコピー・改変し得る)。 ●インターネットを流れる違法複製物については、権利者が自動公衆送信権・送信可能化権を行使することで抑制していくのが本筋である。知的財産推進計画から、違法配信物・違法複製物の私的複製を違法化する項目は削除すべきである。 <p>※余談だが、権利者による上記権利行使と並行して、違法流通のニーズを正しく捉えた代替的な正規流通の確保も必要なところである。日本のインターネットにおける正規流通(たとえば音楽</p>

	<p>配信・映画配信など)は世界的に見ても遅れた水準にあるのは明らかであり、この分野における適正な競争と海外並みの流通促進が急務であると言える。違法流通の大半が正規流通に影響する内容のものだとすれば、逆もまた然りである。正規流通を保障することで違法流通(それは品質も確実性も保障されない)を抑制することは可能である。</p>
321	<p>P63 にある「(5)著作権法における親告罪を見直す」、すなわち著作権法非親告罪化ですが、これに強く反対します。</p> <p>2007年10月に「著作権法非親告罪化は一律は不適當」という小委員会中間まとめが公開され、その中ですでに「著作権非親告罪化は不適當」との答申が出ています。</p> <p>http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/12/news109.html</p> <p>〔以下引用〕</p> <p>(1)著作権侵害は、組織的な海賊版販売から論文の不適切な引用まで多様な形態がある上、「権利者が処罰するまでもないと許容しているような場合」も実態としてある。多様性や表現の自由を踏まえ、引き続き被害者の意志を尊重すべきだ</p> <p>(2)財産権と人格権では保護対象となる利益が異なる場合があり、人格権の侵害では訴追により被害者の不利益になる恐れがある場合もあり、財産権と分けて考えるべき</p> <p>(3)捜査実務上、親告罪であることが捜査の大きな障害になっているという認識はなく、被害者の協力や意向なしに訴追することは非常に難しく、非親告罪化で取り締まりが強化されるとは言いにくいのでは</p> <p>〔以上引用〕</p> <p>特に(1)は重要です。</p> <p>blog や HP にニュースを引用したり、画像を貼る。好きなキャラクターの似顔絵を描く。手紙や文章を書く際に他人の作例を参考にする。小説などで古典作品を元にアレンジする。こうした行為は、日本国民必ず全て一度や二度は経験をしているものです。これらが見過ごされているのはまさに「権利者が処罰するまでもないと許容している」という状況ある訳です。</p> <p>著作権法の立法趣旨からも権利者の意思を最も尊重すべき環境を保持するのが第一であり、みだりに第三者介入を招くべきではありません。</p> <p>また一体何が著作権侵害で、どこからがセーフなのかという判断は第三者が簡単にできることではありません。</p> <p>当事者同士が話し合い、ケースバイケースで判断しあうのが最上です。</p> <p>しかしもし非親告罪化すれば権利者の意思とは無関係に摘発が行われます。</p> <p>他人の著作権を侵していないオリジナルを作ったと思っても、悪意の第三者に通報されるという恐れもあるでしょう。</p> <p>記事を書くのに必要な引用をしたとしても、通報される危険もあるでしょう。</p> <p>これでは何か物を作り、物を書くたびに警察の摘発を恐れなければならなくなります。</p> <p>先述したように日本国民であれば、著作権違反は誰だって経験があるものです。</p> <p>非親告罪化はまさにその対象・影響は日本国民全員に及ぶ極めて重大事とある上に、著作権法の立法趣旨すら歪めます。</p> <p>権利者の意思を無視して、著作権違反者を警察が一方的に逮捕できるようになり、表現狩り・コンテンツ狩りにつながる恐れも大変高いでしょう。</p> <p>コンテンツ大国を目指す日本としてはこれは致命的です。</p> <p>海賊版に対処するのであればその通報先と権利者への連絡網を整備すればいいのであって、非親告罪化はあまりにも問題が多すぎます。</p> <p>したがって著作権違非親告罪化に反対します。</p>
322	<p>「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見募集について意見を記します。</p> <p>記</p>

第63ページの非親告罪化に反対。

- 1、著作物はあくまでも著作者のものである。
警察や一個人が権利の判断をすべきでない。
現時点でも、自分勝手な正義感に陶醉する密告マニアが警察等へ通報し、
サイトや掲示板等の運営を混乱、萎縮、最悪には閉鎖させ喜んでいる。
非親告罪が運用されれば更なる密告マニアの横行、警察の恣意的捜査で、
ネットは萎縮し、言論、表現、思想等の様々な自由が失われる。
- 2、インターネットの普及により、質はどうあれ、個人の著作は爆発的に増えつつある。
今後これがさらに増えるだろうことを考えると、著作権を親告罪としておくことは、
かえって正しいことであり、この理屈は国際的に見ても通用する。
- 3、非親告罪化は憲法が定める通信の秘密、検閲の禁止に反する。

第90ページのダウンロード違法化に反対。

- 1、そもそも著作権という私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしい。
- 2、家庭内の複製行為を取り締まることはほとんどできず、このような法改正には
実効性がない。
- 3、通常の録音録画物について違法合法を区別する手がかりがない、
特に、インターネット利用では、自動的になされるコピー(「一時的固定」か
「複製」かもよく分からない)があるなど、違法、合法を外形的に区別できないため、
ダウンロードが違法と言われても一般ユーザーにはどうしたら良いのか
さっぱり分からず、このような法改正は社会的混乱しかもたらさない。
- 4、情を知ってという条件も、司法判断でどう倒されるか分からず、場合によっては
インターネットへのアクセスそのものに影響を及ぼし兼ねないこのような法改正は
極めて危険である。
- 5、そもそも違法流通は送信可能化権による対応が可能である上、この送信可能化権との
関係でダウンロードによる損害額がどう算定されるのかもよく分からない。
- 6、自らが作製した著作物を離れてサイトそのものを違法と著作権団体が認定する
ことは、明らかに権利の乱用であり、到底認められるべきことではない。

第91ページの私的録音録画補償金問題に反対。

- 1、対象機器、媒体について、その機器、媒体における私的録音録画の自由度、
及び、一般ユーザーの利用形態を考えずに、単にその機器、媒体が主に
私的録音録画に使われることをもって対象を拡大することに反対。
- 2、そもそも補償金の根拠があやふやである。対象機器、媒体及び補償金額が
ユーザーに見える形で決まらず、既存の利権団体同士の談合のみで決まっている。

第94ページの保護期間延長に反対。

- 1、青空文庫が主張する「一部の権利者団体と米政府が求める、死後 70 年への延長を
行えば、誰もが自由に利用できる作品は、さらに 20 年分、古いものに限られる。」
を支持する。
- 2、保護期間より、印税率の低さを問題視すべき。

第105～106ページのコピーワンス、ダビング10に反対。

- 1、見たい、知りたい、共感したい等の感情をいつでも満たす為コピーするのであって、
海賊版を制作するためにコピーするのではない。海賊版製作者が現れれば、
現行法で対処できる。利便性の悪いコピーシステムは廃止すべき。
- 2、B-CASシステムが独占禁止法違反であるか検討すべき。

所感

- 1、業界や著作権団体側を保護強化する内容が多い。

	<p>これでは、ユーザーのネットアクセスが制限萎縮され言論、表現、思想等の様々な自由が失われる。世界に知財立国が示せず、検閲立国として示してしまう。</p> <p>2、外国では行き過ぎた知財保護を見直す動きがある。</p> <p>3、ユーザー本位の主張をしてくれるMiAUを支持する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
323	<p>・著作権法の新親告罪化に反対する。</p> <p>従来も製作者が気づかずに、他者の著作権を侵害した事例はいくつもあった。これを第三者が行う事になるのである。しかもその第三者が、侵害対象となった著作物の利用許可の有無、侵害の正確な是非を、常に確認して親告を行っている想定するのは無理がある。また第三者のため、無責任な通報が頻発する可能性も考えられる。その度に当局が侵害訴えられた側に対して調査を行うようでは、逆に著作物製作に萎縮効果をもたらし、コンテンツ産業の衰退をまねく。</p>
324	<p>●フィルタリングについて</p> <p>有害サイトの定義や線引きが曖昧で、有害かどうか「誰が」「どうやって」決めるのか、そして普通のサイトや掲示板などが見られなくなるという弊害が起こり、無駄なシステムだと感じる。</p> <p>●ダウンロード違法化、著作権の新親告罪化に断固反対。</p> <p>警察の恣意的な判断で違法扱いされる危険性が極めて高い。さらにインターネットや創作物(漫画・アニメ・ゲーム等)の衰退に繋がる可能性はこちらも高い。</p> <p>断固、絶対に反対する。</p>
325	<p>著作権法の新親告罪化に反対します。およそあらゆる創作物は何かの二次創作であり(ダンテの『神曲』やミルトンの『失樂園』は聖書に材を採った物語です。その聖書も、例えばノアの方舟の挿話はギルガメッシュ物語から洪水伝説を流用したものと考えられています。あるいは『古今和歌集』『新古今和歌集』などにおける和歌は、先行作品を改良した歌で溢れていることはご存知かと思いますが)、また日々新たな創作物が生み出されている現在他人とまったく発想がかぶらないことなどありえない以上、「ある創作物A」の著作権法違反を指摘するには同じ「過去の存在X」に影響を受けた「Aよりやや以前に作られた作品B」をどこかから見つけてくればでっち上げられる話であり、日本の創作文化が壊滅する懸念が考えられます。具体的な懸念としては二つ挙げられます。</p> <p>一つは、非著作権者が悪戯半分に通報を乱発すること。この場合は警察が取り合わなければ問題は表面化しませんが、それでも通報への対処と判断に時間を割かれることは確実に、警察の人員と時間をいわずらに浪費する結果をもたらすでしょう。</p> <p>そしてもう一つは、警察自身が検挙率アップなどを目論んで創作者をどんどん逮捕していくこと。冤罪事件や犯罪の捏造さえ時に報じられる警察が暴走しないと信じられるほど、楽観的にはなれません。</p> <p>そしてどちらの事態が発生した場合にも、間違いなく創作者は萎縮します。過去五十年(あるいは七十年)以内に作られたものからの影響を一切排除した創作物を作らなければいつ逮捕されてもおかしくない……という状況下で面白いものが作れる人間は、あまりいないと愚考します。</p> <p>その結果として、金の卵を産む鶏を絞め殺した日本文化は確実に衰退します。欧米や近隣アジアの文化を翻訳輸入するだけのニート文化国家のできあがりですね。日本をそんな国にしたいと「知的財産推進計画2007」は本気で望んでいるのでしょうか？</p>
326	<p>まずは63ページにおける、(5)著作権における親告罪を見直すについて。</p> <p>これについてなのですが、新親告罪化すると著作権の違反かどうかを判断するのが警察などの著作権者じゃない人間に委ねられるので、危険ではないかと思えます。</p> <p>ネット上には二次創作物というものがあり、音楽や漫画などオリジナルの物を自身がアレンジしたりするものです。</p>

	<p>二次創作物自体は著作権の扱いにおいてはかなり微妙な扱いではあるのですが、著作権者や販売元においてオリジナルの宣伝効果があると黙認されているケースが多いです。</p> <p>勿論問題のある物は著作権者達が司法を通す、あるいは直接警告してその二次創作物の公開を取り消すよう求めることもあります。</p> <p>上記の著作権者達が動きそれらを公開しないよう求めるのは著作権者も公開者も納得がいくのですが、これを行うのが警察などでしたら互いに納得いきますでしょうか？</p> <p>非親告罪化すると警察と著作権者の著作権違反の許容範囲の認識が違ったりすると、著作権者が許しているのに警察が先走って摘発されるケースも十分に想定されます。</p> <p>摘発されたとして著作権者がこれは自分にとって許容範囲だから摘発の必要性はないと、摘発後に警察に指摘したとしても現行の日本の警察制度では、著作権者達の言葉に耳を傾けない可能性も十二分に考えられます。</p> <p>日本においては一度捕まったら、それらが正しいか正しくないかは関係なく警察自身が決めたことは滅多に覆す事はありません。</p> <p>このような警察が懇意的に力を使えるような制度である非親告罪は現状は見送るのが良いと考えます。</p> <p>次に90ページの違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決するについて。</p> <p>これについてなのですが、結局のところ違法かどうかを判断する事ができるのか？につきると考えます。</p> <p>ユーザーはネット上の物をダウンロードする際にそれらが違法か合法か判断する事が難しかったり、またダウンロードした物(あるいはしようとしている物)が違法か否かをチェックするとなると通信の秘密の侵害に繋がる危険性が生じてきます。</p> <p>この問題に関しては個人的に技術開発が進んでから、違法複製に関して話し合った方が良いと考えます。</p> <p>現状では著作権者とユーザーの意見がぶつかり合い、お互いの意見が平行線をたどっていると感じるので、技術開発を行い様々な問題をクリアした時点でこういった話し合いを行い、法律を作るなりして詰めていった方が良いのではないかと思います。</p>
327	<p>知財のさらなる権利保護を求めます。</p> <p>政府はじめ、誰もが「知財の活用」と声高に言っていますが、そもそも、誰かが創作しなければ知財は生まれません、ということをお忘れしている気がしてなりません。</p> <p>作文や図画を書かないで育った人は一人としていないと思いますが、その創作には何度も推敲したり書き直したり、時間と労力と、もちろん材料代も費やして完成させたはずで。</p> <p>今は、「もっと自由に使わせろ」「著作権者は権利主張ばかりする」という発言ばかりが数多く聞こえ、誰もが小さい頃に体感しているはずの「創作することの大変さ」について、思いをめぐらすことすらありません。</p> <p>「品格」ということばがブームになりました。他者への尊敬の念もまた品格の一つであると思いますが、残念ながら、著作物のスムーズな流通を求める人々には、創作者への尊敬の念がまったく感じられません。スムーズな流通を求めているのがいかにも国民だという言い方をしていますが、実のところ、ネット事業者や PC メーカー、機器メーカーが、国民の名を楯に、自分の懐を潤そうとしているだけ。消費者もまたその口車に乗って、本質を見ないで踊らされています。日本人の、人間としての質がどんどん落ちていきます。</p> <p>せめて、日本に、日本人として生まれたことに誇りを持てるよう、国として、著作権のさらなる擁護を推進していただくこと、また、著作権の大切さ、他者への尊敬の念が子供の頃からきちんと育まれるような教育の施策を、推進計画に盛り込むことを切望します。</p>
328	<p>私的録音録画補償金について</p> <p>●私的録音録画補償金の課金対象拡大 (iPod 等) やその制度見直しが文化審議会著作権分</p>

科会私的録音録画小委員会において検討されているところであるが、ここで打ち出されているような小手先だけの変更をいたずらに行なうのではなく、現行の私的録音録画補償金制度を維持することを基本とし、その理念をより純化させる形で制度の改善を図るべきである。また、私的複製規定（著作権法第30条）についても変更すべきではない。知的財産推進計画においても、現状維持を前提とする旨を書き込むべきである。

●私的録音・録画問題にまつわる対立の本質は、〈一度対価を支払ったものを私的使用の範囲で複製することに新たな対価を求めることの是非〉であって、その「新たな対価」が必要であるとの説得力ある論理立ては未だ為されていない。しかし私的録音録画小委員会での議論においてはそうした点が疎かにされているばかりか、適法配信・違法配信からの私的複製をそれぞれ著作権法30条から除外したり、将来的には「娯楽目的の私的録音録画については著作権法第30条の（中略）対象外として契約による解決に委ねる」などという方向性が（ユーザー側の委員の抗議にもかかわらず）打ち出されていることには怒りを覚える。

●先の「対立の本質」を解消するための方策はごく単純なものである。一度対価を支払って入手（レンタルしてきたものも含む）した著作物の私的複製については、私的録音録画補償金の課金対象から外すという運用にすれば良いだけの話。あとは返還制度を現実的な内容に済めば良いのである（返還にかかる費用を補償金管理協会に負わせるなど）。現行の私的録音録画補償金制度の大枠に手を入れる必要は殆ど無い。

●また、iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等についても、そうした対価支払い済みの著作物を私的複製するのなら課金対象外とする（返還の要求を受け入れる——たとえば数千枚単位でCDを持っている者であれば補償金の課金など必要あるまい。自ら所有するCDから録音するだけでiPodは埋まるのである）だけで課金範囲の検討を終わらせることができる。あとはそれぞれの録音録画機器・記録媒体について返還の比率で課金相当が考えれば良いのだから。

●私的録音録画小委員会では、将来的な補償金制度廃止を視野に入れつつ、著作権法の私的複製規定を縮小して「契約」ベースに持っていくとの方針も提案されている。しかしこれは〈契約に明記されていない私的複製については許諾されたものとみなす〉〈現実として可能な態様での私的複製については許諾されたものとみなす〉といった形を取らない限り、社会に混乱をもたらすのは明らかである。当該契約の外で私的複製が行なわれることは多数想定されるところであり、たとえば配信された音楽をCD-Rに焼いた後で変換しミュージックプレーヤへ転送する場合、普通契約で明記されるのはCD-Rへの書き込みまでであり、その後の変換・転送（ここで2回複製が行なわれる）まで意識されていない。しかしこれも実生活で頻繁に行なわれる私的複製である。著作権法30条の対象となるからこそ日常で可能となる著作物利用は数多い。デジタル社会においては著作物の使用と複製とはほぼ同義なのである。

●また、契約ベースへの移行の前提としてDRMの発達が私的録音録画小委員会では想定されている。しかしDRMが議論の前提に足るレベルにまで達するのは不可能であろう。DRMはいつか破られる性質のものだからである。結局は先の〈契約に明記されていない私的複製については許諾されたものとみなす〉〈現実として可能な態様での私的複製については許諾されたものとみなす〉とした上で契約ベースに持っていかなければ、契約外である“許諾されていない複製”が社会に蔓延することとなるのは間違いない。しかも前記二つのみなし規定を用意することは、実際に著作権法30条のもと私人間で自由に契約を設けることと同じことである。契約ベースへの移行は何のメリットも無い。

●逆の角度から言っても、私的録音録画小委員会では打ち出された方向性は間違ったものである。上記契約ベースへの移行について、事務局案で提案した内容は権利者が自身の判断で導入したDRMの存在（無DRMも選択肢に含むが）を前提として補償金廃止・30条除外というものであった。そしてその一方で、「音楽CDからの録音と無料デジタルからの録画については当面補償金制度での対応を検討する必要がある」としている。しかしながら、こうした前提では権利

者が「認めてない」と主張するかぎり契約ベースへの移行は実現しない。加えて、権利者が自身の選択で無 DRM のまま放置していると客観的に認められる音楽CDや、DRM 内容の策定の場に権利者も参加した無料デジタル放送を上記提案から除外するという自体、当該提案の実現性の無さを露呈させているとも言える。もし契約ベースを本気で実現しようとするのなら、現状で〈現として私的複製が可能な形態で提供された・提供されているものについては私的複製の許諾があったものとみなす〉規定を採用してすぐにも始められるのだから。

●30条縮小や契約ベースへの移行について その実現性が極めて低く、かつ弊害が考えられる以上、〈権利者に補償を必要とする私的録音・録画に補償金を課す〉という私的録音録画補償金制度の現行制度を維持し、その適用範囲を調節していくことで著作物使用と権利保護とのバランスを取っていくのが最も現実的と言えよう。補償すべき私的録音・録画については課金、補償の必要のないものは返還対象とすれば良い。

●知的財産推進計画においては、私的録音録画小委員会の上記提案の再考を求め、原則論の貫徹をするよう方向を打ち出すべきである。

329 【63ページ (5)著作権法における親告罪を見直すについて】

著作権法の非申告化は絶対無理です。

毎年、どれだけの量の著作物が産まれているかを考えればすぐにわかります。

警察にそんな余剰人員は存在しませんよ。

それ以前にですね、警察、または行政機関等による出版物等の検査は普通

〈 検 閲 〉 (日本国憲法 21 条 2 項で禁止)

っていいませんか？

警察庁の中で、自分達が気に入らないコンテンツを警察権力で叩き潰しがっている勢力がいます。

彼らが国家公務員法、第九十九条(信用失墜行為の禁止)、第一百二条(政治的行為の制限)、及び人事院規則一四一七(政治的行為)に反してキリスト教原理主義者と結託していることは、すでに公にされています。

大阪府警察警察官ネコババ事件・

わいせつ性は認められないのに、児童ポルノ法の適用範囲を広げるたいが為に心交社の関係者を逮捕(検察庁がジボ法違反を取り消し、児童福祉法に変更)・北海道警釧路署の警察官が、釧路市内の携帯電話販売店で恐喝・志布志事件(鹿児島県議選選挙違反冤罪事件)を見るまでもなく、最近の警察組織は自分たちの保身のためならどんな手も使います。

著作権法が非申告化されたら、自分たちの思想を押し付けるため(松文館事件)、そして利益を脅かす著作物を叩き潰すために間違いなく使うでしょう。

この時点でマスコミは「第 4 の権力」の座を失います。

それでもよろしいのですかな？

それと、もっとも大事なことだが、現在の著作権制度ではパロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは許諾もまず得られません。

それをいいことに「好きだ」と表現することすら著作隣接者が禁じ、挙句の果てに「好きだ」と表現したものに対し、公衆の面前で土下座を要求した会社も出た以上、われわれ消費者は著作権者・隣接者に対しこれ以上の権利拡大を認めることはできない！

否！むしろ著作権者・隣接者に対する「権利制限」を、そして我々消費者が好きなものを好きだといえるように「制限なきパロディ・ファンアート権」要求する！

全ての表現は、ラスコーの岩絵、ナスカの地上絵等「何かの模倣」から始まっているんですよ。

そして「ジャンル」というものの生成過程が「模倣が繰り返された結果」と考えれば、規制強化は〈表現〉を潰します。

故に著作権法の非申告化に反対します。

著作権分科会 法制問題小委員会(第5回)議事録・配付資料

著作権法における親告罪の在り方に関する論点のまとめ(案)

3 検討の方向性について

(1) 親告罪を維持するかどうかについての視点非親告罪化に関する実務上の問題、効果について)

平成10年に特許権等の侵害罪が非親告罪化されて以降も、特許権の侵害事犯の検挙事例が少ないことや、特許権等の極めて専門性を要する事件の捜査では、権利者の協力が重要であることから、現在のところ、非親告罪化により取締り上効果があったといえるような客観的データはないとされる。

【個人による複製の問題】

「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法に違反している。

そもそも違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA 事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTA のようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Web サービス開発を不当に萎縮することにもなる。

大体、一般ネットワークカーは、違法性の有無にかかわらずダウンロードしたコンテンツを有していた場合、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しすることになる。

それ以前に、一台のパソコン・オーディオ機器等の「閉じられた世界」での複製行為をどうやって取り締まるんですか？

まさか、それらの機器の作業を全て記録し定期的に著作権団体に提出させる、なんて莫迦な事を考えてるわけじゃあないでしょうな。

そんなことしたら複製以前に、誰もコンテンツを買わなくなりますよ。

《私的録音録画補償金制度の廃止と、消費者のための「バックアップ権」の創設を。》

ハードディスクもいつかはクラッシュし、レコードもいつかは磁性体が荒れ、フロッピーもいつかはカビが生え、光学メディアも

「何故か」穴だらけになり、MP3 プレーヤーのメモリは飛び、そしてテープは「ワカメ」になり、βビデオ、HD・DVD は生産体制が消滅した……

このように「何らかの『形あるもの』で保存されたもの」は、いつか必ず消滅するものです。

それを回避するためにバックアップを取る事は消費者の権利です。

「使えなくなったコンテンツをもう一度楽しみたけりゃ、前に払った『印税』をもう一度払え」というのは著作権者・隣接者のエゴ以外の何物でもありません。

消費者にも「自衛権」はありますよ。

【63ページ 権利の集中管理を進める】

どうみても独占禁止法違反です。

ジャスラックのような横暴な会社になるのは目に見えています。

【97ページ 海外を意識したコンテンツ制作を促進する】

その必要はありません。

外国の客はが望んでいるのは「日本らしいコンテンツ」、すなわち「宗教的(特に性的)・社会的タブーが無い、粋と燃えと萌え」です。

	<p>彼らは日本のコンテンツにキリスト・イスラム・ユダヤ教等の「一神教」的な物は要求してません。むしろ「やめとけ」と言ってます。</p> <p>日本人の感性ではディズニーやハリウッドのような作品は作れません。</p> <p>そもそも、キリスト教の行事の一つ、「謝肉祭」に対する考え方の違いを見ても、彼らと感性の統一化は不可能です。</p> <p>(日本人は「ご飯になった動物」に感謝するモノと思っているようですが、本来は「この肉を下さった『神様』」に感謝する祭りなんです。)</p> <p>は？その国の法律で売る事が出来ない？</p> <p>だったら売らなきゃいいじゃないですか。我国は我国、かの国はかの国です。こっちがあわせる必要はありません。</p> <p>【99ページ 音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する】</p> <p>自国の商品を締め出している国の商品を受け入れる国がどこにありますか！</p> <p>外国に買って欲しければ、まずはこの手の『非関税障壁』を取っ払いなさい！</p>
330	<p>私的録音録画補償金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現行の私的録音録画補償金制度について問題が生じていると考えられるのは、補償金を課すべき範囲についてのみである。支払い義務者(現行では私的録音・録画の主体たるユーザー)の規定を変更する必要はない。 ●また、録音録画機器・記録媒体への一律課金のためそれを私的録音・録画しない者まで補償金を支払わされている現状を鑑みて、補償金の最終負担者であるユーザーが返還を求められることを維持すべきである。仮にメーカーが支払い義務者であったとしても最終負担者がユーザーであることに変わりはなく、さらにはメーカーが権利者へ「補償」金を支払うことの論理的正当性はどこにも無い。メーカーがユーザーからの対価によって利益を得ているのはそこで購入された商品の内容(機能・デザイン等)によるものであって、私的録音・録画される著作物の価値によるものではない。加えて、ユーザーが当該機器・記録媒体で私的録音・録画するものの多くは、そのユーザー自身が対価を支払って入手した著作物である。既に当該作品の権利者へは妥当な対価が渡っており、作品が継続して鑑賞されることによってその対価が増減されるべきとは到底考えられない。 ●したがって、私的録音録画補償金の支払い義務者については現行制度を維持すべきであり、その旨を知的財産推進計画に記載すべきと考える。
331	<p>弁理士が所管する出願手続代理業務、及び付随業務以外の分野で、技術士が当該計画を推進する役割を担える部分は非常に多いと思います。</p> <p>技術士が本来担うべき、また実際に担っている役割について下記にまとめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆知的財産の調査: 先行技術調査、パテントマップの作成、海外知的財産権の翻訳、知的財産の権利性調査、権利侵害調査、知的財産の価値評価 等 ◆知的財産の保護(権利の取得・管理・保護): 取引・連携(共同開発・事業提携) 契約、職務発明に関する紛争対応、侵害に関する対応 等 ◆知的財産の活用(特許流通): 知的財産の市場調査、知的財産の権利移転契約、知的財産の契約履行管理、知的財産の担保契約、知的財産に関する契約紛争対応 等 ◆知的財産関連の戦略・方針(ポリシー)等の策定: 研究開発、新製品・新事業開発、技術移転の戦略・方針策定; 社外契約締結方針策定; 各種社内規定の整備(職務発明規定、従業員向け秘密保持誓約書等) 等 <p>知的財産の戦略的活用を支援している専門事業者(以下、『知的財産</p>

コンサルタント』と言う)には、弁護士事務所、弁理士事務所、監査法人、中小企業診断士事務所、コンサルティングファーム、知的財産取引業者、技術士事務所、信託銀行などがあります。

特に技術士の場合は、…

1) 技術士の業務

技術士は、技術士法に基づく国家資格であり、文部科学省の登録を受け、科学技術の高度な専門応用能力を必要とする事項について、計画・研究・設計・分析・試験・評価、またはこれらに関する指導業務を行う。

一言で言えば、技術士は、科学技術のコンサルタントであり、技術に関する研究・開発・設計・評価の指導や相談、製品の品質や製造工程の効率改善、プロジェクト計画の策定や管理、事故の原因調査や損害査定などを行う。

技術士の特徴としては、技術士の多くは建設業関連の企業に勤務しており、独立して技術コンサルタントを開業しているのは全体の約15%と少ない点である。

(資料) (社)日本技術士会ウェブサイト等より

2) 知的財産の戦略的活用に係る業務の遂行状況

知的財産の戦略的活用に関連して技術士が行う主たる業務は、企業が新技術を開発する際および開発した技術・ノウハウを事業化・商品化する際に行われる。

(独)中小企業基盤整備機構の調査で取り上げている『知的財産の戦略的活用に係る業務』の中では、「新事業開発戦略・方針策定」を行っているとの回答割合が9割弱と最も高く、次いで「先行技術調査」も約8割と回答割合が高い。

また、「研究開発戦略・方針策定」や「取引・連携契約の支援」、「知的財産の市場調査」も7割前後が行っていると回答している。

具体的に技術士が行う業務としては、類似の先行技術の調査をし(「先行技術調査」、それをふまえて企業の開発した新技術の理論的裏付けを行ったり、その適切な高度化についてアドバイスを行う(「研究開発戦略・方針策定」)。

ただし、どのようにして特許を取得するかについてのアドバイスは弁理士の業務の範疇である。

また、開発した新技術・ノウハウが他分野も含めてどのような産業分野でどのような価値を持ち得るかを広い視野で評価し(「知的財産の市場調査」、どのように事業化・商品化するか、どこと提携するか、どこを対象に販売するかといった営業展開に関するアドバイスを行う(「取引・連携契約の支援」、「新事業開発戦略・方針策定」)。

「知的財産の権利性の調査」や「知的財産のマッチング」(ライセンス先の探索)も半分強が行っていると回答しているものの、技術士の場合は、それらを単体で行うよりも、技術開発や技術の事業化・商品化の一環で行うのが通常である。

以上のような業務を主としていることから、技術士は、特に製造業や建設業に属する企業にとって活用する機会のある知的財産コンサルタントであるとも言えます。

	<p>それ以外については、金融機関・事業法人向けの知財価値算定であつたり、更には知財監査といった形で取り組もうとしている方々がいることから明らかであります。</p> <p>特にここで述べます「知財監査」は、明細書の記載内容の真偽について主として実用例や実施例などから技術士が監査するというものです。</p> <p>私の専門分野であるバイオの分野では、チャンピオンデータのみで、反復継続性がないまま、プレリミナリーなデータを鵜呑みにして出願・審査・登録がなされてしまって、実用面では何の価値もないと判断されるものが高額に取引されてしまったというケースがあります。</p> <p>また、本来であれば明細書の記載どおりに実施してできなくてはいけませんが、いざやってみると出来ないというケースは非常に多いわけです。某大手化学企業の方も公言しています。「特許明細にはウソを書く。また、ウソが書かれている。」</p> <p>これでは、特許制度の趣旨（「発明者に対し、技術を公開する代償として一定の期間、一定の条件下で独占権を与える」）が全く守られていないということです。</p> <p>知財立国を目指すに当たって、制度の根幹が守られていなければ何の意味も成さないと思われます。</p> <p>技術士が知財立国を目指すに当たり、担える役割は非常に多く是非、その役割の裏づけを、計画の中に盛り込んでいただきたくご意見申し上げます。</p>
332	<p>知的財産推進計画 2007 の見直しについての意見。</p> <p>1、知的財産推進計画 2007 の 90 ページの違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決についてインターネットによるストリーミング配信ではパソコンのハードディスク内にキャッシュという形でダウンロードがなされる仕組みになっている。</p> <p>これが違法と見なされればストリーミング配信を視聴や聴取するあらゆる人々が罪に問われる可能性があり、いわゆるダウンロードの違法化について反対する。</p> <p>2、知的財産推進計画 2007 の 63 ページの著作権法における親告罪を見直すについて法制小委員会で指摘されているように著作権侵害については権利者が侵害を許容している場合もある。非親告罪となれば、そのような場合まで権利者の意思と関係なく処罰の対象となることに対して疑問を感じる。</p> <p>よって著作権を非親告罪とすることには反対をする。</p> <p>以上。</p>
333	<p>私は『児童ポルノ(準児童ポルノ)規制の強化が性犯罪の抑制に繋がる』とは思えません。</p> <p>そうした物を好む人たちは子ども相手に経験してしたいと思っていたが、もちろん犯罪だしなによりその子どもや親御さんのこと考えると…という欲望と罪悪感の板挟みに苦しんできたでしょう。</p> <p>だが、児童ポルノを所持することで性欲の抑制が果たせ、犯罪者を生み出さずに済み、被害者も出さずに済むのなら、</p>

	<p>児童ポルノ規制を強化する必要はないと思います。</p> <p>でも、もし性犯罪の抑制にまでなった児童ポルノ所持が規制されてしまったら、自分の性欲を抑制できるとは限らない。</p> <p>そうなると現状では出るはずのなかった新たな被害者が生まれるという可能性も十分ありえます。</p> <p>ですので、所持規制だけはやめた方がいいと思います。</p>
334	<p>まず、「アニメ、マンガ、食文化など我が国が誇るコンテンツ」と認識し、これらの発展に国家的に取り組むことについて、賛意を表すものです。</p> <p>しかし、「著作権法における親告罪を見直す」ことを表明しているのは遺憾です。</p> <p>まず、親告罪であることを理由に、犯罪への告発が難しくなっている現状があるのでしょうか。実務上、そのような問題はないという指摘があります。</p> <p>http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/12/news109.html</p> <p>また、特にアニメ・漫画においては、既成の作品の模倣、アレンジ、パロディなどが、創作の土壌として機能しています。</p> <p>既成作の丸写しは、もちろん違法ですが、既成作を模倣したり、ファン活動を行うことで、そこから新しい作品が生み出されて来ている現状があります。このような灰色部分が、コンテンツの成長に</p> <p>大きな役割を果たしており、パロディやファン活動などは、むしろある程度条件を限った形で、合法化すべきと考えます。</p> <p>「インターネット上における著作物の自由な創作・発信を促す」ことを表明していますが、著作権法の非親告罪化は、自由な創作を萎縮しかねず、成長の芽を摘む結果になると危惧しています。</p> <p>留意いただければ幸いです。</p>
335	<p>商業用レコードの還流防止措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2005年1月1日から運用されている「商業用レコードの還流防止措置」については、この運用前に発売されていたレコードの「還流」が2009年1月1日に実質解禁されることとなる。また、以後、還流防止措置が運用されてから発売されたレコードについても発売後4年の時点をもって順次「還流」が解禁されることとなる。 ●それに先立ち、このような要望が出されているか否かは解らないが、還流防止措置の対象となる発売後期間の延長の声が仮にあったとしても、これを延長することをしてはならない。むしろ著作権法施行令で定められた4年の期間は短縮されるべきである。 ●現実として還流防止措置が導入されたことで日本製レコードのアジア進出がどれだけ為されたのか。日本レコード協会から発表された資料では、アジアでのライセンス数が減少の一途を辿っており、むしろ還流防止措置が導入される前よりも減っていることが判る。税関等の人的リソースを割きながら運用されている本制度において、その目的とされたアジア進出がこれでは制度の維持に意味が無いのではないか。 ●また、還流防止措置が導入される際にレコード協会から約束されたCD値下げについても実行されず、むしろDVD等との抱き合わせ販売により値上げの傾向が続いているところである。 ●こうした現状に鑑み、知的財産推進計画では還流防止措置廃止の方向性を打ち出すべきものとする。
336	<p>音楽CDの再販売価格維持制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いわゆる再販制によって日本の音楽CDが「世界一高い」状況になって久しい。しかも2005年からはアジアでプレスされたCDの輸入を止める還流防止措置が導入され、日本の音楽ユーザーは低廉な音楽CDを入手する機会が著しく奪われている現状である。

	<p>●音楽CDについては特に価格競争が生じにくく、しかも再販制が適用されていない等の音楽配信についても競争が促進されておらず、価格状況にあまり変化が見られないところである。</p> <p>●音楽CDを再販制の対象から外すべきである。還流防止措置との二重保護についてはその導入前から解消すべきとの消費者の意見が多く出されていたところであるが、いまだに価格高止まりの状況は改善していない。還流防止措置そのものも実行性に疑問があるが、国内市場の活性化を考えるならば、まず再販制の撤廃を提言すべきであろう。</p>
337	<p>「知的財産推進計画2007」の見直しについて以下の文と共に見直しを強く求めます。</p> <p>ダウンロード違法化について(90 ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防止策・適用範囲が明確でないので新制度の導入は不適當。 <p>私的録音録画補償金制度について(91 ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学的かつ客観的証拠に基づかない理由による私的録音録画補償金制度は撤廃すべき <p>私的複製による権利侵害を被ったとするならその原因は複製防止技術を備えていない著作物パッケージを製造販売している側にある</p> <p>著作権法の非親告罪化について(63 ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、司法が独自の判断で著作権侵害とみなした者を自由に逮捕することができる恐ろしい制限に思える。 <p>過去の作品を考えて文化の発展に二次創作は欠かせないもので、著作権者が訴える必要が無いものまで必要以上に規制することで、文化の発展を著しく妨げるものであると考えるので断固反対する。</p> <p>あくまで多様性や表現の自由を踏まえて被害者の意志を尊重すべき。</p> <p>フィルタリングについて(16 ページ)</p> <p>適切なフィルタリングをするに当たっての基準が曖昧。</p> <p>インターネット上の表現の自由を侵害するので導入に反対。</p>
338	<p>著作権の保護期間について</p> <p>●現在 文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会において検討されているところであるが、委員間の意見対立が激しくデッドロックに陥っているとのことである。これはそのまま国民の間での意見対立を示しているとも言え、このような状態で安易に保護期間を延長することなどはあってはならない。</p> <p>●知的財産推進計画では、この保護期間延長問題については研究・議論の継続を行なうに留め、延長の方向性を削除すべきものとする。</p>
339	<p>「海賊版の譲渡告知行為の防止策」について</p> <p>●知的財産推進計画での記載に基づき文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で議論された「海賊版の譲渡告知行為の防止策」だが、これについては「譲渡告知行為」の違法化にとどまるよう慎重な制度設計を求めるところである。他の知的財産法での規定を参考に「譲渡告知」であることを要件として禁止し、海賊版やその物品そのものを論じるために示す情報については“広告”とみなされないよう注意が必要である。</p> <p>●知的財産推進計画においては、あくまでも「譲渡告知行為」に限定するものと明記されたい。</p>
340	<p>まず、ダウンロード違法化(ネット上の侵害品からの複製)については、</p>

	<p>それが侵害品かどうか不明な場合もあり、侵害品と知っていたかどうかを証明するのに難しい点がある上、欧米など他の国でも採用している国はない。</p> <p>著作権侵害の非親告罪化については、個人が友人にインターネット上でおもしろいページを見つけたとあって、ページを印刷し、見せるといったことまで逮捕の対象になりかねない他、日本の著作権法には欧米などでは認められているパロディが認められていないため、既存の著作物のパロディとして販売される同人誌などが摘発の対象となってしまう。これらは原著作者や出版社の黙認の下で行われていることであり、その理由は原著作者の宣伝に使えるという理由の他に、利益をあげることを目的としない販売や、一定の条件の下で利用を許すことを明示している場合があり、警察に一任した場合、恣意的な捜査が行われる可能性もあります。</p> <p>また、同人活動を起点として出発した漫画家も多数います。</p> <p>また、日本においてはそれらの二次創作はすでに文化となっており、欧米のように著作権のパロディの規定がない以上、原著作者の裁量にゆだねるべきではないかと思えます。</p> <p>海賊版への対策のためならば、映画などの著作権団体と警察が機敏に連絡を取り合い、取り締まり、捜査における手続きを簡素化するなどで十分ではないかと思えます。</p> <p>現に、パロディから原著作者により正規のキャラクターに採用された例もあります。(初音ミク→はちゅねミクの事例など)</p> <p>ニコニコ動画などユーザーの二次創作が作品として公認され、メディア展開されるケースも出ています。</p> <p>最後に、アニメやマンガ・ゲームを児童ポルノとして取り締まらないこと。現在そういったアダルトなゲームと一般のアニメ・マンガなどとは密接な関係にあります。例えばアダルトマンガが漫画家の修行の場として利用されることもあり、成人マンガ出身の漫画家は多数存在します。</p> <p>また、日本のアニメ文化を支える声優はアダルトアニメやゲームなどの仕事しなければ生活していけないのが現状です。</p> <p>また、同人誌にも該当するようなものがございしますが、それらも同人活動を起点として出発する漫画家の存在から、これらを規制すると日本のアニメ・マンガ・ゲーム産業に大変な不利益が出てくると思えます。</p>
341	<p>著作物のダウンロード違法化に反対です。明確な線引きが難しく、また捜査権の乱用により多くの冤罪が引き起こされる事が容易に予測出来るからです。私自身、数々の情報流出事件を起こしてきた警察は全く信用しておらず、その点数稼ぎの側面もある法改正には賛成出来ません。</p>
342	<p>著作権法の親告罪の範囲の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ●知的財産推進計画での記載に基づき文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で検討された著作権法の「親告罪の範囲の見直し」についてだが、「一律に非親告罪とすることは適当ではなく、また、現行の犯罪類型のうち一部を新たな犯罪類型として、そのみを非親告罪とすることについては、社会的影響等を見極めつつ、慎重に検討すべき」との方向性が出されたところである。法制問題小委員会において実質的に見直しが否定されたものと解されよう。 ●これを受け、知的財産推進計画においては当該項目を削除すべきものとする。
343	<p>デジタル流通促進法制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●知的財産推進計画での記載に基づき文化審議会著作権分科会法制問題小委員会および過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会で検討されている「デジタル流通促進法制」についてであるが、実質的な検討の場である保護利用小委でこれにまつわる問題を不当に矮小化している。たとえば「過去の著作物等の利用の円滑化」について「過去に製作されたコンテンツを二

	<p>次利用するに辺り、権利者の所在不明により契約交渉が困難な場合がある」との前提で議論されているが、事の本質は権利者の所在不明にあるのではなく、現実交渉の場に登場している権利者の“権利行使”によって流通が止まっていることの方が多いのである。音楽や放送番組のネット配信が一向に促進されない原因はむしろこちらにある。同小委員会では「権利者が多数にのぼる場合で、一部の者の許諾が得られないときに対応できる利用円滑化方策」が議論されているが、これもまた実演家の場合に限定されており、実際に流通阻害の原因となっているレコード製作者・放送事業者については触れられず仕舞いである。</p> <p>●知的財産推進計画においては、この本質的な問題点(レコード製作者・放送事業者)に切り込んで検討するよう項目を追加すべきである。</p>
344	<p>ダウンロード違法化について (90 ページ)</p> <p>ベルヌ条約は無記名方式である、その上合法マークをつけたとしても、素人には判断できない。</p> <p>違法化により正当なダウンロードも萎縮される結果を招く危険性や、不当な弾劾を受ける可能性があるので断固反対。</p> <p>デジタルコンテンツには DRM 技術が使えるので、技術で押さえっていく方向を推奨する。</p> <p>私的録音録画補償金問題について (91 ページ)</p> <p>これも、デジタルコンテンツについては DRM 技術で制御できるし、ネットでの小額決済技術も確立され運用されているので既に時代遅れの考え方であるので撤廃すべきである。</p> <p>保証金の返還も例があるものの、自分でコンテンツを作成するユーザ側からは実効性にかける事も理由のひとつ。</p> <p>保護期間延長問題について (94 ページ)</p> <p>『利用とのバランスに留意しつつ適正な保護』</p> <p>との事だが、そのバランスは文化の発展が目的である。</p> <p>(著作権法第一条(目的))</p> <p>これ以上の保護期間の延長は、既存コンテンツ著作権が切れた事による使用を制限し、文化的発展を妨げる方向にしか働かない。</p> <p>保護期間を延長して得をするのは既存コンテンツホルダー(殆ど企業)であり、自由競争の原理をそぐものであり、既存コンテンツホルダーの墮落を生むので反対。</p> <p>著作権法における非親告罪化問題について (63 ページ)</p> <p>著作物を発表する側も当然著作権侵害を犯す可能性は充分ありえる。</p> <p>それを、非親告罪化すると、過度に危険回避をするため、表現の自由が束縛される恐れがある、すなわち文化の発展を遅らせる可能性が高い。そのため、非親告罪化の範囲は今のままでよし。</p> <p>コピーワンス問題について (105～106 ページ)</p> <p>権利を守るため DRM 技術を適用するのは当然の権利と私はおもう。</p> <p>その反面制御しすぎると、流通しないし怖いのは DRM 技術のため再生できず、その作品が歴史から消えてしまう事である。</p> <p>なので、著作権の制限(学校教育での使用、公立図書館等での長期保存・閲覧)のための複製などについては DRM 技術を施していても、解除できるようにすべきである。</p>
345	<p>アーカイブ事業の円滑化について</p> <p>●知的財産推進計画での記載に基づき文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で検討された「アーカイブ事業の円滑化」についてであるが、一応基本的な内容は検討されているものの、現実に行なわれているアーカイブ事業を考えると充分ではない。</p> <p>●たとえばコンテンツ提供者ではない者がアーカイブ事業を営むことについて、その主体として</p>

	<p>想定されているのは図書館だけである。しかし実際には Internet Archive 等のサイトでウェブサイトアーカイブすることは行なわれており、さらには保存しておきたいページをユーザーが申し込むことでアーカイブ化するようなサービスも次々と登場してきている。図書館が主体となるアーカイブサービスも勿論重要であるが、その行為主体をもっと広く想定しないと現状を全く反映しない検討となりかねない。</p> <p>●また、アーカイブ事業を円滑化することで「音楽・動画の配信、書籍の電子出版等についてそれぞれ取組みが進められていることもあり、(中略)互いの利害が衝突する場面が想定される」とのまとめも法制問題小委員会によって為されているが、現実として配信・電子出版が促進されないままデジタルアーカイブが実現してしまっている以上、既存流通の保護だけを考慮して制度設計することは妥当でない。また、国内法制で角に抑制的に運用してしまうと、当該アーカイブ事業の可能性がすべて海外事業者に奪われてしまうことにも注意が必要である。</p> <p>●知的財産推進計画においては、こうした点についても検討するよう文言を追加すべきと考える。</p>
346	<p>技術の進歩で無意味となっている、私的録音録画補償金制度の廃止。</p> <p>他の著作物と整合性をとるため、映画の著作物の保護期間の50年への短縮。</p> <p>著作権による小額の収入よりICT技術の発展による収入のほうが遥かに巨額であるため、もはや諸外国に致命的な遅れをとった検索エンジンにこだわらず、より一般的に、ICT技術の利用に伴う著作物利用の際の、大幅な(生きすぎのほうが好ましい)権利制限。</p> <p>貸本文化の邪魔でしかない貸与権の全面的廃止。</p> <p>公共の電波により放送される著作物へのDRM付加の禁止。</p>
347	<p>第4章「コンテンツをいかした文化創造国家づくり」内のI-3-(7)、「コンテンツに関する教育や啓発を充実する」についての提案</p> <p>「様々な体験活動を通じて創作することの大切さを知る」とあるが、創作することの大切さを知るためにもっとも確実な方法は、自らも創作することである。コンテンツやクリエイタを尊重する心は、単に過去の名作を干渉させながらそう教え込むことで、育まれるとは言い難い。なぜならそうした教育は何十年も行われてきたからである。</p> <p>創作することの大切さを広め、文化創造国家を目指すのならば、小学校、中学校などの義務教育において、芸術活動だけではなく、コンテンツの実創作についてもトレーニングする必要がある。作品を自分で制作し、自分の作品の出来と過去の名作とを比較し、彼我の技量の差に感嘆することで初めて、クリエイタの技量とそこへ至る努力が理解され、そこからクリエイタやコンテンツについての深い畏敬の念が生まれるのである。</p> <p>文化創造国家を目指す上で文部科学省が取り組むべきは、現在の芸術教育だけではなく、コンテンツの創造、実作についての教育カリキュラムの検討、策定、提案、審議などであろう。早急な取り組みを求める。</p> <p>また、日本映画はギリ貧であり、昨年もまたハリウッドに負けているのが実情だ。そうした一般への訴求力の乏しい作品を擁護することを目的として税金を用い、「この映画が大事ですよ」、「ヨーロッパなど一部では評価されているんですよ」などと教えたところで、何の意味もない。それは単に税金の無駄である。訴求力のある作品を創造するための、人材の土台を固めていくことを考えなければならない。</p>
348	<p>知的財産推進計画2007」について、以下に意見を述べさせていただきます。</p> <p>結論を最初に言いますが、私は「知的財産推進計画2007」にある知財の保護の強化にすべてに反対します。</p> <p>一部利権団体のための行き過ぎた知財保護は、消費者やユーザを萎縮させるだけで日本の将来に何ももたらしません。</p>

	<p>最初に言いましたとおり、私はおおよそすべての保護の強化に反対しますが、特に気になった項目について以下に述べます。</p> <p>・ダウンロード違法化 海外サイトに対する接続制限はたとえ何があっても絶対に禁止すべきではないと考えます。違法ダウンロードを行っていることを理由にすれば、海外サイトへの接続を許しているISPを遮断することが可能になります。これは検閲であり、いわば電子的な鎖国を実現してしまいます。見直しに当たっては「いかなる理由があっても海外サイトへの接続を禁止しない」と明記していただきたい。</p> <p>・保護期間延長 現行法の保護期間でも過剰だと思います。これ以上延長する必要はありません。むしろ短縮することを検討していただきたいぐらいです。著作隣接権についても同様で、これも短縮すべきです。見直しに当たっては「延長を許可しない」と明記していただきたいと思います。</p> <p>・出会い系サイト規制 目に見える「出会い系サイト事業」を規制したとしても問題は解決しないどころかまったくの無意味です。そもそも、売春行為は他者とのコミュニケーションがとれる場所であればどこでもおこなえるものであるという現実をまったく無視しています。直接的な売春を封じたところで隠語を使われれば実態把握もできません。そのたびに規制範囲を拡大していくのはまったくもって愚かしいことです。廃案を検討していただきたい。</p> <p>・児童ポルノ法規制強化 所持と閲覧と区別のつかないインターネットにおいて、いかなる情報であっても単純所持を規制することは極めて有害であり危険なことです。「メールで画像を送りつけられたようなケースは除外する」という規定を設けてもそれは変わりません。マンガやアニメといった架空の表現に対する規制も同じことであり、規制の強化はなされるべきではないと考えます。</p>
349	<p>著作権の保護期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●著作権の保護期間を延長する旨の項目は知的財産推進計画から削除すべきである。 ●保護期間延長の是非を問わず、著作物の利用(流通を含む)促進は重要な課題であり、これについては引き続き検討するよう項目を用意されたい。 ●仮に保護期間を延長した場合に問題となるのは、その許諾権という性質から来る許諾拒否のことである。すなわち権利者の所在が判るか否かを問わず、強制許諾の制度を用意しなければならぬ。保護期間延長の是非を議論するのはそれが用意されてからにすべきであり、その意味でも延長の凍結は必要である。 ●また、著作権については翻案権の存在ゆえに後発の著作者の表現を抑圧することにも繋がる。それを防止するためにはフェアユース規定(包括的な規定による権利制限)が必要となろう。これもまた保護期間延長の是非を議論するための前提とすべきである。 ●つまり保護期間延長を議論するにはまだ日本の著作権法は十分に整備されていないということである。早期の法改定が絶望的となった現在、保護強化に偏った方策ばかりを強引に決めてきた態度を改め、腰を据えて著作権制度の改善に取り組むべきである。
350	<p>P90 違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する について</p> <p>著作物は周知の物であるほど、(商業的な)価値が高くなりやすい傾向にある。ここ数年は映像・音楽をネットワーク上で無償で配布する事によって作者自らが周知性を高めて自らの作品を商業化する様な方向があり</p> <p>そのようなやり方で商業化を達成した作品も現れてきている。</p> <p>ダウンロード違法化は既存の媒体に載った作品を守るには適当かもしれないが、作品の配布等に厳密な認証を要求するようになってしまうと新しい作品を生み出すような土俵を無くしてしまう可能性も考えられる。</p>

ネットワークの世界は常に変化しており、これからもウェブブラウザ・メールと行ったネットワークサービスが主流である保証は無く何らかのフォーマットで固めてしまうと陳腐化には耐えられなくなる可能性がある。

なので反対

P63 (5)著作権における親告罪を見直す について

著作権の枠組みが一般的に知れ渡っているとは言いがたいし、認識違いのような事は普通に存在する。

その様に一般的に解釈に揺れがある中の非親告罪化は不相当であるとする。

DVD や CD といった物の海賊版の配布を取り締まるということの為の非親告罪化ならば、商標法や詐欺罪などで現状でも対処が出来るのではないかと考える。

以上

351 「知的財産推進計画 2007」の見直しに関して、私は以下のように意見いたします。

1. 著作権侵害の非親告罪化について

まず、「海賊版」の定義を明確にするべきです。

私としては、「海賊版」の定義を「他者の作品をコピー・録画・ダビング・録音・模写などで複製したものをその作者や著作権者に無断で売り出されたもの」とするべきだと思っております。

次に、非親告罪化についてですが、私は基本的に全面的に反対いたします。

作品はその作者や著作権者のものであり、作者や著作権者の意向を尊重すべきだからです。

犯罪組織やテロリズム組織の資金源になることが危惧されるのならば、例外的に「当該著作権侵害行為が組織的行為であり、その組織が過去に犯罪やテロリズムを起こしたことがある、または起こそうとしていることが証明できる場合に限り非親告罪とできる」とすべきであり、無条件で何もかも非親告罪とするというのは文化の衰退という面から賛成できません。

2. 著作権侵害物のダウンロードの禁止について

これは、児童買春・児童ポルノ禁止法における児童ポルノ(とされたもの)の単純所持の禁止にもいえることですが、「著作権侵害物と知っていてダウンロードした場合」と「著作権侵害物とは知らずにダウンロードした場合」「知らない間に勝手にダウンロードされていた場合」「騙されてダウンロードしてしまった場合」の区別をどうつけるのでしょうか？

一定期間削除しなかったかどうかで判別するとしても、様々な事情で削除できないことも考えられるため、適切ではないと考えます。

また、現在の警察の捜査体質から考えても、別件逮捕に利用されたり、冤罪で罪に問われた場合、冤罪を晴らすことが極めて難しいため、賛成できません。

まず、以上の課題をクリアすることが先決だと考えます。

3. 私的録音録画補償金制度の見直しについて

大前提として、私的利用のための録音・録画は自由かつ無償とし、合法的に手に入れたコンテンツのダビング及びコピーも私的利用の範囲内であれば(少なくとも他者への配布や売ることを目的としていなければ)自由かつ無償とするべきです。

その上で、多重課金が起こらないようにする、補償金の利益が著作権団体ではなく作者や著作権者自身にもたらされるようにする、作者や著作権者といえども過剰な権利がもたらされないようにする、以上に向けて最大限の努力をすべきだと私は考えます。

4. 著作物の保護期間の延長について

私は現状のままで十分だと思っておりますので、できれば現状維持をすべきだと思っております。

5. コピー制御問題と B-CAS 方式について

ダビング 10 はまだしも、コピーワンスは即刻廃止すべきです。

コピーワンスは機器の何らかのエラーによりムーブに失敗すればコピー先にコンテンツが記録さ

れないばかりかコピー元も失ってしまうという事態の起こり得る、利用者側からすると極めてリスクの高いシステムだからです。

そのほかにも携帯機器で視聴するために画質を落としてムーブすると元の画質のコンテンツが失われることなどが指摘されております。

本来ならば、ダビング 10 も廃止していただきたいところです。

また、B-CAS 方式は個人情報保護上問題があり、実際に B-CAS にユーザー登録する際に他社への個人情報提供への同意を求められること、そして提供先が 28 社に登り、さらに増加する見込みであることが指摘されています。また、NHK や有料放送と契約すると B-CAS に強制登録され、この場合も例外ではないようです。

さらに、B-CAS 社は同業他社の存在しない独占企業であり、この独占状態を改善することが先ず為されるべきことと考えます。

以下は「知的財産推進計画 2007」に直接関係ないものの、以後関係する可能性があることから付記いたします。

6. 情報通信法について

「通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへの対応」というのが謳い文句ですが、「インターネット上における発言が『偏っている』とされた場合の訂正・撤回・削除の強制や違法化」が実現する可能性があり、この点において憂慮せざるを得ません。

「偏っている」と判定する基準を明確にする必要があり、そしてそれは常に中立でなければなりません。

そして、「偏っている」とされた場合であっても、当人に反論の場を設け、協議の上で当該発言をどう扱うかは、よほど客観性を欠き、かつ常軌を逸したものでない限り、当人の意志を尊重すべきです。

7. いわゆる「有害サイト」対策について

フィルタリングサービスの存在は歓迎すべきですが、それを強制するとなると弊害が生じます。

既存のフィルタリングサービスに保護者が求めるものがなかった場合は、保護者が独自に子供に指導するという形もあるべきだと考えるからです。(保護者が不在のときのみフィルタリングサービスを利用すれば問題はないでしょう)

また、「出会い系サイト」や「学校裏サイト」と呼ばれるサイトの規制についても、規制の基準が曖昧であることから賛成はできません。

安易に規制する前に「成人(または 18 歳以上)であることが証明できた場合に限り ID とパスワードを発行する」などの手段を取れるはずです。(当然、個人情報の扱いには十分配慮する必要がありますが)

8. インターネットにおける個人情報の取り扱いについて

私は、犯罪捜査や迷惑行為の阻止を除き、個人情報については配慮してし過ぎることはないと考えます。

あまり規制し過ぎてインターネットにおけるビジネスが萎縮してもいけません、少なくとも個人情報が故意・過失を問わず流出してそれが不正使用されることのないようにすべきだと考えます。

したがって、インターネットにおける実名可視化はあってはならないことと考えます。

9. 児童買春・児童ポルノ禁止法の改定について

実在児童を使った写真や映像などの児童ポルノについては当然規制すべきですが、単純所持禁止及び登場人物・ストーリーともに架空のものである創作物規制には賛成できません。

単純所持の禁止については「2. 著作権侵害物のダウンロードの禁止について」と共通するので当該項目をご覧いただきたいと思います。

登場人物・ストーリーともに架空のものである創作物の規制については、現実には被害者が存

	<p>在せず、懸念される悪影響についても限定効果論及び受容文脈論によってほぼ否定でき、当初の目的である「实在児童の保護」から大きく逸脱していることから断固反対いたします。(モデルがいる場合は容認いたしますが、モデルがいることが完全に証明された場合に限りです)以上を以て私の意見といたします。</p>
352	<p>(63-64 頁)</p> <p>「(5)著作権法における親告罪を見直す」について</p> <p>親告罪の非親告罪化は、告訴が権利者のみが可能な「特権」であったのに対し、何人も告発が可能となると権利者の主体的な著作権の行使を制限する結果を招き、結果的に権利者の権利を損なうこととなる。</p> <p>また、権利者と権利侵害者との円満な問題解決に、第三者が告発によって介入し問題を複雑化する懸念がある(例えば、インターネット上の違法送信について、権利侵害者に対し電子メールにて警告を行い、権利侵害者の当該違法送信の停止により問題解決する場合がある)。</p> <p>自らにとって不都合な相手(政治的、社会的、個人的に)に対し、特定の言論を封じ込めるなど不利益を与える為のみの恣意的な告発を招く懸念がある。</p> <p>以上より、非親告罪の範囲拡大を実施すべきでない。</p> <p>(90 頁)</p> <p>「(3)違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する」について</p> <p>インターネットの特性上、利用者が意図しないインターネット上の違法送信からの複製(コンピュータウイルスの感染被害や一時ファイルへの複製など)が現に発生している。</p> <p>また、インターネット上における個々の送信に限らず個々の著作物の適法性の判断が、利用者にとって困難な場合が少なくない(著作権者の特定さえ困難な場合もある)為、利用者が違法送信からの複製を防ぐには全く複製を行わない行動を取らざるを得ない(適法と偽り、違法送信を行うサイトも存在する為)。</p> <p>インターネット上の違法送信からの複製を私的複製の許容範囲から除外するのは、個人の著作物の利用を過度に萎縮させる結果を避けられないので実施すべきでない。</p> <p>(94 頁)</p> <p>「(6)利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する」について</p> <p>「映画の著作物」の保護期間を公表後 70 年に延長した理由として他の著作物の著作権保護期間との不均衡の是正が挙げられているが、他の著作物の著作権保護期間を 70 年間に延長をすれば不均衡が再び生じ、「映画の著作物」の保護期間延長の意味を失うので、保護期間の延長は行うべきでない。</p>
353	<p>「知的財産推進計画2007」63 ページ「著作権法における親告罪を見直す」について疑問があります。</p> <p>そもそも著作権はあくまで著作者が自由に処分できる権利であり、その侵害行為に対処する権限は著作者が一身専属的に有しているはずで、一定の侵害行為を侵害とせず容認し、事後承諾する自由も著作者にはあるといえるでしょう。その自由を公権力が奪うことにはいかなる合理性があるのか、疑問と言わざるをえません。</p> <p>いわゆる海賊版についても著作権者の告訴を受けて取り締まることによって十分対応可能であり、なぜ著作権の私権性を無視して非親告罪化を推進する必要があるのかわかりません。一定以上の営業規模を持つ一部の著作権者について、個別の告訴を省略できる制度を創設するのならまだわかりますが、一律に非親告罪化を推進するのは私権に対する公権力の過度の介入であることを強く指摘したいと思います。そもそも中国など他国に比べ、日本が海賊版天国として国際的な非難に値するというを示すようなデータを私は見たことがありません。非親告罪化はその目的においても手段においても、妥当ではないといえるでしょう。</p>

354 現在政府が知的財産基本法に基づき、「知的財産推進計画2007」の見直しを進めていて、新たに盛り込むべき政策事項について国民から幅広く意見を募集していると伺い、自分も参加しようと思いいメールいたしました。

至らないところなどありましたら、何卒お許しください。

私の名前は●●と申します。

知的財産推進計画 2007 に盛り込まれている「著作権法違反の非親告罪化」について、この項目に断固として反対し、削除を求めます。

漫画やアニメ、ゲームにおいて

- ・二次創作
- ・雑誌に掲載されるイラストコーナーやファンサイト

などは、その作品を盛り上げるのに必要不可欠な存在ですが著作権が非親告罪になったら、これらが全て著作権侵害として取り締まられかねません。

今も親告罪で著作権違反を訴える場合は訴えているわけであり、違反ではないと容認される上記のような行為まで訴えられては、その作品にとっても大きなマイナスになります。

警察は「独自の判断」で見分けるということですが、一体どういう判断をされるのでしょうか。

著作権は作品のオリジナルのみを保護するもので、派生物などは該当しません。しかしこの判断、作品の著作権を侵害しているか、していないかの判断は非常に微妙です。この判断は著作権を所持してる作者や出版社などが行うべきです。

仮に彼らが訴えたとしても、裁判で著作権侵害を立証するために何年も争うケースもあります。

それほど著作権とは扱いが難しいのです。

それを警察が「独自の判断」で取り締まるというのはどういう事なのでしょう。被害者の協力や意向なしに著作権侵害かどうかを判断するのは非常に難しく、非親告罪化で取り締まりが強化されるとはとても思えません。

著作権をもつ者が判断すべきだから親告罪なのです。

これを非親告罪にしようとするのはおかしい。

そもそも文化とは既存の芸術、技術を積み上げていくものであって、完全に新しいものは存在しないものです。

著作権を非親告罪化させてしまえば、芸術や作品をうみだす一連の行為が全て違法行為にされかねません。

法律になって規制がかかれば、作家達はいつ著作権侵害だと判断されるかとおびえるようになり、自由な創作が難しくなると考えます。

これは憲法に保障された表現の自由を侵しますし、著作権侵害の名のもとに行われる憲法で禁止された検閲を行うようなものです。

いつ警察が逮捕に来るか心配しながら作品を描くような社会とは、特高におびえながら小説を書いていた時代の再来のようなものです。

著作者の権利を守るための著作権法で、作家や芸術家が作品を作れなくなるような事態になってしまうのでは何の意味もありません。

2007年10月に「著作権法の非親告罪化は一律は不適當」という、小委員会中間まとめが発表されました。

この中間まとめに記されている「著作権非親告罪化は不適當である」根拠には

	<p>確かに納得できます。</p> <p>1 著作権侵害は、組織的な海賊版販売から論文の不適切な引用まで多様な形態があり、「権利者が処罰するまでもないと許容しているような場合」も実態としてある。多様性や表現の自由を踏まえ、引き続き被害者の意志を尊重すべきだ</p> <p>2 財産権と人格権では保護対象となる利益が異なる場合があり、人格権の侵害では訴追により被害者の不利益になる恐れがある場合もあり、財産権と分けて考えるべき</p> <p>3 捜査実務上、親告罪であることが捜査の大きな障害になっているという認識はなく、被害者の協力や意向なしに訴追することは非常に難しく、非親告罪化で取り締まりが強化されるとは</p> <p>言いにくいのでは</p> <p>にもかかわらず、今回「著作権非親告罪化」を提言しているのはどういうことでしょうか。海賊版などによる著作権侵害は重大な問題ですが、現行法でも十分対処ができます。警察による海賊版の取締りを強化すればいい話です。</p> <p>前述の通り、著作権非親告罪化は日本の文化を破壊する危険性を秘めています。</p> <p>以上の理由から、著作権の非親告罪化に反対します。</p>
355	<p>著作権法における親告罪の見直しについて、意見をお送りします。</p> <p>私は、著作権法における親告罪を非親告罪とすることに反対します。</p> <p>そもそも、著作権など(著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権)とは著作者など(著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者)が持つ権利です。この権利の侵害に対し、著作権法第百十二条により、著作者などは「侵害の停止又は予防を請求することができる」と定められています。つまり、「侵害の停止又は予防を請求」する決定権は著作者などが持っているのです。</p> <p>にもかかわらず、現在の親告罪を非親告罪とし、公権力がこれを取り締まるのは、著作者などの権利を侵害していることになると考えられます。</p> <p>よって私は、「重大かつ悪質な著作権侵害」を取り締まるのであれば、親告罪は親告罪のまま、著作者などの告訴があった場合に迅速かつ確実な捜査を行える体制を整備すべきだと考えます。例えば親告罪を非親告罪としたところで、取り締まりの確実性が増すとはいえられません。無論、「重大かつ悪質な著作権侵害」は断じて許される行いではありません。</p> <p>しかし、これを取り締まるために、著作者などが持つ権利を公権力が侵害する行為にも断固反対します。</p> <p>著作権などの保護のためには、著作者などの権利を侵害しない形での「重大かつ悪質な著作権侵害」の取り締まりが必要であり、これの達成には親告罪の非親告罪化は不適切です。</p> <p>よって私は、著作権法における親告罪を非親告罪とすることに反対します。</p> <p>以上が、著作権法における親告罪の見直しについて、私が持っている意見です。</p>
356	<p>日本は、技術立国・環境立国と言われ久しいが、現在の日本の状況には首をかしげるようなことが多々見受けられます。例えば、交通事故、海難事故、毒物入り食品・・・などの問題がその事例です。これらの問題の解決の糸口は、何といても古来言われてきた「個人のもつ知恵」や「技術力の無さ」や「まだまだ足りない環境保全技術開発」などにつけるのではないのでしょうか。現在、世界のトップランナーであることは、他の国から容易に真似され、盗まれ、すぐに追い越されるに違いありません。これからは、日本で強みの技術、つまり知的財産をいろいろな分野でますます強化しなければならないと思います。以上</p>
357	<p>著作権の非親告罪化に反対します。</p> <p>理由は警察権力の拡大に直結するのが目に見えてるから。</p> <p>はっきり言って今の警察に信用おけないので</p>

連中に国民全体を足枷にはめる大義名分を与えてほしくないんです。

358 「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」

I. 1. (3) 「①ネット検索サービス等に係る課題を解決する」(94～95ページ)に関連して、以下の二つの提言をしますので、よろしくお願いします。

提言1. フェアユース規定の導入

1. はじめに

「知的財産推進計画 2007」は科学技術基本計画で定めた重点推進分野である「ライフサイエンス」、「情報通信」、「環境」、「ナノテクノロジー・材料」の4分野について、競争力強化の観点から分野別の知的財産戦略を策定することとした。これを受け、分野ごとにプロジェクトチームが設置され、専門的な調査検討を行った結果、2007年10月に報告書が取りまとめられた。

この分野別報告書に示された各分野固有の課題を念頭に置きつつも、わが国として今後取り組むべき知的財産に係る全体戦略の構築を視野に入れつつ、基本的な戦略及び取組の在り方を示すべく、競争力強化専門調査会(相澤益男会長)が、2007年12月に「知財フロンティアの開拓に向けて(分野別知的財産戦略)」と題する報告書を発表した。

報告書は『IV 具体的取組』の『2. 知的財産を活用して新たな市場・ビジネスモデルを切り開く』で以下の課題を指摘した(13ページ)。

『技術革新が進展する中、知的財産制度上の隘路が解消されないとイノベーションの創出は実現できない。知的財産制度やルールが未整備であったり現在のビジネス実態を乖離していることにより、新たな事業の円滑な活動に支障が生じている例が見受けられる。……』

課題解決のための具体的取組としては、6項目あげているが、その3番目が以下の取組である(13～14ページ)。

『(3) 新技術の事業化に係る制度的問題を解消する

ネット上に存在するウェブサイトから必要な情報を検索するビジネスモデルとして検索サービスが普及しているが、ウェブサイトの収集等に当たり事前に権利者からの許諾を得ることが現実的には不可能であり、著作権侵害に該当しかねないとの問題を解消するため、早急に著作権法改正等の所要の措置を講じる。また、この問題を契機として、新しいビジネスの展開に著作権法等の法制度が過度の制約とならないよう、米国著作権法におけるフェアユース規定等を参考としつつ、権利行使に関して調製する包括規定の導入の可否などについても検討する。』

このフェアユース規定の導入を以下の理由で提言する。

2. 個別権利制限列举方式の限界

わが国著作権法は、米国のフェアユースのような一般的権利制限規定を設けず、個別の権利制限規定を列举する方式を採用している。しかも、裁判所はこれらの権利制限規定は例外規定であるとして狭く解釈してきた。このため、韓国のように検索エンジンによる著作物の使用は、引用にあたるとして、現行法(韓国著作権法第25条)の解釈によって侵害を否認する(大法院2006.2.9 宣告 2005度 7793 判決)こともできない。

根拠となる権利制限規定すらないフェアユースについては、被告がこの抗弁を持ち出したケースも散見されるが、認められた判例はない。英字新聞抄訳版の編集著作権侵害が争われた Wall Street Journal 事件で、東京高裁は、「著作権に対する公正利用の制限は、著作権者の利益と公共の必要性という、対立する利害の調整の上に成立するものであるから、これが適用されるためには、その要件が明確に規定されていることが必要であると解するのが相当であって、かかる規定の存しないわが国の法制下においては、一般的な公正利用の法理を認めることはできない。」(裏返せば立法論の問題である)として却下した(東京高裁平成 6.10.27 判時 1524 号 118 頁)。

著作物の利用形態は、技術の発展などによる社会の変化に伴い、変化するので、利用形態の変化によって必要が生じた場合は、その都度、権利制限規定を追加してきたわけだが、立法に

よる対応はどうしても時間がかかる。様々な利害関係者の権利のバランスの上に成り立つ著作権法は調整に時間を要するため、特にそうである。技術革新の激しい時代には利用形態の変化も早いので、立法による個別権利制限列挙方式では、変化にすばやく対応できないおそれがある。

06年の著作権法改正で追加された権利制限規定の中にその好例がある。第47条の3は携帯電話、パソコンなどの記録媒体を内蔵した機器の「保守・修理」時のバックアップのための複製を認めた。修理業者は機器に保存されているデータの消失を防ぐためにバックアップを作成し、保守・修理後に元の機器に戻すわけだが、「着うた」など著作権のあるデータの場合は権利者の許諾が必要というのが、文化庁の見解だったため、利用者からの苦情が多かった。苦情は国民生活センターにも寄せられ、国民生活センターの弁護士は、通信事業者が修理、保守時にコンテンツのバックアップに応じないことは、債務不履行にあたるとの見解を示した。通信事業者は、バックアップに応ずると著作権者から著作権侵害責任を問われ、応じないと利用者から債務不履行責任を問われる、板ばさみになったわけである。

04年8月、通信機器メーカーや通信事業者などで構成する業界団体は、文化庁の著作権改正についての意見募集に応じて改正要望を提出した。改正法は文化審議会の審議などを経て、06年12月に成立、07年7月から施行された。この程度の改正でも実施までに3年も要するのである。

こうした変化の激しい時代には、成文法の国でも後追いになり勝ちの立法を判例で補わざるを得ない。幸い知財高裁も設立され、著作権に関連する裁判の迅速化も図られつつあるので、米国式にフェアユースのような一般的権利制限規定を設けて、具体的な解釈については裁判所に任せても構わないように思われる。

3. 米国のフェアユース産業

米国コンピューター通信産業連盟(Computer & Communications Industry Association) は2007年9月、「米国経済におけるフェアユース—フェアユース関連産業の経済的貢献」と題する報告書を発表した(<http://www.cciainet.org/artmanager/uploads/1/FairUseStudy-Sep12.pdf>)。報告書によれば、06年のフェアユース産業の売り上げは02年の31%増の4兆5000億ドルに達した。売上高から原材料費を引いた付加価値額ベースでも、2兆2000億ドルとGDPの16.6%(6分の1)を占めている。06年の日本のGDP、4兆3755億ドルのちょうど半分にあたる数字である。

フェアユース産業は経済成長率を上回る成長を遂げている。02年から06年までの間の米国GDPの成長に対して、金額ベースで5兆70億ドル、割合で18.3%に上る貢献をしている。06年には労働者の8人に一人にあたる1080万人を就業させ、雇用にも貢献している。

フェアユース産業の輸出も、02年から06年に50%近く増加した。特にインターネットやオンラインサービスを含む通商関連サービスの輸出は、02年から05年にかけて、全産業の中でも最も高い、年率65%の成長率を達成した。

06年の従業員一人あたり生産性も12万8千ドルと、全産業の9万ドルを大きく上回る。対照的にわが国は、07年4月25日の経済財政諮問会議資料によれば、「米国では00年以降、流通・運輸や金融等のIT利用サービス業が全体の労働生産性上昇に大きく貢献している一方、日本では寄与が小さい」とされている(http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2007/0425/item9/item9_1.pdf)。同資料は「日本の労働生産性の米国とのギャップは90年代半ばにかけて縮小するも、90年代後半以降、米国の加速により、米国の7割程度の水準にとどまる」とも指摘している。フェアユース産業が牽引した米国と、それがなかった日本との差ともいえよう。

4. 検索サービスの失われた10年

米コンピューター通信産業連盟の報告書は、フェアユース産業の代表例として検索エンジンをあげ、フェアユース原則が提供する著作権法の例外がなければ、検索エンジンは、侵害責任に直

面し、価値あるサービス提供に支障をきたしたはずであるとした。

その好例がわが国である。日本の著作権法は、フェアユースのような包括的権利制限規定を設けていない。わが国初の検索エンジンも米国と同じ94年に誕生しているが、フェアユース規定のないわが国では、著作権侵害のおそれを回避するため、事前に検索するウェブサイトの了解を取る、オプトイン方式を採用した。これに対して、米国では検索されたくない場合には、その旨表示する技術的回避手段を用意する、オプトアウト方式で対応した。

検索サービスは情報の網羅性、包括性が命であるだけに、オプトイン、オプトアウトの差は決定的である。予想どおりわが国の検索サービス市場では現在、日本の著作権法が適用されない米国内にサーバーを置く、米国勢が下表のとおり圧倒的シェアを誇っている。

日本 中国 韓国

国内勢トップ(シェア) 楽天(3.3%) 百度(62.1%) ネイバー(74%)

外国勢トップ(シェア) Yahoo (72.8%) Google (25.1%) Google (2%)

出所:日経産業新聞 2007.8.17(日本)、

http://japan.cnet.com/blog/hiroaki/2007/12/02/entry_25002424/(中国、韓国)。

米国ではフェアユースを超えて、Tolerated Use (許容された使用)という概念も出現している。YouTube に代表される動画共有サービスの浸透によって生まれた概念で、2006年10月、Google が YouTube を16億5000万ドルで買収すると発表した直後、コロンビア大学ロースクールの Tim Wu 教授が主張した(Tim Wu, Dose YouTube Really Have Legal Problems? Slate, Oct. 26, 2006 <http://www.slate.com/id/2152264/>)。フェアユースにも該当しない違法使用だが、著作権者が動画共有サービスのパブリシティ効果に着目して、侵害使用を黙認する対応が普及しつつあるとの指摘である。

5. デジタル・コンテンツ法有識者フォーラムの提言

08年3月、デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム(八田達夫代表)がコンテンツのネット上の流通を促すため、特別立法の整備が急務と考え、以下の3項目を中核とする「ネット法」を提言した。

- (1)「ネット権」の創設
- (2) 収益の公正な配分の義務
- (3) フェアユースの規定化

『ネット法は(1)特定の者にインターネット上での一定のデジタル・コンテンツの流通に関する権利(ネット権)を付与し、(2)その代わりに、当該権利を与えられた一定の者にデジタル・コンテンツの流通による収益の公正な配分を法律上、義務づけること、及び、(3)権利の濫用的な主張のおそれにより、コンテンツ流通が阻害されないようフェア・ユースの規定を明記する。』とした。

現行著作権法の改正は既得権を侵害される権利者の反対も予想され、関係者の利害調整が大変である。その点では、ネットに限定して新たな立法を考えるのも一案である。しかし、ネット法による対応の場合も(2)の「収益の公正な配分の義務」について権利者との利害調整も大変なことが予想される。

6. 日本版フェアユース

フェアユースは判例法の国、アメリカで長年にわたって積み上がってきた判例を1976年の著作権法改正で成文化したものである(17 U.S.C. § 107)。これを直ちに日本に導入できるかは、日米の法体系の特徴、司法の状況を勘案しなければならない。そこで、注目されるのは、上野達弘立教大准教授が提唱している日本版フェアユース規定の導入である。

米国著作権法第107条は一連の権利制限規定の最初に置かれている。最大の権利制限規定のためでもあるが、上野准教授は、わが国著作権法第30条の前に権利制限の一般条項を置くことに対しては、著作権は制限されるのが、大原則であるかのような印象を与えることから、抵抗が強いと考え、第49条までの権利制限規定の最後に—たとえば第49条の2という形で—そこ

までの個別規定によってカバーできなかった行為についての「受け皿規定」として、一般条項を置くことを提案している。

具体例として、現行著作権法の第 20 条 2 項をあげている。同項は同一性保持権の侵害とならない改変として、1 号から 3 号までの個別規定の後に受け皿規定として、「前 3 号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」(4 号)と定めている。

「受け皿規定」ないし「小さな一般条項」と呼ばれるこうした規程は、多数の個別規定によって、カバーできない行為ではあるが、個別規定が定めている行為と同等のものを拾う規定として機能する。逆に言えば、多数の個別規定は、その一般条項の具体的なあらわれだとしている(上野達弘『著作権法における権利制限規定の再検討—日本版フェア・ユースの可能性』「コピライト」2007 年 12 月号)。

中山信弘東大大学院教授は近著「著作権法」(有比閣 2007 年)で、フェアユースの導入に反対しているが(309~311 ページ)、注 143 で「中間的な処置として、民法 770 条(離婚原因)の規定のように、まず権利の制限事由を列挙し、そのあとに一般規定を設ける(いわゆる小さな一般条項)ことも考えられる。」としている(311 ページ)。

フェアユース導入に反対の同教授も、中間解として考えられるとしていることから、小さな一般条項を日本版フェアユース規定として導入することは現実的な解決策であると考えられる。小さな一般条項であることが一見してわかるように、個別の権利制限規定の(最初ではなく)最後に追加することに加えて、名称も「小さなフェアユース」とし、その導入を提案したい。

もちろん、小さなフェアユースでも権利者の反対は予想される。上記 5 のデジタル・コンテンツ法有識者フォーラムの提言は、デジタル・コンテンツ配信サービスが日本で普及しない要因として、違法コピー等不正使用行為への対策が不十分であることを指摘している。こうした問題は現在、文化庁で検討中のダウンロード違法化の著作権法改正が実現すればかなり解決できる。こうした改正とセットにすれば、権利者も小さなフェアユースを受け入れやすいと思われる。

法改正による解決は時間がかかるだけでなく、事後的解決にとどまるという限界もある。ネット・ビジネスは、先に市場を押さえた企業が一人勝ちする(Winners take all) 傾向がある。小さなフェアユース規定でも、包括的権利制限規定があれば、この規定によって抗弁可能と読む企業は他社に先駆けてサービス開始に踏み切ることもできる。

上記 4 のとおり、日米で検索サービスがスタートした 94 年以降の失われた 10 年を取り戻すのは容易ではないが、同じ過ちを再び繰り返さないためにも、「知的財産推進計画 2007」を見直す機会に、小さなフェアユース規定の導入を提案したい。

提言 2 プロバイダーの著作権侵害責任制限条項の導入

フェアユース規定同様、米国著作権法にならって導入を検討していただきたいのが、プロバイダーの著作権侵害責任の制限条項である。米国のデジタル・ミレニアム著作権法(DMCA)に定める、ノーティス・アンド・テイクダウンに類似した制度である。

1. ノーティス・アンド・テイクダウン

DMCA は第 512 条でプロバイダーの著作権侵害責任の制限について規定している。最初に、プロバイダーの著作権侵害が問題になる以下の四つのタイプを取り上げている。

- (i) 伝送サービス型(第 512 条(a))
- (ii) キャッシュ型(第 512(b))
- (iii) ホスティング型(17 U.S.C. § 512(c))
- (iv) 検索・リンク型(第 512 条(d))

免責要件は、以上の 4 タイプすべてに適用される要件と(iii) (iv) タイプのみに適用される要件に分かれる。後者の一つが、ノーティス・アンド・テイクダウンである。著作権者からの一定の形式的要件を備えた侵害通知を受けた場合、これに従って侵害のおそれのあるコンテンツを削除

すれば、プロバイダーは免責される。虚偽の通知などにもとづいて、実際には侵害していないものを削除してしまったような場合でも、その責任を問われることはない(第 512 条 (c), (g))。

2. プロバイダー責任制限法

わが国のプロバイダー責任制限法第 3 条は、プロバイダーの責任を二つの側面から制限している。削除せずに放置していた場合の被侵害者に対する責任の制限(1 項)と、削除した場合の発信者に対する責任の制限(2 項)である。後者は概略以下の要件をもとにプロバイダーを免責している。

- 1 権利侵害があると信じるに足りる相当の理由があったとき。
- 2 権利を侵害されたとする者から、送信防止措置をとるよう申出があった場合で、発信者にその旨を伝えて 7 日以内に反論がなかった場合

2 号は被侵害者からの通知にもとづいて削除を行う点では、DMCA に類似しているが、通知によって直ちに削除する DMCA と異なり、発信者への通知後 7 日間待たなければならない。このため、ノーティス・ノーティス・アンド・テイクダウンと呼ばれている。

DMCA との相違点は時間差だけにとどまらず、内容面にも及ぶ。2 号のノーティス・ノーティス・アンド・テイクダウンによって、発信者が削除に同意するか、何の連絡もない場合は、プロバイダーは著作権侵害の有無について判断することなく削除できる。しかし、発信者が削除に同意しなかった場合、プロバイダーは 1 号の「権利侵害があると信じるに足りる相当の理由」の有無を判断しなければならない。

DMCA では、プロバイダーは著作権者からの一定の形式的要件を備えた侵害通知を受けた場合、これに従って侵害のおそれのあるコンテンツを削除すると同時に、発信者に通知し、発信者から異議の通知を受領した場合は、一定期間内(10 営業日以降 14 営業日以内)に情報を復活しなければならない。ただし、最初の通知者から、侵害行為の停止を求めて発信者を訴えたとの通知を受領した場合は、復活せずに削除を続行してもよい(第 512 条 (c), (g))。この規定によって、プロバイダーは著作権侵害の有無を判断する責務を負わないため、著作権者からの通知に従って迅速に削除できるし、著作権者も侵害状態が速やかに是正される。

法律の定める手続きに従って、機械的に対処していれば免責される DMCA に対して、プロバイダー責任制限法では、プロバイダーは著作権侵害の有無を判断する責務を負う。「権利侵害があると信じるに足りる相当の理由」の有無の判断が難しいことは、著作権侵害訴訟では、地裁の判断が高裁で 180 度覆る場合もある事実が実証している。プロの裁判官にも難しい判断を求められるプロバイダーは、どうしても削除に慎重にならざるを得ず、著作権者にとっても侵害状態が放置されるという問題が生じる。

プロバイダー責任制限法は著作権侵害だけでなく、名誉毀損やプライバシー侵害なども対象としている。安易に削除を認めると表現の自由を奪うおそれが出てくる。このため、プロバイダーに慎重な対応を求めざるを得ない面もある。名誉毀損やプライバシー侵害などの場合は、対抗言論によって対応する道も残されているが、著作権侵害の場合はそれも有効な対応策とはならない。著作権侵害をそれ以外の権利侵害と切り分ける DMCA 方式も一つの解決法といえる。

削除要求には自称(なりすまし)著作権者からのものも含まれているおそれもあり、削除要求があればただちに削除するのは問題なしとはしない。しかし、DMCA は削除要求に記載すべき事項 6 項目を詳細に定めていて、これを満たした要求でないとプロバイダーは削除できない。わが国でもプロバイダーに寄せられる削除要求の多くは、プロバイダー責任制限法著作権関係ガイドラインに定める要件を満たしていないようだが、こうした形式的要件を満たしていない要求は削除できない点では DMCA 方式と大差はない。

3. 米国通信品位法

日本のプロバイダー責任制限法に相当する米国法は、通信品位法第 230 条である。1996 年、米議会は通信法を 62 年ぶりに大改正した。正式名称を 1996 年電気通信法とよぶ改正法は、通

信品位法ともよばれる第Ⅴ編「わいせつ及び暴力」で、有害な情報から未成年者を保護するために表現の自由を規制した。

通信品位法は有害情報を媒介したプロバイダーの責任についても規定した。合衆国法典集第47編「電信、電話および無線通信」に第230条を追加し、(c)項で「双方向コンピューター・サービスのいかなるプロバイダーまたはユーザーも、他のコンテンツ提供者が提供する情報の出版者または代弁者としての責任を負わない」と規定した(47 U.S.C. § 230(c))。

米国では通信品位法以前から、判例で第三者が発信した名誉毀損などの情報を掲載した者に対して、発信者(publisher)と頒布者(distributor)を峻別して責任を論じてきた。新聞社、出版社などの発信者に対しては、情報の内容が名誉毀損的表現であることを認識していたか否かを問わずに責任を問える(厳格責任)のに対し、書店などの頒布者に対しては、名誉毀損的表現であることを「知っていたかまたは知るべき理由があったとき」にのみ責任を問うことができた(過失責任)。通信品位法はサービス・プロバイダーに対して、出版者に課される厳格責任から免責されることを明文化したわけである。

第230条は(d)項で知的財産権法などを適用除外としたため(47 U.S.C. § 230(d))、プロバイダーは知的財産権の侵害については、厳格責任から免責されない。このため、1998年に制定されたデジタル・ミレニアム著作権法が、一定の要件のもとにプロバイダーに対する著作権侵害責任を免除したのである。

わが国はせっかくプロバイダー責任制限法に一本化されているのに、著作権侵害とそれ以外に分けるのは抵抗があるかもしれない。しかし、同じプロバイダー責任制限法の下でもすでに著作権侵害と名誉毀損・プライバシー侵害とでは、ガイドラインも別に定められているので(名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインについては、

http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider_041006_2.pdf

著作権関係ガイドラインについては、

http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider_031111_1.pdf参照)、著作権侵害については著作権法の改正で対応しても問題ないと思われる。

4. 国際比較

韓国の著作権法にもDMCA類似の規定がある。第103条は概略以下のように規定している。

(1) 権利侵害を主張する者は、その事実を疎明して、プロバイダーに削除要求できる。

(2) 要求を受けたプロバイダーは、遅滞なく削除するとともに発信者にその旨通知しなければならない。

(3) 発信者が権利者であることを疎明して、復活を要求した場合、プロバイダーはその事実および復活予定日を権利主張者に通知し、その予定日に復活しなければならない。

中国も法律ではなく省令ではあるが、DMCAにならった対応をしている模様である。

諸外国と比較すると、わが国のプロバイダー責任制限法はプロバイダーの保護、著作権者の保護とも弱く、発信者の保護に厚い法律といえる。

5. 今後の展望

検索エンジンは利用者が情報の受け取り側にいるWeb 1.0時代のサービスである。Web 2.0時代の主役は、動画共有サービス、ブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)などの利用者参加型サイトである。CGM(Consumer Generated Media)とよばれるこうしたサイトでは、誰もがコンテンツを作成し、発信することができる。同時に誰でも著作権を侵害してしまうおそれも高まる。DMCAや韓国著作権法にならって、著作権侵害については、法定手続きさえ踏めば、プロバイダーが容易に対応でき、かつ免責されるような著作権法改正のメリットは、今後、ますます高まるものと思われる。

359 IPマルチキャスト放送へのコンテンツ流通について

●拙速とも言える著作権法改定によって地上デジタル放送の区域内に限りIPマルチキャストで

の同時再送信が(有線放送での再送信並みに)可能となったが、こうした有線放送と同様の扱いを自主放送にも拡大すべきである。もともとはIPマルチキャストでの“放送”についての扱いが著作権法と放送関連法とで異なるためによる混乱があつての議論であり、著作権法においてIPマルチキャストを有線放送と認めれば済むことである。

●ただしIPマルチキャストについて有線放送と同じように著作権隣接権を付与すべきかについては慎重に議論すべきである。

●テレビ放送をインターネットで視聴できるようになることを目標として、IPマルチキャストに限らず、知財戦略本部のイニシアティブを期待したい。

360 まだまだ若輩ですが、私も趣味で創作をする人間として意見を述べさせていただきます。
『ダウンロード違法化』についてですが、まだまだ問題点が多いと思われるので賛成できません。YouTube やニコニコ動画など動画を見るという事はダウンロードとは違い、インターネットをするだけでキャッシュに情報が残ってしまう。
法律であれもこれもしばるとい事は技術的な発展が狭まれてしまう可能性がある。
日本の IT 開発や技術が衰退しかねない。
IT 技術を衰退させることは日本を衰退させることである。エネルギー生産も出来ず、食料自給率も低い日本ではこういった技術が不可欠であると考えます。
現在動画サイトなどから「流行」が生まれることもあるし、アマチュアクリエイターが新しい技術や芸術を生み出すこともあるため反対です。
『非親告化』にした場合、誰でも訴えることが出来るため、いたるところで訴えが起きると思われます。
大量に起こった訴えを対処するため適当になりかねないし、捜査が広範囲に広がりかねないと思います。
この『非親告化』は創作意欲を削ぐ可能性が高い。そうすると「日本コンテンツ産業」が衰退する可能性がある。
例えば趣味で描いたオリジナルの絵を第三者に見せると「これは著名人の絵に似ている。著作権侵害だ。違法だ」などと言われて処罰されたら絵を描きたいと思うでしょうか。
他人を蹴落とすために利用される可能性もある。
ちょっと何処か誰かの創作物に似てるからといちいち訴えられたら誰も創作活動をしたいと思わないでしょう。
そういう危険があると思います。
『著作権』とは『著作者』が持っているから『著作権』というのであって、第三者が使うものではないと思います。
『著作者』が『著作権』を施行する権利を有するのであって、第三者が有するものではないと思います。
第三者の中で 1 人でも「似てるものがあつたら訴えてやる」という目で見ていたと思ったら何も作れない。描けない。
まだ見るもの触るものが少ない若い人間の引き出しは少ないため、人の作品から影響を受ける事が多いです。
でもそこから新しいものを作っていく。それがクリエイターというものだと思います。
「創作物」と「意図的に盗んだ作品」は違います。
なので私は親告罪のままでよいと思います。
『有害情報』を規制するという事は、上記にも書いた「創作意欲」を削ぐ可能性もあるという事です。
表現の自由までも規制しかねない。コンテンツの衰退を招く可能性があると思います。
今日本が世界に誇るコンテンツがあるのは表現の自由と創作意欲であるとするのなら、表現

	<p>の自由を規制した中では創作物は作れないのです。 もし『非親告化』と『有害情報規制』をしたとするならば、次世代のコンテンツはないと考えます。 次世代のコンテンツとして発展させようとしているものを阻害しかねない。 規制しすぎる事によって文化を衰退させかねないと考えます。 ダウンロード違法にも書きましたが、これらを法で縛ることは日本を衰退させかねません。 エネルギー生産も出来ず、食料自給率も低い日本ではこういった技術が不可欠であると思いま す。 日本人のクリエイターの芽を潰す可能性があります。 なので私はこれらに反対いたします。</p>
361	<p>児童ポルノ改正案について 明らかにおかしいのは二つ。 1:現行法では禁じてない単純所持を禁止する 2:被写体が実在するか否かを問わず、児童の性的な姿態や虐待などを写實的に描写したものを「準児童ポルノ」として違法化すること 単純所持禁止についてですが、こちらは「法案が可決された後、法案が可決される前に所持されている児童ポルノ」まで法律違反とみなす事が出来ます。 で、問題はというのが児童ポルノであるか、というのが曖昧なのです。 なので、息子、娘等の子孫の写真を持ってただけで逮捕。 という事になりかねません。事実、もう既にアメリカでは子供の写真を現像しようとして逮捕されたという記録が出ています。 また、これが可決すれば「貶めたい、社会的に殺害したい人物」に児童ポルノを手紙で送ったり、メールで送れば逮捕出来る、という事になります。 手紙なら素早く燃やせば済むところですが、パソコンは画像を消したとしても見たというデータ、つまりローカル PC にはキャッシュが生成されるのでこれを見れば『児童ポルノを見た』という証拠が出来ます。つまりこれで恣意的運用が出来る可能性があります。 つまり別件逮捕の為に使われる可能性があります。 また、二つ目ですが「アニメや漫画、ゲームなどでも児童を性的に描いたもの」、あるいはあるいは「児童の性的な姿態や虐待などを写實的に描写したもの」ですが、まず絵や漫画が間接的にしろ人権を侵害すると言える根拠がありません。 見た人が不愉快になるならゾーニングにすればいいです。漫画が犯罪を誘発するという証拠もしくは推定根拠も示されていません。 そもそも学問の世界では「暴力的メディアが子供を暴力的に育てる。性的メディアが子供を性的に育てる」という「強力効果説」は認められていません。認められているのは短期的な模範可能性、元々暴力的の人間に引き金を提供する「限定効果説」です。 引き金の含意は、それが引き金を引かなくても、別のものが引き金を引く可能性があります。だから引き金要因に中尉を奪われることは、火薬の装弾という本質的要因を覆い隠し、責任転嫁をする事を意味します。それが限定効果説を提唱した理由です。 また、模範可能性は子供で例えると、親の育成、行動に問題がある場合、子供はそれを模範します。 つまり漫画や絵じゃなく、問題は親等にある可能性があります。 で、規制強化が危険である理由は (1) インターネット化の進展「(利用者増大、ブロードバンド化)は、単純所持概念の曖昧化を推</p>

	<p>し進め、 この規制導入後の恣意的運用の危険を増大させています。 (2)PC ゲームの中での性的発露(マスターベーション的欲求十分)の進展は、キャラクター中心のメディアセックスと、 生身のセックスとの分離を推し進めています。つまり、規制によって性的発露が不十分になった場合、 生身のセックスとの分離が止まり、別の性的発露を求めるようになります。つまり、これがレイプ等の凶悪犯罪。 あるいは自殺による思考停止、性的欲求停止によって解決する可能性があります。 (3)ゲームや漫画に描かれた「女子高生」に性的に惹かれるロリコン漫画の読者と、現実の第二次性徴前の少女に惹かれる ペドファイルとは必ずしも重ならない。 (4)憲法違反である。 (5)もしこれらが可決された場合、児童ポルノの一掃に金銭的負担がかかる。 その場合、新たに組織が作られるので役員の天下りの危険性がある。 これらの危険性があるので、この法案は可決させない方が良くと思われます。 以上。</p>
362	<p>「知的財産推進計画 2007」の見直しに関する意見 1.ダウンロード違法化は正規のインターネット利用を萎縮させる愚策であり、撤回すべきである 昨年 12 月、文化審議会著作権分科会は意見募集において寄せられたおびただしい数の一般国民による反対意見を一蹴し、審議会事務局曰く賛成多数で違法複製物のダウンロード禁止を妥当とする報告を取りまとめたが、例え罰則が無く民事上の責任のみを負うことになったとしてもダウンロード禁止は一般利用者に極めて過大なりリスクを背負わせることになるものであり、改めて分科会報告書における結論の撤回と推進計画からの該当項目・第 4 章 4.I-1(4)の削除を要求する。 ダウンロード違法化を正当化する理由として常々、挙げられるのは「利用者のモラルの低さ」であるが、順序から言えば公衆送信権に基づき無断で行われたアップロードの摘発を強化することが先決であるにも関わらず、その手順を踏まず「利用者のモラル」に責任転嫁することは権利者及び行政の怠慢と批判されても仕方の無いところである。また、一時キャッシュについてダウンロードとみなすべきではない旨を審議会事務局は主張しているが、裁判所がその見解を支持するか否かは未知数であり一時キャッシュはダウンロードに該当しない旨を明文化しない限り、正規のインターネット利用自体が違法複製物かどうか判断の付かない著作物へのアクセスにより賠償責任を負う危険性により利用を萎縮させることは確実と言わざるを得ない。 米国においては、支払い能力の乏しい未成年者を狙い撃ちにする形で多額の損害賠償請求が乱発され、訴訟を通じて賠償金を支払わせることにより利益を得る「訴訟ビジネス」の様相を呈しているばかりでなく、刑事罰を伴う規定を有するドイツでは被疑者不詳の訴訟が乱発され捜査機関の処理能力をオーバーした結果、最高裁まで争われたプロバイダに対する被疑者の情報開示請求訴訟が権利者側の敗訴に終わるまでに至っている。 このように、ダウンロード違法化は刑事罰の有無に関わらず導入した国では立法時の意図に沿った運用が不可能な状態となっており、その轍を踏む理由はどこにも無いというべきである。</p>

2. デジタルアーカイブ化による作品公開と支援を推進し、著作権の保護期間に関する議論に際しては「次世代への文化の継承」の観点を重視すべきである

今回の推進計画改訂に当たっては、第4章 4.I-1(6)「アーカイブ化を促進し、その活用を図る」として明確化された方針について一層の具体化を図ると共に、着実な実行を進めるよう強く要望する。その実現に際しては国立国会図書館や東京国立近代美術館フィルムセンター、NHK アーカイブスを始めとする公的機関と「青空文庫」に代表される民間事業が両輪となって推進することが望ましく、一般国民が多種多様な著作権保護期間を満了した作品に接する機会を創出するプロジェクトの奨励を本格的に実施すべきである。

現在、文化審議会著作権分科会では専門の小委員会が設置され著作権保護期間に関する議論が継続されているが、保護期間延長を要求する意見の中には「アーカイブ化の阻害」という重大な負の側面を軽視し、権利保有者によるコンテンツの死蔵とそれに伴う散逸を「競合するコンテンツの排除」と言う観点から積極的に肯定するような、おおよそ著作権法第1条に掲げられた「文化の発展に寄与する」目的からは乖離しているとしか評し得ない意見すら表明されていることに対しては驚きと失望を禁じ得ない。

著作権保護期間延長に賛成する意見は、ほんかど全てが延長を「国際的な傾向」と位置付けているが、2006年12月に英国で公表された「知的財産制度に関するガウアーズ報告書」(*1)においても、やはり同様の理由で著作権隣接権の延長を有害無益であると断じたことを受けて英国政府は昨年7月に隣接権延長を断念する旨を表明している。その理由として挙げられている「ごく少数のベストセラーによって売上を確保する傾向に拍車がかかり、新規の創作や、新たな投資への意欲を減ずることになる」と言う指摘は著作権に対してもそのまま当てはまるのではないのか(当てはまらないと言うのであれば、その理由を明示すべきである)。また、日米年次改革要望書を通じて我が国に著作権保護期間を「死後70年・公表後95年」に延長するよう再三にわたり要求している米国においても、昨年1月に議会図書館著作権局が公表した「Report on Orphan Works」(*2)と題する報告書が大きな波紋を呼んでおり、同報告書においては著作権延長のおびただしい弊害を指摘したうえで早急に議会が対処することを強く求めている。このような欧米における動向の変化は、いずれも「商業的価値観のみに基づく安易な著作権保護期間の延長には重大な負の側面が存在する」と言う認識に基づいた行動に他ならず、もはや「欧米並み」が我が国において著作権保護期間を延長する理由には成らないことの証左であると言えるのではないだろうか。少なくとも、欧米でこうした新しい観点からの議論が生じたことこそ重視されるべきであり、その弊害を人為的かつ大量に発生させることが明白な著作権保護期間の延長は絶対に行うべきではないと考える。

*1 http://www.hm-treasury.gov.uk/media/583/91/pbr06_gowers_report_755.pdf

*2 <http://www.copyright.gov/orphan/orphan-report-full.pdf>

3. 商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求める

推進計画においては2004年度より第4章 I-1(3)④「弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」項目が創設され、昨年2月の調査会報告書においては商業用レコードの再販売価格維持制度廃止の方針が明確に示されたにも関わらず、後に実施された意見募集においては関係業界により再販制度維持を要求する同一文面の組織票と疑われる意見が大量に投下された等の事情から「音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する」と当初の明確な方

針から大幅に後退した表現に留まったことは極めて遺憾である。また、推進計画決定までの間、当事項を所管する公正取引委員会が主に新聞業に係る特殊指定の存廃に関する議論を優先する事務総局の方針に基づいてか、調査会デジタルコンテンツワーキンググループにおいて商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を勧告する方針が打ち出されてからも終始一貫して消極的・非協力的な姿勢をとり続けたことも極めて遺憾と言わざるを得ない。公正取引委員会においては、過去3回実施された「音楽用CD等の流通に関する懇談会」開催など順次、商業用レコードの再販売価格維持制度廃止に向けた取り組みを今後は一層、強化されるよう切に希望する。

平成16年、多数の音楽ファンやアーティスト等の反対にも関わらず著作権法による商業用レコードの還流防止措置が成立しており、両制度とも同一商品の小売価格に作用する点に変わりはない。本措置の導入に当たって「諸外国も同様の制度を実施している」と主張したのに対し、今や商業用レコードを再販制度の対象にしている国は日本ただ一国であり、還流防止措置に加えて商業用レコードの再販制度を現状のまま維持し続けることは諸外国に全く例の無い過剰保護と言わざるを得ない。このことは、デジタルコンテンツワーキンググループの出席者からも指摘された通り欧米各国と比較してヒットチャート上位アルバムの小売価格が1.5倍～2倍程度も高額であるという状況に拍車をかける一因となっている。また、欧米各国では「iTunes Music Store」を始めとする低価格で音楽愛好者に利便性の高い音楽配信サービスが爆発的な人気を博しているのに対し、日本ではレコード会社が再販制度を前提とした旧態依然の流通形態に拘泥する余り、今後の代替的供給手段に成り得る音楽配信に対しても特定レコード会社が「iTunes Store」への参入拒否を続けていることや、既に参入しているレコード会社でも欧米で配信している楽曲を日本の同一サービスには提供しないなど極めて消極的な姿勢であり、技術革新により低コストで音楽を普及させることが可能になったにも関わらずサービスの展開がレコード会社の方針で妨げられているという本末転倒な状況となっている。再販制度を擁護する意見には「インフラの未整備」などが挙げられているが、インフラの整備は政治の役割であり、未整備地域の解消と言う政治の役割を棚上げしての制度擁護は本末転倒との謗りを免れ得ないものであると強く指摘する。

かかる状況を是正し、文化の発展と言う目的を実現する為にも第4章I-1(3)に示された方向性に基づき商業用レコードの再販制度は直ちに廃止すべきである。

なお、新聞・書籍・雑誌に関しては現状では商業用レコードと比して代替的供給手段が確立されているとまでは言えないが、韓国において本年より全廃されたことを始め今後の国内外における環境変化や技術革新の動向を見極めながら、本項の基本姿勢をベースに中長期的な検討課題とすべきである。

4. 映画盗撮防止法の運用状況について検証すべきである

昨年の通常国会で成立した映画の盗撮行為の防止に関する法律について、その運用状況を定期的に報告を求めると共に、問題点が見られる場合は著作権法本体に吸収することを含めた見直しを実施すべきである。本来、著作権法において一般国民の知る権利を阻害しないことを前提に儲けられている適用除外を著作権法の内部で処理せず別の法律で無効化すること自体が業界権益を目的とする安易な立法の乱発に道を開き、著作権法上の適用除外規定を形骸化させかねない危険性を伴っていることに対して立法者の意識が低すぎるものと評せざるを得ない。本法の審議に当たって経済産業大臣は携帯電話で数十秒撮影しただけで逮捕される

ような自体など起こりえないと強く否定したが、米国では現に未成年者が 20 秒間の撮影で逮捕された事例が発生しており、結果的に甚だしい見識不足を露呈した答弁であったことをこの場を借りて指摘するものである。

また、施設管理者を始めとする業界関係者に対しては、盗撮防止に対する努力義務のみを課すよりも、盗撮行為を発見した場合の館内からの排除権限(所轄警察署への通報を含む)を付与すべきである。

5.既に実行された政策の検証を、不断に継続することを求める

推進計画の参考資料として附されている「知的財産戦略の進捗状況」では、平成 16 年に多数の音楽ファンやアーティストの反対にも関わらず成立を強行した音楽レコードの還流防止措置について「2005 年の 1 年間で 641 タイトルがアジア諸国にライセンスされた」と説明されているが、この数値だけでは日本レコード協会が主張していた「アジア市場への積極進出」に繋がっているかどうかの判断材料としては説得力に欠ける感が否めない。効果の有無を検証するのであれば、最低でもタイトル数だけでなく国・地域別の生産・出荷枚数や法施行前の 2004 年との比較数値を挙げるべきではないのか。また、レコード協会は法案審議に当たって再三「洋楽は対象外」と主張し続けて来たにも関わらず洋楽アーティストであっても日本法人が企画・編集し原盤権を保有しているとの理由で当該措置の申請を行い、受理されているケースが多数報告されている。これは法律上、可能であるとしても法案に反対した音楽ファンの信頼を著しく損なう行為であり、レコード協会及び会員企業に対しては徹底した再発防止を指導すべきではないか。同時に、来年の 1 月 1 日に最初の適用期限を迎えてもレコード協会が法案審議に際して提示した目標数値を達成する目処が立たない場合は、直ちに著作権法第 113 条 5 項を廃止すべきである。

また、昨年は「1953 年問題」について最高裁判所で判例が確立され昭和 28 年公開の映画は旧法の規定による経過措置が適用されない限りパブリックドメインとなることが確定したが、平成 15 年改正において著作権保護期間が延長された昭和 29 年以降に公開された映画作品のうち、現在もなお DVD の販売やレンタル、放送やインターネットを通じた配信により視聴が可能となっているものは、特に平成 15 年改正が無ければパブリックドメインに帰していたはずの昭和 29 年から昭和 31 年に公開された全ての映画作品中何タイトルで 1 タイトル当たりの平均収益は平成 15 年改正によりどの程度増加しないし全く利用されず保管コストの負担に伴う支出により減少したのか検証を行うよう、強く要求する。その検証により顕著な経済効果が認められなかったうえ、映画会社が黒澤・小津作品と同時期に公開されながら視聴に供されることも無く死蔵され続けているおびただしい量の作品を今後も公開する意志が無いのであれば、前述の通り著作権法の目的である「文化の発展」に反するコンテンツの死蔵・散逸に行政と立法が手を貸したとの批判を後世に受けるのは必定である。自身、立法府の一員として平成 15 年改正に賛成した立場であるが、それ故にこの検証を行わずして「欧米並み」と言うフレーズに乗せられる形で全ての著作権保護期間を現行の死後または公表後 50 年から延長することは絶対に行うべきではないと認識しており、その見解を改めて表明するものである。

6.終わりに

昨年 1 月 22 日にコンテンツ専門調査会企画ワーキンググループが公表した「世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指して」では「(国民が携帯電話、パソコンなど多様な媒体から、時間と場所を選ばずに、豊かなコンテンツを楽しむと

もに、自らも創作活動をすることができる。」「業界の内外から多様な人材がコンテンツ産業に流入し、互いに切磋琢磨する。」「日本のコンテンツが世界中で評価され、受け入れられるとともに、海外のコンテンツが日本で自由に紹介される。」等の将来像が謳われているが、知的財産制度は文化的・技術的所産の生産・提供者のみを優遇することとイコールでは無く、時にはその権利を制限することによって享受者がより多くの恩恵に預かることが可能になり、その中から将来の良き生産者が生まれるのである。この「文化的・技術的所産の公正な利用」の観点こそ今後のコンテンツ発展において重視すべきであり、その観点に基づいた施策を無軌道な権利強化を求める国内外の声に躊躇すること無く、大胆かつ着実に実行されるよう希望する。

以上

363 知的財産推進計画2007の63ページにあります、著作権法違反の非親告罪化の部分、見直しにおいて削除されますよう要望いたします。

非親告罪化は著作者の「告訴するか、しないかを判断する権利」を奪うものであり、著作者の保護という著作権法の趣旨を否定するものです。

また、著作物を広い意味で利用したコンテンツで、インターネット上に非営利、非商業資本の個人が発表しているものの中には、引用・評論などの著作権法上認められた行為や、パロディなどの既存著作物を下敷きにした新たな創作行為、原著作者の権利を明確に侵害するものなどが混在していますが、発表者・閲覧者のほとんどは、それが合法なのか違法なのか、十分な認識がないのが現状です。また、判例も乏しく、専門家の見解も割れるような事例も少なくありません。

著作権者が、こうした2次創作コンテンツ(前述のとおり、著作権法上合法的な引用・評論を含みます)について、不適切と判断するのではあれば、発表者側に対して、公開の自粛を促したり、民事上の損害賠償を請求したり、あるいは刑事告訴したりといった選択肢が与えられています(第三者による刑事告発の場合も、著作権者は告訴をしないことによって、民事的に解決する権利が留保されていると考えられます)。これは、2次創作コンテンツの制作・発表者ならびに消費者が、多くは原著作物のファンであるという状況からすると、著作者側の対応はとりもなおさずコンテンツ産業としての商業戦略の一部として位置づけられるものであって、機械的に権利侵害されたからといってすべて刑事処理することが、著作者の経済的利益を保証するとは言えないと考えられます。

現在の警察当局の捜査実態からしても、著作権者からの告訴を待って捜査着手しているのではなく、著作権侵害の事実を聞知・確認した時点で著作権者に告訴の意思の有無を確認していると聞いています。また、出版社やテレビ局、映像コンテンツの制作会社、音楽レーベルなどのコンテンツホルダーにも、多数の「通報」が寄せられており、著作権者側は独自の経営判断で、個別に警告を発するか、民事訴訟に訴えるか、刑事告訴するかを選択しているものと思われます。侵害事案が多すぎて対応が間に合わない、というのであれば、コンテンツホルダー側が告訴要件のガイドライン(たとえば、楽曲のまるまるのアップロードなど、明確に「黒」とする案件のみとし、グレーの事案についての告訴権を放棄していないことも明確化する)を公表するなり、捜査当局に内示する(告訴しない事案に捜査当局が人的リソースを配分する無駄を省くため)なり、賢明なやり方はまだまだあるでしょう。

創作行為の基本である、模倣やパロディ、パスティーシュを過度に委縮させかねない、著作権違反の非親告罪化は、日本の文化力の長期的な衰退を招くものであると確信します。関係省庁のご担当者さまにおかれましては、よろしく御吟味の上、次期計画からは当該項目を削除されますよう、よろしくお願いいたします。

拝啓 内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

早春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。ご多忙の折、突然のお手紙、お許してください。

さて、別紙の記事に示しました通り、児童ポルノの単純所持の違法化や、アニメや漫画、ゲームの表現も「準児童ポルノ」として違法化を目指す動きがあります。

児童ポルノの単純所持の違法化や、アニメや漫画、ゲームの表現も「準児童ポルノ」として違法化は、知的財産の形成を阻害しますので、私は反対です。

まず、よくある誤解として、児童ポルノの「児童」は、小学生以下の女の子だけだというものがあります。しかし、現行法でも、第2条で

(定義)

第2条

この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

と定義されています。つまり、「児童」とは17歳以下の男女です。すなわち、「児童」とは小学生以下の男女、中学生の男女、17歳未満の高校生男女、17歳以下の社会人の男女です。

さて、児童ポルノの単純所持を違法化すると、誰でも、児童ポルノを所持していたと、されて、逮捕される危険性があります。誰でも、逮捕される危険性がある社会では、安心して職業に集中することができませんので、知的財産の形成はできません。

例えば、今回、同封したカラー写真（カラーコピーです）をご覧ください。それぞれに小学生や中学生の女の子の写真が写っています。これらは、大阪で有名な国立中学校の新聞や、中学校の理科の教科書や、小学校・中学校の卒業アルバムに載っている、ごく普通の写真ですし、こうした写真を持っている人々はたくさん、いるでしょう。

【出典】

- ・ [redacted]（[redacted]中学校。編集：[redacted]。[redacted]）（中学生が発行した新聞です。昔、文通相手からもらいました）
- ・ 『理科 2分野上』（中学校理科用教科書。平成16年用。教科書番号：61 啓林館 理二759）p 52～53の中開きの『2 いろいろな地層』
- ・ [redacted]小学校の卒業アルバム（昭和59年3月発行）
[redacted]に存在する公立の小学校です）
- ・ [redacted]中学校の卒業アルバム（昭和62年3月発行）
（[redacted]に存在する公立の中学校です）

（↑写真など、自由に引用してかまいません。顔の目が隠れている写真であれば、ネットなどで公開してもかまいません。目が写っている写真でも、目にぼかしを入れさえすれば、ネットなどで公開してもかまいません。また、氏名さえ、ぼかされていれば、ネットで公開してもかまいません）

そして、一般の人々が、こうした写真を見ても、児童ポルノだとは思わないでしょう。

しかし、児童ポルノの単純所持の違法化がなされれば、こうした写真は、児童ポルノとみなされ、所持しているだけで、逮捕される危険性があるのです。

なぜならば、児童の性的な姿態を写實的に描写したものに該当するからです。実際、こうした姿（それぞれの2枚目につけた○印に注目してください。お尻が突き出されていたり、後から、見て、お尻全体がわかる姿が写されています）に欲情する人はいます。そういう風に警察官や裁判官に判断されたら、こうした写真は、児童ポルノであると判断されるわけです。たとえ、私は、こういう写真を見ても欲情しないと主張しても無駄です。判断するのは、警察官や裁判官ですから。そして、逮捕されます。

それならば、お尻関連の写真でなければ、児童ポルノでないのかというと、そういうことはあり得ません。

世の中には、いろいろなものに欲情する人がいます。スペースの関係で、ほんの一部しか書けませんが、一例を下記に挙げます。

- ・ セーラー服を着ている女子高生。もちろん、セーラー服はきちんと身に着けています。
- ・ マット運動をしている体操着の女子中学生。
- ・ 鉄棒をしているジャージ姿の男子小学生。
- ・ お遊戯をしている幼稚園の制服の男子幼稚園児。

このように、欲情するかどうかは、衣服の着用の有無とは関係ないわけです。ですから、何が児童ポルノと判断されるかは警察官や裁判官次第です。

この点に関して

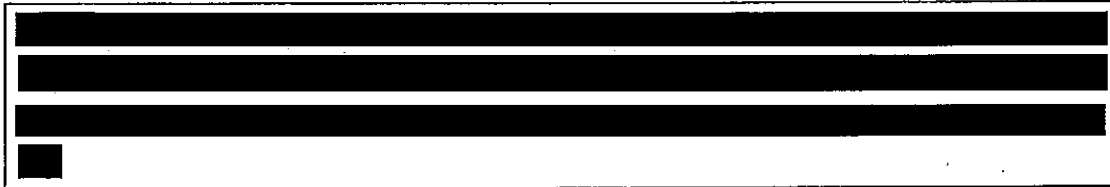
『現行法では、そのようなものを売っていたからといって、処罰されていないではないか？』


と反論する人もいますが

別紙の記事には

と明記されていますので、現行法の解釈は関係ないことがわかります。

さて、別紙の記事には



と記載されており、弁護士は、18歳以上の人、かつ、童顔の人がセーラー服を着ている写真を所持しているだけで、違法とし、逮捕するようにと主張しています。

したがって

・ 19歳の女の子がセーラー服を着ている写真、ただし、下着は見えていないし、肌も露出してない。

・ 23歳の童顔の奥さんが、ジャージでママさんバレーをしたときの写真。

も児童ポルノとなり、所持しているだけで、逮捕される危険性があります。

19歳の女の子と17歳の女の子の年齢を見分けることは不可能ですし、ジャージは、高校生も使うから、セーラー服と同じ解釈をされるからです。

もちろん

・ 夫が単身赴任しているので、滅多に2人が会えない。しかし、夫の欲求不満による浮気を防止したいので、童顔の22歳の看護師の妻が、ナース服でHな写真を撮影して、夫に持たせた場合。

・ 遠距離恋愛をしているので、滅多に2人が会えない。しかし、男性側の欲求不満による浮気を防止したいので、童顔の22歳の看護師の女性が、ナース服でHな写真を撮影して、男性側の恋人に持たせた場合。

・ 遠距離恋愛をしているので、滅多に2人が会えない。しかし、男性側の欲求不満による浮気を防止したいので、童顔の22歳の体育の女教師が、ジャージでHな写真を撮影して、男性側の恋人に持たせた場合。

も、児童ポルノの単純所持で逮捕される危険性が非常に高いです。

童顔の場合、22歳と17歳を見分けることは困難ですし、看護科のある高校も、世の中には存在するからです。また、ジャージは、17歳の女子高校生も使います。

さらに、問題なのは、児童ポルノの単純所持が違法化されると、無実の者が罪に陥れられる危険性が高まることです。

例えば、同僚の警察官(A)に恨みを持っている警察官(B)が、その警察官(A)が、非番のときに、こっそりと、机の引き出しの書類の束に、児童ポルノのカラーコピーを数枚、紛れ込ませて、はさんでおく。いちいち、机の引き出しを毎日毎日、チェックするわけではありませんから、その警察官(A)は、気づかずに、数日間、過ごす。そして、ある日、密告の匿名メールが、監察官室に届く。抜き打ちで、警察官(A)の机を調査してみると、児童ポルノのカラーコピーが発見される。そして、警察官の不祥事発覚とマスコミで報道され、懲戒免職となる。

こんなことが頻発するでしょう。警察官(A)が、いくら、無実を訴えても、無駄です。

もっとも

「覚醒剤や拳銃でも、同様のことは起こりうるのに、現在、その手の冤罪事件は起こっていないではないか？」

と反論する人もいるでしょうが、覚醒剤や拳銃の場合、どこから入手したかは必ず、詳細に調査されます。その結果、同僚を陥れようとした警察官(B)が、そういうものを入手したということで逆に逮捕されるでしょう。

しかし、児童ポルノのカラーコピーの場合

「警察官(A)が、禁止前に入手していたものを秘蔵していたか、または、インターネットでプリントしたのだろう」

ということになり、裏付け捜査をされずに有罪だと決めつけられるでしょう。というよりも、裏付け捜査のしようがありません。

このような状態では、警察官は安心して仕事ができず、治安は悪化するでしょう。そして、治安の悪化した社会では、職業に集中することはできないので、知的財産の形成はできません。

もう一つ、小学校教師の場合も、想定してみましょう。小学校教師が授業中、おしゃべりをしていて女子小学生を注意した。そのことで恨みを持った女子小学生が、自宅の個室で、セルフヌード（ただし、顔は写さない）を教杖、携帯電話のカメラ機能を使って撮影し、親がいない間に、自宅のプリンタで、写真を普通紙にカラーで印刷する（今は、プリンタが普及していますし、写真を、カラーで普通紙に印刷することは簡単にできます）。そうして、作った児童ポルノを鞆に入れて登校し、放課後にでも、授業中にわからなかったところを質問する振りをして、職員室に入り、教師の隙をみて、机の上の書類棚にでも、作成した児童ポルノをはさんでおく。いちいち、机の上の書類棚を毎日、チェックするわけではありませんから、その教師は、気づかずに、数日間、過ごす。そして、ある日、密告の匿名メールが、校長室に届く。抜き打ちで、教師の机を調査してみると、児童ポルノが発見される。そして、教師の不祥事発覚とマスコミで報道され、懲戒免職となる。

こんなことが頻発するでしょう。教師が、いくら、無実を訴えても、無駄です。

そして

「普通紙にカラーで印刷されていることから考えると、教師が、禁止前に入手していたものを秘蔵していたか、または、インターネットでプリントしたのだろう」ということになり、裏付け捜査をされずに有罪だと決めつけられるでしょう。というよりも、裏付け捜査のしようがありません。

このような状態では、小学校教師は、授業中に騒いでいる児童を注意することさえできません。そして、学級崩壊し、日本の教育レベルは非常に低下するでしょう。教育レベルの低い社会では、知的財産の形成はできません。

また、パソコンで知らず知らずのうちに児童ポルノをクリックしてしまう危険性もあります。

例えば、ブログで、Aが

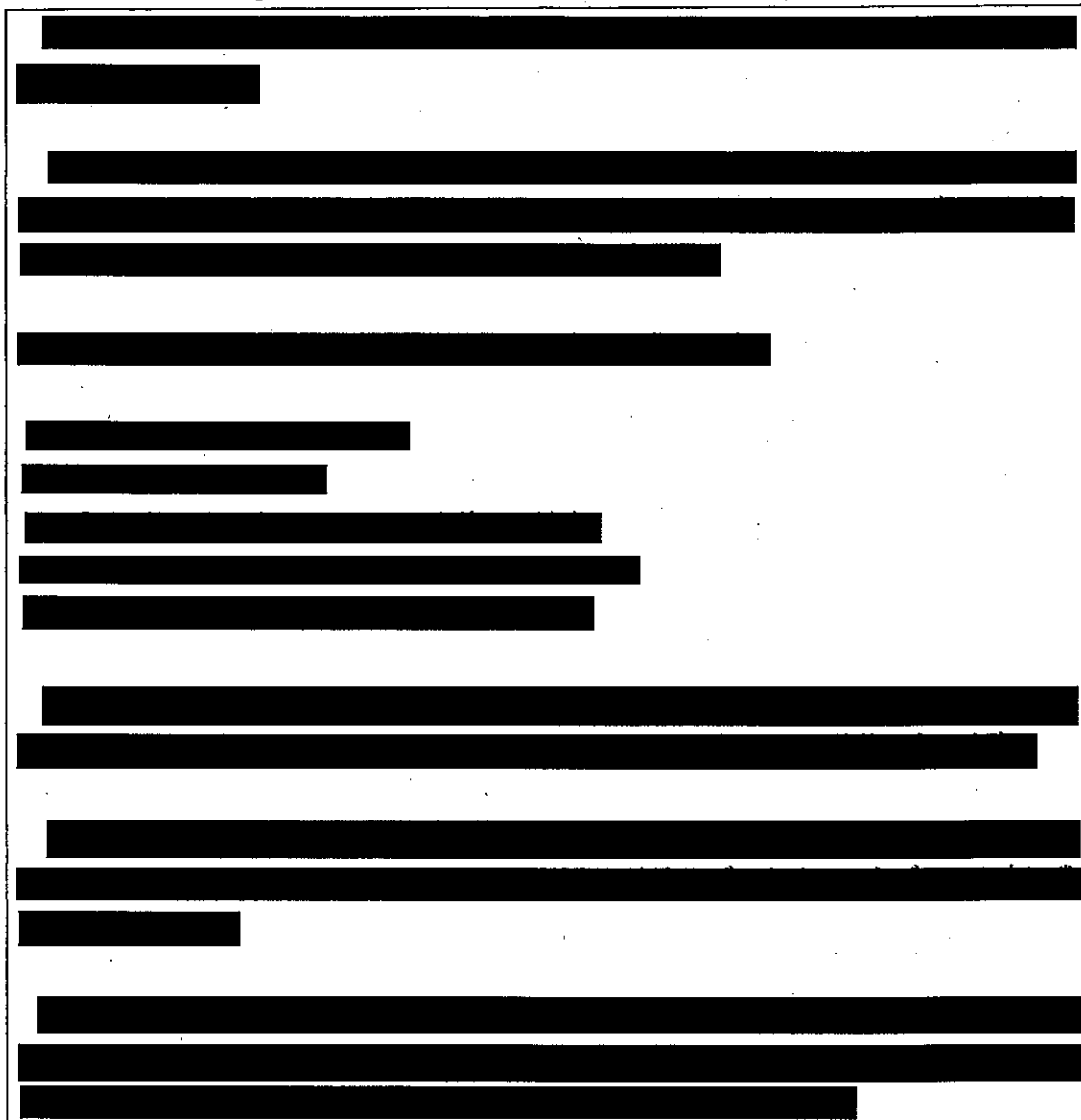
「暫定税率は正当なものであり、今後も維持すべきだ」

と主張したとします。それに対して、Bが、それに対する反論ブログ記事を作成し、Aのブログにトラックバックしました。そのトラックバック先のブログ記事を、Aが読み、反論できずに、怒りが湧き上がり、Bのブログのコメント欄に

「暫定税率は～な理由で正当だ。あなたのブログ記事は～で間違っている。根拠は下記 URL をクリックすればわかる」

と書き込み、Aに嫌がらせをするために、その URL が児童ポルノにつながるようにする。Bは、知らずに、その URL をクリックする。すると、児童ポルノにつながる。もちろん、Bは、すぐに、そのウインドウを閉じるでしょうが、そのキャッシュはしっかりと、Bのパソコンに保存されます。たとえ、再セットアップしても、しっかりとキャッシュは保存されたままです。そして、Aが児童ポルノを単所持していたとして、逮捕される危険性があります。

このへんについては、『困ったときの Q&A』（NEC 発行。VALUESTAR というパソコン
の取扱説明書です） p 71～72 にも



と記載されています。

掲示板においても、同様のことがあり得ます。

例えば、2ch という掲示板で、A が

「暫定税率は不当なものであり、廃止すべきだ」

と主張したとします。それに対して、B が、それに対する反論を書き込みました。それを、A が読み、再反論できずに、怒りが湧き上がり、掲示板に

「暫定税率は～な理由で正当だ。あなたの書き込みは～で間違っている。根拠は下記 URL をクリックすればわかる」

と書き込み、A に嫌がらせをするために、その URL が児童ポルノにつながるようにする。B は、知らずに、その URL をクリックする。すると、児童ポルノにつながる。もちろん、B は、すぐに、そのウインドウを閉じるでしょうが、そのキャッシュはしっかりと、B のパソコンに保存されます。たとえ、再セットアップしても、しっかりとキャッシュは保存されたままです。そして、数年、経過し、A が、そのことをすっかり、忘れた頃、A が児童ポルノを単純所持していたとして、逮捕される危険性があります。

この点に関しては

「2ch の場合、記録は保存されているから、安心だ」

と反論する人もいるでしょうが

「2ch が倒産して、サーバーがどこかに消えてしまったら、そういう記録で無罪を立証することはできない」

「そもそも、2ch に接続したから、そのような児童ポルノを単純所持する羽目になったかどうかを本人も覚えていないことが多いので、そういう場合、2ch の記録で、無罪を立証すること自体、できない」

と容易に再反論できます。

このように、自由な議論さえできなくなります。自由な議論ができない社会では、知的財産の形成はできません。

以上から、児童ポルノの単純所持が違法化されると、無実の者が罪に陥られる危険性が高まることがわかります。そして、それが冤罪であると証明することはできません。仮に、証明できる場合があったとしても、その確率は非常に少なく、天佑といっていいくらいです。

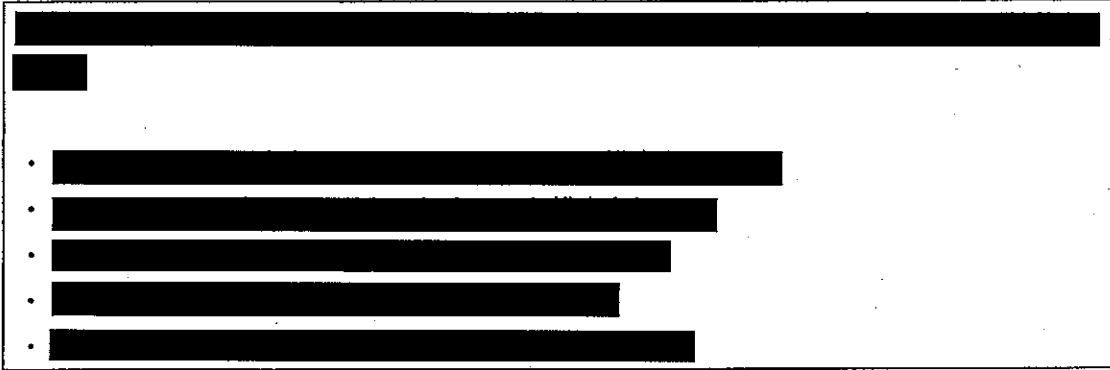
したがって、児童ポルノの単純所持の違法化の動きが立法化に私は反対です。知的財産の形成ができなくなりますから。

ちなみに

<http://www.iwf.org.uk/media/news.archive-2006.179.htm>

『Internet Watch Foundation (IWF)』(2006年10月24日火曜日)

によれば



と記載されており、アメリカ合衆国のような単純所持を規制している国々の方が、違法児童虐待画像が圧倒的に多いことがわかります。

アニメや漫画、ゲームの表現も「準児童ポルノ」として違法化を目指す動きについては、全く、根拠がありません。アニメや漫画、ゲームの表現で、児童に対する性犯罪が誘発されたという科学的根拠が全くないからです。

平成 18 年 10 月 20 日 金曜日 13:30～16:45 に三田共用会議所で開催された『第 6 回 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会』の『議事要旨』p 24、平成 18 年 11 月 10 日 木曜日 13:30～16:30 に三田共用会議所で開催された『第 7 回 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会』の『議事要旨』p 30 の [REDACTED] の発言に

[REDACTED]

[REDACTED]

があり、諸外国と比較して、日本では、児童虐待が非常に少ないことがわかります。（「child abuse: 児童虐待」という意味です）。

[REDACTED] がこのように、強姦に関する画像の規制が厳しいアメリカ合衆国より、日本の方が、児童に対する性犯罪が非常に少ないことを認めています。

【出典】

『第 6 回 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会』

<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/6-gijiroku.pdf>

『第 7 回 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会』

<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/7-gijiroku.pdf>


長文になりましたので、結論だけ、まとめます。

えん罪^り

- ・ 別紙の記事に示しました通り、児童ポルノの単純所持の違法化の動きがありますが、誰でも逮捕される危険が高い社会になり、知的財産の形成が阻害されるので、私は反対です。
- ・ 別紙の記事に示しました通り、アニメや漫画、ゲームの表現も「準児童ポルノ」として違法化を目指す動きがありますが、科学的根拠が全くありませんし、アニメや漫画、児童ポルノという知的財産が著しく衰退しますので、私は反対です。

ご多忙の折、長文、失礼致しました。乱筆お許しください。

TEL番号、FAX番号


なお、この手紙は、私の詳細な住所（)
を除いて転載自由です。


敬具


2008年（平成20年）3月20日 木曜日


〒

職業：

私のブログ 

パソコンの電子メールアドレス 

電話番号：

FAX 番号：

P.S.電子媒体で提出してもらいたい場合は、上記メールアドレスに連絡するか、FAXしてください。そのときは電子媒体で提出します。氏名については公表してもかまいません。この意見を公開する場合、概要 または 集約した形で公開してもかまいません。

職業

「知的財産推進計画 2007」の見直しに関する意見

平成 20 年 3 月 18 日

本意見は、経済・社会のイノベーションが促進される環境を提供するには、特許制度のサステナビリティが確保されることが重要であり、このためには、権利者がその権利を安心して行使でき、権利が適切に保護される環境が不可欠になるとの理由から、従来、議論の中心となっていた権利付与時の特許権の安定性に加えて、今後は、権利付与後の安定性を確保する施策の検討の必要性を主張するものである。

1. はじめに

経済・社会のイノベーションを促進するには、発明が特許制度において適切に保護され、研究開発の誘因として機能することが不可欠なことは論をまたない。研究開発において知識の融合の重要性が高まり、企業がオープンイノベーションを目指すようになって、こうした動きは研究開発の成果が適切に保護されることが前提となっている。

近年、経済のグローバル化と産業構造の変化に伴い、世界のイノベーション環境が大きく変化しており、プロパテント政策の重要性が高まるだけでなく、知財を活用した新たなビジネスも生まれている。こうした中で、世界の特許出願件数が大幅に増加するなど「特許爆発」とも言うべき状況に至っていることから、国際的な制度調和やワークシェアリングが必要になっている。また、米国を中心に知財訴訟が増加している一方で、我が国では増加していないことに見られるように、知財の保護と活用が米国に集中する現象が生じて、米国発の知財リスクが国際的な事業環境を左右するようになっている。

このような新たな状況を踏まえると、世界で最も多くの発明を生み出し、その利益を享受している我が国は、国際社会の一員として、諸外国と連携しながらも、権利者が安心してその権利を行使でき、権利が適切に保護される環境を自ら整備していく役割が一層高まっている。

そこで、本稿では、権利行使の前提となるべき、知的財産制度の透明性と予見可能性の高いメカニズムを構築に絞って論じることとしたい。

2. 問題の所在

特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」の資料では、審査・審判・裁判の状況に関して、審査結果が審判で支持され、審決が裁判でも支持さ

れる傾向が進行している旨を述べている¹。審査と審判は、いずれも特許庁内の処分であるから、審査結果が審判で支持されるべきことは当然である。むしろ、審決が裁判でも支持されていることは、特許庁の審査・審決の品質が高いことを示すものであり、我が国特許庁はこれらを通じて世界に誇るべき国際公共財を提供しているといえる。

しかし、ここでいう「裁判」とは、審決不服訴訟のことであり、侵害訴訟における無効の抗弁に対する裁判所の判断のことではない。すなわち、平成16年の特許法改正では、特許権侵害訴訟において、当該特許権が特許無効審判により無効とされるべきものと認められるときは、特許権者はその権利を行使することができない²ものとされ、審決取消訴訟以外でも、裁判所において特許無効の判断をすることが可能になったものである。

この特許無効の判断は、理由中の判断であって既判力がなく、当事者以外にも効力が及ばない³ものである。しかし、いざ権利行使時に特許権の無効が争点となり、これに対する裁判所の判断が理由中の判断に取り込まれるか否かは、事業者にとって予見可能性の観点から極めて重要であるから、審決不服訴訟における裁判所の判断と同様に、その運用の実態を踏まえる必要がある。

そこで、平成18年中に終局判決がなされた侵害訴訟において、特許庁の判断が支持されているか筆者が調べた結果、次のとおりとなった。

◆ 平成18年特許権侵害訴訟の分析

	総数	
		特許無効認容
請求認容	9	1
請求棄却	32	20
合計	41	21

(注)平成18年中に地裁第一審終局判決がなされた特許権侵害事件であって、最高裁ホームページに判決全文が掲載されているものから筆者調べ。

請求認容には請求の一部認容を含む。請求認容に特許無効認容が含まれるのは、特許無効を理由とする特許権侵害差止請求権不存在確認請求事件があるため。

上記判例のほか、職務発明対価請求事件において、企業側が特許無効を主張し、これが認容された判例もある。

上記のとおり、平成18年中に地裁第一審終局判決がなされた特許権侵害事件41件のうち、特許無効が認容されたのは21件と半数を占め、特許権が有効であることを前提に請求が認容されたのは8件に過ぎない。特許権を取得した者が訴訟を提起しても、侵害が認定されて差し止めや損害賠償が認容されるより

¹ 特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会検討資料」45ページ(参考Ⅱ-10、参考Ⅱ-11)。

² 特許法第104条の3。

³ 民事訴訟法第114条第1項、第115条第1項。

も、かえって被告から無効の抗弁がなされて、これが認容される可能性の方が高い結果となっている。すなわち、特許庁の判断は、侵害訴訟においては必ずしも支持されていないと言える。

特許庁の判断が審決取消訴訟では支持されて、侵害訴訟においては必ずしも支持されない傾向があるならば、賢明な発明者は、日本で特許権を取得した後で、日本の審査・審判及び審決取消訴訟で採用されたデータをもって米国でも特許権を取得した上で、実際の侵害訴訟は米国で提起するだろう。また、侵害者は、あえて不利な審決取消訴訟を提起して費用を費消するよりも、権利者からの訴訟の提起を待って、無効の抗弁を主張した方が賢明と考えるだろう。

このことから、知財の保護と活用の方が米国に集中する現象が生じて、米国発の知財リスクが国際的な事業環境を左右するようになってきているのは、我が国では、侵害訴訟において原告の請求が認容されにくいことと関係があるようにも考えられる。

仮に、せつかくの権利がその行使の局面で容易に無効になると自国民に思われているようでは、その国は単に発明を世界に垂れ流して、外国で知財紛争を惹起させ、審査負荷をかけているだけであって、発明が適切に保護される環境という国際公共財を提供する役割を適切に果たしているとはいえない。

3. 原因の検討

我が国特許庁の判断が審決取消訴訟では支持されて、侵害訴訟においては必ずしも支持されないこと、すなわち、特許権の権利付与後の安定性に欠けることとなる原因としては、(1) 当事者への誘因、(2) 特許無効がエクイティを代替している可能性、(3) 立法上の誤りが考えられる。

(1) 当事者への誘因

特許権の権利付与後の安定性に欠けることとなる当事者側への誘因としては、無効事由のある特許権に係る侵害訴訟ほど裁判所が心証開示に消極的になり、原告が強欲になって和解や訴え取り下げになりやすく、この結果、終局判決に至りやすいという事情が考えられる。

また、被告側の誘因として考えられるものとしては、原告の特許権つぶしを狙って、訴えの取り下げに同意しない⁴可能性もある。

しかし、訴訟経済の観点から、裁判官は侵害の有無だけでなく、特許無効事由の有無についても適時適切に心証開示を行っているはずである。とりたてて無効事由がある特許権に係る事件についてのみ心証開示に消極的であるとか、原告が強欲であるとは考えにくい。

また、被告による原告の特許権つぶしの目論見も、侵害訴訟が相対効である性質からその効果は限定的である。むしろ、直接的に無効審判を請求した方が合理的である。

⁴ 民事訴訟法第 261 条第 2 項。

したがって、当事者の誘因が原因であるとは考えられない。

(2) 特許無効がエクイティを代替している可能性

特許権の権利付与後の安定性に欠ける別の原因としては、裁判所は被告の事業継続を重視して、侵害訴訟において原告の権利が厳格に吟味されるような運用をしているのかも知れない。つまり、判例を正規の法源としない我が国には、英米法のエクイティ（衡平法）の原則⁵がなく、米国で認容されることの多いアンチトラストの抗弁も認容されない。このことから、特許無効の抗弁が実質的にこれらを代替しているということである。

しかし、特許無効がエクイティの原則を代替して、このために同一の特許権について場面に応じて有効・無効を左右することになれば、裁判所は、権利行使に当たり民法 1 条の一般則の他に特許法上特段の留保を付さないものとした立法者意思に従っていないことになる。まして、権利設定段階では特許権者を保護して、権利行使段階では侵害者を保護するのであれば、何のための知財制度なのかということにもなりかねない。

特許無効がエクイティの原則を代替しているかどうかは、裁判官の内心に関わることであって、真実は不明である。しかし、エクイティの原則を考慮すること自体は、英米でも認められていることであって不当ではないと考える。むしろ、特許無効の方法によることが問題なのである。

そこで、他に考えられる原因を解消してもなお無効が生じるようであれば、有力な原因として扱い、対策を検討すべきだろう。例えば、エクイティの原則を特許法上も規定することが考えられる⁶。

(3) 立法上の誤り

ところで、裁判所が無効の抗弁を認容する際の根拠条文は、特許法 104 条の 3 である。同条には、その下敷きとなった最高裁判決では「特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない」⁷であったの

⁵ 米国連邦最高裁（2006 年 5 月 15 日 eBay 判決）は、特許権侵害訴訟において差止め命令を求める特許権者は、エクイティの原則から、①差し止め命令が出されなかった場合、特許権者が回復不能な損害を被る可能性があること、②金銭賠償では不十分であること、③特許権者と侵害者の不利益を比較して差し止めが正当化されること、④差し止めによって公益が損なわれないことの 4 要件を立証する必要があるとしている。

⁶ 特許法において特殊な主張責任を課している前例としては、104 条の 2（具体的態様の明示義務）があるから、かかる立法が法技術上不可能とは考えられない。

⁷ 最判平成 12 年 4 月 11 日（キルビー特許事件）判決主文。公知の発明に基づき容易に発明できることを理由として拒絶査定が確定した原出願と実質的に

が、立法に当たり「明らか」要件が削られた経緯がある。

このため、裁判所は、条文を善解して、無効事由が明らかでないものについてまで自由な心証で無効を認容していて、このために特許権の権利付与後の安定性が損なわれている可能性がある。これは立法上の誤りである。

そして、裁判所が同条に基づき明らかな事由がないのに無効とするのは、具体的には、特許権の成立要件のひとつである「新規性」又は「進歩性」の欠如であることが多いから、両者について対応の必要性及び方策を検討する必要がある。

まず、新規性については、近年の情報技術の進歩により、インターネットによる非特許文献の検索が容易になっていることがその背景として挙げられる。このため、新規性が争点となった時には、それが特許庁の査定から時間が経てば経つものであるほど、関連する非特許文献を次々と発見しやすくなり、裁判官の心証を強めるおそれがある。

もっとも、非特許文献については、特許庁における審査でも容易に検索できるようになるはずである。したがって、今後は新規性のない発明は特許査定を受けることができず、これの欠如を理由として侵害訴訟時に無効になる事態は生じにくくなると期待される。

次に、残る無効事由として問題になるのは、進歩性である。進歩性については、特許庁が「特許・実用新案審査基準」及び「特定技術分野の審査の運用指針」を公表しているけれども、裁判所は指針に従う法的義務はない。裁判所が特許庁の指針に準拠して無効事由としているのか、指針と関係なく自由な心証に基づき無効としているのか、透明性に欠けるところがある。

仮に、後者であるとすれば、特許庁が科学技術の現状や社会経済上の様々な事情に配慮して総合的に定めた指針に裁判所が従わないということである。このことは、民主的に統制された行政部門とそれが無い司法部門とのいずれが産業政策に責任を持つべきかという問題を生じさせる。この問題を終局的に解決するには、裁判所が侵害訴訟において進歩性を判断しない、透明性をもった仕組みにすることである。

このためには、例えば、侵害訴訟において裁判所が進歩性を判断することを禁じ、又は進歩性の存在を推定する明文の規定を設けるか、少なくとも、104条の3に盛り込まれなかった「明らか」要件を復活させることが必要になると考える。いずれにせよ、この問題の原因究明をしっかりと行い、早急に対策を講じるべきである。

4. まとめ

以上のとおり、本稿では、特許制度における透明性と予見可能性の高いメカニズムの構築に向けて、審査・審判・裁判の状況を概観した。そこでは、特許

同一の発明を後れて分割出願したことは不適法であり、このような無効とされる蓋然性の極めて高い特許権に基づき第三者に対し権利を行使することは、権利の濫用として許されないとする。

庁の審査結果が審判で支持され、審決が裁判でも支持される傾向が進行しているものの、侵害訴訟においては必ずしも支持されていないことが明らかになった。

この格差の原因としては、(1) 当事者への誘因、(2) 特許無効がエクイティを代替している可能性、(3) 立法上の誤りが考えられる。いずれが真の原因であるか不明であるが、我が国で侵害訴訟を提起した場合における権利安定の予見可能性の低さが無視できない影響を与える可能性がある。

経済・社会のイノベーションを促進するには、発明が特許制度において適切に保護され、研究開発の誘因として機能することが不可欠である。

したがって、従来、議論の中心となっていた権利付与時の特許権の安定性に加えて、今後は、権利付与後の安定性を確保する施策を検討していくことが必要であり、「知的財産推進計画 2008」の策定に当たっても、この点について議論を深めることを期待するものである。

以上

平成20年3月27日

内閣官房知的財産戦略推進事務局宛様 あて

[Redacted]

[Redacted]

TEL: [Redacted]

FAX: [Redacted]

『一般普及 PC のセキュリティ強化とセキュリティ破綻の救済策、およびセキュリティレベルの客観基準の策定と自動機械判定、その他法整備の必要性について』

ご担当者様はじめましてお世話になります。

ー自己紹介

私自身も、Windows やオープンソースのソフト等、一般に広く普及しているソフトを使って、非常に多数を占めている一般利用者が、必要かつ十分なセキュリティを得るにはどうしたらいいのかと個人で研究しているものです。

ーインターネットの現状の確認とセキュリティ問題の明確な発意

現状のインターネット技術の問題についてですが、そのセキュリティの施策については、法律やその他を通じて、目下同一自治体内、もしくは自治体外のサーバーの管理業者に任せていると思われま

す。
ただ若干利用者側の問題で知識や経験不足から、セキュリティが満足に設定できないこと等の理由から、結果的に例えば特許の事前打ち合わせ段階で、個人所有の PC と相談相手との不用意なメールのやり取り等から情報漏えいが起こり、結果的に特許取得が困難、または先願に遅れてしまう、もしくは特許をとらなくても、十分な技術価値評価を得られなくなってしまう、そんな場合もありうると、気がつきま

ーセキュリティが破綻した場合の解決の難しさ

また、裁判所やその他、居住する自治体を越えたところにプロバイダの管理者がいる場合、移動コストや電話対話の難しさから、満足のいく問題解決ができる保障があるとは言えない状況にあるかもしれま

ー知財問題の体験談

現在私は会社を退職していることもあり、真相は不明なのですが、私が数年前勤務していた会社の顧客として、高知県の津波対策の技術開発をしている設計技術者を担当させていただいたことがありまし

た。
ご本人様自作のアイデアの避難所と殆ど類似のものが、インターネットに掲載されているという指摘を受けたことがあり、すこしおやっと思ったものです。確かに多くの人が同じ目的に進んでいるときは、類似

した技術は生まれやすくなるものです。だからといって殆ど類似のものが生まれることはないと思います。

さらには、通常情報そのものが金銭的な価値を持つそのような設計情報は匿名性・公開性の高いネットに公開しないものだとすれば、技術盗難にあった可能性も十分考えられると、今ではそう考えています。さらに個人で事業を営んでいる場合、金額も時間もかかる訴訟のリスクはとり難いものです。

一昨今の世界状況からの知財問題解決の積極的な必要性、安価な解決策の模索の必要性

気候変動や各地震災の影響もあり、企業の大小にかかわらず、多くの人が技術開発をはじめ知的財産の開発に勤しむ必要に迫られています。また、一般家庭でもネットオークションやオンライントレード等のお金の絡む行動も頻繁に行われるようになってきているでしょう。

そういう意味でも、利用者側の経済事情に即し、かつ当人の業務リスクの大きさに即した、十分なセキュリティ対策を、利用者の負担感を上げることなく、継続して行うことが必須だと思われます。

高価なセキュリティ対策ソフトを用いなくても、何かしらのPCの設定等で解決できる問題も多いです。そういった安価なことをしっかり行うことが必要です。

一社会環境からくる様々なセキュリティ脅威について

また、利用者がセキュリティに意識的、意識的でない場合に関わらず、利用者本人がプロバイダ関連企業と競合するような関係にある場合、サーバー上の管理メールからいとも簡単に知的財産が脅かされてしまう脅威を持ち続けてしまう場合もあるというのも問題だと思います。

例えば、プロバイダのメールサーバー管理者がアルバイトを雇ってその管理を任せている場合、そういった潜在的な脅威は、現実の問題として常習化するかもしれません。また価格競争の激しい昨今では、潜在的にそういう現場は多くなりがちです。

人員数、資本体力・技術体力が小さいほど、十分なセキュリティを施す必要があるのですが、残念ながら利用者の意識の上でも、金額上の負担感の上でも満足な解決が得られない場合も多いだろうと思います。

さらには、利用者が気づかない場合、小さな企業がとことん事業運営上不利な立場を強いられ続ける場合も少なくないでしょう。大企業が直接小企業の真似をしなくても、小企業の情報が漏洩することになれば、競合製品を投入する順序を見計ることができ、事業を進める上でも常に優位に立てる、そんな不当競争につながる場合もあるでしょう。

一サービス提供者側の持続的なセキュリティ対策の必要性

現在、実に多くの人がインターネットを一般利用しているとは思いますが、例えば自治体やプロバイダ等に依頼するなどして、定期的にエンドユーザー様にセキュリティ具合を確認し、少しでも健全に知的財産を生み出す社会体制を生み出せないものか思います。

一客観的なセキュリティ基準の必要性和技術開発の余地

さらには、セキュリティ仕様としては、JISQ27001等のセキュリティ基準があるようですが、それはあくまで仕様の問題で、セキュリティの破綻は設定のミス等、人為的な部分が大半だと思われます。自動車には安全基準や排出ガス基準があり、そのための車体の測定装置はありますが、セキュリティではJISQ27001等の仕様があるだけで、それが客観的に満たされているかを調べる方法が確立されていません。

例えば、具体的な技術開発目標としまして、インターネットから常時最新に更新されているセキュリティ監査ソフトを一括ダウンロードし、それを実行させることで、自動機械的に満足のいくセキュリティが確保されているかどうかを判定することができたら素晴らしいと思われます。

ウィルス対策のオンラインチェックサービスはあるようですが、それは個別の企業の製品によるものです。さらにはOS、ウィルス対策ソフトの元親会社は国外企業がほとんどで、通信内容の内訳はよく分からないものですし、記録以上の通信のあるなしも分かりづらいものです。さらにはそういったソフトはセキュリティのオンラインアップデートがありますが、その際の送受信されるデータの中身については利用者には全くわからないものです。ダウンロードするならば、責任の限定できる一貫性のあるものが、一括してダウンロードできるようにする必要があります。

さらにはメールやブラウザ、リムーバブル記憶装置、その他を含めて総合的で不特定多数が客観的な判断をしてくれるソフトは、一般には知られていないと思います。さらには、セキュリティソフトは有料で、通常買い替えはしにくいものです。

ー利用者側による利用者個人のプログラム操作にまつわる自己情報の、本人管理下による可視化の必要性

コンピュータの挙動は利用者には分かりづらいもので、なおかつ、すべての操作について逐一記憶できるようなものでもありません。プログラムの実行や、インターネットの閲覧、メールの送受信、データの保管は利用者のスムーズな手順によるもので、大抵意識化されることも稀だと思います。さらには、オンラインショップやネット決済をはじめ、重要な情報が一般家庭でも頻繁にやり取りされるようになっていると思います。

そういう状況もあるため、一度トラブルに遭遇すると、そこから回復することは難しいものです。一般の個人利用者が、重要なセキュリティ情報記録を始め、インターネットの閲覧記録を含めて、あらゆる操作記録を一元的に管理し、かつ外部からセキュリティを施す技術が不可欠です。

サーバー等の大規模なものであれば、記録をとる手段としてプロキシサーバーやネットワークパケットチェッカ、ログ収集サービス等がありますが、一般のWindowsクライアントPCでは簡易なフリーソフトはあるものの、十分な法的な効力と品質保証のある手ごろなお値段のソフトで、一般のクライアントPCに簡単に導入できるようなものは十分知られていません。

ーサービス提供側の守秘義務の強化

また大企業ほど、アルバイト等によって潜在的に守秘義務が犯されがちですが、インターネット関連企業自身内部に、情報漏えいや利用者の人権侵害、知財の盗難余地がないかを定期的に監査するこ

と、その義務化、またその専門員の養成等も、重要なセキュリティ向上施策の一つだと思います。

一道州制も考慮に入れながらの、地方裁判所におけるセキュリティ対応力の強化の必要性。

インターネットは世界中とつながっていますが、その法律上のトラブルの解決には、実際に体を移動して話せる身近な裁判所やその他法律事務所が不可欠です。

ーセキュリティに伴う法整備の必要性

また、仮に万が一、インターネットを通じて暴露的に知的財産が公開され、競争上不利になったり、特許の先願に遅れたり、その価値が劇的に減少したとしても、被害者側に何らかの保障の方法があればと思います。

さらにはその裏面の施策として、特許権は発案者の独占保護利用権ですが、コンピュータセキュリティに関するものについては、出願者同意の下で、その知的財産権が4.5年で広く普及できるように独占性を弱め、かつ税制優遇するなどして補償する制度を限定的に新設し、制度参加者が互いに利用しやすくする等の施策も併せて必要だと思います。

これは、気候変動や震災等、人命にかかわるような問題、緊急人道支援の必要性が強い現場には特に必要な制度だと思います。

ーインターネットの責任問題について

インターネットの問題は通常誰の問題か分かりづらいですが、大企業の情報化が進んでいることや、大抵の海外のソフトウェア会社が巨大資本企業であることから、大半の利益の享受先であるそういう企業も、そういった補償の相手先としてふさわしいのではないかと思います。

以上です。忙しい中、目を通してくださり、ありがとうございました。